ＩＰ通信網サービス契約約款（平成12年東企営第00－51号）

実施　平成12年７月７日
ＮＴＴ東日本株式会社

目次

第１章　総則 ……………………………………………………5
第１条　約款の適用 ……………………………………………5
第２条　約款の変更 ……………………………………………5
第３条　用語の定義 ……………………………………………5
第２章　ＩＰ通信網サービスの種類等 ………………………8
第４条　ＩＰ通信網サービスの種類 …………………………8
第５条　ＩＰ通信網サービスの品目等 ………………………8
第３章　ＩＰ通信網サービスの提供区域 ……………………8
第６条　ＩＰ通信網サービスの提供区域 ……………………8
第４章　契約 ……………………………………………………9
第７条　契約の種別 ……………………………………………9
第８条　契約の単位 ……………………………………………9
第９条　契約者回線の終端 ……………………………………9
第10条　ＩＰ通信網サービス区域 ……………………………9
第11条　収容ＩＰ通信網サービス取扱所 ……………………9
第11条の２　接続契約者回線の収容 …………………………10
第12条　契約申込の方法等 ……………………………………10
第13条　契約申込の承諾 ………………………………………10
第13条の２　ローミング契約の締結等…………………………10
第14条　基本契約期間 …………………………………………10
第15条　契約者回線等番号 ……………………………………11
第16条　品目等の変更 …………………………………………11
第17条　契約者回線の移転 ……………………………………11
第17条の２　削除
第18条　契約者回線の異経路 …………………………………11
第19条　その他の契約内容の変更 ……………………………11
第20条　ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断 ……………12
第21条　削除
第22条　ＩＰ通信網サービス利用権の譲渡 …………………12
第22条の２　ＩＰ通信網サービスの転用………………………13
第22条の３　ＩＰ通信網サービスの事業者変更………………14
第23条　ＩＰ通信網契約者が行うＩＰ通信網契約の解除 ……15
第23条の２　ＩＰ通信網契約者が行う初期契約解除 …………15
第24条　当社が行うＩＰ通信網契約の解除 …………………15
第25条　その他の提供条件 ……………………………………16
第５章　付加機能 ………………………………………………16
第26条　付加機能の提供 ………………………………………16
第27条　付加機能の利用の一時中断 …………………………16
第28条　利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能 ……………………………………………………………17
第６章　端末設備の提供等 ……………………………………17
第29条　端末設備の提供 ………………………………………17

第30条　端末設備の移転 …… 17
第31条　端末設備の利用の一時中断 …… 17
第７章　回線相互接続 …… 17
第32条　回線相互接続 …… 17
第８章　利用中止等 …… 18
第33条　利用中止 …… 18
第34条　利用停止 …… 18
第９章　通信 …… 19
第35条　発信者番号通知 …… 19
第36条　通信利用の制限等 …… 20
第36条の２　削除
第10章　料金等 …… 20
第１節　料金及び工事に関する費用 …… 20
第37条　料金及び工事に関する費用 …… 20
第２節　料金等の支払義務等 …… 21
第38条　利用料金の支払義務 …… 21
第39条　手続きに関する料金の支払義務 …… 22
第40条　削除
第41条　工事費の支払義務 …… 22
第42条　線路設置費の支払義務 …… 22
第42条の２　設備費の支払義務 …… 23
第42条の３　初期契約解除に係る取扱い …… 23
第３節　料金の計算等 …… 23
第43条　料金の計算等 …… 23
第４節　割増金及び延滞利息 …… 24
第44条　割増金 …… 24
第45条　延滞利息 …… 24
第５節　協定事業者に係る債権の譲受等 …… 24
第46条　協定事業者に係る債権の譲受等 …… 24
第47条　協定事業者が定める料金等の滞納通知 …… 24
第６節　債権の譲渡 …… 24
第47条の２　債権の譲渡 …… 24
第11章　保守 …… 25
第48条　ＩＰ通信網契約者等の維持責任 …… 25
第49条　ＩＰ通信網契約者等の切分責任 …… 25
第50条　修理又は復旧の順位 …… 25
第12章　損害賠償 …… 26
第51条　責任の制限 …… 26
第52条　免責 …… 26
第13章　雑則 …… 27
第53条　承諾の限界 …… 27
第54条　利用に係るＩＰ通信網契約者等の義務 …… 27
第55条　ＩＰ通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等 …… 27
第56条　ＩＰ通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧 …… 27
第57条　ＩＰ通信網契約者等の氏名の通知等 …… 27
第58条　協定事業者等からの通知 …… 28
第59条　協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回

収代行 …… 28
第60条　協定事業者によるＩＰ通信網サービスに関する料金等の回収代行 …… 28
第61条　法令に規定する事項 …… 28
第62条　閲覧 …… 28
第14章　附帯サービス …… 29
第63条　附帯サービス …… 29
別記
１　ＩＰ通信網サービスの提供区域等 …… 30
２　ＩＰ通信網契約者の地位の承継 …… 30
３　ＩＰ通信網契約者の氏名等の変更の届出 …… 30
４　ＩＰ通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等 …… 31
５　自営端末設備の接続等 …… 31
６　自営端末設備に異常がある場合等の検査 …… 31
７　自営電気通信設備の接続 …… 32
８　自営電気通信設備に異常がある場合等の検査 …… 32
９　当社の維持責任 …… 32
９の２　当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い …… 32
10　利用権に関する事項の証明 …… 33
10の２　適格請求書の発行 …… 33
11　支払証明書の発行 …… 33
12　協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行 …… 33
13　サービス料金回収代行等 …… 34
14　サービス料金回収代行に係る回収の方法 …… 34
15　サービス料金回収代行に係る免責 …… 34
16　削除
17　削除
18　遠隔診断サービス …… 34
19　遠隔診断サービスに関するその他の取扱い …… 35
20　遠隔診断サービスに係る免責 …… 35
21　新聞社等の基準 …… 35
料金表
通則 …… 36
第１表　料金（附帯サービスの料金を除きます。） …… 38
第１類　ＩＰ通信網サービスに関する利用料金 …… 38
第２類　手続きに関する料金 …… 101
第２表　工事に関する費用 …… 103
第１　削除
第２　工事費 …… 103
第３　線路設置費 …… 121
第４　設備費 …… 122
第３表　附帯サービスに関する料金等 …… 123
第１　証明手数料 …… 123
第１の２　適格請求書の発行手数料 …… 123
第２　支払証明書の発行手数料 …… 123
第３　削除
第４　遠隔診断サービスに関する利用料金 …… 123
第５　遠隔診断サービスに関する工事費 …… 126

料金表別表１　削除
料金表別表２　学校に限定した利用料金及び工事費の割引の適用・・・・・・・・・・・・・・127
料金表別表３　長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用・・・・・・・・・・・・・・・・129
附則・・131
基本的な技術的事項・・396

第１章　総則

（約款の適用）

第１条　当社は、このＩＰ通信網サービス契約約款（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第20条第１項の規定に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりＩＰ通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

ただし、別段の合意（事業法第20条第５項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

なお、当社が別段の合意により締結する「光コラボレーションモデルに関する契約」におけるＩＰ通信網サービスに係る料金その他の提供条件は、各ＩＰ通信網契約者に対して同一のものとします。

（注）本条のほか、当社は、ＩＰ通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

（約款の変更）

第２条　当社は、法令の規定に従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

２　当社は、前項の変更を行う場合は、この約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びに効力発生時期を、ＩＰ通信網契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

３　ＩＰ通信網契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

（用語の定義）

第３条　この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用　　語　　の　　意　　味
１　電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
２　電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
３　ＩＰ通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
４　ＩＰ通信網サービス	ＩＰ通信網を使用して行う電気通信サービス
５　契約約款等	契約約款又は電気通信事業者（事業法第９条の登録を受けた者又は事業法第16条第１項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
６　ＩＰ通信網サービス取扱所	⑴　ＩＰ通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 ⑵　当社の委託によりＩＰ通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所

７　所属ＩＰ通信網サービス取扱所	そのＩＰ通信網サービスの契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所
８　取扱所交換設備	ＩＰ通信網サービス取扱所に設置される交換設備
９　ＩＰ通信網契約	当社からＩＰ通信網サービスの提供を受けるための契約（臨時ＩＰ通信網契約又はローミング契約を除きます。）
10　臨時ＩＰ通信網契約	30日以内の利用期間を指定して当社からＩＰ通信網サービスの提供を受けるための契約
11　特定事業者	当社が別に定める者
12　削除	削除
13　ローミング契約	当社が別に定める特定事業者が提供する電気通信サービスに係る契約を締結している者が、当社からＩＰ通信網サービスの提供を受けるための契約
14　ＩＰ通信網契約者	当社とＩＰ通信網契約を締結している者
15　臨時ＩＰ通信網契約者	当社と臨時ＩＰ通信網契約を締結している者
16　ローミング契約者	当社とローミング契約を締結している者
17　利用回線	⑴　総合ディジタル通信サービス契約約款に規定する第１種総合ディジタル通信サービス若しくは第２種総合ディジタル通信サービスの契約者回線であって、ＩＰ通信網契約に係るもの ⑵　この約款に規定するメニュー１又はメニュー５（提供の形態による細目がⅡ－１型のものであってメニュー５－１の１Gb/sのプラン４のもの及び10Gb/sのものを除きます。）に係る契約者回線等であって、メニュー８に係るＩＰ通信網契約に係るもの ⑶　メニュー５（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものに限ります。）に係る契約者回線であって、メニュー５－４に係るＩＰ通信網契約に係るもの
18　契約者回線	⑴　ＩＰ通信網契約又は臨時ＩＰ通信網契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線 ⑵　契約の申込者又はローミング契約者が指定する移動無線装置（契約の申込者がＩＰ通信網サービスを利用するために携帯する無線送受信装置をいいます。以下同じとします。）と無線基地局設備（移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるためのものであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）との間に設定される電気通信回線

18の２　接続契約者回線	ＩＰ通信網と相互に接続する電気通信回線（当社が別に定めるものに限ります。）であって、メニュー６－７又はメニュー８に係る契約者回線型サービスの利用のために設置されるもの
18の３　回線収容部	接続契約者回線を収容するために当社が設置する電気通信設備
19　契約者回線等	⑴　利用回線 ⑵　契約者回線 ⑶　回線収容部 ⑷　当社が必要により設置又は設定する電気通信設備
20　相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第９項若しくは第10項又は第34条第４項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
21　協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
22　収容ＩＰ通信網サービス取扱所	その契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されているＩＰ通信網サービス取扱所
23　ＤＳＬ方式	契約者回線等において変復調装置を用いて高速の符号伝送を可能とする通信の伝送方式であって、24欄に規定するＤＳＬ方式に起因する事象となる場合があるもの
24　ＤＳＬ方式に起因する事象	電気通信回線設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信回線等からの信号の漏えい又は電気通信回線設備の終端に接続される電気通信設備の態様等により、その電気通信回線設備による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）
25　回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
26　端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、１の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
27　自営端末設備	ＩＰ通信網契約者、臨時ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者が設置する端末設備
28　自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
29　加入電話等契約者	⑴　総合ディジタル通信サービスに係る第１種契約者、臨時第１種契約者、第２種契約者又は臨時第２種契約者

	⑵　メニュー８に係るＩＰ通信網サービスの利用回線となるメニュー１又はメニュー５に係るＩＰ通信網契約者 ⑶　メニュー５－４に係るＩＰ通信網サービスの利用回線となるメニュー５に係るＩＰ通信網契約者
30　加入電話等に関する権利	⑴　総合ディジタル通信サービスに係る第１種契約、臨時第１種契約、第２種契約又は臨時第２種契約に基づいて総合ディジタル通信サービスの提供を受ける権利 ⑵　メニュー８に係るＩＰ通信網サービスの利用回線となるメニュー１又はメニュー５に係るＩＰ通信網サービス利用権（ＩＰ通信網契約者がＩＰ通信網契約に基づいてＩＰ通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。） ⑶　メニュー５－４に係るＩＰ通信網サービスの利用回線となるメニュー５に係るＩＰ通信網サービス利用権
30の２　都道府県の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第２条第３項に定める都道府県の区域
31　消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第２章　ＩＰ通信網サービスの種類等

（ＩＰ通信網サービスの種類）

第４条　ＩＰ通信網サービスには、次の種類があります。

種　　類	内　　容
利用回線型サービス	利用回線（その加入電話等契約者がＩＰ通信網契約者又は臨時ＩＰ通信網契約者（その利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その加入電話等契約者が指定する者とします。）と同一の者となるものに限ります。）を使用して提供するＩＰ通信網サービス
契約者回線型サービス	契約者回線又は回線収容部を設置又は設定して提供するＩＰ通信網サービス

（ＩＰ通信網サービスの品目等）

第５条　ＩＰ通信網サービスには、料金表に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目（以下「細目」といいます。）等があります。

第３章　ＩＰ通信網サービスの提供区域

（ＩＰ通信網サービスの提供区域）

第６条　当社のＩＰ通信網サービスは、別記１に定める提供区域において提供します。

第４章　契約

（契約の種別）

第７条　ＩＰ通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

⑴　ＩＰ通信網契約

⑵　臨時ＩＰ通信網契約

⑶　ローミング契約

（契約の単位）

第８条　当社は、契約者回線等１回線ごとに１のＩＰ通信網契約（臨時ＩＰ通信網契約を含みます。以下同じとします。）を締結します。

２　前項の規定にかかわらず、第３条（用語の定義）の表の18欄の⑵に規定する契約者回線を設定して提供するＩＰ通信網サービスについては、１契約者識別符号（ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるところにより付与するものをいいます。以下同じとします。）までごとに１のＩＰ通信網契約又はローミング契約を締結します。

３　ＩＰ通信網契約者（臨時ＩＰ通信網契約者を含みます。以下同じとします。）又はローミング契約者は、それぞれ１のＩＰ通信網契約又はローミング契約につき１人に限ります。

（契約者回線の終端）

第９条　当社は、ＩＰ通信網契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線（第３条（用語の定義）の表の18欄の⑵に規定するものを除きます。）の終端とします。

２　当社は、前項の地点（その地点が当社のＩＰ通信網サービス取扱所内となる場合を除きます。）を定めるときは、ＩＰ通信網契約者と協議します。

（ＩＰ通信網サービス区域）

第10条　当社は、料金表第１表（料金）に定めるところによりＩＰ通信網サービス区域を設定します。

２　当社は、ＩＰ通信網サービス区域を表示する図表をそのＩＰ通信網サービス区域内の契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

（収容ＩＰ通信網サービス取扱所）

第11条　契約者回線等は、それぞれ次のＩＰ通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。

ただし、料金表第１表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区　　別	収容ＩＰ通信網サービス取扱所
１　契約者回線等の終端のある場所がＩＰ通信網サービス区域内となるもの	そのＩＰ通信網サービス区域内のＩＰ通信網サービス取扱所であって、当社が指定するもの
２　契約者回線等の終端のある場所がＩＰ通信網サービス区域外となるもの	その契約者回線等の終端のある場所の近隣のＩＰ通信網サービス取扱所であって、当社が指定するもの

２　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、収容ＩＰ通信網

サービス取扱所を変更することがあります。
（注）当社は、本条の規定によるほか、第50条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、収容ＩＰ通信網サービス取扱所を変更することがあります。

（接続契約者回線の収容）

第11条の２　当社は、当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所の１の回線収容部に１の接続契約者回線を収容します。

２　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のＩＰ通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

（注）当社は、本条の規定によるほか、第50条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、他のＩＰ通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

（契約申込の方法等）

第12条　ＩＰ通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

⑴　ＩＰ通信網サービスの品目又は細目
⑵　利用回線型サービスについては、利用回線に係る契約者回線番号又は契約者回線等番号
⑶　契約者回線型サービスについては、契約者回線の終端の場所等
⑷　その他申込みの内容を特定するための事項

２　前項の規定にかかわらず、メニュー1及び回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスに係るＩＰ通信網契約は新たに申込むことができません。

（契約申込の承諾）

第13条　当社は、ＩＰ通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、臨時ＩＰ通信網契約に係る契約申込があった場合は、申込みのあったＩＰ通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その契約申込を承諾します。

３　削除

４　当社は、前３項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

⑴　削除
⑵　ＩＰ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
⑶　ＩＰ通信網契約の申込みをした者がＩＰ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
⑷　第34条（利用停止）第１項第７号の規定に該当するとき。
⑸　その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（ローミング契約の締結等）

第13条の２　特定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この章において同じとします。）が提供する特定電気通信サービスに係る契約を締結している者は、その契約ごとに当社と１のローミング契約を締結していることとなります。この場合において当社が提供するＩＰ通信網サービスの品目等は、その特定事業者から提供を受けている特定電気通信サービスに相当する品目等とします。

（基本契約期間）

第14条　ＩＰ通信網サービスには、料金表第１表（料金）に定めるところにより基本契約期間があります。

２　ＩＰ通信網契約者は、前項の基本契約期間内にＩＰ通信網契約の解除又は移転等に

よりそのＩＰ通信網契約に係る利用料金に変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第１表（料金）に規定する額を支払っていただきます。

（契約者回線等番号）

第15条　契約者回線等番号は、当社が別に定めるところにより１の契約者回線等ごとに当社が定めます。

２　当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者回線等番号を変更することがあります。

３　前項の規定により、契約者回線等番号を変更する場合には、あらかじめそのことをＩＰ通信網契約者又はローミング契約者に通知します。

（注１）当社は、本条の規定によるほか、第50条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、契約者回線等番号を変更することがあります。

（注２）ＩＰ通信網契約者は、契約者回線等番号及び当社が別に定める認証方式により、契約内容の変更その他の請求等を行うことができます。この場合において、当社は、その請求等はＩＰ通信網契約者が行ったものとみなし、そのことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

（品目等の変更）

第16条　ＩＰ通信網契約者は、当社が別に定めるところによりＩＰ通信網サービスの品目又は細目の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

２　当社は、前項の請求があったときは、第13条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線の移転）

第17条　ＩＰ通信網契約者は、契約者回線型サービスについて、契約者回線の移転を請求することができます。

２　当社は、前項の請求があったときは、第13条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

３　当社は、メニュー５（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者から第１項の請求があったときは、現に契約しているＩＰ通信網契約について解除の通知及びＩＰ通信網契約者が指定する場所において新たに同一内容のＩＰ通信網契約の申込みがあったものとして取り扱うこととします。（この取扱いについては、以下単に「移転」といいます。）

４　前項の場合において、料金表別表３に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の割引又は当社が別に定める割引を適用しているときは、その期間の満了日については、現に契約しているＩＰ通信網契約に準じて取り扱います。

第17条の２　削除

（契約者回線の異経路）

第18条　当社は、契約者回線型サービスについて、当社の業務の遂行上支障がない場合において、ＩＰ通信網契約者（臨時ＩＰ通信網契約者を除きます。）の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。この場合において、当社は、その契約者回線を第11条（収容ＩＰ通信網サービス取扱所）第１項に規定するＩＰ通信網サービス取扱所以外の当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容することがあります。

（その他の契約内容の変更）

第19条　ＩＰ通信網契約者は、第12条（契約申込の方法等）第１項第４号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

２　当社は、前項の請求があったときは、第13条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断）

第20条　当社は、ＩＰ通信網契約者（メニュー２－３、メニュー５－４又はメニュー８（当社が別に定めるものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約者を除きます。）から請求があったときは、当社が別に定めるところによりＩＰ通信網サービスの利用の一時中断（ＩＰ通信網サービスに係る電気通信設備を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

２　当社は、メニュー５－４又はメニュー８（当社が別に定めるものに限ります。）に係る利用回線に利用の一時中断があったときは、メニュー５－４又はメニュー８に係るＩＰ通信網サービスの利用の一時中断の請求があったものとみなして取り扱います。

第21条　削除

（ＩＰ通信網サービス利用権の譲渡）

第22条　ＩＰ通信網サービス利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

２　ＩＰ通信網サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属ＩＰ通信網サービス取扱所に請求していただきます。

　ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

（注）本条第２項にかかわらず、メニュー５－４又はメニュー８（当社が別に定めるものに限ります。）に係るものについては、当社が別に定めるところによります。

３　当社は、前項の規定によりＩＰ通信網サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

⑴　ＩＰ通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がＩＰ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。

⑵　利用回線型サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。

⑶　メニュー６－７に係るＩＰ通信網サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。

⑷　メニュー８に係るＩＰ通信網サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。

４　ＩＰ通信網サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、ＩＰ通信網契約者の有していたＩＰ通信網サービスに係る一切の権利及び義務（第46条（協定事業者に係る債権の譲受等）の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務及び第47条の２（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。以下この条において同じとします。）を承継します。

５　特定事業者が提供する特定電気通信サービスに係る権利の譲渡があったときは、そのローミング契約に基づいてＩＰ通信網サービスの提供を受ける権利の譲受人は、ローミング契約者の有していたＩＰ通信網サービスに係る一切の権利及び義務を承継します。

（注１）本条第３項第２号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。

⑴　ＩＰ通信網サービス利用権の譲渡が、その利用回線（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）に係る加入電話等に関する権利の譲渡に伴うものでないとき。

⑵　ＩＰ通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がそのＩＰ通信網契約に係る加入電話等に関する権利を譲り受けようとする者（その利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その加入電話等契

約者が指定する者とします。）と同一の者でないとき。

（注２）本条第３項第３号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。

⑴　メニュー６－７－２に係るＩＰ通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がそのＩＰ通信網契約に係る接続契約者回線の契約を締結している者と同一の者でないとき。

⑵　メニュー６－７－２に係るＩＰ通信網サービス利用権を譲り受けようとする者が、メニュー６－７－１に係るＩＰ通信網契約を締結している者と同一の者でないとき。

（注３）本条第３項第４号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。

⑴　回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスに係るＩＰ通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がそのＩＰ通信網契約に係る接続契約者回線の契約を締結している者と同一の者でないとき。

⑵　契約者回線型サービスに係るＩＰ通信網サービス利用権を譲り受けようとする者が他のメニュー８に係るＩＰ通信網契約を締結している者（その契約者回線型サービスに係るＶＰＮグループに属するクラス１に係る者に限ります。）と同一の者でないとき。

（ＩＰ通信網サービスの転用）

第22条の２　ＩＰ通信網契約者（メニュー５（メニュー５－１又はメニュー５－２のものの場合は、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。メニュー５－４のものの場合は、当社が別に定めるものに限ります。）に係るものに限ります。）は、ＩＰ通信網サービスの転用（ＩＰ通信網契約者が現に利用しているＩＰ通信網サービスから光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がメニュー５を用いて提供する電気通信サービスに移行することをいいます。以下同じとします。）を請求（第22条の３に規定するＩＰ通信網サービスの事業者変更の請求があった場合を除きます。）することができます。

２　当社は、前項の規定によりそのＩＰ通信網サービスの転用の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

⑴　第13条（契約申込の承諾）第４項各号のいずれかに該当するとき。

⑵　光コラボレーションモデルに関する契約を締結している転用先の電気通信事業者が承諾しないとき。

⑶　そのＩＰ通信網サービスがメニュー５における提供の形態による細目がⅡ－１型のプラン４のもの、プラン５のもの若しくはプラン６のものである場合は、転用先の電気通信事業者が、当社にメニュー５－１における提供の形態による細目がⅡ－１型のプラン３－１のもの又はメニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求を行わないとき。

３　当社は、ＩＰ通信網サービスの転用があったときは、次の各号に規定する取扱いを除き、ＩＰ通信網契約者から当社と締結している転用前のＩＰ通信網契約について解除の通知があったものとして取り扱うこととします。

⑴　転用前の契約者回線の設置又は移転に係る工事に関する費用について、料金表第２表⑼に規定する分割支払いが完了していない場合は、その分割支払金の残余の期間の債務を転用先の電気通信事業者に引き継ぐものとし、転用後の取扱いについては、当該電気通信事業者が提供する電気通信サービスの契約約款等の定めるところによるものとします。

⑵　ＩＰ通信網サービス（メニュー５－１又はメニュー５－２に係るものに限ります。）の転用の実施の際現に、転用前のＩＰ通信網契約者が付加機能若しくは端末設備（当社が別に定めるものを除きます。）を利用している場合又はその契約者回線の保守の態様による細目がタイプ１－２若しくはタイプ２に係るものである場合は、そのＩＰ通信網契約者から特段の申し出がない限り、メニュー５－４に係るＩＰ通

信網契約に移行するものとし、引き続き当社が当該付加機能若しくは端末設備又はメニュー５－４における保守の態様による細目がタイプ１－２若しくはタイプ２のものに係るＩＰ通信網サービスを提供することとします。

⑶　当社は、メニュー５－４の保守の態様による細目がタイプ１－２又はタイプ２のものに係るＩＰ通信網サービスの転用があったときは、引き続き当社が前号に規定する付加機能又は端末設備に係るＩＰ通信網サービスを提供する場合に限り、当社と締結しているＩＰ通信網契約について、メニュー５－４の保守の態様による細目がタイプ１－１のものに移行するものとします。

（ＩＰ通信網サービスの事業者変更）

第22条の３　ＩＰ通信網契約者（メニュー５（メニュー５－１又はメニュー５－２のものの場合は、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものに限ります。メニュー５－４のものについては、当社が別に定めるものに限ります。）に係るものに限ります。）は、ＩＰ通信網サービスの事業者変更（メニュー５－１又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約者（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものに限ります。）が指定する者又はメニュー５－４（当社が別に定めるものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約者が、現に利用している光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がメニュー５を用いて提供する電気通信サービス又はメニュー５－４に係るＩＰ通信網サービスから、光コラボレーションモデルに関する契約を締結している別の電気通信事業者がメニュー５を用いて提供する電気通信サービス又はメニュー５（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）に係るＩＰ通信網サービス（メニュー５－４に係るものについては当社が別に定める場合に限ります。）に移行することをいいます。以下同じとします。）を請求することができます。

２　当社は、前項の規定によりＩＰ通信網サービスの事業者変更の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

⑴　第13条（契約申込の承諾）第４項各号のいずれかに該当するとき。

⑵　光コラボレーションモデルに関する契約を締結している事業者変更先の電気通信事業者が承諾しないとき。

⑶　事業者変更前のメニュー５－１又はメニュー５－２に係る品目及び細目と、事業者変更後のメニュー５－１又はメニュー５－２（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）に係る品目及び細目（保守の態様による細目は除きます。）が同一とならないとき。

⑷　事業者変更の申込み（光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がメニュー５を用いて提供する電気通信サービスに移行する場合を除きます。）と同時に、新たに無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ｉ型の基本装置に限ります。）の利用の請求があるとき。

⑸　事業者変更前のメニュー５－１又はメニュー５－２に係る契約者回線の終端の場所と、事業者変更後のメニュー５－１又はメニュー５－２に係る契約者回線の終端の場所が同一とならないとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

３　当社は、ＩＰ通信網サービスの事業者変更があったときは、次の各号に規定する取扱いを除き、ＩＰ通信網契約者から当社と締結している事業者変更前のＩＰ通信網契約について解除の通知があったものとして取り扱うこととします。

⑴　ＩＰ通信網サービスの事業者変更の実施の際現に、事業者変更前のメニュー５－４に係るＩＰ通信網契約者が付加機能若しくは端末設備（当社が別に定めるものを除きます。）を利用している場合又はその契約者回線の保守の態様による細目がタイプ１－２若しくはタイプ２のものである場合は、そのＩＰ通信網契約者から特段の申し出がない限り、引き続き当社が当該付加機能若しくは端末設備又は保守の態様による細目がタイプ１－２若しくはタイプ２のものに係るＩＰ通信網サービスを提供することとします。

⑵　当社は、メニュー５－４の保守の態様による細目がタイプ１－２又はタイプ２のものに係るＩＰ通信網サービスの事業者変更があったときは、引き続き当社が前号に規定する付加機能又は端末設備に係るＩＰ通信網サービスを提供する場合に限り、当社と締結しているＩＰ通信網契約について、メニュー５－４の保守の態様による細目がタイプ１－１のものに移行し、提供することとします。

（ＩＰ通信網契約者が行うＩＰ通信網契約の解除）

第23条　ＩＰ通信網契約者は、ＩＰ通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属ＩＰ通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

（ＩＰ通信網契約者が行う初期契約解除）

第23条の２　ＩＰ通信網契約者（メニュー５（メニュー５－４に係るものを除きます。）に係る者に限ります。）は、事業法第26条の３第１項に規定する書面によるＩＰ通信網契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。

（当社が行うＩＰ通信網契約の解除）

第24条　当社は、第34条（利用停止）の規定によりＩＰ通信網サービスの利用を停止されたＩＰ通信網契約者又はローミング契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのＩＰ通信網契約を解除することがあります。

２　当社は、ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者が第34条第１項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、ＩＰ通信網サービスの利用停止をしないでそれぞれそのＩＰ通信網契約又はローミング契約を解除することがあります。

３　当社は、第１項又は第２項に規定する場合のほか、次の場合は、そのＩＰ通信網契約を解除します。

⑴　利用回線型サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。

⑵　メニュー６－７に係るＩＰ通信網サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。

⑶　メニュー８に係るＩＰ通信網サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。

⑷　ＤＳＬ方式を用いて提供するＩＰ通信網サービスにあっては、当社がその契約者回線等に係る電気通信設備を撤去するとき。この場合において、電気通信設備の撤去に関する情報については、当社が別に定める方法によりあらかじめ閲覧に供します。

⑸　当社が事業者変更後のＩＰ通信網契約の申込みを承諾した場合であって、事業者変更の実施前までにそのＩＰ通信網契約に係る事業者変更元のＩＰ通信網契約者から事業者変更の請求の取消しがあったとき。

４　当社は、前３項の規定により、そのＩＰ通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめＩＰ通信網契約者にそのことを通知します。

ただし、メニュー５－４又はメニュー８（当社が別に定めるものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約については、この限りでありません。

５　当社は、特定事業者が提供する特定電気通信サービスに係る契約の解除があった事実を知ったときは、そのローミング契約を解除します。

（注１）本条第３項第１号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。

⑴　利用回線について、加入電話等契約の解除（メニュー８（当社が別に定めるものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約については、利用回線に係るＩＰ通信網サービスの移転、転用及び事業者変更に伴うものを除きます。）があったとき。

⑵　利用回線について、加入電話等に関する権利の譲渡があった場合であって、ＩＰ通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求がないとき。

⑶　利用回線について、利用休止があったとき。

⑷　利用回線が、移転等によりＩＰ通信網サービスの提供区域外となったとき。
⑸　メニュー１に係る利用回線について、移転があったとき。
（注２）本条第３項第２号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。
⑴　メニュー６－７－２に係るＩＰ通信網サービスについて、移転等によりその回線収容部に接続契約者回線を収容しないこととなったとき。
⑵　メニュー６－７－２に係るＩＰ通信網サービスについて、そのＩＰ通信網契約者がそのＩＰ通信網契約に係る接続契約者回線の契約を締結している者と同一の者でないとき。
⑶　メニュー６－７－２に係るＩＰ通信網サービスについて、そのＩＰ通信網契約者が当社と締結しているメニュー６－７－１に係るＩＰ通信網契約の解除があったとき。
⑷　メニュー６－７－２に係るＩＰ通信網サービスについて、そのＩＰ通信網契約者がメニュー６－７－１に係るＩＰ通信網契約者と同一の者でないとき。
（注３）本条第３項第３号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。
⑴　回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスについて、移転等によりその回線収容部に接続契約者回線を収容しないこととなったとき。
⑵　回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスについて、そのＩＰ通信網契約者がそのＩＰ通信網契約に係る接続契約者回線の契約を締結している者と同一の者でないとき。
⑶　契約者回線型サービスについて、そのＩＰ通信網契約者が当社と締結している他のメニュー８に係るＩＰ通信網契約（その契約者回線型サービスに係るＶＰＮグループに属するクラス１のものに限ります。）の解除があったとき。
⑷　契約者回線型サービスについて、そのＩＰ通信網契約者がメニュー８に係るＩＰ通信網契約者（その契約者回線型サービスに係るＶＰＮグループに属するクラス１に係る者に限ります。）と同一の者でないとき。
⑸　クラス２に係る利用回線型サービスについて、その利用回線型サービスに係るＶＰＮグループの廃止があったとき。

（その他の提供条件）
第25条　ＩＰ通信網契約に関するその他の提供条件については、別記２及び３に定めるところによります。

第５章　付加機能

（付加機能の提供）
第26条　当社は、ＩＰ通信網契約者から請求があったときは、料金表第１表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。
　ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。
（注）当社は、そのＩＰ通信網契約が30日以内の利用期間を指定して締結されるものであるときは、臨時付加機能（ＩＰ通信網契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける付加機能をいいます。）に限り提供します。

（付加機能の利用の一時中断）
第27条　当社は、ＩＰ通信網契約者（メニュー５－４に係るＩＰ通信網契約者を除きます。）から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下

同じとします。）を行います。
２　当社は、メニュー５－４に係る利用回線に利用の一時中断があったときは、メニュー５－４に係る付加機能の利用の一時中断の請求があったものとみなして取り扱います。

（利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能）
第28条　ＩＰ通信網契約者は、前２条に規定するほか、利用の都度その利用の意思表示を行うことにより、料金表第１表（料金）に規定する付加機能を利用することができます。

第６章　端末設備の提供等

（端末設備の提供）
第29条　当社は、ＩＰ通信網契約者から請求があったときは、料金表第１表（料金）に定めるところにより端末設備を提供します。
（注）当社は、そのＩＰ通信網契約が30日以内の利用期間を指定して締結されるものであるときは、臨時端末設備（ＩＰ通信網契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける端末設備をいいます。）に限り提供します。

（端末設備の移転）
第30条　当社は、ＩＰ通信網契約者（メニュー５－４に係るＩＰ通信網契約者を除きます。）から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。
２　当社は、メニュー５－４に係る利用回線に移転があったときは、メニュー５－４に係る端末設備の移転の請求があったものとみなして取り扱います。

（端末設備の利用の一時中断）
第31条　当社は、ＩＰ通信網契約者（メニュー５－４に係るＩＰ通信網契約者を除きます。）から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。
２　当社は、メニュー５－４に係る利用回線に利用の一時中断があったときは、メニュー５－４に係る端末設備の利用の一時中断の請求があったものとみなして取り扱います。

第７章　回線相互接続

（回線相互接続）
第32条　ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者は、その契約者回線等の終端（相互接続点又は回線収容部におけるものを除きます。以下同じとします。）において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線等と当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を所属ＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。
２　当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。
３　ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者は、その接続について、第１項の規定によ

り所属ＩＰ通信網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。

４　ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により所属ＩＰ通信網サービス取扱所に通知していただきます。

第８章　利用中止等

（利用中止）

第33条　当社は、次の場合には、ＩＰ通信網サービスの利用を中止することがあります。

⑴　当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき（相互接続協定に基づき協定事業者から請求があったものを含みます。）。

⑵　第36条（通信利用の制限等）の規定により、ＩＰ通信網サービスの利用を中止するとき。

⑶　利用回線型サービスについて、利用回線に係る総合ディジタル通信サービス又はＩＰ通信網サービスの利用中止を行ったとき。

２　当社は、前項の規定によりＩＰ通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをＩＰ通信網契約者又はローミング契約者に当社が別に定める方法によりお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合又は相互接続協定に基づく協定事業者からの請求によるものである場合は、この限りでありません。

（注）本条第２項に規定する当社が別に定める方法は、次のとおりとします。

ただし、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、この限りでありません。

⑴　本条第１項第１号及び第２号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめＩＰ通信網契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は当社が指定するホームページによる周知を行います。

⑵　本条第１項第３号及び第４号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめＩＰ通信網契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は電話又は書面等による通知を行います。

（利用停止）

第34条　当社は、ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者が次のいずれかに該当するときは、６か月以内で当社が定める期間（そのＩＰ通信網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったＩＰ通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのＩＰ通信網サービスの利用を停止することがあります。

⑴　料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第47条の２（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。

⑵　ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のＩＰ通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第47条の２（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。

⑶　第54条（利用に係るＩＰ通信網契約者等の義務）の規定に違反したとき。
⑷　契約者回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
⑸　契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）（以下「技術基準」といいます。）及び端末設備等の接続の条件（以下「技術的条件」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。
⑹　メニュー５－４又はメニュー８（当社が別に定めるものに限ります。）に係るＩＰ通信網サービスについて、利用回線となるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスに利用停止があったとき。
⑺　契約者回線を通じて、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条に違反する行為（当該契約者回線の契約者以外の者が行った行為を含みます。以下この号において「不正アクセス行為」といいます。）を行ったことが明らかとなった場合であって、当該契約者回線を通じて不正アクセス行為が継続又は反復されることにより、他のＩＰ通信網契約者又はローミング契約者の電気通信サービスの利用に著しい不利益をもたらすおそれがあるとき（そのことを防止する有効な手段が他に認められない場合に限ります。）
⑻　前７号のほか、この約款の規定に反する行為であってＩＰ通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

２　当社は、前項の規定によりＩＰ通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をＩＰ通信網契約者又はローミング契約者に通知します。ただし、メニュー５－４又はメニュー８（当社が別に定めるものに限ります。）に係るＩＰ通信網サービスについては、この限りでありません。

第９章　通信

（発信者番号通知）

第35条　契約者回線等からの通信については、当社が別に定めるところにより発信者番号通知（契約者回線等に係る契約者回線等番号を通信の相手先の契約者回線等又は相互接続点へ通知することをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、ＩＰ通信網契約者がその取扱いを拒むときは、この限りでありません。

２　前項の場合において、当社は、契約者回線等番号を通信の相手先の契約者回線等又は相互接続点へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

（注１）ＩＰ通信網契約者は、本条第１項の規定等により通知を受けた契約者回線等番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

（注２）料金表に規定するメニュー１のものについては、その利用回線の契約者回線番号と同一の番号を契約者回線等番号として利用した発信者番号通知を行います。

（注３）料金表に規定するメニュー５のもの（帯域確保機能を利用した通信に限ります。）については、その契約者回線を利用回線とする音声利用ＩＰ通信網サービスに係る契約者回線番号と同一の番号を契約者回線等番号として利用した発信者番号通知を行います。

（通信利用の制限等）

第36条　当社は、ＩＰ通信網サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機　　関　　名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。） 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記21の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

２　通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

３　利用回線型サービスに係るＩＰ通信網契約者は、その利用回線に係る総合ディジタル通信サービス契約約款又はこの約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、そのＩＰ通信網サービスを利用することができないことがあります。

４　ローミング契約者は、特定事業者の契約約款等に基づきその特定電気通信サービスを利用することができない場合又は特定事業者との間の協定の定めるところによる場合は、そのＩＰ通信網サービスを利用することができないことがあります。

第36条の２　削除

第10章　料金等

第１節　料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第37条　当社が提供するＩＰ通信網サービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第１表（料金）に定めるところによります。

２　当社が提供するＩＰ通信網サービスの工事に関する費用は、工事費、線路設置費及び設備費とし、料金表第２表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（注）本条第１項に規定する利用料金は、当社が提供するＩＰ通信網サービスの態様に応じて、利用料、回線利用料、付加機能利用料、屋内配線利用料、機器利用料及び請求書等の発行に関する料金を合算したものとします。

第２節　料金等の支払義務等

（利用料金の支払義務）

第38条　ＩＰ通信網契約者は、その契約に基づいて、当社がＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日）から起算して、ＩＰ通信網契約の解除があった日（付加機能又は端末設備についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表第１表（料金）に規定する利用料金（第５項及び第６項に規定するものを除きます。以下、第４項まで同じとします。）の支払いを要します。

ただし、付加機能を利用して行った通信に関する利用料金について、料金表第１表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

２　前項の期間において、利用の一時中断等によりＩＰ通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

⑴　利用の一時中断をしたときは、ＩＰ通信網契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

⑵　利用停止があったときは、ＩＰ通信網契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

⑶　ＩＰ通信網契約者は、次の事由等により、相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用することができなくなった場合であっても、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金の支払いを要します。

（ア）　相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止

（イ）　相互に接続する協定事業者の電気通信設備の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その電気通信設備を利用する契約を締結する者に帰する事由

⑷　前３号の規定によるほか、ＩＰ通信網契約者は、次の場合を除き、ＩＰ通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区　　別	支払いを要しない料金
１　ＩＰ通信網契約者の責めによらない理由により、そのＩＰ通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（２欄に該当する場合、３欄に該当する場合又はＤＳＬ方式を利用したＩＰ通信網サービスにおいてＤＳＬ方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのＩＰ通信網サービスについての料金
２　当社の故意又は重大な過失によりそのＩＰ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのＩＰ通信網サービスについての料金
３　移転又は回線収容部の変更に伴っ	利用できなくなった日から起算し、再

て、ＩＰ通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。（ＩＰ通信網契約者の都合により、ＩＰ通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）	び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのＩＰ通信網サービスについての料金

３　前項の規定にかかわらず、当社が別に定めるＩＰ通信網サービスに係る利用料金の扱いについて、料金表第１表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

４　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。

５　前４項に定めるほか、当社が別に定めるＩＰ通信網契約者又はローミング契約者は、そのＩＰ通信網サービスの一部（契約者回線等とその契約者回線等の終端がある都道府県の区域以外の都道府県の区域にある相互接続点との間の通信に係る部分であって都道府県の区域をまたがる部分に限ります。以下この条において同じとします。）について、相互接続協定に基づき協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等に定めるところにより、料金の支払いを要します。

６　前項の場合において、そのＩＰ通信網サービスの一部の料金の設定については、協定事業者が行うものとし、その料金の請求その他の取り扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

（注）本条第３項に規定する当社が別に定めるＩＰ通信網サービスは、メニュー５の保守の態様による細目がタイプ２のもの並びにメニュー５－１のプラン４のもの及びプラン６のものとします。

（手続きに関する料金の支払義務）

第39条　ＩＰ通信網契約者は、ＩＰ通信網サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第１表第２類（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスに係る工事の着手又は事業者変更の実施前にその契約の解除があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第40条　削除

（工事費の支払義務）

第41条　ＩＰ通信網契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第２表第２（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

２　工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、ＩＰ通信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（線路設置費の支払義務）

第42条　ＩＰ通信網契約者は、次の場合には、料金表第２表第３（線路設置費）に規定する線路設置費の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求

の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

⑴　⑵以外の場合

ア　契約者回線の終端がＩＰ通信網サービス区域外（契約者回線がその収容ＩＰ通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合には、その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域外とします。以下この条において同じとします。）となる契約申込をし、その承諾を受けたとき。

イ　契約者回線の終端がＩＰ通信網サービス区域外となる契約者回線について、ＩＰ通信網サービスの品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。

ウ　移転後の契約者回線の終端がＩＰ通信網サービス区域外となる契約者回線の移転（移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）端末設備の設置範囲内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。

⑵　契約者回線が異経路となる場合

契約者回線を異経路とすることの請求をし、その承諾を受けたとき。

２　工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、ＩＰ通信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（契約者回線が異経路となる場合以外の場合にあっては、ＩＰ通信網サービス区域外における契約者回線の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（設備費の支払義務）

第42条の２　ＩＰ通信網契約者は、特別な電気通信設備の新設を要する契約申込又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第２表第４（設備費）に規定する設備費の支払いを要します。

ただし、特別な電気通信設備の設置の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

２　工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、ＩＰ通信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（初期契約解除に係る取扱い）

第42条の３　ＩＰ通信網契約者（メニュー５（メニュー５－４に係るものを除きます。）に係る者に限ります。）が第23条の２に規定する初期契約解除を行った場合において、その初期契約解除を行った者は、初期契約解除までの期間において提供を受けた電気通信役務に対してＩＰ通信網契約者が支払うべき金額その他の当該契約に関してＩＰ通信網契約者が支払うべき金額を負担していただきます。

この場合において、初期契約解除までの期間において提供を受けた電気通信役務に対してＩＰ通信網契約者が支払うべき金額その他の当該契約に関してＩＰ通信網契約者が支払うべき金額は、それぞれ事業法第26条の３第３項ただし書に係る総務省令に定める金額を限度とし、ＩＰ通信網サービスの料金その他の債務と同額とします。

第３節　料金の計算等

（料金の計算等）

第43条　料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に

定めるところによります。
（注）当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱いについては、別記９の２に定めるところによります。

第４節　割増金及び延滞利息

（割増金）
第44条　ＩＰ通信網契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の２倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）
第45条　ＩＰ通信網契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について法定利率の割合（ＩＰ通信網契約者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。
　ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。
（注１）第47条の２（債権の譲渡）の規定に規定する当社が別に定める場合に該当する場合については、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。
（注２）当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

第５節　協定事業者に係る債権の譲受等

（協定事業者に係る債権の譲受等）
第46条　協定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。）と電気通信サービスに係る契約を締結しているＩＰ通信網契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、ＩＰ通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
２　前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するＩＰ通信網サービスの料金とみなして取り扱います。

（協定事業者が定める料金等の滞納通知）
第47条　ＩＰ通信網契約者は、ＩＰ通信網契約者が前条の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を当社が定める支払期日までに支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第47条の２（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）は、当社がその料金の支払いがない旨等を協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第６節　債権の譲渡

（債権の譲渡）
第47条の２　ＩＰ通信網契約者は、当社が、この約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権（第46条（協定事業者に係る債権の譲受等）の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を支払う義務を含みます。）を、当社が別

に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、ＩＰ通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第11章　保守

（ＩＰ通信網契約者等の維持責任）

第48条　ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

（ＩＰ通信網契約者等の切分責任）

第49条　ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

２　前項の確認に際して、ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者から要請があったときは、当社は、ＩＰ通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果をＩＰ通信網契約者又はローミング契約者にお知らせします。

３　当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（注）本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結しているＩＰ通信網契約者及びローミング契約者には適用しません。

（修理又は復旧の順位）

第50条　当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第36条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第１順位及び第２順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順　位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記21に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの

	預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第１順位となるものを除きます。）
３	第１順位及び第２順位に該当しないもの

（注）当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的に収容ＩＰ通信網サービス取扱所又はその経路を変更することがあります。

第12章　損害賠償

（責任の制限）

第51条　当社は、ＩＰ通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのＩＰ通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのＩＰ通信網契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者がその契約約款等に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りでありません。

２　前項の場合において、当社は、ＩＰ通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのＩＰ通信網サービスの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

３　当社の故意又は重大な過失によりＩＰ通信網サービスの提供をしなかったときは、前２項の規定は適用しません。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、付加機能又は端末設備に係る損害賠償の取扱いについて料金表第１表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（注１）本条第１項に規定するＩＰ通信網サービスが全く利用できない状態には、ＤＳＬ方式に起因する事象は含みません。

（注２）本条第２項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（免責）

第52条　当社は、ＩＰ通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

２　当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。

ただし、技術的条件の規定の変更（ＩＰ通信網サービス取扱所に設置する交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第13章　雑則

（承諾の限界）

第53条　当社は、ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（利用に係るＩＰ通信網契約者等の義務）

第54条　ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者は、次のことを守っていただきます。

⑴　当社がＩＰ通信網契約又はローミング契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるとき又は当社が認めるときは、この限りでありません。

⑵　通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

⑶　当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がＩＰ通信網契約又はローミング契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

⑷　当社がＩＰ通信網契約又はローミング契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

２　ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

（ＩＰ通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等）

第55条　ＩＰ通信網契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記４に定めるところによります。

（ＩＰ通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧）

第56条　当社は、当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所において、ＩＰ通信網サービスにおける基本的な技術的事項及びＩＰ通信網サービスを利用するうえで参考となる技術資料を閲覧に供します。

（ＩＰ通信網契約者等の氏名の通知等）

第57条　ＩＰ通信網契約者は、協定事業者（そのＩＰ通信網契約者がＩＰ通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）又は特定事業者から請求があったときは、当社がそのＩＰ通信網契約者の氏名及び住所等を、その協定事業者又は特定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

２　ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者は、当社が通信履歴等そのＩＰ通信網契約者又はローミング契約者に関する情報を、当社の委託によりＩＰ通信網サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

３　ＩＰ通信網契約者は、当社が第47条の２（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がそのＩＰ通信網契約者の氏名、住所及び契約者回線等番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第34条（利用停止）の規定に基づきそのＩＰ通信網サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

４　ＩＰ通信網契約者は、当社が第47条の２（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者

に債権を譲渡する場合において、請求事業者がそのＩＰ通信網サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

５　メニュー５－４に係るＩＰ通信網契約者は、そのＩＰ通信網サービスの事業者変更の請求があったときは、当社がそのＩＰ通信網契約者に対して提供している付加機能、端末設備及び保守の態様による細目の区別について事業者変更元及び事業者変更先の電気通信事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

（協定事業者等からの通知）

第58条　ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者は、当社が、料金若しくは工事に関する費用の適用又はＩＰ通信網サービスの提供に当たり必要があるときは、協定事業者又は特定事業者からその料金若しくは工事に関する費用を適用する又はそのＩＰ通信網サービスを提供するために必要なＩＰ通信網契約者又はローミング契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

（協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行）

第59条　当社は、ＩＰ通信網契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等の規定により協定事業者がそのＩＰ通信網契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

⑴　その申出をしたＩＰ通信網契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

⑵　そのＩＰ通信網契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。

⑶　その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

２　前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、そのＩＰ通信網契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

（協定事業者によるＩＰ通信網サービスに関する料金等の回収代行）

第60条　当社は、ＩＰ通信網契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりそのＩＰ通信網契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

⑴　その申出をしたＩＰ通信網契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

⑵　そのＩＰ通信網契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。

⑶　その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

２　前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、そのＩＰ通信網契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者に支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

（法令に規定する事項）

第61条　ＩＰ通信網サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（注）法令に定めがある事項については、別記５から９に定めるところによります。

（閲覧）

第62条　この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第14章　附帯サービス

（附帯サービス）

第63条　ＩＰ通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記10から20に定めるところによります。

別記

１　ＩＰ通信網サービスの提供区域等

⑴　ＩＰ通信網サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

都　道　府　県　の　区　域
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

⑵　当社のＩＰ通信網サービスに係る通信は、当社が別に定める区域における契約者回線等相互間又は契約者回線等と相互接続点若しくはサービス接続点（ＩＰ通信網と当社が別に定める電気通信設備との接続点をいいます。）との間において提供します。

⑶　当社は契約者回線等を収容する取扱所交換設備が設置されるＩＰ通信網サービス取扱所について、閲覧に供します。

（注）⑵に規定する当社が別に定める電気通信設備は、クラウド等接続サービス契約約款に規定するクラウド等接続網とします。

２　ＩＰ通信網契約者の地位の承継

⑴　相続又は法人の合併若しくは分割によりＩＰ通信網契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属ＩＰ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

⑵　⑴の場合に、地位を承継した者が２人以上あるときは、そのうちの１人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

⑶　当社は、⑵の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの１人を代表者として取り扱います。

⑷　⑴から⑶の規定にかかわらず、利用回線型サービス（メニュー５－４に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者の地位の承継において⑴の届出がないときは、当社は、その利用回線型サービスに係る利用回線の加入電話等契約者の地位の承継の届出をもって、そのＩＰ通信網契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

⑸　⑴から⑶の規定にかかわらず、メニュー６－７－２における契約者回線型サービスに係るＩＰ通信網契約者の地位の承継において⑴の届出がないときは、当社は、メニュー６－７－１における契約者回線型サービスに係るＩＰ通信網契約者の地位の承継の届出をもって、そのＩＰ通信網契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

⑹　⑴から⑶の規定にかかわらず、メニュー８における契約者回線型サービスに係るＩＰ通信網契約者の地位の承継において⑴の届出がないときは、当社は、その契約者回線型サービスに係るＩＰ通信網契約者が属するＶＰＮグループにおけるクラス１に係るＩＰ通信網契約者の地位の承継の届出をもって、そのＩＰ通信網契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

（注）⑴及び⑵の規定にかかわらずメニュー５－４又はメニュー８（当社が別に定めるものに限ります。）に係るものについては、当社が別に定めるところによります。

３　ＩＰ通信網契約者の氏名等の変更の届出

⑴　ＩＰ通信網契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに所属ＩＰ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

⑵　⑴の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

（注）⑴及び⑵の規定にかかわらずメニュー５－４又はメニュー８（当社が別に定めるものに限ります。）に係るものについては、当社が別に定めるところによります。

４　ＩＰ通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

⑴　契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、そのＩＰ通信網契約者から提供していただきます。

　ただし、ＩＰ通信網契約者から要請があったときは、当社は、その契約者回線等の設置場所を提供することがあります。

⑵　当社がＩＰ通信網契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、ＩＰ通信網契約者から提供していただくことがあります。

⑶　ＩＰ通信網契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

５　自営端末設備の接続等

⑴　ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第７号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第３条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準及び技術的条件に適合することについて事業法第86条第１項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第２項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

⑵　当社は、⑴の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア　その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。

イ　その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。

⑶　当社は、⑵の請求の承諾に当たっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

ア　技術基準適合認定規則様式第７号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

イ　事業法施行規則第32条第１項で定める場合に該当するとき。

⑷　⑶の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

⑸　ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第４条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

　ただし、同規則第３条で定める場合は、この限りでありません。

⑹　ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者がその自営端末設備を変更したときについても、⑴から⑸の規定に準じて取り扱います。

⑺　ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

６　自営端末設備に異常がある場合等の検査

⑴　当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、ＩＰ通

信網契約者又はローミング契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第２項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

⑵　⑴の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

⑶　⑴の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

７　自営電気通信設備の接続

⑴　ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

⑵　当社は、⑴の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア　その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。

イ　その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

⑶　当社は、⑵の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第１項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

⑷　⑶の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

⑸　ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者は、工事担任者規則第４条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第３条で定める場合は、この限りでありません。

⑹　ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、⑴から⑸の規定に準じて取り扱います。

⑺　ＩＰ通信網契約者又はローミング契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

８　自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記６（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

９　当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

９の２　当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い

ＩＰ通信網契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、第38条（利用料金の支払義務）から第42条の３（初期契約解除に係る取扱い）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用（当社が請求した料金又は工事に関する費用の額とこの約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要しま

す。

10　利用権に関する事項の証明

⑴　当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア　ＩＰ通信網契約又は臨時ＩＰ通信網契約の申込みの承諾年月日

イ　ＩＰ通信網契約者の住所又は居所及び氏名

ウ　契約者回線等の終端のある場所

エ　そのＩＰ通信網サービスの種類、品目及び細目

オ　利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号

カ　利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日

キ　差押（滞納処分（国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあっては、参加差押を含みます。）、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号

⑵　利害関係人は、⑴の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、所属ＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合、料金表第３表（附帯サービスに関する料金等）に規定する手数料の支払いを要します。

⑶　ＩＰ通信網契約者は、当社が⑴の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

10の２　適格請求書の発行

⑴　当社は、ＩＰ通信網契約者等から請求があったときは、そのＩＰ通信網サービスの料金等の請求額情報について消費税法第57条の４の規定に基づく適格請求書を発行します。

⑵　ＩＰ通信網契約者等は、⑴の請求をし、その適格請求書の発行を受けたときは、料金表第３表第１の２（適格請求書の発行手数料）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

⑶　ＩＰ通信網契約者は、当社が⑴の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

11　支払証明書の発行

⑴　当社は、ＩＰ通信網契約者等から請求があったときは、当社がそのＩＰ通信網サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所において、そのＩＰ通信網サービス及び附帯サービスの料金その他の債務（この約款の規定により支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

⑵　ＩＰ通信網契約者は、⑴の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第３表（附帯サービスに関する料金等）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

⑶　ＩＰ通信網契約者は、当社が⑴の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

12　協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、ＩＰ通信網サービスの契約の申込みをする者又はＩＰ通信網契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

13　サービス料金回収代行等

⑴　当社は、ＩＰ通信網契約者（当社が別に定める者に限ります。以下、この別記13において同じとします。）に有料サービス（ＩＰ通信網契約者が、有料で商品又は役務の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得た上で提供するものをいいます。以下同じとします。）の利用に係る有料サービス利用者識別符号（有料サービスを利用するための英字及び数字等の組み合わせのものであって、当社が別に定めるところにより付与するものをいいます。以下同じとします。）を付与します。

⑵　⑴に規定する有料サービス利用者識別符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをＩＰ通信網契約者にお知らせします。

⑶　通信網契約者は有料サービス利用者識別符号の適正な管理に努めていただきます。

⑷　当社は、ＩＰ通信網契約者から請求があったときは、⑴に規定する有料サービス利用者識別符号を利用して行った有料サービスの利用に係るサービス料金（有料サービスの利用の際に、当該有料サービスの提供者（以下「有料サービス提供者といいます。」）がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。）を、その有料サービス提供者の代理人として回収します。

⑸　⑷の場合において、課金するサービス料金は、当社の機器により計算します。

⑹　当社は、有料サービス提供者から請求があった場合は、その有料サービスの利用者に係る氏名及び住所等をその有料サービス提供者に通知することがあります。

⑺　当社が定める期間が経過しても回収できないサービス料金については、有料サービス提供者が回収するものとします。

⑻　ＩＰ通信網契約者は、当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所に申し出をしていただいたうえで、有料サービス（当社が別に定めるものを除きます。）の利用の規制及び利用の規制の解除を行うことができます。

14　サービス料金回収代行に係る回収の方法

⑴　当社は、別記13（サービス料金回収代行等）の規定により回収するサービス料金については、ＩＰ通信網契約者に請求します。この場合、その有料サービスのサービス料金は、その利用に係るＩＰ通信網サービスの利用料金に適用される料金月ごとに集計のうえ請求します。

⑵　⑴の場合において、請求する有料サービスの料金は、当社の機器により計算します。

15　サービス料金回収代行に係る免責

当社は、有料サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

16　削除

17　削除

18　遠隔診断サービス

⑴　当社は、ＩＰ通信網契約者（料金表に定めるメニュー２－２、メニュー６－２（提供の形態による細目がプラン１のもの（特定通信先追加機能を利用している場合を除きます。）に限ります。）又はメニュー８（クラス１のものに限ります。）に係る者に限ります。）から請求があったときは、遠隔診断サービス（そのメニュー２－２、メニュー６－２又はメニュー８に係るＩＰ通信網サービスが利用できなくなったときに、専用受付番号（このサービスを利用するために当社が指定した電話番号をいいます。以下、この別記18において同じとします。）への要請に基づき、ＩＰ通信網サービス取扱所において、それらの契約者回線又は付加機能に係る故障診断、そのＩＰ通信網契約者に係る自営端末設備と当社の設置した電気通信設備との間の切り分け試験、ＩＰ通信網契約者からの申出に基づくメニュー８のものに係る伝送速度

に関する診断及びその他問診等を行うサービスをいいます。以下同じとします。）を提供します。

⑵　ＩＰ通信網契約者は、あらかじめその契約者回線等（メニュー２－２、メニュー６－２又はメニュー８のものの場合は、その契約者回線及びその契約者回線の通信の相手先となるすべての契約者回線等又はそのＶＰＮグループに属するすべての契約者回線等）に接続する自営端末設備の名称その他必要な事項について記載した当社所定の書面により申込みをしていただきます。この場合において、メニュー２－２、メニュー６－２又はメニュー８に係るＩＰ通信網契約者は、その契約者回線の通信の相手先となるすべてのＩＰ通信網契約者又はそのＶＰＮグループに属するすべての契約者回線等に係るＩＰ通信網契約者から、当社がそれらの情報の通知を受けることについての同意を事前に得ていただきます。

⑶　ＩＰ通信網契約者は、⑵の申込み内容について変更する場合は、あらかじめ当社に当社所定の書面により届け出ていただきます。

⑷　当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用受付番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをＩＰ通信網契約者にお知らせします。

⑸　ＩＰ通信網契約者は専用受付番号の適正な管理に努めていただきます。

19　遠隔診断サービスに関するその他の取扱い

遠隔診断サービスに関するその他の取扱いについては、ＩＰ通信網サービスの場合に準ずるものとします。

20　遠隔診断サービスに係る免責

当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、このサービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

21　新聞社等の基準

区　　分	基　　準
１　新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ⑴　政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 ⑵　発行部数が、１の題号について8,000部以上であること。
２　放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第２条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
３　通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（１欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

（料金の計算方法等）

１　当社は、ＩＰ通信網契約者（臨時ＩＰ通信網契約に係るＩＰ通信網契約者を除きます。以下１から４の規定において同じとします。）がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月（１の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

２　当社は、次の場合が生じたときは、利用料金（２－６（メニュー６に関する利用料金）⑸及び⑻に規定する利用料、２－９（付加機能利用料）に規定する付加機能利用料（同報通信機能の加算額の部分、符号蓄積機能、契約者回線等番号受信機能の加算額の部分及びサーバ装置通信先追加機能に係るものに限ります。）並びに２－10（請求書等の発行に関する料金の額）を除きます。）をその利用日数に応じて日割します。

⑴　料金月の初日以外の日にＩＰ通信網サービスの提供を開始（付加機能又は端末設備についてはその提供の開始）があったとき。

⑵　料金月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止等があったとき。

⑶　料金月の初日にＩＰ通信網サービスの提供を開始（付加機能又は端末設備についてはその提供の開始）し、その日にその契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止があったとき。

⑷　料金月の初日以外の日にＩＰ通信網サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

⑸　第38条（利用料金の支払義務）第２項第４号の表の規定に該当するとき。

⑹　４の規定に基づく起算日の変更があったとき。

（注）当社は、メニュー５の１Gbpsの品目に係るＩＰ通信網サービス（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ｉ型のものに限ります。）を利用する場合に限ります。）に係る利用料金の計算については、２－５－１（利用料）　に規定する基本料に２－５－２（加算額）　に規定する端末設備（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ｉ型のものに限ります。）の基本装置に限ります。）に係る機器利用料を合算した利用料金をその利用日数に応じて日割します。

３　２の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第38条第２項第４号の表の１欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

４　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、１に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

（端数処理）

５　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の支払い）

６　ＩＰ通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

７　ＩＰ通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（料金の一括後払い）

８　当社は、当社に特別の事情がある場合は、ＩＰ通信網契約者の承諾を得て、２月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（前受金）

９　当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、ＩＰ通信網契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（注）９に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

（消費税相当額の加算）

10　第38条（利用料金の支払義務）から第42条の３（初期契約解除に係る取扱い）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

（注１）10において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）によるものとします。

（注２）この料金表において税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）と表示されていない額は、税抜価格とします。

（注３）この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

（料金等の臨時減免）

11　当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のＩＰ通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第１表　料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第１類　ＩＰ通信網サービスに関する利用料金

第１　臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの

１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>⑴　ＩＰ通信網サービス区域の設定</td><td>当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、ＩＰ通信網サービスの需要と供給の見込み等を考慮してＩＰ通信網サービス区域を設定します。</td></tr>
<tr><td>⑵　ＩＰ通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等</td><td>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。
ア　メニュー１［フレッツ・ＩＳＤＮ］
（利用回線（第１種総合ディジタル通信サービス又は第２種総合ディジタル通信サービスの契約者回線とします。）を使用して提供するもの）
（ア）　メニュー１は、利用回線型サービスのみ提供します。
（イ）　メニュー１の利用回線が総合ディジタル通信サービスの24Ｂ利用に係る契約者回線のときは、その共用契約者回線１回線ごとに１のＩＰ通信網契約を締結することができます。
（ウ）　メニュー１は、１の利用回線につき（その利用回線が総合ディジタル通信サービスの24Ｂ利用に係る契約者回線である場合には、その共用契約者回線１回線につき）、１のＢチャネルに限り利用でき、最大64kbit/sまでの伝送速度による通信の利用ができます。
（エ）　メニュー１に係る通信は、ＩＰ通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー２若しくはメニュー５に係る契約者回線等（通信の付加サービスであるＩＰｖ６通信等（メニュー５－１の1Gb/sの品目におけるプラン３－１のもの並びにプラン４のもの及びメニュー５－２の1Gb/sの品目のものに係るＩＰｖ６通信を含みます。以下同じとします。）を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。）との間において行うことができます。
イ　メニュー２
（契約者回線等からの着信により利用可能なものであって、メニュー６以外のもの）
（ア）　メニュー２は、契約者回線型サービスのみ提供します。
（イ）　メニュー２には、次表のとおり通信の態様による細目があります。
<table><tr><th>区　　別</th><th>内　　容</th></tr></table></td></tr>
</table>

メニュー２－２ （フレッツ・ＶＰＮ ゲート）	メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－１型のもの（10Gb/sのものを除きます。）に係る契約者回線との間において通信を行うことが可能なもの
メニュー２－３ （クラウドゲートウェイクロスコネクト）	メニュー６－７若しくはメニュー８に係る契約者回線等又は当社が別に定めるサービスに係る接続点と、当社が別に定める設備との間において通信を行うことが可能なもの

（ウ） メニュー２－２には、次表のとおり通信の態様による細目があります。

区　　別	内　　容
メニュー２－２－１	メニュー５－１の１Gb/sの品目におけるプラン５のものに係る契約者回線との間において通信を行うことができないもの
メニュー２－２－２	メニュー２－２－１以外のもの

（エ） メニュー２－２－１には、契約者回線について次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

Ａ　品目

品　　目	内　　容
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
１Gb/s	最大１Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考　１Gb/sのものは、（オ）に規定する伝送速度に関する細目の中からあらかじめＩＰ通信網契約者が指定した細目に係る伝送速度による符号伝送を行うことができます。	

Ｂ　通信が可能な区域による細目

区　　別	内　　容
プラン１	その契約者回線に係る通信について、同一の都道府県の区域における通信のみが可能なもの
プラン２	プラン１以外のもの

Ｃ　通信が可能な契約者回線等による細目

区　　別	内　　容
グレード１	その契約者回線に係る通信について、メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－１型のもの（メニュー５－１の１Gb/sの品目におけるプラン５のものを除きます。）に係る契約者回線との間の通信のみが可能なもの
グレード２	グレード１以外のもの
備考　グレード２のものは、10Mb/sのもの、100Mb/sのもの又は１Gb/sのものであって(オ)に規定する伝送速度に関する細目が200Mb/sから１Gb/sのものに限り提供します。	

（オ）　メニュー２－２－１における１Gb/sのものには、次表のとおり通信又は保守の態様によるその他の細目があります。

Ａ　伝送速度に関する細目

細　　目	内　　容
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの
600Mb/s	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの
800Mb/s	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの
900Mb/s	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの
１Gb/s	１Gbit/sの符号伝送が可能なもの

Ｂ　保守の態様による細目

細　　目		内　　容
クラス１		クラス２以外のもの
クラス２	クラス２－１	契約者回線が二重化されているものであって、クラス２－２以外のもの
	クラス２－２	契約者回線が二重化されているものであって、その両方を収容ＩＰ通信網サービス取扱所から契約者回線の終端への伝送方向についての通信において同時に

		利用することが可能なもの

（注）保守の態様による細目にかかわらず、符号伝送に係る伝送速度については、Ａ（伝送速度に関する細目）に規定するところによります。

（カ）　メニュー２－２－２には、契約者回線について次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

Ａ　品目

品　　目	内　　容
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
１Gb/s	１Gbit/sの符号伝送が可能なもの
10Gb/s	最大10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考　メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係る契約者回線との間においてのみ通信を行うことができます。	

Ｂ　通信が可能な区域による細目

区　　別	内　　容
プラン１	その契約者回線に係る通信について、同一の都道府県の区域における通信のみが可能なもの
プラン２	プラン１以外のもの

Ｃ　保守の態様による細目

細　　目		内　　容
クラス１		クラス２以外のもの
クラス２	クラス２－１	契約者回線が二重化されているものであって、クラス２－２以外のもの
	クラス２－２	契約者回線が二重化されているものであって、その両方を収容ＩＰ通信網サービス取扱所から契約者回線の終端への伝送方向についての通信において同時に利用することが可能なもの
備考 １　クラス１のものは、100Mb/sのもの又は1Gb/sのものに限り提供します。 ２　クラス２－１のものは、１Gb/sのものに限り提供します。 ３　クラス２－２のものは、１Gb/sのもの又は10Gb/sのものに限り提供します。		

（注）保守の態様による細目にかかわらず、符号伝送に係る伝送速度については、Ａ（伝送速度に関する細目）に規定するところによります。

（キ）　メニュー２－２－２における10Gb/sのものには、次表のとおり伝送速度に関するその他の細目があります。

細　　目	内　　容
１Gb/s	１Gbit/sの符号伝送が可能なもの
２Gb/s	２Gbit/sの符号伝送が可能なもの
３Gb/s	３Gbit/sの符号伝送が可能なもの
４Gb/s	４Gbit/sの符号伝送が可能なもの
５Gb/s	５Gbit/sの符号伝送が可能なもの
６Gb/s	６Gbit/sの符号伝送が可能なもの
７Gb/s	７Gbit/sの符号伝送が可能なもの
８Gb/s	８Gbit/sの符号伝送が可能なもの
９Gb/s	９Gbit/sの符号伝送が可能なもの
10Gb/s	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの

備考

１　ＩＰ通信網契約者は、その細目に係る伝送速度について、１Gb/sごとに、その契約者回線に着信することが可能な契約者回線等の種別（以下「着信回線種別」といいます。）をメニュー１、メニュー４、又はメニュー５における提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって100Mb/sのもの、200Mb/sのもの若しくは１Gb/sのものから任意に組み合わせて、あらかじめ指定していただきます。

２　契約者は、前項の規定により指定した着信回線種別を変更することができます。

（ク）　メニュー２－２－１のグレード１のものに係る通信は、メニュー５に係る契約者回線（通信の付加サービスであるＩＰｖ６通信等を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。）からの着信（着信者識別符号（メニュー２に係るＩＰ通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組合せであって、当社が別に定めるところにより割り当てるものをいいます。以下同じとします。）を利用したものとします。）により、メニュー２－２－１のグレード２のものに係る通信は、契約者回線等（メニュー１及びメニュー５に係るもの（通信の付加サービスであるＩＰｖ６通信等を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。）に限ります。）からの着信（着信者識別符号を利用したものとします。）により、メニュー２－２－２のものに係る通信は、契約者回線等（メニュー１及びメ

ニュー５に係るもの（通信の付加サービスであるＩＰｖ６通信等を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。））からの着信（着信者識別符号を利用したものとします。）により、行うことができます。

（ケ）（ク)に規定する着信者識別符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをＩＰ通信網契約者にお知らせします。

（コ）　ＩＰ通信網契約者が契約者回線の終端の場所として収容ＩＰ通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるＩＰ通信網サービス取扱所に限ります。）内を指定する場合のその終端の場所は、当社が指定します。

（サ）　メニュー２－２（(コ)に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者が指定することのできる契約者回線の終端の場所は、当社が別に定めるＩＰ通信網サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められている場合は、そのＩＰ通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内に限ります。

　ただし、メニュー２－２－１における１Gb/sのもの並びにメニュー２－２－２における１Gb/s及び10Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約者が指定することのできる契約者回線の終端の場所は、その電話加入区域内において当社が別に定める提供区域（以下「収容エリア」といいます。）内に限る場合があります。

（シ）　当社は、(サ)に規定する契約者回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。

（ス）　メニュー２－３には、次の品目があります。

品　目	内　　容
100Mb/s のもの	最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
１Gb/sのもの	最大１Gbit/sの符号伝送が可能なもの

備考

１　１Gb/sのものはメニュー６－７の契約者回線又は当社が別に定めるサービスとの通信を行うものに限り提供します。

２　ＩＰ通信網契約者は、１のＩＰ通信網契約につき、メニュー６－７に係る１の閉域グループ又はメニュー８若しくは当社が別に定めるサービスに係る１のＶＰＮグループをあらかじめ指定していただきます。

３　ＩＰ通信網契約者は、２に規定する事項について、メニュー６－７に係るＩＰ通信網契約者、メニュー８のクラス１に係るＩＰ通信網契約者又は当社が別に定めるサービスに係る契約者の同意を事前に得ていただきます。

４　ＩＰ通信網契約者は、メニュー６－７に係る閉域グループ番号、メニュー８に係るＶＰＮグループ番号又は当社が別に定めるサービスに係る契約者番号等その他認証に必要な事項について記載した当社所定の書面により申込みをしていただきます。

ウ　削除

エ　削除

オ　メニュー５

（取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供するものであって、メニュー２又はメニュー６以外のもの又は利用回線（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される契約者回線に限ります。）を使用して提供するもの）

（ア）　メニュー５は、契約者回線型サービス及び利用回線型サービスを提供します。

（イ）　メニュー５には、次表のとおり提供の形態による区別及び細目があります。

Ａ　提供の形態による区別

区　　別	内　　容
メニュー５－１	メニュー５－２以外の契約者回線型サービス
メニュー５－２	当社が契約者グループ（当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある契約者回線に係るＩＰ通信網契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。）を設定して提供する契約者回線型サービス
メニュー５－４	利用回線を使用して付加機能若しくは端末設備又は利用回線の保守の態様による細目がタイプ１－２若しくはタイプ２に係るものを提供する利用回線型サービス

備考

１　当社は、メニュー５（メニュー５－４のものを除きます。）に係る契約者回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。

２　ＩＰ通信網契約者は、メニュー５－１及びメニュー５－２とメニュー５－４との間の区別の変更の請求を行うことはできません。

Ｂ　メニュー５－１及びメニュー５－２に係る提供の形態による細目

区　　別	内　　容

Ⅱ型	Ⅱ－１型 （フレッツ光ネクスト及びフレッツ光クロス）	帯域確保機能を利用した通信を行うことが可能なものであって、情報量に応じた加算料の支払いを要さないもの

（ウ） メニュー５－１には、次の品目があります。

品　　目	内　　容
100Mb/s （フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ）	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
200Mb/s （フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ）	収容ＩＰ通信網サービス取扱所から、契約者回線の終端への伝送方向については同時に通信が可能な１の着信先ごとに最大200Mbit/sまで、他の伝送方向については最大100Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの
１Gb/s （フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ）	最大概ね１Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
10Gb/s （フレッツ 光クロス）	最大概ね10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考　200Mb/sのもの、１Gb/sのもの及び10Gb/sのものは、メニュー５－１における提供の形態による細目がⅡ－１型のものに限り提供します。 （注）200Mb/sのものについて、当社が別に定める電気通信設備との間における通信であって、収容ＩＰ通信網サービス取扱所から契約者回線の終端への伝送方向に係る伝送速度は、最大概ね１Gbit/s までとなります。	

（エ） メニュー５－１には、次表のとおり通信又は保守の態様による細目があります。

Ａ　通信の態様による細目

区　　別	内　　容
プラン３	プラン４以外のものであって、取扱所交換設備と契約者回線の終端との間の電気通信回線設備の一部を当社が指定する複数のＩＰ通信網契約者が同時に利用することがあるもの

プラン４ （フレッツ　光ネクスト　プライオ）	他のプラン４に係る契約者回線又は当社が別に定める相互接続点との間における通信において、音声利用ＩＰ通信網サービスを利用することなくＩＰ通信網内で一部の符号を優先的に伝送交換することが可能なもの
プラン５ （フレッツ　光ネクスト　ビジネスタイプ）	プラン３、プラン４及びプラン６以外のもの
プラン６ （フレッツ　光クロスBizタイプ）	取扱所交換設備と契約者回線の終端との間における通信において、10Mbit/sの帯域を確保するもの

備考

１　プラン３のものは、メニュー５－１の100Mb/s、200Mb/s、1Gb/s及び10Gb/sの品目のものに提供します。

２　プラン４のもの及びプラン５のものは、メニュー５－１の１Gb/sの品目のものに限り提供します。

２の２　プラン６のものは、メニュー５－１の10Gb/sの品目のものに限り提供します。

３　当社は、メニュー５－１の1Gb/s及び10Gb/sの品目におけるプラン３－１のもの、プラン４、並びにプラン６のものについて、通信の付加サービスであるインターネットプロトコルバージョン６による通信（以下「ＩＰｖ６通信」といいます。）相当の通信が利用できる状態で提供します。

４　前項に規定するＩＰｖ６通信については、料金表第１表第１類第１の１⒀エ及びオの規定に準じて取り扱います。

（注１）プラン４に係るＩＰ通信網契約者は、２－９（付加機能利用料）に規定する符号優先伝送交換接続機能を同時に利用することができません。

（注２）当社は、符号優先伝送交換接続機能を利用するＩＰ通信網契約者からプラン４のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更があった場合は、符号優先伝送交換接続機能の契約の解除の請求があったものとみなして取り扱います。

Ｂ　100Mb/s、200Mb/s、1Gb/s及び10Gb/sの品目におけるプラン３に係る通信の態様による細目

区　　別	内　　容
プラン３－１	取扱交換所設備と契約者回線の終

	端との間の通信において、最大１Gbit/s又は10Gbit/sまでの符号伝送が可能な方式を利用しているもの

Ｃ　1Gb/sの品目におけるプラン４に係る通信の態様による細目

区　　別	内　　容
プラン４－１（プライオ１）	最大１Mbit/sまでの符号を優先的に伝送交換することが可能なもの
プラン４－２（プライオ10）	最大10Mbit/sまでの符号を優先的に伝送交換することが可能なもの

Ｄ　保守の態様による細目

区　別	内　　容
タイプ１－１	午前９時から午後５時までの時間帯以外の時刻に、そのＩＰ通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前９時から午後５時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ１－２	そのＩＰ通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前７時から午後10時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ２	タイプ１－１及びタイプ１－２以外のもの

備考
１　ＩＰ通信網契約者は、そのＩＰ通信網契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更（その細目の変更と同時に品目の変更又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ｉ型の基本装置に限ります。）の設置若しくは廃止を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。
２　タイプ１－２のものは、メニュー５－１の１Gb/sの品目のうち通信の態様による細目がプラン３のもの及び10Gb/sの品目のものに提供します。
３　メニュー５－１の1Gb/sの品目におけるプラン４のもの及び10Gb/sの品目におけるプラン６のものは、保守の態様による細目がタイプ２に相当するものとします。

（オ）　メニュー５－２には、次の品目があります。

区　　別	内　　容
100Mb/s	最大100Mbit/sまでの符号伝送が

（フレッツ　光ネクスト　マンションタイプ）	可能なもの
200Mb/s （フレッツ　光ネクスト　マンション・ハイスピードタイプ）	収容ＩＰ通信網サービス取扱所から、契約者回線の終端への伝送方向については同時に通信が可能な１の着信先ごとに最大200Mbit/sまで、他の伝送方向については最大100Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの
１Gb/s （フレッツ　光ネクスト　マンション・ギガラインタイプ）	最大概ね１Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
10Gb/s （フレッツ　光クロス）	最大概ね10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

１　200Mb/s及び１Gb/sのものは、メニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものに限り提供します。

２　当社は、メニュー５－２の1Gb/sの品目のもの及び10Gb/sの品目のものについて、ＩＰｖ６通信相当の通信が利用できる状態で提供します。

３　前項に規定するＩＰｖ６通信については、料金表第１表第１類第１の１⒀エ及びオの規定に準じて取り扱います。

（注）200Mb/sのものについて、当社が別に定める電気通信設備との間における通信であって、収容ＩＰ通信網サービス取扱所から契約者回線の終端への伝送方向に係る伝送速度は、最大概ね１Gbit/sまでとなります。

（カ）　メニュー５－２には、次表のとおり通信又は保守の態様によるその他の細目があります。

Ａ　通信の態様による細目

区　別	内　　容
プラン・ミニ（ミニ）	１の契約者グループに係る契約者回線の数が４以上となるものであって、ＩＰ通信網契約者となる者からの契約申込により、当社が契約者グループを設定するもののうち、プラン１以外のもの
プラン１	１の契約者グループに係る契約者回線の数が８以上となるものであって、ＩＰ通信網契約者となる者からの契約申込により、当

	社が契約者グループを設定するもの
プラン２	１の契約者グループに係る契約者回線の数が16以上となるものであって、代表者（その契約者グループに係るすべてのＩＰ通信網契約者となる者の同意に基づき指定される者とします。）が一括して契約申込又は品目若しくは細目の変更の請求を行うことにより、当社が契約者グループを設定するもの

備考
１　メニュー５－２における通信の態様による細目は、提供の形態による細目がⅡ－１型のもの（10Gb/sのものを除きます。）にあります。
２　代表者は、その契約者グループに係るＩＰ通信網契約者に代って、当社との間の請求及びその他の諸手続き等（修理又は復旧に係るものを除きます。）を行う者であって、１の契約者グループにつき１人とします。
３　代表者が、代表者の変更を行う場合は、変更後の代表者について当社に事前に届け出ていただきます。その場合、変更後の代表者の指定については、その契約者グループに係るすべてのＩＰ通信網契約者の同意に基づくものとします。
４　当社は、プラン・ミニに係るＩＰ通信網契約について、その契約者グループに係る契約者回線の数が８以上となった場合は、その８以上となった日において、その契約者グループに係るすべてのＩＰ通信網契約についてプラン１への細目の変更があったものとみなして取り扱います。

Ｂ　契約者回線の態様による細目

区　別		内　　容
グレード１	グレード１－１（光配線方式）	取扱交換所設備と契約者回線の終端との間の通信において、最大10Gbit/sまでの符号伝送が可能な方式を利用しているもののうち、同一の契約者グループにおける契約者回線の終端を１回線ごとに異なる場所とすることが可能なもの
	グレード１－２	グレード１－１及びグレード２以外のもの
グレード２		取扱交換所設備と契約者回線の終端との間の通信において、最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能な方式を利用しているもの

備考
１　グレード１－２及びグレード２のものは、

100Mb/sの品目における提供の形態による細目がⅡ－１型のものに限り提供します。

２　同一の契約者グループにおいて、契約者回線の態様による細目の異なる契約者回線の提供は行いません。

３　当社は、技術上又は業務の遂行上、グレード２のものからグレード１－２のものであって提供の形態による細目がⅡ－１型のものへ細目の変更を行う場合があります。

４　当社は、３の規定により細目を変更するときは、あらかじめＩＰ通信網契約者にそのことを通知します。

Ｃ　保守の態様による細目

区　別	内　　容
タイプ１－１	午前９時から午後５時までの時間帯以外の時刻に、そのＩＰ通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前９時から午後５時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ１－２	そのＩＰ通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前７時から午後10時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ２	タイプ１－１及びタイプ１－２以外のもの

備考

１　ＩＰ通信網契約者は、そのＩＰ通信網契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更（その細目の変更と同時に品目の変更又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ｉ型の基本装置に限ります。）の設置若しくは廃止を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。

２　タイプ１－２のものは、メニュー５－２の１Gb/s及び10Gb/sの品目のものに提供します。

（キ）　メニュー５－４に係るＩＰ通信網契約者は、メニュー５の提供の形態による細目がⅡ型のものに係る付加機能及び端末設備（当社が別に定めるものを除きます。）を利用することができます。

（ク）　メニュー５－４には、次表のとおり利用回線における保守の態様による細目があります。

区　別	内　　容
タイプ１－１	午前９時から午後５時までの時間帯以外の時刻に、そのＩＰ通信網契約に係る修理又

	は復旧の請求を受け付けたときに、午前９時から午後５時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ１－２	そのＩＰ通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前７時から午後10時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ２	タイプ１－１及びタイプ１－２以外のもの
備考　タイプ１－２及びタイプ２のものに係る利用料金は、１の利用回線ごとに算定するものとし、その利用回線が相当する提供の形態による区別に応じてそれぞれ料金表第１表第１類第１の２（料金額）の２－５－１（利用料）⑵に規定する額を適用します。	

（ケ）　メニュー５（メニュー５－４のものを除きます。）に係る通信は、ＩＰ通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー２、メニュー５若しくはメニュー６に係る契約者回線等（当社が別に定める場合を除きます。）との間において行うことができます。

カ　メニュー６

（インターネットプロトコルバージョン６による通信のみ行うことが可能なもの）

（ア）　メニュー６は、契約者回線型サービスのみ提供します。

（イ）　メニュー６には、次表のとおり通信の態様による細目があります。

区　　別	内　　容
メニュー６－２（フレッツ・キャスト）	メニュー５に係る契約者回線との間においてのみ通信を行うことが可能なもの
メニュー６－５（フレッツ・ジョイント）	メニュー５に係る契約者回線との間においてのみ通信を行うことが可能なものであって当社がソフトウェアを配信するためのサーバ装置を設置して提供するもの
メニュー６－７（フレッツ・ＶＰＮ プライオ）	ＩＰ通信網契約者がメニュー５における提供の形態による細目がⅡ－１型（10Gb/sのものを除きます。）のものに係る契約者回線からなる閉域グループ（ＩＰ通信網契約者があらかじめ指定した契約者回線（以下「閉域グループ内回線」といいます。）からなるグループを

	いいます。以下、同じとします。）を構成し、その閉域グループ内回線相互間に閉じた通信を可能とするために、当社がサーバ装置を設置して契約者回線の認証を行うもの

備考
1　当社はＩＰ通信網サービス取扱所内にサーバ装置を設置し、これをメニュー６－５及びメニュー６－７に係る契約者回線の終端とします。
2　当社は、通信の伝送交換に妨害を与えている又は与えるおそれのある符号がサーバ装置に蓄積されていることを知った場合は、当該符号の伝送を停止し、又は符号を消去することがあります。
3　この備考の２の規定により現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去する場合は、当社はあらかじめそのことをＩＰ通信網契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。
4　当社は、この備考の２の規定により現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。
5　配信用ソフトウェア（当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）に関する問い合わせ等利用者に関する対応は、メニュー６に係るＩＰ通信網契約者に行っていただきます。
6　メニュー６－７のものに係るＩＰ通信網契約者はあらかじめＩＰｖ６通信の申込みをしていただきます。

（ウ）　メニュー６－２には、次表のとおり品目及び保守の態様又は提供の形態による細目があります。

Ａ　品目

品　目	内　　容
100Mb/s	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	最大200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	最大300Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
１Gb/s	最大１Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
10Gb/s	最大10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考　ＩＰ通信網契約者は、その契約者回線が収容される取扱所交換設備と契約者回線の終端との間の通信について、当社が別に定めるところにより割り当てたＩＰアドレスが設定された電気通信設備による通信のみが利用可能です。

B　保守の態様による細目

区　別	内　　容
クラス１（シングルクラス）	契約者回線が二重化されていないもの
クラス２（デュアルクラス）	契約者回線が二重化されているものであって、その両方を利用することにより、該当の品目の伝送速度に２を乗じた伝送速度までの符号伝送が可能なもの

C　提供の形態による細目

区　別	内　　容
プラン１	プラン２以外のもの
プラン２（エントリープラン）	当社が別に定める取扱所交換設備を当社が指定する複数のＩＰ通信網契約者が同時に利用することがあるもの
備考　プラン２のものは品目が100Mb/sのものであって、保守の態様による細目がクラス１のものに限り提供します。	

D　プラン１に係る通信の態様による細目

区　別	内　　容
プラン１－１	プラン１－２以外のもの
プラン１－２（地域配信プラン）	その契約者回線と通信の相手先が同一都道府県の区域内においてのみ通信を行うことが可能なもの
備考　プラン１－２のものは、品目が１Gb/sのもの及び10Gb/sのものに限り提供します。	

E　プラン１－１に係る契約者回線の終端の場所による細目

区　別	内　　容
プラン１－１－１	その契約者回線の終端の場所がＩＰ通信網サービス取扱所内となるもの
プラン１－１－２（局外接続メニュー）	プラン１－１－１以外のもの
備考　各細目相互間の変更を行うことはできません。	

F　プラン１－２に係る契約者回線の終端の場所による細目

区　別	内　　容

プラン１－２－１	その契約者回線の終端の場所がＩＰ通信網サービス取扱所内となるもの
プラン１－２－２（局外接続メニュー）	プラン１－２－１以外のもの
備考　各細目相互間の変更を行うことはできません。	

（エ）　メニュー６－５には、次表のとおり品目及び通信の態様による細目があります。

Ａ　品目

品　目	内　　容
５MB	５メガバイト未満の符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの
10MB	10メガバイト未満の符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの
15MB	15メガバイト未満の符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの
20MB	20メガバイト未満の符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの
25MB	25メガバイト未満の符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの
備考　メニュー６－５に係るＩＰ通信網契約者は、１のＩＰ通信網契約につき複数の配信用ソフトウェアを、当社のサーバ装置に蓄積することができます。	

Ｂ　通信の態様による細目

区　別	内　　容
プラン１	1.5メガバイト未満の符号を配信対象回線（メニュー６－５に係るＩＰ通信網契約者が、通信の相手先としてあらかじめ指定するメニュー５に係る契約者回線のことをいいます。以下同じとします。）に配信することが可能なもの
プラン２	３メガバイト未満の符号を配信対象回線に配信することが可能なもの
プラン３	4.5メガバイト未満の符号を配信対象回線に配信することが可能なもの
プラン４	６メガバイト未満の符号を配信対象回線に配信することが可能なもの

プラン５	7.5メガバイト未満の符号を配信対象回線に配信することが可能なもの

備考　メニュー６－５に係るＩＰ通信網契約者は、１の配信対象回線につき１の配信用ソフトウェアを配信することができます。

（オ）　削除

（カ）　削除

（キ）　メニュー６－７には、次表のとおり提供の形態による区別があります。

区　　別	内　　容
メニュー６－７－１	メニュー６－７－２以外のもの
メニュー６－７－２	接続契約者回線を回線収容部に収容して提供するもの

備考

１　当社は、ＩＰ通信網契約者からの請求により閉域グループを設定します。

２　ＩＰ通信網契約者は、閉域グループ内回線の契約者回線番号等その他認証に必要な事項について記載した当社所定の書面により申込みをしていただきます。

３　閉域グループ内回線の数は最大1,000までとします。

４　当社は、当社が別に定めるところによりＩＰ通信網契約者に付与する閉域グループ番号（閉域グループを識別するための英字又は数字等の組み合わせをいいます。以下同じとします。）その他閉域グループ内回線を識別するための情報を用いて閉域グループ内回線の認証を行います。

５　当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、４に規定する閉域グループ番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをＩＰ通信網契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

６　ＩＰ通信網契約者は、４に規定する閉域グループ番号の適正な管理に努めていただきます。

７　当社は、閉域グループ内回線の終端にＶＰＮプライオ対応ルータ装置を設置します。

８　当社は、別記４（ＩＰ通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等）の規定については、前項に規定するＶＰＮプライオ対応ルータ装置を端末設備とみなして適用します。

９　ＩＰ通信網契約者は、１、２、７及び８に規定する事項について、その閉域グループに属するすべてのＩＰ通信網契約者の同意を事前に得ていただきます。

10　メニュー６－７－２に係るＩＰ通信網契約を申込みをすることのできる者は、メニュー６－７－１に係るＩＰ通信網契約者に限ります。
11　１の閉域グループに属するメニュー６－７－２に係る契約者回線の数は、最大１とします。

（ク）　メニュー６－７－２には、次表のとおり品目があります。

区　別	内　　容
プラン１	最大１Mbit/sまでの符号を優先的に伝送交換することが可能なもの
プラン２	最大10Mbit/sまでの符号を優先的に伝送交換することが可能なもの

（ケ）　削除
（コ）　削除
（サ）　削除
（シ）　メニュー６に係る契約者回線の終端の場所は、当社が別に定めるＩＰ通信網サービス取扱所のうち、ＩＰ通信網契約者が指定するＩＰ通信網サービス取扱所内において当社が指定します。
（ス）　メニュー６に係る通信は、当社が別に定める契約者回線との間において行うことができます。
（セ）　ＩＰ通信網契約者は、メニュー６－２、メニュー６－５及びメニュー６－７の各細目相互間の変更を行うことはできません。
（ソ）　当社は、メニュー６－５の提供を開始した日を含む料金月（提供を開始した日を含む料金月において、そのメニュー６－５の契約の解除があったときを除きます。）については、そのメニュー６－５に係る利用料金を適用しません。
（タ）　メニュー６－５に係るＩＰ通信網契約者は、料金月の初日以外の日に品目又は通信の態様による細目の変更を行うことができません。

キ　削除

ク　メニュー８［フレッツ・ＶＰＮ ワイド］
（あらかじめ指定した利用回線（ＩＰ通信網サービスに係るものに限ります。）、契約者回線又は回線収容部からなるグループ内の任意の契約者回線等相互間の通信が利用可能なもの）
（ア）　メニュー８は、利用回線型サービス及び契約者回線型サービスを提供します。
（イ）　利用回線型サービスには、次表のとおり通信の態様による細目があります。

区　別	内　　容
クラス１	その利用回線とＩＰ通信網のみを介した通信が可能な契約者回線等からなるグループ

	（以下「ＶＰＮグループ」といいます。）の設定、変更又は廃止の請求を行うことが可能なもの
クラス２	クラス１以外のもの

備考
１　当社は、クラス１に係るＩＰ通信網契約者からの請求によりＶＰＮグループの設定、変更又は廃止を行います。
２　クラス１に係るＩＰ通信網契約者は、その設定したＶＰＮグループに属する他のＩＰ通信網契約者に代って、当社へのそのＶＰＮグループに係る請求及びその他の諸手続き等（クラス２に係るＩＰ通信網契約の申込み又は修理若しくは復旧に係るものを除きます。）を行っていただきます。
３　１のＶＰＮグループについて、クラス１に係るＩＰ通信網契約者の数は１とします。
４　クラス１に係るＩＰ通信網契約者が、クラス２のものへの細目の変更又はそのＩＰ通信網契約の解除を行う場合は、その変更等後にそのＩＰ通信網契約者が属するＶＰＮグループにおいてクラス１に係るＩＰ通信網契約者となる者を当社に届け出ていただきます。
５　ＩＰ通信網契約者は、２、３又は５に規定する請求等を行う場合は、そのＶＰＮグループに属するすべてのＩＰ通信網契約者の同意を事前に得ていただきます。

（ウ）　利用回線型サービスにおけるクラス１には、次表の通り提供の形態による細目があります。

区　　別	内　　容
クラス１－１	クラス１－２以外のもの
クラス１－２	メニュー５－１における提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって１Gb/sの品目のもの（プラン４のものを除きます）又はメニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって１Gb/sの品目のものを、そのＶＰＮグループに属する利用回線とすることが可能なもの

（エ）　契約者回線型サービスには、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

Ａ　品目

品　目	内　　容
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの

Ｂ　インタフェースによる細目

区　別	内　　容
タイプ１	タイプ２以外のもの
タイプ２	インタフェースが1000BASE-LXのもの
備考　タイプ２のものは、100Mb/sのものに限り提供します。	

Ｃ　契約者回線等の態様による細目

区　別	内　　容
グレード１	グレード２以外のもの
グレード２	接続契約者回線を回線収容部に収容して提供するもの
備考　グレード２のものは、タイプ１のものに限り提供します。	

（オ）　契約者回線型サービスは、クラス１に係るＩＰ通信網契約者に限り利用することができます。

（カ）　１のＶＰＮグループに属する契約者回線型サービスに係る契約者回線等の数は、最大１とします。

（キ）　クラス１－２に係るＩＰ通信網契約者は、そのＶＰＮグループにおいて、ＶＰＮグループの設定の請求と同時に契約者回線型サービスの申込み又は２－９（付加機能利用料）に規定するＶＰＮ相互接続通信機能の利用の請求を行った場合に限り、そのＶＰＮグループに係る契約者回線型サービス又は２－９（付加機能利用料）に規定するＶＰＮ相互接続通信機能を利用することができます。

（ク）　クラス１－２に係るＩＰ通信網契約者は２－９（付加機能利用料）に規定するＶＰＮ相互接続通信機能と契約者回線型サービスを同時に利用することができません。

（ケ）　クラス１に係るＩＰ通信網契約者は、メニュー８に係るＩＰ通信網サービスの利用に当たって、そのＶＰＮグループに属する利用回線の数に応じて、次の区分の中からあらかじめいずれか１つを選択していただきます。この場合、クラス１に係るＩＰ通信網契約者は、そのＶＰＮグループに属するすべてのＩＰ通信網契約者から、クラス１に係るＩＰ通信網契約者がそれらのＩＰ通信網契約者に代って、当社への請求を行うことについての同意を事前に得ていただきます。

⑴　そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が10のもの

⑵　そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が30のもの

⑶　そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が100のもの

⑷　そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が300のもの
⑸　そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が1,000のもの

（コ）　当社は、ＩＰ通信網契約者から請求があったときは、そのＩＰ通信網契約者が指定するＶＰＮグループに係るＩＰ通信網サービスの提供を行います。この場合、ＩＰ通信網契約者は、そのＶＰＮグループに係るすべてのＩＰ通信網契約者の同意を事前に得ていただきます。

（サ）　当社は、クラス１に係るＩＰ通信網契約者からＶＰＮグループの廃止の請求があった場合又は(イ)の備考５に規定する届出がなかった場合は、そのＶＰＮグループを廃止します。

（シ）　ＩＰ通信網契約者は、当社が別に定めるところにより付与するＶＰＮグループ番号（ＶＰＮグループを識別するための英字又は数字等の組み合わせをいいます。以下同じとします。）及びＶＰＮグループ利用者識別符号（このＩＰ通信網サービスを利用するＩＰ通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組み合わせをいいます。以下同じとします。）を通信の都度指定することにより通信を行うことができます。

（ス）　メニュー８における利用回線型サービスに係る通信は、ＶＰＮグループ内のメニュー８に係る契約者回線等との間において、メニュー８における契約者回線型サービスに係る通信は、ＶＰＮグループ内のメニュー８に係る利用回線からの着信により行うことができます。

（セ）　利用回線型サービスについては、その利用回線について、発信者番号通知を行う場合（発信者番号通知機能を利用することにより発信者番号通知を行う場合を含みます。）に限りその通信を行うことができます。

（ソ）　当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、(シ)に規定するＶＰＮグループ番号及びＶＰＮグループ利用者識別符号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをＩＰ通信網契約者にお知らせします。

（タ）　ＩＰ通信網契約者は、(シ)に規定するＶＰＮグループ利用者識別符号の適正な管理に努めていただきます。

（チ）　ＩＰ通信網契約者が契約者回線型サービスにおける契約者回線の終端の場所（(ツ)の場合を除きます。）として収容ＩＰ通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるＩＰ通信網サービス取扱所に限ります。）内を指定する場合のその終端の場所は、当社が指定します。

（ツ）　契約者回線型サービスにおける100Mb/sのものであってタイプ２に係るＩＰ通信網契約者が指定することのできる契約者回線の終端の場所（その終端の場所

	をＩＰ通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるＩＰ通信網サービス取扱所に限ります。）内とする場合を除きます。）は、当社が別に定めるＩＰ通信網サービス取扱所が所在するＩＰ通信網サービス区域内における収容エリア内に限ります。 （テ）　ＩＰ通信網契約者は、そのＶＰＮグループに係る通信を開始した時刻及び通信を終了した時刻の情報をそのＶＰＮグループに属するクラス１に係るＩＰ通信網契約者が閲覧できることについて、同意していただきます。 （ト）　ＩＰ通信網契約者が１の利用回線において利用することができるＶＰＮグループの数は、最大99までとします。 （ナ）　利用回線型サービスに係るＩＰ通信網契約者は、その利用回線について、メニュー１及びメニュー５における提供の形態による細目がⅡ－１型のもの相互間の変更を行うことはできません。 ケ　ＩＰ通信網契約者は、各メニュー相互間の変更を行うことはできません。 コ　当社は、当社が別に定めるところにより、当社又はＩＰ通信網契約者の設置するサーバ装置又は符号蓄積装置に蓄積されている符号が他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると判断した場合は、当該符号の伝送を停止し、又は符号を消去していただくことがあります。この場合において、現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去する場合は、当社はあらかじめそのことをＩＰ通信網契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。 サ　当社は、コの規定により現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。
⑶　基本契約期間内にＩＰ通信網契約の解除等があった場合の料金の適用	ア　臨時ＩＰ通信網契約に係るもの及び異経路によるものを除くメニュー２－２、メニュー６－２及びメニュー８（契約者回線型サービスに係るものに限ります。）に係るＩＰ通信網サービスは、１年間の基本契約期間（基本契約期間の起算日は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日とします。）があります。 イ　ＩＰ通信網契約者は、基本契約期間内にＩＰ通信網契約の解除があった場合は、第38条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、その残余の期間に対応する利用料金（メニュー２－２又はメニュー８のものにあっては基本額の部分、付加機能にあっては２－９（付加機能利用料）に規定する付加機能利用料（同報通信機能の基本額の部分に限ります。）の部分とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。

<table>
<tr><td></td><td>ウ　ＩＰ通信網契約者は、基本契約期間内にＩＰ通信網サービスの品目若しくは細目等の変更又は契約者回線の移転があった場合は、変更前の利用料金の額から、変更後の利用料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。
エ　ウの場合に、ＩＰ通信網サービスの品目若しくは細目等の変更と同時にその契約者回線等の設置場所において、ＩＰ通信網サービスの利用の開始又はＩＰ通信網契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行うＩＰ通信網サービスの利用開始等の利用料金を合算して行います。</td></tr>
<tr><td>⑷　メニュー２又はメニュー８に係る契約者回線の回線距離の測定その他の場合における料金の適用</td><td>ア　メニュー２におけるメニュー２－２－１のうち10Mb/sのもの、100Mb/sのもの若しくは１Gb/sのもの（その契約者回線の終端の場所を収容エリア内とするものを除きます。）又はメニュー２－２－２のうち100Mb/sのもの若しくは10Gb/sのもの（その契約者回線の終端の場所を収容エリア内とするものを除きます。）に係る契約者回線の異経路の加算額の適用についてはＬＡＮ型通信網サービスにおける第３種サービスの場合に準ずるものとします。
イ　メニュー２－２－１のうち１Gb/sのもの（その契約者回線の終端の場所を収容エリア内とするものに限ります。）、メニュー２－２－２のうち１Gb/sのもの若しくは10Gb/sのもの（その契約者回線の終端の場所を収容エリア内とするものに限ります。）又はメニュー８（契約者回線型サービスにおける100Mb/sのものであってタイプ２に係るものに限ります。）に係る契約者回線の異経路の加算額の適用についてはメニュー５の場合に準ずるものとします。</td></tr>
<tr><td>⑸　ＩＰ通信網サービス取扱所内を終端とする契約者回線に係る基本額の適用</td><td>ア　メニュー２－２－１における10Mb/s及び100Mb/sのものに係る契約者回線であって、その終端の場所を収容ＩＰ通信網サービス取扱所内とするものの基本額については、２－２－１⑴基本料の額からＩＰ通信網サービス取扱所内に終端する１の終端ごとに次の額を減額して適用します。
<table>
<tr><th>品目及び細目</th><th>基本額の減額（月額）</th></tr>
<tr><td>10Mb/sのもの</td><td>435,000円
（税込価格 478,500円）</td></tr>
<tr><td>100Mb/sのもの</td><td>549,000円
（税込価格 603,900円）</td></tr>
</table>
イ　メニュー２－２－１における１Gb/sのものに係る契約者回線であって、その終端の場所を収容ＩＰ通信網サービス取扱所内とするものの基本額については、２－２－１⑴基本料の額からＩＰ通信網サービス取扱所内に終端する１の終端ごとに次の額を減額して適用します。
<table>
<tr><th>品目及び細目</th><th>基本額の減額（月額）</th></tr>
</table></td></tr>
</table>

１Gb/sのもの	クラス１のもの	3,040,000円 （税込価格 3,344,000円）
	クラス２のもの	6,080,000円 （税込価格 6,688,000円）

ウ　メニュー２－２－２における100Mb/sのものに係る契約者回線であって、その終端の場所を収容ＩＰ通信網サービス取扱所内とするものの基本額については、２－２－１⑴基本料の額からＩＰ通信網サービス取扱所内に終端する１の終端ごとに次の額を減額して適用します。

品目及び細目	基本額の減額（月額）
100Mb/sのもの	549,000円 （税込価格 603,900円）

エ　メニュー２－２－２における1Gb/s及び10Gb/sのものに係る契約者回線であって、その終端の場所を収容ＩＰ通信網サービス取扱所内とするものの基本額については、２－２－１⑴基本料の額からＩＰ通信網サービス取扱所内に終端する１の終端ごとに次の額を減額して適用します。

品目及び細目		基本額の減額（月額）
１Gb/sのもの	クラス１のもの	20,000円 （税込価格 22,000円）
	クラス２のもの	40,000円 （税込価格 44,000円）
10Gb/sのもの		22,820,000円 （税込価格 25,102,000円）

オ　メニュー８（契約者回線型サービスにおける100Mb/sのものであってタイプ２に係るものに限ります。）に係る契約者回線であって、その終端の場所をＩＰ通信網サービス取扱所内とするものの基本額については、２－８－１基本額の額からＩＰ通信網サービス取扱所内に終端する１の終端ごとに月額20,000円（税込価格 22,000円）を減額して適用します。

⑹　契約者回線の終端がＩＰ通信網サービス区域外となる場合の利用料の加算額の適用	契約者回線（メニュー２及びメニュー８に係るものを除きます。）の終端がその収容ＩＰ通信網サービス取扱所が所在するＩＰ通信網サービス区域外となる場合（異経路となる場合を除きます。）の利用料の加算額は、契約者回線のうち、その収容ＩＰ通信網サービス取扱所が所在するＩＰ通信網サービス区域（契約者回線がその収容ＩＰ通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合には、その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所の所在する電話加入区域）を超える地点から引込柱（保安器に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）

	をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について適用します。
⑺　契約者回線が異経路となる場合の利用料の加算額の適用	契約者回線（メニュー２及びメニュー８に係るものを除きます。）が異経路となる場合の利用料の加算額は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。 ア　契約者回線がその収容ＩＰ通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合 　その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域）を超える地点から引込柱までの線路 イ　ア以外の場合 　その収容ＩＰ通信網サービス取扱所が所在するＩＰ通信網サービス区域（その収容ＩＰ通信網サービス取扱所に対応する電話加入区域に収容区域が定められているときは、その収容ＩＰ通信網サービス取扱所が所在する収容区域）を超える地点から引込柱までの線路
⑻　メニュー５の保守の態様による細目がタイプ２のものに係る料金の減額	ア　メニュー５の保守の態様による細目がタイプ２のものに係る料金については、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかった場合であって、そのＩＰ通信網サービスが全く利用できない状態（その契約者回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）のときに、当社がその契約者回線の設置場所において修理又は復旧を行う必要があるにもかかわらず、当社の責めに帰すべき理由等によりイに規定する期間が24時間を超えた場合は、ウに規定する適用を行います。 　ただし、当社の保守係員が駐在するIP通信網サービス取扱所から、通常の交通手段、交通経路及び交通状況において24時間以内に到着できない場合その他当社が別に定める場合は、この限りでありません。 イ　期間 　ＩＰ通信網契約者から当社があらかじめ指定する専用受付センタへ修理又は復旧の請求があり、当社が修理又は復旧の手配を行った時刻から、修理又は復旧のために当社の係員が契約者回線の設置場所に到着した時刻までに要した時間 ウ　通信の態様による細目の区別に応じて、次の各号に規定する料金を減額して適用します。 （ア）　プラン４及びプラン６を除くもの 　その料金月における２（料金額）の２－５－１⑵に規定する保守の態様による細目に係る加算料については、適用しません。 （イ）　プラン４又はプラン６に係るもの 　その料金月における基本料については、２（料金額）の２－５－１⑴に規定する基本料から１契約者回線ごとに次の額を減額して適用します。この場合におい

て、第38条（利用料金の支払義務）第１項の規定に該当する場合は、その減額する額をその利用日数に応じて日割します。

細　目	基本料の減額（月額）
プラン４又はプラン６のもの	3,000円 （税込価格 3,300円）

エ　ウの規定による基本料の減額の適用は、１の料金月において１回までとします。

オ　ウの規定による減額は、第38条（利用料金の支払義務）第２項第４号の表の規定に該当する場合であって、当社の責めによらない理由によって減額される額を合算して、その料金月の基本料を超えない範囲で適用します。

⑼　学校に限定した利用料金の割引の適用	当社は、料金表別表２に規定するところにより、学校に限定した利用料金の割引を適用します。
⑽　長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用（にねん割）	当社は、料金表別表３に規定するところにより、長期継続利用申出に係る利用料金の割引を適用します。
⑾　サービスの品質（故障復旧ＳＬＡ）に係る利用料金の適用	ア　当社は、ＩＰ通信網サービス（メニュー５―１の通信の態様による細目がプラン６のものに限ります。以下この欄において同じとします。）ついて、イに規定する１の料金月における利用可能時間率が99.99％を下回った場合は、その料金月の利用料金（２（料金額）の２―５－１（利用料）に規定する基本料に限ります。以下この欄において同じとします。）の額に次表に規定する減額率を乗じて得た額を減額して適用します。

利用可能時間率	減額内容
98.0％以上99.99％未満	30分の１
95.0％以上98.0％未満	10分の１
90.0％以上95.0％未満	３分の１
90.0％未満	全額

イ　１の料金月における利用可能時間率は、次の算式により算出します。この場合、当社は、分単位で時間を測定することとします。

	１の料金月における利用可能時間率（%）＝［１－（その料金月におけるＩＰ通信網サービスに係る契約者回線が当社の責めに帰すべき理由により、そのＩＰ通信網サービスに係る契約者回線を全く利用できない状態（その契約者回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた時間（当社がそのことを知った時刻から起算した時間とします。）の総和／その料金月における当社がＩＰ通信網サービスに係る契約者回線の提供を開始した日から起算してその契約者回線を廃止した日までの日数を分数に換算した時間）］×100 ウ　イの規定におけるそのＩＰ通信網サービスに係る契約者回線を全く利用できない状態が生じた時間には、次の各号に該当する場合を除きます。 （ア）　その契約者回線の移転に伴う場合 （イ）　第33条（利用中止）第１項の規定に該当する場合であって、当社がそのメニュー５－１の利用の中止をあらかじめその契約者に通知したとき エ　１の料金月におけるアの規定による減額は、次の各号に該当する額を合算して、その料金月の利用料金を超えない範囲で適用します。 （ア）⑻欄の規定による減額 （イ）　第38条（利用料金の支払義務）第２項第４号の表の規定に該当する場合であって、当社の責めによらない理由によって減額される額 （注）当社は、減額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

<table>
<tr>
<td>⑿　同報通信機能（２－９に規定する同報通信機能の加算額の部分に係るものに限ります。以下、⑿において同じとします。）及び符号蓄積機能に関する付加機能利用料の適用</td>
<td>当社は、同報通信機能及び符号蓄積機能に係る付加機能利用料については、次表のとおり適用します。
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>付加機能利用料の適用</th></tr>
<tr><td>１　符号蓄積機能の利用開始があったとき又は料金月の初日以外の日に同報通信機能の利用開始があったとき。</td><td>その同報通信機能又は符号蓄積機能の利用開始があった日を含む料金月に係る付加機能利用料は適用しません。ただし、４となるときを除きます。</td></tr>
<tr><td>２　１の料金月内に符号蓄積機能の区分の変更があったとき。</td><td>その符号蓄積機能の区分の変更前の区分に係る料金額を適用します。ただし、３又は４となるときを除きます。</td></tr>
<tr><td>３　１の料金月内に複数回の符号蓄積機能の区分の変更があったとき。</td><td>その利用した符号蓄積機能の区分の中で最大となる料金額を適用します。</td></tr>
<tr><td>４　利用開始があった料金月に、その同報通信機能又は符号蓄積機能の廃止があったとき。</td><td>その料金月における同報通信機能又は符号蓄積機能の区分に係る料金額（区分の変更が伴った場合は、その利用した符号蓄積機能の区分の中で最大となる料金額）を適用します。</td></tr>
<tr><td>５　料金月の途中で同報通信機能又は符号蓄積機能の廃止があったとき。</td><td>その同報通信機能又は符号蓄積機能の廃止があった日を含む料金月に係る料金額（区分の変更が伴った場合は、その利用した端末監視機能又は符合蓄積機能の区分の中で最大となる料金額）を適用します。</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>⒀　通信の付加サービスに関する取扱い</td>
<td>ア　通信の付加サービスには、その契約者回線等に係る通信について、ＩＰ通信網契約者からの請求により、ＩＰｖ６通信を行うことが可能となるものがあります。
イ　当社は、メニュー５（メニュー５－１の1Gb/s及び10Gb/sの品目におけるプラン３－１及びプラン４のもの並びにメニュー５－２の１Gb/s及び10Gb/sの品目のものを除きます。）のものに係るＩＰ通信網契約者から請求があったときに限り、ＩＰｖ６通信（フレッツ・ｖ６オプション）を提供します。
　ただし、メニュー５の提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係る場合であって、ＩＰ通信網契約者から特段の申出がないときには、ＩＰ通信網契約者から請求があったものとみなして取り扱います。
ウ　前項の場合において、ＩＰｖ６通信の提供が技術的に</td>
</tr>
</table>

	困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは提供できない場合があります。 エ　メニュー５のものに係るＩＰｖ６通信に関する取扱いは次のとおりとします。 （ア）　当社が別に定める相互接続点との間又は通信の相手先がメニュー５のものに係る契約者回線であってＩＰｖ６通信を利用している場合に限り、通信を行うことができます。この場合においてＩＰ通信網契約者は、通信の都度指定する通信相手先識別符号（この付加サービスを利用する通信の相手先を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるところにより付与するものをいいます。以下同じとします。）を用いて通信を行うことができます。 （イ）　通信の相手先となる相互接続点は１の協定事業者に係るものに限るものとし、ＩＰ通信網契約者はその協定事業者 をあらかじめ指定していただきます 。 （ウ）　メニュー５の200Mb/sのものに係るＩＰｖ６通信については、契約者回線等との間における通信であって、収容ＩＰ通信網サービス取扱所から契約者回線の終端への伝送方向の伝送速度は、最大概ね１Gbit/sまでとなります。 （エ）　当社は、ＩＰｖ６通信による通信を行うＩＰ通信網契約者が、技術上若しくは業務の遂行上やむを得ない理由があるときは通信相手先識別符号を変更又は廃止することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをＩＰ通信網契約者にお知らせします。 （オ）　ＩＰ通信網契約者は、通信相手先識別符号の適正な管理に努めていただきます。 オ　当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この欄に規定する付加サービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。
⒁　削除	削除
⒂　復旧等に伴い収容ＩＰ通信網サービス取扱所又はその経路を変更した場合の利用料金の適用	当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに一時的に収容ＩＰ通信網サービス取扱所又はその経路を変更した場合の利用料金は、２（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線を変更前の収容ＩＰ通信網サービス取扱所又は経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。
⒃　屋内配線利用料の適用	屋内配線利用料は、次の配線ごとに適用します。 ア　契約者回線等の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄について同じとします。）までの配線 イ　１のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線
⒄　削除	削除

<table>
<tr>
<td>⒅　当社が別に定めるＩＰ通信網サービス取扱所が所在する電話加入区域内等を終端とする契約者回線の基本額の適用</td>
<td>ア　メニュー２－２－１における１Gb/s及びメニュー２－２－２における10Gb/sのものに係る契約者回線であって、その終端の場所を収容エリア内とするものの基本額については、２－２－１⑴基本料の額から収容エリア内に終端する１の終端ごとに次の額を減額して適用します。
<table>
<tr><th colspan="2">品目及び細目</th><th>基本額の減額（月額）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">１Gb/sのもの</td><td>クラス１のもの</td><td>3,020,000円
（税込価格 3,322,000円）</td></tr>
<tr><td>クラス２のもの</td><td>6,040,000円
（税込価格 6,644,000円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">10Gb/sのもの</td><td>22,780,000 円
（税込価格
25,058,000円）</td></tr>
</table>
イ　メニュー２－２－１における10Mb/sのもの、100Mb/sのもの若しくは１Gb/sのもの（その契約者回線の終端の場所を収容エリア内とするものを除きます。）又はメニュー２－２－２における100Mb/sのものに係る契約者回線であって、その終端の場所をＩＰ通信網サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められている場合は、そのＩＰ通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内とするものの基本額については、２－２－１⑴基本料の額から電話加入区域内に終端する１の終端ごとに次の額を減額して適用します。
<table>
<tr><th colspan="2">品目及び細目</th><th>基本額の減額（月額）</th></tr>
<tr><td colspan="2">10Mb/sのもの</td><td>260,000円
（税込価格 286,000円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">100Mb/sのもの</td><td>340,000円
（税込価格 374,000円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１Gb/sのもの</td><td>クラス１のもの</td><td>2,400,000円
（税込価格 2,640,000円）</td></tr>
<tr><td>クラス２のもの</td><td>4,800,000円
（税込価格 5,280,000円）</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>⒅の２　メニュー２－３のものに係る１の契約者回線と通信を行う設備の数に応じた加算料の適用</td>
<td>メニュー２－３のものに係る利用料については、１の契約者回線と通信を行う設備の数に応じて、２－２－１（利用料）に規定する加算料を適用します。</td>
</tr>
<tr>
<td>⒆　削除</td>
<td>削除</td>
</tr>
<tr>
<td>⒇　削除</td>
<td>削除</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td>（21）　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>（22）　請求書等の発行に関する料金の適用</td><td>ア　請求書等の発行に関する料金は、発行手数料及び収納手数料を合計して算定します。
イ　発行手数料及び収納手数料は、ＩＰ通信網サービス（メニュー５又はメニュー８（当社が別に定めるものに限ります。）に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）の料金その他の債務の支払い（ＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその翌料金月分に係るものを除きます。）において支払いを要するものとし、次の場合に適用します。
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>発行手数料等の適用</th></tr>
<tr><td>（ア）　発行手数料</td><td>請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>（イ）　収納手数料</td><td>請求書によってＩＰ通信網サービスの料金その他の債務を支払う場合に適用します。</td></tr>
</table>
（注１）当社は、この約款以外の契約又は別段の合意に基づきメニュー５に関する利用料金を当社又は請求事業者から請求しないこととしている場合であっても、請求書等の発行に関する料金を適用します。
（注２）当社は、第22条の２（ＩＰ通信網サービスの転用）の第３項⑵の規定によりメニュー５－４に係るＩＰ通信網契約に移行し、引き続き当社が付加機能若しくは端末設備又はメニュー５－４における保守の態様による細目がタイプ１－２若しくはタイプ２のものに係るＩＰ通信網サービスを提供する場合、そのＩＰ通信網サービスの転用があった日を含む料金月及びその翌料金月分に係る料金その他の債務の支払いについても、請求書等の発行に関する料金を適用します。
（注３）本欄に規定する請求書は、別記10の２（適格請求書の発行）に規定する適格請求書を含みません。
ウ　次の場合については、２－10（請求書等の発行に関する料金の額）の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金は適用しません。
（ア）　請求事業者が当社から譲渡した債権及び他社が請求事業者に譲渡した債権を一括して請求している場合
（イ）　ＩＰ通信網契約者が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）の場合
（ウ）　ＩＰ通信網契約者が料金表第１表第１類第１の１⑾に規定する複数同時利用申出に係る利用料金の割引の適用を受ける場合
（エ）　当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書の発行を行う場合</td></tr>
</table>

２　料金額

２－１　メニュー１に関する利用料金

２－１－１　利用料

月額

料　金　種　別	単　　位	料　　金　　額
利用料	ＩＰ通信網サービスを利用する１のＢチャネルごとに	2,800円 （税込価格 3,080円）

２－１－２　加算額

端末設備に係るもの

当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

機器利用料　　１装置ごとに月額

区　　分			料　金　額
回線接続装置	ＶＰＮ対応ルータ装置	エントリータイプ（接続されることとなる自営端末設備数が概ね30台程度のもの）	2,500円 （税込価格 2,750円）
		スタンダードタイプ（接続されることとなる自営端末設備数が概ね100台程度のもの）	5,000円 （税込価格 5,500円）
		ハイエンドタイプ（接続されることとなる自営端末設備数が概ね500台程度のもの）	7,500円 （税込価格 8,250円）

２―２　メニュー２に関する利用料金

２－２－１　基本額

⑴　基本料

ア　プラン１に係るもの

利用料　　１契約者回線ごとに月額

区		分		料　金　額
メニュー２－２に係るもの	メニュー２－２－１に係るもの	10Mb/sのもの		526,000円 （税込価格 578,600円）
		100Mb/sのもの		1,099,000円 （税込価格 1,208,900円）
		１Gb/sのもの	クラス１のもの	3,590,000円 （税込価格 3,949,000円）
			クラス２のもの	6,880,000円 （税込価格 7,568,000円）
	メニュー２－２－２に係るもの	100Mb/sのもの		1,198,000円 （税込価格 1,317,800円）
		１Gb/sのもの	クラス１のもの	1,263,000円 （税込価格 1,389,300円）
			クラス２のもの	1,533,000円 （税込価格 1,686,300円）
		10Gb/sのもの		24,430,000円 （税込価格 26,873,000円）

イ　プラン２に係るもの

利用料　　１契約者回線ごとに月額

区		分		料　金　額
メニュー２－２に係るもの	メニュー２－２－１に係るもの	10Mb/sのもの		746,000円 （税込価格 820,600円）
		100Mb/sのもの		2,079,000円 （税込価格 2,286,900円）
		１Gb/sのもの	クラス１のもの	4,570,000円 （税込価格 5,027,000円）
			クラス２のもの	7,860,000円 （税込価格 8,646,000円）
	メニュー２－２－２に係るもの	100Mb/sのもの		2,178,000円 （税込価格 2,395,800円）
		１Gb/sのもの	クラス１のもの	4,943,000円 （税込価格 5,437,300円）
			クラス２のもの	5,213,000円 （税込価格 5,734,300円）

		10Gb/sのもの	28,820,000円 （税込価格 31,702,000円）

⑵　メニュー２－３に係る基本料

１契約者回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
100Mb/sのもの	40,000円 （税込価格 44,000円）
１Gb/sのもの	70,000円 （税込価格 77,000円）

⑶　メニュー２－２－１における１Gb/sのものに係る加算料

ア　プラン１に係るもの

利用料　　１契約者回線ごとに月額

伝送速度に関する細目	料　　金　　額
200Mb/s～１Gb/sのもの	伝送速度が100Mbit/sを超える100Mbit/sごとに66,000円(税込価格 72,600円)を加えた額

イ　プラン２に係るもの

（ア）　クラス２に係るもの（その契約者回線の終端の場所を当社が別に定めるＩＰ通信網サービス取扱所内とするもの及び収容エリア内とするものを除きます。）

利用料　　１契約者回線ごとに月額

伝送速度に関する細目	料　　金　　額
200Mb/s	116,000円(税込価格 127,600円)を加えた額
300Mb/s～１Gb/sのもの	伝送速度が200Mbit/sを超える100Mbit/sごとに366,000円(税込価格 402,600円)を加えた額

（イ）（ア)以外のもの

利用料　　１契約者回線ごとに月額

伝送速度に関する細目	料　　金　　額
200Mb/s～１Gb/sのもの	伝送速度が100Mbit/sを超える100Mbit/sごとに366,000円(税込価格 402,600円)を加えた額

⑷　メニュー２－２－１におけるグレード２のものに係る加算料

利用料　　１契約者回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
10Mb/sのもの	15,000円(税込価格 16,500円)
100Mb/sのもの	190,000円(税込価格 209,000円)
１Gb/sのもの	190,000円(税込価格 209,000円)

⑸　メニュー２－２－２における10Gb/sのものに係る加算料

ア　プラン１に係るもの

利用料　　１契約者回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
２Gb/s～10Gb/sのもの	伝送速度が１Gbit/sを超える１Gbit/sごとに900,000円(税込価格 990,000円)を加えた額

イ　プラン２に係るもの

利用料　　１契約者回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
２Gb/s～10Gb/sのもの	伝送速度が１Gbit/sを超える１Gbit/sごとに3,500,000円(税込価格 3,850,000円)を加えた額

⑹　削除

⑺　メニュー２－３のものに係る通信を行う設備の数に応じた加算料

１契約者回線につき１の設備ごとに月額

区　　分		加　　算　　額
当社が別に定めるグループＡに区分される設備との間において通信を行うことが可能なもの	100Mb/sのもの	30,000円 （税込価格 33,000円）
	１Gb/sのもの	60,000円 （税込価格 66,000円）
当社が別に定めるグループＢに区分される設備との間において通信を行うことが可能なもの	100Mb/sのもの	80,000円 （税込価格 88,000円）
	１Gb/sのもの	120,000円 （税込価格 132,000円）
備考 ＩＰ通信網契約者が１の契約者回線において通信を行うことが可能な設備の数は10までとします。		

２－２－２　加算額

⑴　削除

⑵　契約者回線が異経路によるものであるとき。

１契約者回線ごとに月額

料　金　種　別		料　　金　　額
異経路の線路	ア　メニュー２－２－１における10Mb/s、100Mb/s若しくは１Gb/sのもの（イに係るものを除きます。）又はメニュー２－２－２における100Mb/s若しくは10Gb/sのもの（イに係るものを除きます。）	その契約者回線をＬＡＮ型通信網サービスの契約者回線とみなした場合に適用される利用料金の加算額（その契約者回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。）と同額
	イ　メニュー２－２－１における１Gb/sのもの又はメニュー２－２－２における１Gb/sのもの若しくは10Gb/sのもの（その契約者回線の終端の場所を収容エリア内とするものに限ります。）	その契約者回線をメニュー５に係る契約者回線とみなした場合に適用される利用料金の加算額（その契約者回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。）と同額

⑶　削除

⑷　当社が提供する配線設備を利用しているとき。

屋内配線利用料　　１配線ごとに月額

料　金　種　別			料　　金　　額
配線	メニュー２－２－１における１Gb/s用のもの又はメニュー２－２－２の１Gb/s用のもの	クラス１のもの	2,000円（税込価格 2,200円）
		クラス２のもの	4,000円（税込価格 4,400円）
	メニュー２－２－２の10Gb/s用のもの		4,000円（税込価格 4,400円）
備考　屋内配線は、メニュー２－２－１における１Gb/sのもの並びにメニュー２－２－２における１Gb/sのもの及び10Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約においてのみ提供します。			

⑸　削除

２―３　削除

２－４　削除

２－５　メニュー５に関する利用料金

２－５－１　利用料

⑴　基本料

１契約者回線ごとに月額

区分						料金額
メニュー５－１に係るもの	100Mb/sのもの	Ⅱ－１型に係るもの	プラン３－１に係るもの			5,400円 （税込価格 5,940円）
	200Mb/sのもの					5,400円 （税込価格 5,940円）
	１Gb/sのもの		プラン３－１に係るもの			5,400円 （税込価格 5,940円）
			プラン４－１に係るもの			20,000円 （税込価格 22,000円）
			プラン４－２に係るもの			41,100円 （税込価格 45,210円）
			プラン５に係るもの			41,100円 （税込価格 45,210円）
	10Gb/sのもの		プラン３－１に係るもの			5,500円 （税込価格 6,050円）
			プラン６に係るもの			18,850円 （税込価格 20,735円）
メニュー５－２に係るもの	100Mb/sのもの	Ⅱ－１型に係るもの	プラン・ミニに係るもの	グレード１－１に係るもの		4,050円 （税込価格 4,455円）
				グレード１－２に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	4,050円 （税込価格 4,455円）
					上記以外の場合	4,050円 （税込価格 4,455円）
				グレード２に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	4,050円 （税込価格 4,455円）
					上記以外の場合	4,050円 （税込価格 4,455円）
			プラン１に係るもの	グレード１－１に係るもの		3,450円 （税込価格 3,795円）

				グレード１－２に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	3,450円 （税込価格 3,795円）
					上記以外の場合	3,450円 （税込価格 3,795円）
				グレード２に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	3,450円 （税込価格 3,795円）
					上記以外の場合	3,450円 （税込価格 3,795円）
			プラン２に係るもの	グレード１－１に係るもの		3,050円 （税込価格 3,355円）
				グレード１－２に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	3,050円 （税込価格 3,355円）
					上記以外の場合	3,050円 （税込価格 3,355円）
				グレード２に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	3,050円 （税込価格 3,355円）
					上記以外の場合	3,050円 （税込価格 3,355円）
	200Mb/sのもの		プラン・ミニに係るもの	グレード１－１に係るもの		4,050円 （税込価格 4,455円）
			プラン１に係るもの	グレード１－１に係るもの		3,450円 （税込価格 3,795円）
			プラン２に係るもの	グレード１－１に係るもの		3,050円 （税込価格 3,355円）
	１Gb/sのもの		プラン・ミニに係るもの	グレード１－１に係るもの		4,050円 （税込価格 4,455円）
			プラン１に係るもの	グレード１－１に係るもの		3,450円 （税込価格 3,795円）

		プラン２に係るもの	グレード１－１に係るもの	3,050円 （税込価格 3,355円）
	10Gb/sのもの		グレード１－１に係るもの	5,500円 （税込価格 6,050円）

備考

１　削除

２　配線設備多重装置とは、契約者回線の終端と自営端末設備等との間に設置されるものであって、ＤＳＬ方式により１の配線設備において電話サービス又は総合ディジタル通信サービスに係る通信とＩＰ通信網サービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置のことをいいます。

３　配線設備多重装置を利用する場合の料金額には配線設備多重装置（Ⅱ型（ＶＤＳＬ方式によるもので最大50Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの又はＶＤＳＬ方式によるもので最大100Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの））の料金350円(税込価格 385円)を含みます。

４　当社は、配線設備多重装置については、メニュー５－２（品目が100Mb/sであって契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものを除きます。）に係る契約者回線に限り提供します。

５　配線設備多重装置の提供を受けるＩＰ通信網契約者は、そのＩＰ通信網契約者が属する契約者グループごとに、Ⅱ型（ＶＤＳＬ方式によるもので最大50Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの又はＶＤＳＬ方式によるもので最大100Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの）のいずれか１つを選択していただきます。

　ただし、100Mb/sのものにおけるプラン・ミニ、プラン２におけるグレード１－２のものであって提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約者は、Ⅱ－１型（ＶＤＳＬ方式によるもの）のもののうち最大100Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもののみ利用することができます。

６　当社は、提供の形態による細目がⅡ－１型のものについては、１の契約者グループに係るすべてのＩＰ通信網契約者が配線設備多重装置を利用する場合に限り、配線設備多重装置を提供します。

７　配線設備多重装置を用いた通信については、配線設備多重装置に接続される配線設備の回線距離又は設備状況等により通信の伝送速度が著しく低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。

８　配線設備多重装置を用いた通信については、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送が可能なものとなります。

⑵　保守の態様による細目に係る加算料

ア　タイプ１－２に係るもの

１契約者回線ごとに月額

区　　分	料　金　額
メニュー５―１に係るもの	1,900円 （税込価格 2,090円）
メニュー５―２に係るもの	1,900円 （税込価格 2,090円）

イ　タイプ２に係るもの

１契約者回線ごとに月額

区　　分		料　金　額
メニュー５―１に係るもの		3,000円 （税込価格 3,300円）
メニュー５―２に係るもの	下記以外のもの	2,000円 （税込価格 2,200円）
	10Gb/sのもの	3,000円 （税込価格 3,300円）

２－５－２　加算額

⑴　削除

⑵　契約者回線が異経路となる場合の加算額

１契約者回線ごとに月額

料　金　種　別	料　金　額
異経路の線路	別に算定する実費
備考　別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

⑶　削除

⑷　削除

⑸　端末設備に係るもの

当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

機器利用料　　１装置ごとに月額

区　　分				料金額
回線接続装置	ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話ルータ）			380円 （税込価格 418円）
	簡易ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話アダプタ）			380円 （税込価格 418円）
	無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）	Ⅰ型	基本装置	300円 （税込価格 330円）
			増設装置	300円 （税込価格 330円）
		Ⅱ型	基本装置	750円 （税込価格 825円）
			増設装置	300円 （税込価格 330円）
	無線ＬＡＮ内蔵ルータ機能付回線接続装置（無線ＬＡＮ内蔵ホームゲートウェイ）			500円 （税込価格 550円）
	ＶＰＮ対応ルータ装置	エントリータイプ（接続されることとなる自営端末設備数		2,500円 （税込価格 2,750円）

	が概ね30台程度のもの）	
	スタンダードタイプ（接続されることとなる自営端末設備数が概ね100台程度のもの）	5,000円 （税込価格 5,500円）
	ハイエンドタイプ（接続されることとなる自営端末設備数が概ね500台程度のもの）	7,500円 （税込価格 8,250円）

備考

１　ルータ機能付ＩＰ電話対応装置、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置又は無線ＬＡＮ内蔵ルータ機能付回線接続装置を用いた通信については、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送が可能なものとなります。

２　ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び簡易ルータ機能付ＩＰ電話対応装置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供するＩＰ電話サービスの利用が可能なものとします。

３　当社は、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置については、基本装置を利用するＩＰ通信網契約者に限り増設装置又は付加装置（当社が別に定める数までとします。）を提供します。

４　無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置又は無線ＬＡＮ内蔵ルータ機能付回線接続装置を用いた通信については、その一部区間において無線方式（当社が別に定めるものとします。 ）により符号伝送を行うものであり、当社が別に定める範囲において利用することができます。

４の２　当社は、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ⅰ型のものに限ります。）については、メニュー５－１の１Gb/sの品目におけるプラン３－１のものであって提供の形態による細目がⅡ－１型のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものであって提供の形態による細目がⅡ－１型のもの（その契約者回線の事業者変更の申込みと同時に、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ⅰ型のものに限ります。）の利用の請求があったものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者に限り提供することとし、１の契約者回線につき１の無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置を提供します。

４の３　当社は、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ⅱ型のものに限ります。）については、メニュー５（メニュー５－１の１Gb/sの品目におけるプラン３－１のものであって提供の形態による細目がⅡ－１型のもの又はメニュー５－２ の１Gb/sの品目のものであって提供の形態による細目がⅡ－１型のものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者に限り提供することとし、１の契約者回線につき１の無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置を提供します。

４の４　当社は、無線ＬＡＮ内蔵ルータ機能付回線接続装置については、メニュー５の10Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約者に限り提供することとし、１の契約者回線につき１の無線ＬＡＮ内蔵ルータ機能付回線接続装置を提供します。

５　備考４の３及び備考４の４の規定にかかわらず、その契約者回線が音声利用ＩＰ通信網サービスに定める第２種サービス（メニュー１に係るものに限ります。）の利用回線となる場合は、音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款及び端末設備貸出サービスに係る利用規約に定めるところにより端末設備を提供します。

６　削除

	７　当社は、ＶＰＮ対応ルータ装置については、メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係る契約者回線に限り提供します。

２－６　メニュー６に関する利用料金

⑴　削除

⑵　メニュー６－２に係る利用料

ア　プラン１－１－１に係るもの

１契約者回線ごとに月額

品　　目	料　　金　　額	
	クラス１	クラス２
100Mb/sのもの	800,000円 （税込価格 880,000円）	1,600,000円 （税込価格 1,760,000円）
200Mb/sのもの	1,600,000円 （税込価格 1,760,000円）	3,200,000円 （税込価格 3,520,000円）
300Mb/sのもの	2,400,000円 （税込価格 2,640,000円）	4,800,000円 （税込価格 5,280,000円）
１Gb/sのもの	2,800,000円 （税込価格 3,080,000円）	5,600,000円 （税込価格 6,160,000円）
10Gb/sのもの	13,000,000円 （税込価格 14,300,000円）	26,000,000円 （税込価格 28,600,000円）

イ　プラン１－１－２に係るもの

１契約者回線ごとに月額

品　　目	料　　金　　額	
	クラス１	クラス２
100Mb/sのもの	1,401,000円 （税込価格 1,541,100円）	2,802,000円 （税込価格 3,082,200円）
200Mb/sのもの	4,001,000円 （税込価格 4,401,100円）	8,002,000円 （税込価格 8,802,200円）
300Mb/sのもの	4,801,000円 （税込価格 5,281,100円）	9,602,000円 （税込価格 10,562,200円）
１Gb/sのもの	5,201,000円 （税込価格 5,721,100円）	10,402,000円 （税込価格 11,442,200円）
10Gb/sのもの	24,405,000円 （税込価格 26,845,500円）	48,810,000円 （税込価格 53,691,000円）

ウ　プラン１－２－１に係るもの

１契約者回線ごとに月額

品　　目	料　　金　　額	
	クラス１	クラス２
１Gb/sのもの	800,000円 （税込価格 880,000円）	1,600,000円 （税込価格 1,760,000円）
10Gb/sのもの	2,000,000円 （税込価格 2,200,000円）	4,000,000円 （税込価格 4,400,000円）

エ　プラン１－２－２に係るもの

１契約者回線ごとに月額

品　　目	料　　金　　額	
	クラス１	クラス２
１Gb/sのもの	3,201,000円 （税込価格 3,521,100円）	6,402,000円 （税込価格 7,042,200円）
10Gb/sのもの	13,405,000円 （税込価格 14,745,500円）	26,810,000円 （税込価格 29,491,000円）

オ　プラン２に係るもの

１契約者回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
100Mb/sのもの	400,000円 （税込価格 440,000円）

⑶　削除

⑷　削除

⑸　メニュー６－５に係る利用料

ア　基本料

１契約者回線ごとに月額

区　　分	料　金　額
５MBのもの	10,000円 （税込価格 11,000円）
10MBのもの	20,000円 （税込価格 22,000円）
15MBのもの	30,000円 （税込価格 33,000円）
20MBのもの	40,000円 （税込価格 44,000円）
25MBのもの	50,000円 （税込価格 55,000円）

イ　通信の態様による細目に係る加算料

１契約者回線につき１の配信対象回線ごとに月額

区　　分	料　金　額
プラン１に係るもの	100円(税込価格 110円)
プラン２に係るもの	200円(税込価格 220円)
プラン３に係るもの	300円(税込価格 330円)
プラン４に係るもの	400円(税込価格 440円)
プラン５に係るもの	500円(税込価格 550円)

⑹　削除

⑺　メニュー６－７に係る利用料

ア　メニュー６－７－１に係るもの

月額

料　金　種　別	単　　位	料　金　額
利用料	１閉域グループ内回線ごとに	9,000円 （税込価格 9,900円）

イ　メニュー６－７－２に係るもの

１閉域グループ内回線ごとに月額

区　　分	料　金　額
プラン１のもの	6,000円 （税込価格 6,600円）
プラン２のもの	9,000円 （税込価格 9,900円）

２－７　削除
２－８　メニュー８に関する利用料金
２－８－１　基本額
⑴　利用回線型サービスに係るもの
１利用回線につき１のＶＰＮグループ利用者識別符号ごとに月額

区　　分			料　金　額
クラス１のもの	そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が10のもの	クラス１－１のもの	1,800円 （税込価格 1,980円）
		クラス１－２のもの	10,800円 （税込価格 11,880円）
	そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が30のもの	クラス１－１のもの	3,000円 （税込価格 3,300円）
		クラス１－２のもの	18,000円 （税込価格 19,800円）
	そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が100のもの	クラス１－１のもの	10,000円 （税込価格 11,000円）
		クラス１－２のもの	60,000円 （税込価格 66,000円）
	そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が300のもの	クラス１－１のもの	30,000円 （税込価格 33,000円）
		クラス１－２のもの	180,000円 （税込価格 198,000円）
	そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が1,000のもの	クラス１－１のもの	100,000円 （税込価格 110,000円）
		クラス１－２のもの	600,000円 （税込価格 660,000円）
クラス２のもの			1,800円 （税込価格 1,980円）

⑵　契約者回線型サービスに係るもの

１契約者回線又は１回線収容部ごとに月額

区　　分			料　金　額
10Mb/sのもの	グレード１のもの		240,000円 （税込価格 264,000円）
	グレード２のもの		245,000円 （税込価格 269,500円）
100Mb/sのもの	グレード１のもの	タイプ１のもの	980,000円 （税込価格 1,078,000円）
		タイプ２のもの	1,000,000円 （税込価格 1,100,000円）
	グレード２のもの		985,000円 （税込価格 1,083,500円）

２－８－２　加算額

⑴　契約者回線が異経路によるものであるとき。

１契約者回線ごとに月額

料　金　種　別		料　金　額
異経路の線路	100Mb/sのものにおけるタイプ２のもの（その契約者回線の終端の場所をＩＰ通信網サービス取扱所内とするものを除きます。）	その契約者回線をメニュー５に係る契約者回線とみなした場合に適用される利用料金の加算額（その契約者回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。）と同額

⑵　当社が提供する配線設備を利用しているとき。

屋内配線利用料　　１配線ごとに月額

料　金　種　別		料　金　額
配線	100Mb/sのものにおけるタイプ２用のもの	2,000円(税込価格 2,200円)
備考　屋内配線は、100Mb/sのものにおけるタイプ２のものに限り提供します。		

２―９　付加機能利用料

⑴　⑵及び⑶以外のもの

区分			単位	料金額（月額）
発信者識別符号認証代行機能	メニュー２に係る契約者回線について、あらかじめ登録した発信者識別符号（契約者回線等（メニュー２及びメニュー６に係るものを除きます。）からの着信の際に発信者を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、契約者回線に係るＩＰ通信網契約者が割り当てるものをいいます。以下同じとします。）を利用した通信のみを許容する機能	ア　登録可能符号数（１の契約者回線につきあらかじめ登録することのできる発信者識別符号の数をいいます。以下同じとします。）が50以内のもの（プラン１）	１契約者回線ごとに	12,000円（税込価格13,200円）
		イ　登録可能符号数が100以内のもの（プラン２）	１契約者回線ごとに	18,000円（税込価格19,800円）
		ウ　登録可能符号数が300以内のもの（プラン３）	１契約者回線ごとに	30,000円（税込価格33,000円）
		エ　登録可能符号数が500以内のもの（プラン４）	１契約者回線ごとに	45,000円（税込価格49,500円）
		オ　登録可能符号数が1,000以内のもの（プラン５）	１契約者回線ごとに	60,000円（税込価格66,000円）
		カ　登録可能符号数が2,000以内のもの（プラン６）	１契約者回線ごとに	80,000円（税込価格88,000円）
		キ　登録可能符号数が3,000以内のもの（プラン７）	１契約者回線ごとに	100,000円（税込価格110,000円）
		ク　登録可能符号数が 5,000以内のもの（プラン８）	１契約者回線ごとに	180,000円（税込価格198,000円）
		ケ　登録可能符号数が 8,000以内のもの（プラン９）	１契約者回線ごとに	300,000円（税込価格330,000円）
		コ　登録可能符号数が 10,000以内のもの（プラン10）	１契約者回線ごとに	380,000円（税込価格418,000円）
		サ　登録可能符号数が 30,000以内のもの（プラン11）	１契約者回線ごとに	640,000円（税込価格704,000円）
		シ　登録可能符号数	１契約者回	1,000,000円

				が 50,000以内のもの（プラン12）	線ごとに	（税込価格 1,100,000円）
				ス　登録可能符号数が 80,000以内のもの（プラン13）	１契約者回線ごとに	1,600,000円（税込価格 1,760,000円）
	備考	１　ＩＰ通信網契約者は、登録可能符号数に応じて、上記の13種類の中からあらかじめいずれか１つを選択していただきます。 ２　当社は、ＩＰ通信網契約者から請求があったときは区分の変更を行います。 ３　発信者番号通知機能を利用するＩＰ通信網契約者は、発信者識別符号に加えて契約者回線等番号をあらかじめ登録することにより、着信に際して発信者を識別することができます。 ４　当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の発信者識別符号及び契約者回線等番号を消去することがあります。 ５　ＩＰ通信網契約者及び発信者は、発信者識別符号等の適正な管理に努めていただきます。 ６　当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。					
同報通信機能（マルチキャスト通信機能）	メニュー６－２（提供の形態による細目がプラン２のものを除きます。）に係る契約者回線について、この機能を利用するＩＰ通信網契約者が送信した符号をＩＰ通信網内において複製し、そのＩＰ通信網契約者があらかじめ指定した複数の契約者回線等（メニュー５における通信の態様による細目がプラン６のものを除きます。以下こ	基本額	プラン１－１に係るもの	100Mb/s の品目に係るもの	１契約者回線につき１マルチキャストグループごとに	350,000円（税込価格 385,000円）
				200Mb/s の品目に係るもの	１契約者回線につき１マルチキャストグループごとに	700,000円（税込価格 770,000円）
				300Mb/s の品目に係るもの	１契約者回線につき１マルチキャストグループごとに	1,050,000円（税込価格 1,155,000円）
				１Gb/sの品目に係るもの	１契約者回線につき１マルチキャストグループごとに	2,500,000円（税込価格 2,750,000円）
			プラン１－２に係るもの	３Gb/sまでの同時通信機能を利用できるもの	１契約者回線につき１マルチキャストグループごとに（１Gb/s単位）	400,000円（税込価格 440,000円）

	の欄において同じとします。）からなるグループ（以下「マルチキャストグループ」といいます。）へ送信を行うことを可能とする機能			10Gb/sまでの同時通信機能を利用できるもの	１契約者回線につき１マルチキャストグループごとに	1,500,000円（税込価格1,650,000円）
		加算額			１マルチキャストグループにつきこの機能を利用して送信される符号が着信する１の契約者回線等ごとに	200円（税込価格220円）
	備考	１　プラン１－１の10Gb/sの品目に係るものはこの機能を利用することができません。 ２　当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 ３　この機能を利用する１の契約者回線において利用することができるマルチキャストグループの数は、最大16までとします。 ４　ＩＰ通信網契約者は、その契約者回線（クラス２に係るものに限ります。以下、この欄において同じとします。）について、この機能を利用して行う通信に係る伝送速度については、次表のとおりとしていただきます。なお、ＩＰ通信網契約者は、その契約者回線において、この機能を利用した通信を行っているときは、この機能を利用した通信に加えて、その契約者回線に係る最大の伝送速度からこの機能を利用した通信に係る伝送速度に２を乗じた伝送速度を差し引いた伝送速度までの通信を利用することができます。					

クラス２の品目	伝送速度
100Mb/sの品目に係るもの	最大100Mbit/sまで
200Mb/sの品目に係るもの	最大200Mbit/sまで
300Mb/sの品目に係るもの	最大300Mbit/sまで
１Gb/sの品目に係るもの	最大１Gbit/sまで
10Gb/sの品目に係るもの	最大10Gbit/sまで

<table>
<tr><td rowspan="5">特定通信先追加機能（配信エリア拡大オプション）</td><td rowspan="4">この機能を利用するメニュー６－２（プラン１－１－１のものに限ります。）に係る契約者回線について、そのＩＰ通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点（当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）との間の通信を行うことを可能とする機能</td><td>100Mb/sの品目におけるクラス１に係るもの</td><td>１契約者回線ごとに</td><td>900,000円
（税込価格
990,000円）</td></tr>
<tr><td>100Mb/sの品目におけるクラス２に係るもの</td><td>１契約者回線ごとに</td><td>1,800,000円
（税込価格
1,980,000円）</td></tr>
<tr><td>1Gb/sの品目におけるクラス１に係るもの</td><td>１契約者回線ごとに</td><td>3,150,000円
（税込価格
3,465,000円）</td></tr>
<tr><td>1Gb/sの品目におけるクラス２に係るもの</td><td>１契約者回線ごとに</td><td>6,300,000円
（税込価格
6,930,000円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">１　10Gb/sの品目に係るものはこの機能を利用することができません。
２　ＩＰ通信網契約者がこの機能を利用して行う特定相互接続通信（当社が設置するサーバ設備及び当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下、この欄において同じとします。）に係る料金については、当社が設定するものとし、この機能と合わせてこの表に規定する料金額を適用します。
３　当社は、第38条（利用料金の支払義務）及び第51条（責任の制限）の規定については、特定相互接続通信に係る電気通信設備を当社の電気通信設備とみなして適用します。
４　当社は、第51条（責任の制限）及びこの備考の２に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。
５　この機能は、同時通信機能と併用することはできません。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">指定通信相手先識別符号通信機能（独自ドメイン管理オプション）</td><td colspan="2">この機能を利用するメニュー６－２に係る契約者回線について、その契約者が指定する通信相手先識別符号を用いて、メニュー５における提供の形態による細目がⅡ型のものとの間の通信を行うことを可能とする機能</td><td>１契約者回線ごとに</td><td>20,000円
（税込価格
22,000円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">１　この機能を利用するメニュー６－２に係る１の契約者回線につき、１の通信相手先識別符号を提供します。
２　当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</td></tr>
</table>

同時通信可能着信先数追加機能(フレッツ・セッションプラス)	メニュー５（メニュー５の10Gb/sのものを除きます。）に係る契約者回線等について、同時に通信が可能な着信先（当社が別に定めるものを除きます。以下この欄において同じとします。）の数を当社が別に定める数まで追加することを可能とする機能	ア　Ⅰ型（Ⅱ型以外のもの）	追加する１の着信先ごとに	300円（税込価格330円）
		イ　Ⅱ型（メニュー５における提供の形態による細目がⅡ型のものに係るもの）	追加する１の着信先ごとに	300円（税込価格330円）
	備考	１　ＩＰ通信網契約者等は、区分の変更に係る請求を行うことはできません。 ２　当社は、技術上又は業務の遂行上、Ⅰ型のものからⅡ型のものへの区分の変更を行う場合があります。 ３　当社は、２の規定により区分を変更するときは、あらかじめＩＰ通信網契約者にそのことを通知します。 ４　当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。		
発信者番号等受信機能（回線情報転送機能）	この機能を利用するメニュー２－２に係る契約者回線へ通知される契約者回線等番号（当社が別に定めるものを含みます。）を受信することができる機能	ア　イからエ以外の場合	１契約者回線ごとに	9,800円（税込価格10,780円）
		イ　メニュー２－２－１における10Mb/s及び100Mb/sの品目のものであってグレード２のものの場合	１契約者回線ごとに	19,600円（税込価格21,560円）
		ウ　メニュー２－２－１における１Gb/sの品目のものの場合	１契約者回線につきその契約者回線の細目に係る伝送速度について100Mb/sごとに	9,800円（税込価格10,780円）
		エ　メニュー２－２－２における10Gb/sの品目のものの場合	１契約者回線につきその契約者回線の細目に係る伝送速度について１Gb/sごとに	9,800円（税込価格10,780円）

	備考	メニュー２－２－２における10Gb/sの品目のものについては、その契約者回線の細目に係る伝送速度について１Gb/sごとに設定される着信回線種別単位に、この機能を利用することができます。 （注１）ＩＰ通信網契約者は、この欄の規定等により通知を受けた発信者番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。 （注２）この機能を利用する契約者回線は、メニュー５に係るＩＰ通信網契約者から行う通信（帯域確保機能を利用したものに限ります。）により通知されるその契約者回線を利用回線とする音声利用ＩＰ通信網サービスに係る契約者回線番号を受信することができません。 （注３）この機能を利用する契約者回線（メニュー２－２－１におけるグレード２のもの及びメニュー２－２－２における10Gb/sのものであって伝送速度に関する細目が２Gb/sから10Gb/sのものを除きます。）は、メニュー１に係るＩＰ通信網契約者から行う通信により通知されるその利用回線の契約者回線番号を受信することができません。		
帯域確保機能	この機能を利用したメニュー５（提供の形態による細目がⅡ型のものに限ります。）に係る通信について、その通信の都度、契約者回線の終端と取扱所交換設備との間の伝送帯域を確保することを可能とする機能		１契約者回線ごとに	200円 （税込価格 220円）
	備考	１　この機能を利用した通信については、通信の相手先となる契約者回線がメニュー６－２のもの（当社が別に定めるものに限ります。）である場合に限り通信を行うことができます。 ２　通信がふくそうしている等通信の利用状況によっては、この機能を用いた通信を利用できないことがあります。 ３　当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 （注１）ＩＰ通信網契約者は、その契約者回線について、音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める第２種サービス（タイプ２のものであって基本機能又は上限チャネル数の態様による区別がメニュー１のものに限ります。）に係る契約（以下この欄において「音声利用ＩＰ通信網契約」といいます。）を当社と締結し、音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能を利用している場合に限り、この機能を利用することができます。 （注２）ＩＰ通信網契約者は、その契約者回線において、この機能を利用した通信を行っているときは、音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能を利用した通信を行うことができません。 （注３）当社は、この機能を利用するＩＰ通信網契約者が、次の各号に該当する場合には、この機能を廃止します。 ⑴　音声利用ＩＰ通信網契約の解除があったとき。 ⑵　音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能の廃止があったとき。 （注４）当社は、この機能を利用するＩＰ通信網契約者が、次の各号に該当する場合には、この機能の利用の一時中断を行います。 ⑴　音声利用ＩＰ通信網契約の利用の一時中断があったとき。		

		⑵　音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能の利用の一時中断があったとき。 （注５）当社は、音声利用ＩＰ通信網契約に係る電気通信サービス（この機能を利用するＩＰ通信網契約者に係るものに限ります。）の利用停止を行ったときは、この機能の利用を停止することがあります。 （注６）当社は、この機能に係る付加機能利用料について、当分の間、適用しません。 （注７）当社は、当分の間、メニュー５－１の１Gb/sの品目におけるプラン４のもの及びプラン５のもの並びにメニュー５の10Gb/sのものについて、この機能を提供しません。

ＶＰＮ相互接続通信機能	この機能を利用するメニュー６－７に係る閉域グループ内回線又はメニュー８に係る契約者回線等について、そのＩＰ通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点（当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）との間の通信を行うことを可能とする機能	メニュー６－７に係るもの	基本料	１閉域グループ内回線ごとに	3,000円（税込価格3,300円）
			加算料	当社が別に定める回線ごとに	2,000円（税込価格2,200円）
		メニュー８に係るもの	そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が10のもの	１ＶＰＮグループごとに	30,000円（税込価格33,000円）
			そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が30のもの	１ＶＰＮグループごとに	90,000円（税込価格99,000円）
			そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が100のもの	１ＶＰＮグループごとに	300,000円（税込価格330,000円）
			そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が300のもの	１ＶＰＮグループごとに	900,000円（税込価格990,000円）
			そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が1,000のもの	１ＶＰＮグループごとに	3,000,000円（税込価格3,300,000円）
	備考	１　メニュー６－７又はメニュー８におけるクラス１に係るＩＰ通信網契約者は、その閉域グループ又はＶＰＮグループに属する他のＩＰ通信網契約者に代って、この機能の利用の開始又は廃止等当社への請求及びその他の諸手続き等（修理又は復旧に係るものを除きます。）を行っていただきます。この場合、メニュー６－７又はメニュー８におけるクラス１に係るＩＰ通信網契約者は、その閉域グループ又はＶＰＮグループに属するすべてのＩＰ通信網契約者の同意を事前に得ていただきます。 ２　メニュー８におけるクラス１－２に係るＩＰ通信網契約者は、そのＶＰＮグループにおいて、ＶＰＮグループの設定の請求と同時に契約者回線型サービスの申込み又はＶＰＮ相互接続通信機能の利用の請求を行った場合に限り、そのＶＰＮグループに係る契約者回線型サービス又はＶＰＮ相互接続通信機能を利用することができます。 ３　メニュー８におけるクラス１－２に係るＩＰ通信網契約者は、契約者回線型サービスとＶＰＮ相互接続通信機能を同時に利用することができません。 ４　当社は、メニュー６－７又はメニュー８におけるクラス１に係るＶＰＮ相互接続通信機能の廃止があった場合は、その閉域グループ又はＶＰＮグループに属するすべてのＩＰ通信網契約者に係るＶＰＮ相互			

接続通信機能を廃止します。

5　この機能を利用した通信については、１（適用）の規定にかかわらず、ＩＰ通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点との間の通信（以下この欄において「ＶＰＮ相互接続通信」といいます。）を行うことができます。

6　ＩＰ通信網契約者がこの機能を利用して行うＶＰＮ相互接続通信及びＶＰＮ他社相互接続通信（当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に係るこの機能を利用して行う通信をいいます。以下この欄において同じとします。）に係る料金については、当社が設定するものとし、この表に規定する料金額を適用します

7　当社は、メニュー８のものに係るＶＰＮ相互接続通信機能に係る料金及び工事に関する費用を、クラス１に係るＩＰ通信網契約者に請求します。

8　当社は、メニュー８のものに係る料金返還その他の場合において、そのＶＰＮグループに係る契約者回線等１回線当たりの料金を確定させる必要が生じたときは、次の算式により算出します。

$$\text{契約者回線等１回線当たりの料金} = \frac{\text{そのＶＰＮグループに係る料金}}{\text{そのＶＰＮグループに係るすべての契約者回線等の数}}$$

9　８の場合において、そのＶＰＮグループに係る料金からそのＶＰＮグループに係るすべての契約者回線等について８に規定する算式により算出した契約者回線等１回線当たりの料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、残額をクラス１に係るＩＰ通信網契約者が指定する１の契約者回線等の料金に加算します。

10　当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

携帯・自動車電話事業者網相互接続通信機能	この機能を利用するメニュー６－７に係る閉域グループ内回線又はメニュー８に係る契約者回線等について、そのＩＰ通信網契約者が通信の都度指定する携帯・自動車電話事業者（無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第３条第１号に規定する携帯無線通信を提供する電気通信事業者をいいます。以下同じとします。）に係る相互接続点（当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）との間の通信を行うことを可能とする機能	当社が別に定める回線ごとに	1,500円（税込価格1,650円）
備考	１　メニュー６－７又はメニュー８におけるクラス１に係るＩＰ通信網契約者は、その閉域グループ又はＶＰＮグループに属する他のＩＰ通信網契約者に代って、この機能の利用の開始又は廃止等当社への請求及びその他の諸手続き等（修理又は復旧に係るものを除きます。）を行っていただきます。この場合、メニュー６－７又はメニュー８におけるクラス１に係るＩＰ通信網契約者は、その閉域グループ又はＶＰＮグループに属するすべてのＩＰ通信網契約者の同意を事前に得ていただきます。 ２　当社は、メニュー６－７又はメニュー８におけるクラス１に係る携帯・自動車電話事業者網相互接続通信機能の廃止があった場合は、その閉域グループ又はＶＰＮグループに属するすべてのＩＰ通信網契約		

<table>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">者に係る携帯・自動車網電話事業者相互接続通信機能を廃止します。
３　この機能を利用した通信については、１（適用）の規定にかかわらず、ＩＰ通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点との間の通信（以下この欄において「携帯・自動車電話事業者網相互接続通信」といいます。）を行うことができます。
４　当社は、メニュー８のものに係る携帯・自動車電話事業者網相互接続通信機能に係る料金及び工事に関する費用を、あらかじめ指定していただいたＩＰ通信網契約者に請求します。
５　当社は、メニュー８のものに係る料金返還その他の場合において、そのＶＰＮグループに係る契約者回線等１回線当たりの料金を確定させる必要が生じたときは、次の算式により算出します。
契約者回線等１回線当たりの料金 ＝ そのＶＰＮグループに係る料金 ／ そのＶＰＮグループに係るすべての契約者回線等の数
６　５の場合において、そのＶＰＮグループに係る料金からそのＶＰＮグループに係るすべての契約者回線等について５に規定する算式により算出した契約者回線等１回線当たりの料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、残額をクラス１に係るＩＰ通信網契約者が指定する１の契約者回線等の料金に加算します。
７　当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">符号優先伝送交換接続機能</td><td colspan="2">メニュー５－１（プラン４に係るものを除きます。）又はメニュー５－２に係る契約者回線（通信の付加サービスであるＩＰｖ６通信を利用している場合に限ります。）において、当社が別に定める相互接続点との間の通信に係る符号を、ＩＰ通信網内で優先的に伝送交換することを可能とする機能</td><td>１契約者回線ごとに</td><td>―</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">１　ＩＰ通信網契約者は、相互接続協定に基づき当社が別に定める電気通信サービスを提供する電気通信事業者（以下、この欄において料金設定事業者といいます。）の契約約款等に定めるところにより、符号優先伝送交換接続機能に関する料金の支払いを要します。
２　前項に規定する料金は、この機能を利用する通信と他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。）とを合わせて料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、料金設定事業者の契約約款等に定めるところによります。
３　１の契約者回線ごとに料金設定事業者の数は１とし、ＩＰ通信網契約者はその料金設定事業者をあらかじめ指定していただきます。
４　符号優先伝送交換接続機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは提供できない場合があります。</td></tr>
</table>

符号蓄積機能（フレッツ・あずけ～る）	基本機能	メニュー５（メニュー５の10Gb/sのものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者について、そのＩＰ通信網契約者又はそのＩＰ通信網契約者があらかじめ登録した利用者（以下、「符号蓄積機能利用者」といいます。）が、当社の設置するサーバ装置に符号を複製及び蓄積することを可能とする機能	ア　最大５ギガバイトまでの符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの	―	―
			イ　最大10ギガバイトまでの符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの	基本額（１契約者回線ごとに）	100円（税込価格110円）
			ウ　最大25ギガバイトまでの符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの	基本額（１契約者回線ごとに）	200円（税込価格220円）
			エ　最大50ギガバイトまでの符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの	基本額（１契約者回線ごとに）	300円（税込価格330円）
			オ　最大100ギガバイトまでの符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの	基本額（１契約者回線ごとに）	500円（税込価格550円）
			カ　最大1,000ギガバイトまでの符号を当社のサーバ装置に蓄積できるもの	基本額（１契約者回線ごとに）	5,000円（税込価格5,500円）
	追加機能	蓄積符号閲覧編集機能	蓄積符号閲覧編集機能利用権（当社が別に定めるところにより付与するものであって、蓄積符号閲覧編集機能を利用することができる権利のことをいいます。以下同じとします。）を有するＩＰ通信網契約者又は符号蓄積機能利用者が、当社が別に定めるソフトウェアを用いて、当社の設置するサーバ装置に蓄積した符号を当社の設置するサーバ上で閲覧及び編集することを可能とする機能	加算額（１契約者回線につき１の蓄積符号閲覧編集機能利用権ごとに）	350円（税込価格385円）
	備考	１　ＩＰ通信網契約者は、基本機能について、蓄積できる容量に応じて、上記の６種類の中からあらかじめいずれか１つを選択していただきます。 ２　当社は、この機能により当社の設置するサーバ装置に蓄積可能な符号容量について、当社が別に定める場合は、次に掲げる容量を拡張し			

ます。
⑴　上記のア、イ、ウ及びエの場合は、５ギガバイト
⑵　上記のオの場合は、10ギガバイト
⑶　上記のカの場合は、100ギガバイト
３　当社は、ＩＰ通信網契約者から請求があったときは基本機能の区分の変更を行います。
４　ＩＰ通信網契約者は、符号蓄積機能利用者識別符号（この機能を利用するための英字及び数字等の組み合わせのものであって、当社又はＩＰ通信網契約者が、当社が別に定めるところにより付与するものをいいます。以下同じとします。）の適正な管理に努めていただきます。
５　ＩＰ通信網契約者は、料金表第１表第１類第１の１⑵コ及びサに規定するほか、この機能により当社の設置するサーバ装置に蓄積する符号の適正な管理に努めていただきます。
６　当社は、符号蓄積機能利用者がこの機能を利用して行った行為について、ＩＰ通信網契約者が行ったものとみなして取り扱います。
７　当社は、この機能の廃止があったときは、この機能の廃止があった日を含む料金月の翌料金月の末日に、現に蓄積されている符号を消去します。
８　当社は、ＩＰ通信網契約者が基本機能の区分の変更等（この備考の２に規定する条件を満たさなくなった場合を含みます。）を行ったときに、現に蓄積されている符号の容量が蓄積可能容量を超えた場合は、当社が別に定めるところにより蓄積可能容量を超えた容量分の符号を、ＩＰ通信網契約者が基本機能の区分の変更等を行った日を含む料金月の翌料金月の末日に消去します。
９　当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積されている符号を消去することがあります。
10　当社は、この機能により複製又は蓄積する符号にコンピュータウイルスが含まれていると判断した場合は、その符号を消去することがあります。ただし、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。
11　９及び10の規定により現に蓄積されている符号を消去する場合は、当社はあらかじめそのことをＩＰ通信網契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。
12　当社は、この備考の７、８、９及び10の規定により現に蓄積されている符号を消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。
13　当社は、当社のサーバ装置その他の電気通信設備に蓄積されたデータが滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたことにより発生する損害については、責任を負いません。
14　当社は、この機能を利用しているＩＰ通信網契約者に係る契約者回線について、ＩＰ通信網サービス利用権の譲渡があったときは、この機能により当社の設置するサーバ装置に蓄積されている符号等を譲受人に引き継ぎます。
15　ＩＰ通信網契約者がこの機能を利用して行う特定相互接続通信（当社がインターネット上に設置するサーバ設備及び当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下、この欄において同じとします。）に係る料金については、当社が設定するものとし、この表に規定する料金額を適用します。
16　当社は、第38条（利用料金の支払義務）及び第51条（責任の制限）

		の規定については、特定相互接続通信に係る電気通信設備を当社の電気通信設備とみなして適用します。 17　当社は、第51条及び前項に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 （注）ＩＰ通信網契約者は、当社がインターネット上に設置するサーバ設備へ接続するための電気通信サービス等が必要となります。		
接続先追加機能	メニュー６－７又はメニュー８に係るＩＰ通信網契約者回線とメニュー２－３に係るＩＰ通信網契約者回線との間の通信を可能とする機能		—	—
	備考	当社は、この機能を当社が別に定める場合に限り提供します。		

⑵　利用の都度意思表示を行うことにより利用するもの

区　　分		単　　位	料金額（月額）
セッション解除機能	ＩＰ通信網契約の契約者回線（メニュー２に係るものに限ります。）と接続している契約者回線等（メニュー１又はメニュー５に係るものに限ります。）との間の通信について、その契約者回線に係るＩＰ通信網契約者からの申出により、その通信に係るセッションを解除する機能	—	—
	備考	当社は、この機能においてセッションを解除することに伴い発生する損害については、責任を負いません。	

⑶　契約者回線等番号受信機能に係るもの

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th colspan="2">単　　位</th><th>料金額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">契約者回線等番号受信機能（回線情報通知機能）</td><td rowspan="2">この機能を利用する契約者回線（メニュー６－２に係るものに限ります。）へ通知される契約者回線等番号等（契約者回線等番号その他当社が別に定める番号等をいいます。以下同じとします。）を通知先識別子（契約者回線等番号等を通知する相手先を識別するための符号であって当社がこの機能を利用する契約者回線に割り当てるものをいいます。以下同じとします。）を使用して受信することができる機能</td><td>基本額</td><td>１の通知先識別子ごとに月額</td><td>10,000円
（税込価格11,000円）</td></tr>
<tr><td>加算額</td><td>契約者回線等番号に係る１の受信ごとに</td><td>4円
（税込価格4.4円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">１　当社が損害の賠償を行う場合において、加算額に係る部分の算定方法については、この機能を全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前６料金月の１日当たりの平均の加算額（前６料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）によります。
２　ＩＰ通信網契約者は、第38条の規定にかかわらず、契約者回線等番号受信機能の廃止があった日における加算額については、その支払いを要します。
（注１）ＩＰ通信網契約者は、この欄の規定等により通知を受けた契約者回線等番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。
（注２）この機能を利用する契約者回線は、メニュー５に係るＩＰ通信網契約者から行う通信（帯域確保機能を利用したものに限ります。）により通知されるその契約者回線を利用回線とする音声利用ＩＰ通信網サービスに係る契約者回線番号を受信することができません。</td></tr>
</table>

２－10　請求書等の発行に関する料金の額

区　　分	単　　位	料　金　額
発行手数料	１の請求書又は口座振替通知書の発行ごとに	150円 （税込価格 165円）
収納手数料	１の請求書によるＩＰ通信網サービスの料金その他の債務の支払いごとに	50円 （税込価格 55円）

第２　臨時ＩＰ通信網契約に関するもの

利用料、回線利用料、付加機能利用料、屋内配線利用料又は機器利用料

日額

区　　分	料　金　額
メニュー２－２及びメニュー６（メニュー６－７を除きます。）に係るもの	そのＩＰ通信網サービスを、臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の１

第２類　手続きに関する料金

１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>⑴　手続きに関する料金の適用</td><td>手続きに関する料金は、次のとおりとします。
<table>
<tr><th>種　別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>契約料</td><td>ＩＰ通信網契約（メニュー５（メニュー５－４に係るもの並びにＩＰ通信網サービスの移転及び事業者変更を伴うものを除きます。）及びメニュー６（メニュー６－７に係るものを除きます。）に係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>譲渡承認手数料</td><td>ＩＰ通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>事業者変更手数料</td><td>ＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網サービスの事業者変更（光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がメニュー５を用いて提供する電気通信サービスに移行する場合を除きます。）を伴うものに限ります。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>⑵　契約料の適用に関する特例</td><td>１　削除
２　音声利用ＩＰ通信網サービスにおける第１種契約の解除の通知と同時にメニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合は、２（料金額）の規定にかかわらず、契約料は適用しません。</td></tr>
<tr><td>⑶　メニュー５－４に係る譲渡承認手数料の適用除外</td><td>２（料金額）の規定にかかわらず、メニュー５－４に係る譲渡承認手数料は適用しません。</td></tr>
<tr><td>⑷　メニュー８に係る譲渡承認手数料の適用に関する特例</td><td>当社は、２（料金額）の規定にかかわらず、メニュー８に係る手続きの態様等を勘案して、譲渡承認手数料を適用しないことがあります。</td></tr>
<tr><td>⑸　事業者変更手数料の適用</td><td>音声利用ＩＰ通信網サービスの事業者変更の実施の際現に、同時に２以上の事業者変更（当社が別に定めるものに限ります。）を行う場合は、それらの事業者変更を１の事業者変更とみなして、事業者変更手数料を適用します。</td></tr>
</table>

２　料金額

料　金　種　別	単　　位	料　　金　　額
契約料	１契約ごとに	800円(税込価格 880円)
譲渡承認手数料	１契約ごとに	800円(税込価格 880円)
事業者変更手数料	１契約ごとに	1,800円(税込価格 1,980円)

第２表　工事に関する費用

第１　削除

第２　工事費

１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>⑴　工事費の算定</td><td>工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、時刻指定工事費、工事の着手等に関する工事費及び契約申込の承諾の日等に行う工事費を合計して算定します。</td></tr>
<tr><td>⑵　基本工事費の適用</td><td>ア　基本工事費について、回線終端装置工事、配線工事（配線経路構築及び配線保護の工事は含みません。）、機器工事に関する工事費及び工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）の額の合計額が29,000円（税込価格 31,900円）までの場合は基本額のみを適用し、29,000円（税込価格 31,900円）を超える場合は29,000円（税込価格 31,900円）までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
イ　削除
ウ　１の者からの申込み又は請求により同時に２以上の工事を施工する場合は、それらの工事を１の工事とみなして、基本工事費を適用します。この場合においてそれらの工事に係る基本工事費の額が異なるときは、基本工事費の額が大きいものを適用します。
エ　１の工事とみなす２以上の工事について、それぞれ基本工事費の額が異なる場合、基本工事費の額が大きいものを適用します。</td></tr>
<tr><td>⑶　交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費の適用</td><td>交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費は、次の場合に適用します。
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>交換機等工事費等の適用</th></tr>
<tr><td>ア　交換機等工事費</td><td>ＩＰ通信網サービス取扱所の交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>イ　回線収容部工事費</td><td>回線収容部において工事を要する場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>ウ　削除
エ　削除</td><td>削除
削除</td></tr>
<tr><td>オ　回線終端装置工事費</td><td>回線終端装置の工事を要する場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>カ　屋内配線工事費</td><td>次の配線の工事を要する場合に適用します。
（ア）　契約者回線の一端からジャック又はローゼット（ジャック又はロー</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

		ゼットが設置されない場合は宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線 （イ）　１のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線
	キ　機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。
	ク　配線経路構築工事費	メニュー５に係る契約者回線の設置又は移転に伴い、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要する場合に適用します。
	ケ　配線保護工事費	メニュー５に係る契約者回線の設置又は移転に伴い、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線保護の工事を要する場合に適用します。

⑷　移転の場合の工事費の適用	移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。
⑸　別棟配線等の場合の屋内配線工事費の適用	次の工事を行った場合の屋内配線工事費の額については、２（工事費の額）の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。 ア　別棟との間の配線工事 イ　臨時ＩＰ通信網契約に係る配線工事
⑹　割増工事費の適用	ア　当社は、メニュー５に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ｉ型の基本装置に限ります。）の設置若しくは廃止に関する工事（その契約者回線又はその端末設備の工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が3,000円（税込価格 3,300円）であるものを除きます。）又は工事の着手等に関する工事（配線経路の調査に係るものに限ります。）を土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに１月２日、１月３日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行ってほしい旨の申出があった場合（配線経路構築工事費及び配線保護工事費に係る工事の場合は、回線終端装置に関する工事の施工日に限ります。）であって、その申出を当社が承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、１の工事ごとに3,000円（税込価格 3,300円）を加算して適用します。 イ　次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費の額（アに規定する加算額を除きます。）は、２（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。 （ア）（イ）及び（ウ）以外のもの

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
①　午後５時から午後10時まで（１月１日から１月３日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前８時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）を含みます。）から1,000円（税込価格　1,100円）を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円（税込価格1,100円）を加算した額
②　午後10時から翌日の午前８時30分まで	その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）を含みます。）から1,000円（税込価格　1,100円）を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円（税込価格1,100円）を加算した額

（イ）　配線経路構築工事又は配線保護工事に係るもの

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
①　午後５時から午後10時まで（１月１日から１月３日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前８時30分から午後10時までとします。）	配線経路構築工事費又は配線保護工事費に1.3を乗じた額
②　午後10時から翌日の午前８時30分まで	配線経路構築工事費又は配線保護工事費に1.6を乗じた額

（ウ）　配線経路の調査に係るもの

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
①　午後５時から午後10時まで（１月１日から１月３日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前８時30分から午後10時までとします。）	工事の着手等に関する工事費（配線経路の調査に係るものに限ります。）に1.3を乗じた額
②　午後10時から翌日の午前８時30分まで	工事の着手等に関する工事費（配線経路の調査に係るものに限ります。）に1.6を乗じた額

<table>
<tr>
<td>⑺　時刻指定工事費の適用</td>
<td>ア　メニュー２－２（料金表第１表第１類第１の１⑵イの（コ）に規定する契約者回線の終端の場所をＩＰ通信網契約者が指定する収容ＩＰ通信網サービス取扱所内において当社が指定する場合を除きます。）、メニュー５、メニュー６－２（その契約者回線の終端の場所がＩＰ通信網サービス取扱所内となるものを除きます。）、メニュー６－７又はメニュー８（契約者回線型サービスであって、契約者回線の終端の場所が、当社が別に定めるＩＰ通信網サービス取扱所が所在するＩＰ通信網サービス区域内における収容エリア内の場合に限ります。）に係る契約者回線について、ＩＰ通信網契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件にそのＩＰ通信網契約者が指定する時刻（当社が別に定める時刻に限ります。以下、「指定時刻」といいます。）に工事（交換機等工事のみの場合を除きます。）を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき（その申出をしたＩＰ通信網契約者の責により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）は、１の指定する時刻ごとに次表に規定する額を適用します。
　ただし、当社の責に帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りでありません。
<table>
<tr><th>指定時刻</th><th>工事費の額</th></tr>
<tr><td>午前９時から午後４時まで</td><td>11,000円
（税込価格 12,100円）</td></tr>
<tr><td>午後５時から午後９時まで</td><td>18,000円
（税込価格 19,800円）</td></tr>
<tr><td>午後10時から翌日の午前８時まで</td><td>28,000円
（税込価格 30,800円）</td></tr>
</table>
イ　１の者からの請求により同時に２以上の工事を施工する場合は、それらの工事を１の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。
ウ　当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</td>
</tr>
<tr>
<td>⑺の２　工事の着手等に関する工事費の適用</td>
<td>メニュー５（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）の契約者回線の設置若しくは移転又は品目若しくは細目の変更に係る工事の着手等に関する工事を行うときは、次表に規定する額を適用します。
<table>
<tr><th>区分</th><th>工事費の適用</th><th>単　位</th><th>工事費の額</th></tr>
<tr><td>ア　配線経路の</td><td>契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みま</td><td>基本額（１の工事ごとに）</td><td>13,000円
（税込価格 14,300円）</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

	調査に係るもの	す。）又は建物内において、配線経路の調査を行う場合に適用します。		配線経路における通線の確認に関する加算額（１の工事ごとに）	3,000円（税込価格3,300円）
	イ　工事の結果の報告に係るもの	当社からそのＩＰ通信網契約者が指定する者へ工事の結果の報告を行う場合に適用します。		基本額（１の契約者回線の終端の場所等（１の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数は３までとします。）ごとに）	6,000円（税込価格6,600円）
				加算額（１の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数が３を超える１契約者回線ごとに）	1,800円（税込価格1,980円）
	ウ　工事の施工日の調整及び管理に係るもの	２を超える契約者回線の終端の場所等に係る工事の施工日の調整及び管理を行う場合に適用します。	（ア）（イ）以外の場合	基本額（１の契約者回線の終端の場所等（１の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数は３までとします。）ごとに）	6,000円（税込価格6,600円）
				加算額（１の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数が３を超える１契約者回線ごとに）	1,800円（税込価格1,980円）
			（イ）　工事の施工日の変更を行う場合	１契約者回線ごとに	700円（税込価格770円）
⑺の３　契約申込	ア　メニュー５（メニュー５－１におけるプラン４－２のも				

<table>
<tr><td>の承諾の日等に行う工事費の適用</td><td>の及びプラン５のものを除きます。）に係る契約者回線について、ＩＰ通信網契約者から契約申込又は工事を要する請求にあたって、その承諾を受ける日又はその翌日に工事（交換機等工事のみの場合の工事、⑹欄のイに規定する場合の工事又は⑺欄に規定する場合の工事を除きます。）を行ってほしい旨の申出があった場合であって、その申出を当社が承諾したときは、その工事に関する工事費の合計額に、１の工事ごとに20,000円（税込価格 22,000円）を加算して適用します。ただし、当社の責に帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りでありません。
イ　１の者からの申込み又は請求により同時に２の工事を施工する場合は、それらの工事を１の工事とみなして、契約申込の承諾の日等に行う工事費を適用します。
ウ　当社は、アに規定する工事を行わなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</td></tr>
<tr><td>⑻　学校に限定した工事費の割引の適用</td><td>当社は、料金表別表２に規定するところにより、学校に限定した工事費の割引を適用します。</td></tr>
<tr><td>⑼　分割した工事費の適用</td><td>ア　当社は、メニュー５に係るＩＰ通信網契約者から請求があった場合は、その契約者回線の設置に係る工事に関する費用から次表に定める額を減じた費用及びその契約者回線の移転に係る工事に関する費用（以下「分割対象費用」といいます。）について、24回に分割した費用（以下「分割支払金」といいます。）を適用（以下「分割支払い」といいます。）します。
<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>支払額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">①　②及び③以外の場合</td><td>下記以外の場合</td><td>3,000円
（税込価格
3,300円）</td></tr>
<tr><td>配線経路構築の工事がある場合</td><td>6,000円
（税込価格
6,600円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②　料金表第２表第２の１⑹イに規定する（ア）①又は（イ）①に係る割増工事費の適用を受ける場合</td><td>下記以外の場合</td><td>3,900円
（税込価格
4,290円）</td></tr>
<tr><td>配線経路構築の工事がある場合</td><td>7,800円
（税込価格
8,580円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③　料金表第２表第２の１⑹イに規定する（ア）②又は（イ）②に係る割増工事費の適用を受ける場合</td><td>下記以外の場合</td><td>4,800円
（税込価格
5,280円）</td></tr>
<tr><td>配線経路構築の工事がある場合</td><td>9,600円
（税込価格
10,560円）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

（ア） 分割支払いの期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日又はそのＩＰ通信網サービスに係る契約者回線の移転があった日を含む料金月以降であって当社が指定した料金月から起算して、その料金月から23ヶ月後の料金月までとします。

（イ） 分割支払いの期間において、そのＩＰ通信網契約者から請求があった場合は、分割支払金の適用を廃止します。この場合において、ＩＰ通信網契約者は分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

（注）アに規定する分割対象費用は、税込価格の合計額とします。

（注）分割支払金及び分割対象費用とならなかった費用の支払い方法については、料金表通則第６項及び第７項に準じて取り扱います。

イ　前項の規定にかかわらず、次の場合には、分割支払いを承諾しないことがあります。

（ア） 分割支払いの請求をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（イ） 分割支払いの請求をした者がそのＩＰ通信網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったＩＰ通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（ウ） その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（エ） その他当社が不適当と判断したとき。

ウ　当社は、分割支払金の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り下げます。この場合において、当社がそのＩＰ通信網契約者へ24回目に請求する分割支払金は、分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額とします。

エ　分割支払いに係るＩＰ通信網契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割支払いに関する債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとし、分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

（ア） 分割支払いに係る契約者回線について、そのＩＰ通信網契約の解除（移転を伴うものを除きます。）があったとき。

（イ） 次のいずれかに該当する場合であって、ＩＰ通信網契約者が分割支払金の支払いを怠るおそれがあると当社が認めたとき。

①　自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。

②　差押、仮差押、保全差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。

③　破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上

	の破産処理手続きの申立てを受けたとき又は自らこれらの申し立てをしたとき。
⑽　工事費の減額適用	当社は、２（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。
⑾　工事費の適用除外	次の場合については、２（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費は適用しません。 ア　削除 イ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスにおいて配線設備多重装置の種類を変更する場合（最大50Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なものから、最大100Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なものへ変更する場合に限ります。）の工事 ウ　符号蓄積機能に係る工事 エ　メニュー５の提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰｖ６通信の利用の開始に係る工事であって、その契約者回線に関する工事と同時に施工するもの オ　メニュー５の無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（基本装置に限ります。）の設置若しくは廃止に係る工事であって、その契約者回線に関する工事と同時に施工するもの（交換機等工事に限ります。） カ　メニュー５－４に係る一時中断又は再利用に係る工事
⑿　初期契約解除に係る工事のために通常要する費用の額の算定	ＩＰ通信網契約者（メニュー５（メニュー５－４に係るものを除きます。）に係る者に限ります。）が第23条の２に規定する初期契約解除を行った場合において、第42条の３に規定するＩＰ通信網契約者が支払うべき金額のうち、電気通信役務の提供に必要な工事のために通常要する費用の額については、事業法第26条の３第３項ただし書に係る総務省令に定める金額を限度とします。

２　工事費の額

２－１　メニュー１に関するもの

端末設備の設置若しくは移転、利用の一時中断若しくは再利用に関する工事又はその他契約内容の変更に関する工事

区　分		単　位	工事費の額
⑴　基本工事費		１の工事ごとに	1,000円（税込価格1,100円）
⑵　交換機等工事費		ＩＰ通信網サービスを利用する１のＢチャネルごとに	1,000円（税込価格1,100円）
⑶　機器工事費	回線接続装置		別に算定する実費

２―２　メニュー２に関するもの

⑴　契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、端末設備の設置若しくは移転、付加機能の利用の開始若しくは区分の変更等、回線相互接続に関する工事又はその他契約内容の変更に関する工事

区分				単位	工事費の額
ア　基本工事費	（ア）（イ）以外の場合			１の工事ごとに 基本額 加算額	7,500円 （税込価格 8,250円） 3,500円 （税込価格 3,850円）
	（イ）　交換機等工事のみの場合			１の工事ごとに	2,000円 （税込価格 2,200円）
イ　交換機等工事費	（ア）　メニュー２－２に係る工事であって、契約者回線（その終端の場所をＩＰ通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるＩＰ通信網サービス取扱所に限ります。）内とするものを除きます。）に関する工事			引込線１回線ごとに	1,000円 （税込価格 1,100円）
	（イ）　メニュー２－３に係る工事	①　契約者回線の設置の工事の場合		１の工事ごとに	43,000円 （税込価格 47,300円）
		②　①以外の場合		１の工事ごとに	33,000円 （税込価格 36,300円）
	（ウ）（ア）又は（イ）以外のもの			当社が別に定める実費	
ウ　回線終端装置工事費					別に算定する実費
エ　屋内配線工事費	（ア）　既設配線を利用しない場合	ケーブル配線以外の配線		１配線ごとに	4,800円 （税込価格 5,280円）
		ケーブル配線	①　②以外のもの	１配線ごとに	16,300円 （税込価格 17,930円）
			②　メニュー２－２－１における１Gb/sのものであってクラス２に係るもの又は	１配線ごとに	32,600円 （税込価格 35,860円）

			メニュー２－２－２におけるクラス２に係るもの		
	（イ）　既設配線を利用する場合	ケーブル配線以外の配線		１配線ごとに	2,400円（税込価格 2,640円）
		ケーブル配線	①　②以外のもの	１配線ごとに	9,600円（税込価格 10,560円）
			②　メニュー２－２－１における１Gb/sのものであってクラス２に係るもの又はメニュー２－２－２におけるクラス２に係るもの	１配線ごとに	19,200円（税込価格 21,120円）
オ　機器工事費	回線接続装置				別に算定する実費

⑵　利用の一時中断に関する工事

区　　分			単　位	工事費の額
ア　利用の一時中断の工事	（ア）　基本工事費		１の工事ごとに	2,000円（税込価格 2,200円）
	（イ）　交換機等工事費		１の工事ごとに	1,000円（税込価格 1,100円）
イ　再利用の工事	（ア）（イ）以外の工事			⑴の工事費の額と同額
	（イ）　付加機能（セッション解除機能を除きます。）に関する工事の場合	①　基本工事費	１の工事ごとに	2,000円（税込価格 2,200円）
		②　交換機等工事費	１の工事ごとに	1,000円（税込価格 1,100円）

２－３　削除
２－４　削除

２－５　メニュー５に関するもの

⑴　契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目（保守の態様による細目を除きます。）の変更、端末設備の設置若しくは移転、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ⅰ型の基本装置に限ります。）の設置若しくは廃止、無線ＬＡＮ内蔵ルータ機能付回線接続装置の設置若しくは廃止、回線相互接続に関する工事、付加機能の利用開始又はその他契約内容の変更に関する工事

区　　分		単　位	工事費の額
ア　基本工事費	（ア）（イ）以外の場合	１の工事ごとに 基本額 加算額	 7,500円 （税込価格 8,250円） 3,500円 （税込価格 3,850円）
	（イ）　交換機等工事のみの場合	１の工事ごとに	2,000円 （税込価格 2,200円）
イ　交換機等工事費	（ア）（イ）から（キ）以外の場合	１契約者回線ごとに	1,000円 （税込価格 1,100円）
	（イ）　セッション解除機能に関する工事の場合	１の工事ごとに	1,000円 （税込価格 1,100円）
	（ウ）　同時通信可能着信先数追加機能に関する工事の場合	１契約者回線ごとに	1,000円 （税込価格 1,100円）
	（エ）　発信者番号通知機能に関する工事の場合（（ア）の工事と同時に施工する場合を除きます。）	１契約者回線ごとに	1,000円 （税込価格 1,100円）
	（オ）　発信者番号等受信機能に関する工事の場合	１契約者回線ごとに	1,000円 （税込価格 1,100円）
	（カ）　帯域確保機能に関する工事の場合	１契約者回線ごとに	1,000円 （税込価格 1,100円）
ウ　回線終端装置工事費	屋内配線設備の部分	１配線ごとに	9,400円 （税込価格 10,340円）
	回線終端装置の部分	１装置ごとに	2,100円 （税込価格 2,310円）
エ　機器工事費	（ア）　回線接続装置であって（イ）以外のもの	別に算定する実費	
	（イ）　配線設備多重装置	１の工事ごとに	9,400円 （税込価格 10,340円）

オ　配線経路構築工事費	（ア）（イ）以外の場合	１の工事ごとに	14,000円 （税込価格 15,400円）
	（イ）　ＩＰ通信網契約者の申込み又は請求により、ウの工事と別日に施工する場合	１の工事ごとに	27,000円 （税込価格 29,700円）
カ　配線保護工事費			別に算定する実費
備考　回線終端装置の配線の交換のみにより施工される回線終端装置の工事（当社が別に定める場合に限ります。）の場合は、その交換に要した費用をＩＰ通信網契約者に支払っていただきます。			

⑵　利用の一時中断に関する工事

区　　分			単　位	工事費の額
ア　利用の一時中断の工事	（ア）　基本工事費		１の工事ごとに	2,000円 （税込価格 2,200円）
	（イ）　交換機等工事費	①　②から⑤以外の場合	１契約者回線ごとに	1,000円 （税込価格 1,100円）
		②　同時通信可能着信先数追加機能に関する工事の場合	１契約者回線ごとに	1,000円 （税込価格 1,100円）
		③　発信者番号通知機能に関する工事の場合	１契約者回線ごとに	1,000円 （税込価格 1,100円）
		④　発信者番号等受信機能に関する工事の場合	１契約者回線ごとに	1,000円 （税込価格 1,100円）
		⑤　帯域確保機能に関する工事の場合	１契約者回線ごとに	1,000円 （税込価格 1,100円）
イ　再利用の工事				⑴の工事費の額と同額

２－６　メニュー６に関するもの

⑴　契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、閉域グループの設定若しくは閉域グループ内回線の追加、接続契約者回線の収容、付加機能の利用開始又はその他契約内容の変更等に関する工事

区分				単位	工事費の額
ア　基本工事費	（ア）（イ）以外の場合			１の工事ごとに	2,000円 （税込価格 2,200円）
	（イ）メニュー６－２又はメニュー６－７に係るもの	①　②以外の場合		１の工事ごとに 基本額 加算額	7,500円 （税込価格 8,250円） 3,500円 （税込価格 3,850円）
		②　交換機等工事のみの場合		１の工事ごとに基本額	2,000円 （税込価格 2,200円）
イ　交換機等工事費	（ア）メニュー６－２に係るもの	①　契約者回線の設置、移転又は品目若しくは細目の変更の工事の場合であって②以外の場合	クラス１に係るもの	１契約者回線ごとに	6,000円 （税込価格 6,600円）
			クラス２に係るもの	１契約者回線ごとに	11,000円 （税込価格 12,100円）
		②　移転又は細目の変更を伴わない品目の変更の工事の場合	クラス１に係るもの	１契約者回線ごとに	3,000円 （税込価格 3,300円）
			クラス２に係るもの	１契約者回線ごとに	5,000円 （税込価格 5,500円）
		③　同報通信機能に関する工事の場合	クラス１に係るもの	１のマルチキャストグループごとに	9,500円 （税込価格 10,450円）
			クラス２に係るもの	１のマルチキャストグループごとに	12,000円 （税込価格 13,200円）
		④　契約者回線等番号受信機能に関する工事の場合	利用の開始又は通知先識別子の追加に関する工事	１契約者回線につき１の通知先識別子ごとに	19,000円 （税込価格 20,900円）

				通知先識別子の変更に関する工事	変更する１の通知先識別子ごとに	5,000円 （税込価格 5,500円）
				ＩＰ通信網契約者が契約者回線番号等を受信するために使用するＩＰアドレスの変更に関する工事	ＩＰアドレスの変更に係る１の通知先識別子ごとに	10,000円 （税込価格 11,000円）
		⑤　指定通信相手先識別符号通信機能に関する工事の場合			１の通信相手先識別符号ごとに	5,500円 （税込価格 6,050円）
		⑥　その他契約内容の変更に関する工事の場合			当社が別に定める実費	
	（イ）　メニュー６－５に係るもの	①　契約者回線の設置の工事の場合			１の契約者回線ごとに	25,000円 （税込価格 27,500円）
		②　品目又は細目の変更の工事の場合			１の契約者回線ごとに	23,000円 （税込価格 25,300円）
		③　その他契約内容の変更に関する工事の場合			１の契約者回線ごとに	4,000円 （税込価格 4,400円）
	（ウ）　メニュー６－７に係るもの	①　②及び③以外の場合			当社が別に定める実費	
		②　メニュー６－７－１の利用の開始又は閉域グループ内回線の追加に関する工事の場合			１閉域グループ内回線ごとに	5,500円 （税込価格 6,050円）
		③　ＶＰＮ相互接続通信機能に関する工事の場合		利用の開始に関する工事の場合	１の閉域グループごとに	5,500円 （税込価格 6,050円）
				上記以外の場合	１閉域グループ内回線ごとに	2,000円 （税込価格 2,200円）

		④　携帯・自動車電話事業者網相互接続通信機能	利用の開始に関する工事の場合	１の閉域グループごとに	12,000円 （税込価格 13,200円）
				10の当社が別に定める回線ごとに	3,000円 （税込価格 3,300円）
			上記以外の場合	10の当社が別に定める回線ごとに	3,000円 （税込価格 3,300円）
ウ　回線終端装置工事費					別に算定する実費
エ　回線収容部工事費				１回線収容部ごとに	20,000円 （税込価格 22,000円）
オ　機器工事費		回線接続装置			別に算定する実費

⑵　利用の一時中断に関する工事

区　　分			単　位	工事費の額
ア　利用の一時中断の工事	（ア）　基本工事費		１の工事ごとに	2,000円 （税込価格 2,200円）
	（イ）　交換機等工事費	①　②及び④以外の場合	１契約者回線ごとに	1,000円 （税込価格 1,100円）
		②　同報通信機能に関する工事の場合	１契約者回線ごとに	1,000円 （税込価格 1,100円）
		③　契約者回線等番号受信機能に関する工事の場合	１の通知先識別子ごとに	1,000円 （税込価格 1,100円）
		④　メニュー６－７に関する工事の場合	１の工事ごとに	1,500円 （税込価格 1,650円）
イ　再利用の工事				アの工事費と同額

２－７　削除

２－８　メニュー８に関するもの

⑴　メニュー８の提供の開始、品目若しくは細目の変更、契約者回線の移転、接続契約者回線の収容、ＶＰＮグループに係る区分の変更、ＶＰＮ相互接続通信機能の利用開始、携帯・自動車電話事業者網相互接続通信機能の利用開始、契約者回線等の設定の変更又はその他契約内容の変更に関する工事

<table>
<tr><th colspan="4">区　　分</th><th>単　位</th><th>工事費の額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">ア　基本工事費</td><td colspan="3">（ア）（イ）以外の場合</td><td>１の工事ごとに
基本額

加算額</td><td>7,500円
（税込価格
8,250円）
3,500円
（税込価格
3,850円）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（イ）　交換機等工事のみの場合</td><td>１の工事ごとに</td><td>2,000円
（税込価格
2,200円）</td></tr>
<tr><td rowspan="7">イ　交換機等工事費</td><td rowspan="6">（ア）　ＶＰＮグループに関する工事</td><td colspan="2">①　②以外の場合</td><td>１のＶＰＮグループごとに</td><td>1,000円
（税込価格
1,100円）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②　区分の変更の場合</td><td rowspan="2">基本額</td><td>利用回線型サービスが提供されている場合</td><td>１のＶＰＮグループごとに</td><td>1,000円
（税込価格
1,100円）</td></tr>
<tr><td>契約者回線型サービスが提供されている場合</td><td>１のＶＰＮグループごとに</td><td>6,000円
（税込価格
6,600円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">加算額</td><td>ＶＰＮ相互接続通信機能が提供されている場合</td><td>１のＶＰＮグループごとに</td><td>3,000円
（税込価格
3,300円）</td></tr>
<tr><td>携帯・自動車電話事業者網相互接続通信機能が提供されている場合</td><td>１のＶＰＮグループごとに</td><td>2,000円
（税込価格
2,200円）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（イ）　利用回線型サービスに関する工事</td><td>１の利用回線につき１のＶＰＮグループ利用者識別符号ごとに</td><td>1,000円
（税込価格
1,100円）</td></tr>
<tr><td>（ウ）　契約者回線型サービス</td><td colspan="2">①　そのＶＰＮグループについてＶＰＮ相互接</td><td>下記以外のとき</td><td>１の契約者回線又は１の回線収容部ごとに</td><td>5,000円
（税込価格
5,500円）</td></tr>
</table>

	に関する工事（（オ）の場合を除きます。）	続通信機能が提供されていない場合	その契約者回線の終端の場所がＩＰ通信網サービス取扱所外となるとき	１の契約者回線ごとに	6,000円（税込価格6,600円）
		②　①以外の場合	下記以外のとき	１の契約者回線又は１の回線収容部ごとに	8,000円（税込価格8,800円）
			その契約者回線の終端の場所がＩＰ通信網サービス取扱所外となるとき	１の契約者回線ごとに	9,000円（税込価格9,900円）
	（エ）　ＶＰＮ相互接続通信機能の利用の開始に関する工事			１のＶＰＮグループ番号ごとに	3,000円（税込価格3,300円）
	（オ）　契約者回線等の設定の変更に関する工事			当社が別に算定する実費	
	（カ）　その他契約内容に関する工事			当社が別に定める実費	
	（キ）　携帯・自動車電話事業者網相互接続通信機能に関する工事		利用の開始に関する工事の場合	１のＶＰＮグループ番号ごとに	12,000円（税込価格13,200円）
				10の当社が別に定める回線ごとに	3,000円（税込価格3,300円）
			上記以外の場合	10の当社が別に定める回線ごとに	3,000円（税込価格3,300円）
ウ　回線収容部工事費				１回線収容部ごとに	5,300円（税込価格5,830円）
エ　屋内配線工事費	（ア）　既設配線を利用しない場合			１配線ごとに	16,300円（税込価格17,930円）
	（イ）　既設配線を利用する場合			１配線ごとに	9,600円（税込価格10,560円）

⑵　利用の一時中断に関する工事

区　　分		単　位	工事費の額
ア　利用の一時中断の工事	（ア）　基本工事費	１の工事ごとに	2,000円（税込価格2,200円）
	（イ）　交換機等工事費	１の工事ごとに	1,000円（税込価格1,100円）
イ　再利用の工事			アの工事費と同額

第３　線路設置費

１　適用

区　　分	内　　容
⑴　線路設置費の差額負担	ア　現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに契約を締結してその場所でＩＰ通信網サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は次のとおりとします。 　ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。 線路設置費の額（残額があるときに限ります。）＝新たに提供を受けるＩＰ通信網サービスの線路設置費の額－解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額 イ　アの規定は、契約者回線が異経路となる場合には適用しません。
⑵　移転前の区域外線路の一部を使用する場合の線路設置費の適用	移転後の契約者回線の終端がＩＰ通信網サービス区域外となる場合（契約者回線が異経路となる場合を除きます。）であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路に限り線路設置費を適用します。
⑶　契約者回線が異経路となる場合の線路設置費の額の適用	契約者回線が異経路となる場合の線路設置費は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。 ア　契約者回線がその収容ＩＰ通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合 （ア）　その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内において新設した線路 （イ）　その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域を超える地点から引込柱までの線路 イ　ア以外の場合 （ア）　その収容ＩＰ通信網サービス取扱所が所在するＩＰ通信網サービス区域（そのＩＰ通信網サービス区域に対応する電話加入区域に収容区域が設定されているときはその収容ＩＰ通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内において新設した線路 （イ）　その収容ＩＰ通信網サービス取扱所から所在するＩＰ通信網サービス区域を超える地点から引込柱までの線路

２　線路設置費の額

１契約者回線ごとに

区　　分		線路設置費の額
メニュー２に係るもの	ア　メニュー２－２－１における10Mb/s、100Mb/s若しくは１Gb/sのもの(イに係るものを除きます。)又はメニュー２－２－２における100Mb/s若しくは10Gb/sのもの(イに係るものを除きます。)	その契約者回線をＬＡＮ型通信網サービスの契約者回線とみなした場合に適用される線路設置費の額と同額
	イ　メニュー２－２－１における１Gb/sのもの又はメニュー２－２－２における１Gb/sのもの若しくは10Gb/sのもの(その契約者回線の終端の場所を収容エリア内とするものに限ります。)	その契約者回線をメニュー５に係る契約者回線とみなした場合に適用される線路設置費の額と同額
メニュー５に係るもの		別に算定する実費
メニュー６に係るもの		別に算定する実費
備考　別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所において閲覧に供します。		

第４　設備費

１　適用

区　　分	内　　容
設備費の適用	設備費は、特別な電気通信設備の部分について適用します。

２　設備費の額

区　　分	設　備　費　の　額
設備費	別に算定する実費
備考　別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

第３表　附帯サービスに関する料金等

第１　証明手数料

１契約ごとに　300円（税込価格 330円）

第１の２　適格請求書の発行手数料

１請求ごとに　400円（税込価格 440円）

（注）適格請求書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料その他経費（実費）が必要な場合があります。

第２　支払証明書の発行手数料

支払証明書１枚ごとに　400円（税込価格 440円）

（注）支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

第３　削除

第４　遠隔診断サービスに関する利用料金

１　適用

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>遠隔診断サービスに関する利用料金の適用</td><td>ア　当社は、遠隔診断サービスの利用料金については、日割は行いません。
イ　当社は、遠隔診断サービスに関する利用料金については、次表のとおりとします。
<table>
<tr><th>区　分</th><th>利用料金の適用</th></tr>
<tr><td>１　料金月の初日以外の日に遠隔診断サービスの利用開始があったとき。</td><td>その遠隔診断サービスの利用開始があった日を含む料金月に係る利用料金は適用しません。ただし、４となるときを除きます。</td></tr>
<tr><td>２　１の料金月内に遠隔診断サービスの区分の変更があったとき。</td><td>その遠隔診断サービスの区分の変更前の区分に係る料金額を適用します。ただし、３となるときを除きます。</td></tr>
<tr><td>３　１の料金月内に複数回の遠隔診断サービスの区分の変更があったとき。</td><td>その利用した遠隔診断サービスの区分の中で最大となる料金額を適用します。</td></tr>
<tr><td>４　利用開始があった料金月に、その遠隔診断サービスの廃止があったとき。</td><td>その料金月における遠隔診断サービスの区分に係る料金額（区分の変更が伴った場合は、その利用した遠隔診断サービスの区分の中で最大となる料金額）を適用します。</td></tr>
<tr><td>５　料金月の途中で遠隔診断サービスの廃止があったとき。</td><td>その遠隔診断サービスの廃止があった日を含む料金月に係る料金額（区分の変更が伴った場合は、その利用した遠隔診断サービスの区</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

		分の中で最大となる料金額）を適用します。

２　料金額

⑴　メニュー２－２に係るＩＰ通信網サービス用のもの（フレッツ・ＶＰＮ ゲート サポートオプション）又はメニュー６－２（提供の形態による細目がプラン２のものを除きます。）に係るＩＰ通信網サービス用のもの（フレッツ・キャスト サポートオプション）

区　　分	単　位	料金額（月額）
ア　登録可能回線数（このサービスを利用する１の契約者回線につきあらかじめ登録することのできる通信の相手先の契約者回線等の数をいいます。以下この表において同じとします。）が10以内のもの	１契約者回線ごとに	9,000円 （税込価格 9,900円）
イ　登録可能回線数が30以内のもの	１契約者回線ごとに	26,500円 （税込価格 29,150円）
ウ　登録可能回線数が100以内のもの	１契約者回線ごとに	87,000円 （税込価格 95,700円）
エ　登録可能回線数が300以内のもの	１契約者回線ごとに	255,000円 （税込価格 280,500円）
オ　登録可能回線数が1,000以内のもの	１契約者回線ごとに	830,000円 （税込価格 913,000円）
カ　登録可能回線数が2,000以内のもの	１契約者回線ごとに	1,630,000円 （税込価格 1,793,000円）
キ　登録可能回線数が3,000以内のもの	１契約者回線ごとに	2,400,000円 （税込価格 2,640,000円）
ク　登録可能回線数が4,000以内のもの	１契約者回線ごとに	3,120,000円 （税込価格 3,432,000円）
ケ　登録可能回線数が5,000以内のもの	１契約者回線ごとに	3,825,000円 （税込価格 4,207,500円）

備考

１　ＩＰ通信網契約者は、登録可能回線数に応じて、上記の９種類の中からあらかじめいずれか１つを選択していただきます。

２　当社は、故障回復状況を、メニュー２－２に係るＩＰ通信網サービス用のものについては概ね60分ごとに、メニュー６－２に係るＩＰ通信網サービス用のものについては概ね30分ごとに通知します。この場合において当社は、30分ごと又は60分ごとに通知することを保証するものではありません。

３　当社は、故障回復状況の通知を行わなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

⑵　メニュー８に係るＩＰ通信網サービス用のもの（フレッツ・ＶＰＮ ワイド サポートオプション）

区　　分	単　位	料金額（月額）
ア　登録可能回線数（このサービスを利用する利用回線の属する１のＶＰＮグループにつきあらかじめ登録することのできる利用回線の数をいいます。以下この表において同じとします。）が３以内のもの	１ＶＰＮグループごとに	3,000円 （税込価格 3,300円）
イ　登録可能回線数が６以内のもの	１ＶＰＮグループごとに	6,000円 （税込価格 6,600円）
ウ　登録可能回線数が10以内のもの	１ＶＰＮグループごとに	10,000円 （税込価格 11,000円）
エ　登録可能回線数が20以内のもの	１ＶＰＮグループごとに	18,000円 （税込価格 198,000円）
オ　登録可能回線数が30以内のもの	１ＶＰＮグループごとに	27,000円 （税込価格 29,700円）
カ　登録可能回線数が60以内のもの	１ＶＰＮグループごとに	48,000円 （税込価格 52,800円）
キ　登録可能回線数が100以内のもの	１ＶＰＮグループごとに	80,000円 （税込価格 88,000円）
ク　登録可能回線数が200以内のもの	１ＶＰＮグループごとに	140,000円 （税込価格 154,000円）
ケ　登録可能回線数が300以内のもの	１ＶＰＮグループごとに	210,000円 （税込価格 231,000円）
コ　登録可能回線数が1,000以内のもの	１ＶＰＮグループごとに	600,000円 （税込価格 660,000円）

備考

１　ＩＰ通信網契約者は、登録可能回線数に応じて、上記の10種類の中からあらかじめいずれか１つを選択していただきます。

２　当社は、故障回復状況を概ね60分ごとに通知します。この場合において当社は、60分ごとに通知することを保証するものではありません。

３　当社は、故障回復状況の通知を行わなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

第５　遠隔診断サービスに関する工事費

１　適用

区　　分	内　　容
⑴　工事費の算定	遠隔診断サービスの利用の開始並びに申込内容及び区分の変更等に関する工事費は、基本工事費と交換機等工事費を合計して算定します。
⑵　同時に２以上の工事を施行する場合の基本工事費の適用	１の者からの申込み又は請求により同時に２以上の工事を施工する場合は、それらの工事を１の工事とみなして、基本工事費を適用します。

２　工事費の額

区　　分	単　　位	工事費の額
ア　基本工事費	１の工事ごとに	2,000円 （税込価格 2,200円）
イ　交換機等工事費	１の工事ごとに	1,000円 （税込価格 1,100円）

料金表別表１　削除

料金表別表２　学校に限定した利用料金及び工事費の割引の適用

１　当社は、ＩＰ通信網契約者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、大学、幼稚園若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所（以下「学校」といいます。）の設置者であるＩＰ通信網契約者に限ります。）から、そのＩＰ通信網契約に係る契約者回線等（メニュー５（メニュー５－１における品目が200Mb/sのもの及び１Gb/sのもの（プラン３－１及びプラン４に係るものを除きます。以下この表において同じとします。）に限ります。）に係るものであって、その終端が学校の構内又は建物内に終端するものについて、学校に限定した利用料金の割引（以下この表において「学校限定割引」といいます。）の申出があった場合には、その利用料金（利用料の基本料に係る部分に限ります。以下この表において同じとします。）については、第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する額に代えて、割引後の利用料金として契約者回線等１回線ごとに次表の⑵の額を適用します。

　この場合において、メニュー５（メニュー５－１における100Mb/sのものに限ります。）に係る契約者回線等については、学校限定割引を適用する期間は、その割引の適用を開始した日から、その契約者回線等の終端の場所において、当社がメニュー５の提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービスの提供を行うことが可能になった日を含む年度（４月１日から翌年の３月31日までの間をいいます。以下同じとします。）の翌々年度の末日までの間とします。

⑴　削除

⑵　メニュー５に関する利用料金

利用料　　１契約者回線ごとに月額

区　　分	料　金　額
200Mb/sのもの	3,600円(税込価格 3,960円)
１Gb/sのもの	28,800円(税込価格 31,680円)

２　当社は、メニュー５－１の200Mb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約者（学校限定割引を適用されている者を含みます。）からメニュー５－１の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に学校限定割引の適用があるものに限ります。）があり、当社がその請求を承諾した場合は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費については適用しません。

３　削除

４　当社は、ＩＰ通信網契約者からメニュー５（第１項に規定するものに限ります。）に係るＩＰ通信網サービスの申込み（その申込みと同時に学校限定割引の申出があるものに限ります。）があった場合、その契約者回線の設置に係る回線終端装置工事費のうち屋内配線設備の部分について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

５　当社は、この学校限定割引を受けているＩＰ通信網契約について、次のいずれかに該当する場合には、学校限定割引を廃止します。

⑴　ＩＰ通信網契約者が学校の設置者でなくなったとき（⑶に該当する場合を

除きます。

⑵　移転等により、その契約者回線等の終端が学校の構内又は建物内でなくなったとき。

⑶　利用権の譲渡があったとき。

ただし、譲受人が学校の設置者である場合で、譲渡人の同意を得て、この学校限定割引の適用の継続を申し出たときは、この限りでありません。

料金表別表３　長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用

１　当社は、次表に規定する割引対象サービスについて、そのＩＰ通信網契約者から、２に規定する期間の継続利用（以下この表において「長期継続利用」といいます。）の申出により、その期間（以下この表において「長期継続利用期間」といいます。）におけるその割引対象サービスに係る利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この表において同じとします。）について、次表に規定する割引額を減額して適用します。

割引対象サービス	割　引　額
メニュー５－１（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）の100Mb/sのものにおけるプラン３－１のものであって提供の形態による細目がⅡ－１型のもの、200 Mb/sのもの又は１Gb/sのものにおけるプラン３－１のもの	700円 （税込価格 770円）
メニュー５－２（10Gb/sのものを除きます。）のもの	100円 （税込価格 110円）

２　長期継続利用期間は、その長期継続利用の申出があった日（割引対象サービスの提供を開始する日までに長期継続利用の申出があった場合は、割引対象サービスの提供を開始した日）を含む料金月の翌料金月の初日（以下この表において「起算日」といいます。）から起算して、23ヵ月後の料金月の末日（以下この表において「満了日」といいます。）までとします。

　ただし、長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとします。

３　長期継続利用期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

４　当社は、その長期継続利用期間が満了するまでの間に１の規定により利用料金の減額（以下「長期継続利用割引」といいます。）の適用を受けているＩＰ通信網契約者から長期継続利用の廃止の申出が無かった場合には、その長期継続利用期間の満了日に、満了日の翌日からの長期継続利用の申出があったものとします。

　ただし、その長期継続利用期間の満了日が令和６年３月１日以降となる場合は、この限りでありません。

４の２　ＩＰ通信網契約者は、４に定める場合を除き、新たに長期継続利用割引に係る申出を行うことはできません。

５　長期継続利用期間において、メニュー５－１に係るＩＰ通信網サービスとメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスとの間の品目等の変更があった場合は、その割引対象サービスに係る利用料金について、品目等の変更があった日から変更後の割引対象サービスに基づく割引額（利用日数に応じて日割した額とします。）を減じて適用します。この場合において、その契約者回線に係る長期継続利用期間については、その変更等があった日以降の期間を含むものとします。

６　当社は、長期継続利用割引の適用を受けている契約者回線について、次に掲げる場合は、長期継続利用割引を適用しません。

　この場合において、その契約者回線に係る長期継続利用期間については、そ

の変更等があった日以降の期間を含むものとします。

⑴　割引対象サービス以外のものへの品目若しくは細目の変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用があったとき。

⑵　ＩＰ通信網契約者から、長期継続利用割引の廃止の申出があったとき。

７　前項の場合において、当社は、長期継続利用期間中に割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約者から、その契約者回線について、長期継続利用割引の適用の申出があった場合は、その申出があった日から長期継続利用割引を適用するものとします。

８　当社は、長期継続利用に係る契約者回線について、そのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、長期継続利用を廃止します。

９　ＩＰ通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合は、次に掲げる額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。この場合において、長期継続利用期間の満了日を含む料金月の初日から、その満了日を含む料金月の翌々料金月の末日までの間に長期継続利用の廃止があった場合、ＩＰ通信網サービスの移転、転用若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合又は当社が別に定める場合はこの限りでありません。

⑴　長期継続利用の廃止があった日の属する長期継続利用期間の起算日において利用していた割引対象サービスがメニュー５－１に係るものである場合は、4,500円（税込価格 4,950円）

⑵　長期継続利用の廃止があった日の属する長期継続利用期間の起算日に利用していた割引対象サービスがメニュー５－２に係るものである場合は、1,500円（税込価格 1,650円）

（注）当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

附　則

（実施期日）

第１条　この約款は、平成12年７月７日から実施します。

（契約に関する経過措置）

第２条　この約款実施の際現に、当社の「ＩＰ通信網サービス」の試験サービスに関する契約約款の規定により当社とタイプ１のＩＰ通信網契約を締結している者は、この約款実施の日において、当社とこの約款に規定するＩＰ通信網契約を締結したものとみなします。

附　則（平成12年９月26日東企営第00－100号）

この改正規定は、平成12年９月26日から実施します。

附　則（平成12年11月29日東企営第00－144号）

この改正規定は、平成12年12月12日から実施します。

附　則（平成12年12月15日東企営00－159号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成12年12月26日から実施します。

（契約に関する経過措置）

第２条　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第１種ＩＰ通信網契約	メニュー１に係るＩＰ通信網契約

２　この改正規定実施の際現に、当社の着信用ＩＰ通信網サービス契約約款（平成12年東企営第00－52号、以下「旧約款」といいます。）の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第２種ＩＰ通信網契約	メニュー２に係るＩＰ通信網契約
第３種ＩＰ通信網契約	メニュー３に係るＩＰ通信網契約

３　前項の場合において、移行後の契約に係る品目及び細目等については、移行前の契約に係る品目及び細目等に相当するものとします。

（付加機能に関する経過措置）

第３条　この改正規定実施の際現に、当社が旧約款及び料金表の規定により提供している付加機能は、この改正規定実施の日において、附則第２条（契約に関する経過措置）の規定により、この改正規定の規定により当社が提供する付加機能に移行したものとします。

（端末設備に関する経過措置）

第４条　この改正規定実施の際現に、当社が旧約款及び料金表の規定により提供している端末設備は、この改正規定実施の日において、附則第２条（契約に関する経過措置）の規定により、この改正規定の規定により当社が提供する端末設備に移行したものとします。

（基本契約期間に関する経過措置）

第５条　附則第２条（契約に関する移行措置）の規定により、旧約款及び料金表に規定する第２種ＩＰ通信網サービス又は第３種ＩＰ通信網サービスに係る契約（以下、この条において「旧約款による契約」といいます。）から移行したＩＰ通信網契約の基本契約期間は、この約款の規定にかかわらず、改正前の約款による契約によりサービスの提供を開始した日から起算して１年間とします。

（料金等の支払い等に関する経過措置）

第６条　この改正規定実施前に、ＩＰ通信網サービス契約約款又は旧約款の規定により

支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

第７条　この改正規定実施前に、ＩＰ通信網サービス契約約款又は旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

（この改正規定実施前に行った手続きの効力等）

第８条　この改正規定実施前に、旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、この約款中これに相当する規定があるときは、この改正規定に基づいて行ったものとみなします。

２　この改正規定実施の際現に、旧約款の規定により提供している電気通信サービスは、この改正規定中これに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附　則（平成12年12月18日東企営第00－167号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成13年１月１日から実施します。

第２条　削除

（料金等の支払いに関する経過措置）

第３条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成13年１月19日東企営第00－181号）

この改正規定は、平成13年１月19日から実施し、改正後の規定は、平成13年１月６日から適用します。

附　則（平成13年１月30日東企営第00－185号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成13年２月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、メニュー１に関する利用料金に関する部分については平成13年３月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　削除

第３条　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成13年２月22日東企営第00－206号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成13年３月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第３条　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー２に係る ＩＰ通信網契約	メニュー２におけるＡＴＭ方式以外のものに係る ＩＰ通信網契約

附　則（平成13年３月23日東企営第00－214号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成13年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成13年６月25日東企営第01－39号）

この改正規定は、平成13年７月２日から実施します。

附　則（平成13年６月28日東企営第01－44号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成13年８月１日から実施します。
　ただし、メニュー１に関する利用料金に関する部分については、平成13年７月16日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施の日の前日に、「光・ＩＰ通信網サービス」の試験サービス（以下「試験サービス」といいます。）に関する契約約款（以下「試験約款」といいます。）に規定するプラン１（タイプ２に係るものを除きます。）に係る契約者であった者が平成13年８月31日までにメニュー５－１に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）、又は試験約款に規定するプラン２に係る契約者であった者が平成13年８月31日までにメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）は、料金表の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を受けたときに支払いを要することとなる契約料は適用しません。
４　この改正規定実施の日の前日に、試験約款に規定するプラン１（タイプ２に係るものを除きます。）に係る契約者であった者が平成13年８月31日までにメニュー５－１に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）、又は試験約款に規定するプラン２に係る契約者であった者が平成13年８月31日までにメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）は、料金表の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を受けたときに支払いを要することとなる工事費は適用しません。

附　則（平成13年８月10日東企営第01－72号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成13年８月20日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成13年９月３日東企営第01－88号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成13年11月１日から実施します。ただし、料金表第１表第１類第１の２（料金額）の２－５－１の備考の規定については、平成13年９月10日から実施します。
　この場合において、平成13年９月10日から平成13年10月31日の間については、メニュー５－１の100Mb/sのものにおけるプラン２に係るものについては、メニュー５－１の100Mb/sのものとみなして適用します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結

している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー５－１の100Mb/sのものに係るＩＰ通信網契約	メニュー５－１の100Mb/sのものにおけるプラン２に係るＩＰ通信網契約

３　平成13年９月10日までにメニュー５に係る契約の申込みを行った者にあっては、この改正規定中料金表第１表第１類第１の２（料金額）の２－５－１の備考の規定について、平成13年10月31日までは適用しません。

附　則（平成13年９月17日東企営第01－96号）

この改正規定は、平成13年９月17日から実施します。

附　則（平成13年９月17日東企営第01－83号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成13年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成13年９月17日東企営第01－21号）

この改正規定は、平成13年10月１日から実施します。

附　則（平成13年10月９日東企営第01－104号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成13年10月16日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー２におけるＡＴＭ方式以外のものに係るＩＰ通信網契約	メニュー２におけるメニュー２－１に係るＩＰ通信網契約
メニュー２におけるＡＴＭ方式のものに係るＩＰ通信網契約	メニュー２におけるメニュー２－２に係るＩＰ通信網契約
メニュー３に係るＩＰ通信網契約	メニュー２におけるメニュー２－３に係るＩＰ通信網契約

附　則（平成13年10月25日東企営第01－113号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成13年12月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー５－２に係るＩＰ通信網契約	メニュー５－２の100Mb/sのものにおけるプラン１のものに係るＩＰ通信網契約

附　則（平成13年11月７日東企営第01－126号）

この改正規定は、平成13年11月26日から実施します。

附　則（平成13年12月18日東企営第01－148号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成13年12月25日より実施します。

ただし、メニュー２－１における128kb/sの品目に係るものの利用料金に関する部分については、平成14年１月20日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年２月22日東企営第01－169号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年３月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

附　則（平成14年３月５日東企営第01－175号）

この改正規定は、平成14年３月12日から実施します。

附　則（平成14年４月11日東企営第02－7号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年４月18日から実施します。

ただし、メニュー５－１に関する部分については、平成14年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年４月24日東企営第02－12号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年６月12日東企営第02－35号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成14年８月１日より実施します。

第２条　削除

附　則（平成14年７月８日東企営第02－48号）

この改正規定は、平成14年９月２日から実施します。

附　則（平成14年８月22日東企営第02－69号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年９月２日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

附　則（平成14年８月23日東企営第02－71号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年９月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの

料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　削除

附　則（平成14年９月30日東企営第02－100号）

この改正規定は、平成14年10月１日から実施します。

附　則（平成14年10月10日東企営第02－104号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成14年11月８日から実施します。
（経過措置）
２　削除
３　削除
４　削除

附　則（平成14年11月25日東企営第02－131号）

（実施期日）
この改正規定は、平成14年11月25日から実施します。

附　則（平成14年11月22日東企営第02－130号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成14年12月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年10月17日東企営第02－107号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成14年12月16日から実施します。
（経過措置）
２　削除
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年12月25日東企営第02－144号）

この改正規定は、平成14年12月26日から実施します。

附　則（平成14年12月５日東企営第02－137号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成15年１月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、当社のＩＰ通信網サービスにおける「無線通信に関する付加機能」の試験サービスに関する契約約款（平成14年東営企第02－27号。以下「旧約款」といいます。）の規定により、次の表の左欄の付加機能が提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日においてそれぞれ同表の右欄の付加機能が提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

無線通信認証機能	無線通信認証機能
無線通信環境提供機能 　着信先追加機能 　グループ利用機能	無線通信環境提供機能 　着信先追加機能 　グループ利用機能

３　この改正規定実施前に、旧約款の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正規定実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年１月23日東企営第02－153号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

附　則（平成15年１月31日東企営第02－158号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年３月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　東企営第00－167号（平成12年12月18日）の附則第２条（学校に限定した利用料の割引に関する経過措置）を削除します。

附　則（平成15年２月25日東企営第02－163号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年３月４日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄のサービスを提供されているものとみなして取り扱います。

メニュー２に係るＩＰ通信網サービス	メニュー２のプラン１のものに係るＩＰ通信網サービス

附　則（平成15年３月11日東企営第02－168号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年３月19日から実施します。

ただし、簡易ルータ機能付ＩＰ電話対応装置に関する部分については、平成15年３月24日から実施します。

（その他）

２　東企営第02－153号（平成15年１月23日）の附則第３項中「機器利用料について」を「機器利用料（ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び簡易ルータ機能付ＩＰ電話対応装置に係るものを除きます。）について」に改めます。

附　則（平成15年３月18日東企営第02－178号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

附　則（平成15年４月８日東経企営第03－03号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年４月16日から実施します。

（経過措置）

２　削除

附　則（平成15年４月16日東経企営第03－05号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年４月24日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー３に係るＩＰ通信網サービス	メニュー３－１に係るＩＰ通信網サービス

附　則（平成15年４月25日東経企営第03－11号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年５月８日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

附　則（平成15年６月23日東経企営第03－32号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

５　削除

附　則（平成15年７月９日東経企営第03－43号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成15年７月10日から実施します。

ただし、メニュー５におけるタイプ２に関する部分については平成15年７月11日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第３条　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー５－１に係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－１のタイプ１のものに係るＩＰ通信網サービス

（その他）

第４条　削除

第５条　削除

第６条　削除

附　則（平成15年７月15日東経企営第03－46号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年７月15日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　削除
４　削除
５　削除
６　削除

附　則（平成15年８月25日東経企営第03－63号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成15年８月31日から実施します。
（経過措置）
２　削除

附　則（平成15年９月２日東経企営第03－68号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成15年９月12日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年９月24日東経企営第03－75号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成15年10月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　削除
４　削除

附　則（平成15年10月20日東経企営第03－95号）

（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成15年11月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
第３条　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー５－２に係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－２のタイプ１のものに係るＩＰ通信網サービス

附　則（平成15年10月28日東経企営第03－98号）

（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成15年12月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
第３条　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー５－２における品目が23Mb/s	メニュー５－２における品目が46Mb/sの

のものに係るＩＰ通信網サービス	ものに係るＩＰ通信網サービス

附　則（平成15年11月19日東経企営第03－122号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成15年12月17日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第３条　削除

第４条　削除

附　則（平成15年12月19日東経企営第03－143号）

（実施期日）

この改正規定は、平成15年12月24日から実施します。

附　則（平成15年12月17日東経企営第03－136号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年１月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

５　削除

附　則（平成15年12月18日東経企営第03－138号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年１月６日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年１月23日東経企営第03－158号）

この改正規定は、平成16年１月26日から実施します。

附　則（平成16年２月２日東経企営第03－165号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年２月９日から実施します。

（経過措置）

２　削除

３　削除

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

５　削除

附　則（平成16年２月18日東経企営第03－182号）

（実施期日）

この改正規定は、平成16年２月26日から実施します。

附　則（平成16年３月８日東経企営第03－193号）

この改正規定は、平成16年３月15日から実施します。

附　則（平成16年４月１日東経企営第03－210号）

この改正規定は、平成16年４月１日から実施します。

附　則（平成16年４月27日東経企営第04－16号）

この改正規定は、平成16年４月27日から実施します。

附　則（平成16年４月27日東経企営第04－15号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年５月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

５　削除

附　則（平成16年５月20日東経企営第04－27号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年５月20日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

附　則（平成16年５月24日東経企営第04－31号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年５月27日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー５の配線設備多重装置のうちⅡ型のもの	メニュー５の配線設備多重装置におけるⅡ型のもののうち最大50Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年５月31日東経企営第04－33号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　平成16年６月１日から平成16年７月31日までの間にＩＰ通信網契約者から通信の付加サービスであるＩＰｖ６通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、そのＩＰｖ６通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの２料金月については、料金表第１表第１類第１の２－４－２⑴ア又は２－５－２⑴アに規する額に代えてそれぞれ０円を適用します。

４　３の場合において、その契約者回線等についてＩＰｖ６通信の利用の請求があった日から平成16年７月31日までの間に、簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その付加機能利用料（１のＩＰ通信網契約につき１の簡易型通信識別番号までとします。）について、ＩＰｖ６通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの２料金月の間については、料金表第１表第１類第１の２－７に規定する額に代えて０円を適用します。

附　則（平成16年６月28日東経企営第04－58号）

この改正規定は、平成16年７月１日から実施します。

附　則（平成16年７月15日東経企営第04－77号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年７月16日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

５　削除

６　削除

附　則（平成16年７月29日東経企営第04－92号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年８月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

５　削除

６　削除

７　削除

附　則（平成16年８月４日東経企営第04－96号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年８月６日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

５　削除

附　則（平成16年８月30日東経企営第04－118号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年９月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年９月30日東経企営第04－150号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

５　削除

６　平成16年10月１日から平成16年12月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３に係るもの、メニュー５－２の100Mb/sの品目

のものにおけるタイプ１に係るもの又はメニュー５－２における46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年３月31日（メニュー５－２のものについては平成17年５月31日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して２か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るもの限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

７　削除

８　削除

附　則（平成16年11月29日東経企営第04－214号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年11月30日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー５－１の100Mb/sのものにおけるプラン３に係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－１の100Mb/sのものにおけるプラン３－２に係るＩＰ通信網サービス

附　則（平成16年11月29日東経企営第04－217号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年12月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　当社が別に定める区域において提供されるメニュー７並びに料金表第１表第１類第１の２－９（付加機能利用料）に規定する無線通信認証機能であって無線アクセス追加機能付のもの（その通信について、無線基地局設備を経由する場合に限ります。）及び無線アクセス機能に係るＩＰ通信網サービスの伝送速度については、当分の間、料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑵及び２－９の規定にかかわらず、最大概ね11Mbit/sまでとします。

４　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の付加機能については、この改正規定の日において、当社が提供する同表の右欄の付加機能に移行したものとみなします。

無線通信認証機能	無線通信認証機能 無線アクセス追加機能付のもの以外のもの

（その他）

５　東経企営第04－92号（平成16年７月29日）の附則第７項（経過措置）中「料金表第１表第１類第１の２－７」を「料金表第１表第１類第１の２－８」に改めます。

６　東経企営第04－150号（平成16年９月30日）の附則第８項（経過措置）中「料金表第１表第１類第１の２－７」を「料金表第１表第１類第１の２－８」に改めます。

附　則（平成16年12月27日東経企営第04－262号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年１月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

５　削除

６　平成17年１月１日から平成17年４月30日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３に係るもの、メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ１に係るもの又はメニュー５－２における46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年７月31日（メニュー５－２のものについては平成17年９月30日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して２か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

７　削除

８　削除

附　則（平成17年１月28日東経企営第04－302号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　平成17年２月１日から平成17年４月30日までの間にメニュー５－１の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年７月31日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更又は適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第１表第１類第１の２－

５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

４　そのＩＰ通信網サービスが前項の適用を受けている期間において、そのＩＰ通信網サービスが東経企営第04-150号（平成16年９月30日）の附則第６項又は東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第６項の適用を受けている場合については、前項に定める料金額にかかわらず、東経企営第04-150号（平成16年９月30日）の附則第６項又は東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第６項に定める料金額を適用します。

附　則（平成17年２月24日東経企営第04－336号）

この改正規定は、平成17年２月28日から実施します。

ただし、ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置に係る部分については、当社が別に定める日から実施します。

附　則（平成17年３月１日東経企営第04－343号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年３月３日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により同報通信機能が提供されている契約者回線については、この改正規定実施の日において、１のマルチキャストグループを利用する同報通信機能が提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年３月25日東経企営第04－376号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年３月28日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー２－３における品目が10Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－３における品目が10Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービスであってその終端の場所をＩＰ通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるＩＰ通信網サービス取扱所に限ります。）内とするもの
メニュー２－３における品目が100Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－３における品目が100Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービスであってその終端の場所をＩＰ通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるＩＰ通信網サービス取扱所に限ります。）内とするもの

附　則（平成17年３月30日東経企営第04－387号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提

供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー５－１の100Mb/sのものにおけるプラン１に係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－１の100Mb/sのものにおけるプラン１であってクラス２に係るＩＰ通信網サービス
メニュー５－１の100Mb/sのものにおけるプラン２に係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－１の100Mb/sのものにおけるプラン２であってクラス２に係るＩＰ通信網サービス

附　則（平成17年３月31日東経企営第04－375号）

この改正規定は、平成17年４月１日から実施します。

附　則（平成17年４月28日東経企営第05－26号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年５月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

５　削除

６　削除

７　平成17年５月１日から平成17年７月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３に係るもの、メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ１に係るもの又はメニュー５－２における46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年10月31日（メニュー５－２のものについては平成17年12月31日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して２か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

８　平成17年５月１日から平成17年７月31日までの間にメニュー５－１の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年10月31日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった

場合は、その変更又は適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスが東経企営第04-150号（平成16年９月30日）の附則第６項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第６項又はこの附則の第７項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

９　削除

10　削除

11　削除

附　則（平成17年６月20日東経企営第05－73号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年６月27日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年７月29日東経企営第05－113号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年８月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

５　削除

６　平成17年８月１日から平成17年９月30日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３に係るもの、メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ１に係るもの又はメニュー５－２における46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年12月31日（メニュー５－２のものについては平成18年２月28日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して２か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

７　平成17年８月１日から平成17年９月30日までの間にメニュー５－１の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年12月31日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのＩＰ通信網契

約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更又は適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスが東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第６項、東経企営第05-26号（平成17年４月28日）の附則第７項又はこの附則の第６項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

８　削除

９　削除

10　削除

11　平成17年８月１日から平成17年10月31日までの間にメニュー２に係るＩＰ通信網契約者から、その契約者回線に係る契約内容の変更に関する工事（当社が別に定めるものに限ります。）の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その工事に関する費用について、料金表第２表第２の２－２に規定する額に代えて０円を適用します。

附　則（平成17年８月31日東経企営第05－127号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年９月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年９月29日東経企営第05－150号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

５　削除

６　平成17年10月１日から平成17年12月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３に係るもの、メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ１に係るもの又はメニュー５－２における46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年３月31日（メニュー５－２のものについては平成18年５月31日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して２か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

７　平成17年10月１日から平成17年12月31日までの間にメニュー５－１の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプ

ラン３－１に係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年３月31日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更又は適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスが東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第６項、東経企営第05-26号（平成17年４月28日）の附則第７項、東経企営第05-113号（平成17年７月29日）の附則第６項又はこの附則の第６項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

８　削除

９　削除

10　削除

附　則（平成17年10月25日東経企営第05－163号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年10月26日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　東企営第04－96号（平成16年８月４日）の附則第３項（経過措置）を削除します。

附　則（平成17年10月31日東経企営第05－171号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年11月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　平成17年11月１日から平成17年12月31日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年３月31日（メニュー５－１における品目が100Mb/sのものであって、通信の態様による細目がプラン１のもの又はプラン２のもののうち、保守の態様による細目がタイプ２のもの、及びメニュー５－２のものについては平成18年５月31日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始したときは、その工事に関する費用について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

附　則（平成17年11月29日東経企営第05－186号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年12月1日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除
４　削除
５　削除
６　削除
７　削除
８　削除

附　則（平成17年12月27日東経企営第05－203号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年１月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除
４　削除
５　削除

６　平成18年１月１日から平成18年４月30日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３に係るもの、メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ１に係るもの又はメニュー５－２の46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年７月31日（メニュー５－２のものについては平成18年９月30日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して２か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

７　平成18年１月１日から平成18年４月30日までの間にメニュー５－１の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年７月31日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

　ただし、そのＩＰ通信網サービスが東経企営第05-26号（平成17年４月28日）の附則第７項、東経企営第05-113号（平成17年７月29日）の附則第６項、東経企営第05-150号（平成17年９月29日）の附則第６項又はこの附則の第６項の適用を受けている場合

については、この料金額の適用を行いません。

８　平成18年１月１日から平成18年４月30日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年７月31日（メニュー５－１における品目が100Mb/sのものであって、通信の態様による細目がプラン１のもの又はプラン２のもののうち保守の態様による細目がタイプ２のもの及びメニュー５－２のものについては平成18年９月30日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

９　削除

10　削除

11　削除

附　則（平成18年２月８日東経企営第05－222号）

この改正規定は、平成18年２月14日から実施します。

附　則（平成18年２月24日東経企営第05－230号）

この改正規定は、平成18年２月28日から実施します。

附　則（平成18年２月28日東経企営第05－235号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年３月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年３月29日東経企営第05－258号）

この改正規定は、平成18年３月30日から実施します。

附　則（平成18年３月31日東経企営第05－265号）

この改正規定は、平成18年４月３日から実施します。

附　則（平成18年４月12日東経企営第06－６号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年４月13日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能が提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の付加機能が提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

閉域グループ内通信機能 その閉域グループに属する契約者回線等の数の上限が10のもの	閉域グループ内通信機能 その閉域グループに属する契約者回線等の数の上限が10のもの 無線通信認証機能を利用した通信を行うことができないもの
閉域グループ内通信機能 その閉域グループに属する契約者回線等の数の上限が30のもの	閉域グループ内通信機能 その閉域グループに属する契約者回線等の数の上限が30のもの 無線通信認証機能を利用した通信を行うことができないもの

無線通信認証機能	無線通信認証機能 基本機能

附　則（平成18年４月13日東経企営第06－７号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年４月17日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

附　則（平成18年４月24日東経企営第06－14号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年４月25日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー５－２の100Mb/sのものにおけるプラン２に係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－２の100Mb/sのものにおけるプラン２－２に係るＩＰ通信網サービス

附　則（平成18年４月26日東経企営第06－18号）

この改正規定は、平成18年４月27日から実施します。

附　則（平成18年３月30日東経企営第05－259号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年５月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置に関する部分については平成18年６月１月から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている無線ＬＡＮ対応型変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び無線ＬＡＮ対応型ルータ機能・ＩＰ電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置は、この改正規定実施の日において、改正前の規定による１の基本装置につき、改正後の規定による１の基本装置及び１の増設装置を提供されているものとみなします。

附　則（平成18年４月27日東経企営第06－24号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年５月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

５　削除

６　平成18年５月１日から平成18年７月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の

100Mb/sの品目のものにおけるプラン３に係るもの、メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ１に係るもの又はメニュー５－２の46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年10月31日（メニュー５－２のものについては平成18年12月31日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して２か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

７　平成18年５月１日から平成18年５月31日までの間にメニュー５－１の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年８月31日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

　ただし、そのＩＰ通信網サービスが東経企営第05-150号（平成17年９月29日）の附則第６項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項又はこの附則第６項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

８　平成18年５月１日から平成18年７月31日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年10月31日（メニュー５－１における品目が100Mb/sのものであって、通信の態様による細目がプラン１のもの又はプラン２のもののうち保守の態様による細目がタイプ２のもの及びメニュー５－２のものについては平成18年12月31日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

９　削除

10　削除

11　削除

12　削除

13　削除

14　削除

15　削除

附　則（平成18年４月27日東経企営第06－25号）

この改正規定は、平成18年５月８日から実施します。

附　則（平成18年５月30日東経企営第06－42号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　平成18年６月１日から平成18年７月31日までの間にメニュー５－１の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年10月31日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの３料金月（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスが東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項又は東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項の規定による料金額の適用を受けている期間については、この料金額の適用を行いません。

附　則（平成18年６月21日東経企営第06－60号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年８月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年７月31日東経企営第06－97号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年８月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

５　削除

６　平成18年８月１日から平成18年10月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３に係るもの、メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ１に係るもの又はメニュー５－２の46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がそ

の申込みを承諾した場合であって、平成19年１月31日（メニュー５－２のものについては平成19年３月31日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して２か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

７　平成18年８月１日から平成18年10月31日までの間にメニュー５－１の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年１月31日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの３料金月（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

　ただし、そのＩＰ通信網サービスが東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項又はこの附則第６項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

８　平成18年８月１日から平成18年10月31日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年１月31日（メニュー５－１における品目が100Mb/sのものであって、通信の態様による細目がプラン１のもの又はプラン２のもののうち保守の態様による細目がタイプ２のもの及びメニュー５－２のものについては平成19年３月31日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

９　削除

10　削除

11　削除

12　削除

13　削除

14　削除

附　則（平成18年９月28日東経企営第06－126号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成18年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの

料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　東企営第02－178号（平成15年３月18日）の附則３（経過措置）中「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー５－１のうち品目が10Mb/sのものに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー５－１のうち品目が10Mb/sのものに関する工事費（割増工事費の適用に限ります。）については料金表第２表第２（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改めます。
４　東経企営第04－27号（平成16年５月20日）の附則３（経過措置）中「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している回線接続装置（当社が別に定めるものに限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している回線接続装置（当社が別に定めるものに限ります。）に関する工事費（割増工事費の適用に限ります。）については料金表第２表第２（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改めます。
５　削除
６　東経企営第06－７号（平成18年４月13日）の附則３（経過措置）中「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している回線接続装置（当社が別に定めるものに限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している回線接続装置（当社が別に定めるものに限ります。）に関する工事費（割増工事費の適用に限ります。）については料金表第２表第２（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改めます。
附　則（平成18年９月29日東経企営第06－129号）
この改正規定は、平成18年10月１日から実施します。
附　則（平成18年10月31日東経企営第06－149号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年11月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　削除
４　削除
５　削除
６　平成18年11月１日から平成19年１月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３に係るもの、メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ１に係るもの又はメニュー５－２の46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年４月30日（メニュー５－２のものについては平成19年７月31日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して２か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額

に代えて、それぞれ０円を適用します。

７　平成18年11月１日から平成19年１月31日までの間にメニュー５－１の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年４月30日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの３料金月（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスが東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第６項又はこの附則第６項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

８　平成18年11月１日から平成19年１月31日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年４月30日（メニュー５－１における品目が100Mb/sのものであって、通信の態様による細目がプラン１のもの又はプラン２のもののうち保守の態様による細目がタイプ２のもの及びメニュー５－２のものについては平成19年７月31日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

９　削除

10　削除

11　削除

12　削除

13　削除

14　削除

附　則（平成18年11月30日東経企営第06－168号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年12月１日から実施します。

（経過措置）

２　削除

３　削除

（その他）

４　東経企営第05-26号（平成17年４月28日）の附則第３項を削除します。

附　則（平成18年11月30日東経企営第06－169号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年12月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー５－２の100Mb/sのものにおけるプラン１に係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－２の100Mb/sのものにおけるプラン１であってグレード２に係るＩＰ通信網サービス
メニュー５－２の100Mb/sのものにおけるプラン２－１に係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－２の100Mb/sのものにおけるプラン２であってグレード１－２に係るＩＰ通信網サービス
メニュー５－２の100Mb/sのものにおけるプラン２－２に係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－２の100Mb/sのものにおけるプラン２であってグレード２に係るＩＰ通信網サービス

附　則（平成19年１月30日東経企営第06－200号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成19年１月31日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
附　則（平成19年１月31日東経企営第06－202号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成19年２月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　削除
４　削除
５　削除
６　平成19年２月１日から平成19年４月30日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ１のもの、メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ１に係るもの又はメニュー５－２の46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年７月31日（メニュー５－２のものについては平成19年10月31日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して３ヶ月間（割引対象サービス若しくはメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ２に係るもの以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。
７　平成19年２月１日から平成19年４月30日までの間にメニュー５－１の10Mb/sの品目

のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年７月31日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの３料金月（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスが東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第６項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第６項又はこの附則第６項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

８　平成19年２月１日から平成19年４月30日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年７月31日（メニュー５－１における品目が100Mb/sのものであって、通信の態様による細目がプラン１のもの又はプラン２のもののうち保守の態様による細目がタイプ２のもの及びメニュー５－２のものについては平成19年10月31日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

９　削除

10　削除

11　削除

12　削除

13　削除

14　削除

附　則（平成19年３月８日東経企営第06－224号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成19年３月10日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス及びＩＰ通信網サービスに関する附帯サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

附　則（平成19年３月12日東経企営第06－227号）

この改正規定は、平成19年３月13日から実施します。

附　則（平成19年３月30日東経企営第06－243号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成19年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成19年４月26日東経企営第07－14号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成19年５月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス及びＩＰ通信網サービスに関する附帯サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　削除

４　削除

附　則（平成19年４月27日東経企営第07－15号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成19年５月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

５　平成19年５月１日から平成19年７月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ１のもの、メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ１に係るもの又はメニュー５－２の46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年10月31日（メニュー５－２のものについては平成20年１月31日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ１のものについては３か月間、メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ１に係るもの及びメニュー５－２の46Mb/sの品目のものについては２か月間（割引対象サービス若しくはメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ２に係るもの以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

６　平成19年５月１日から平成19年７月31日までの間にメニュー５－１の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ１のものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の

変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年10月31日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ１のもの以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの３料金月（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ１のもの以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスが東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第６項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第６項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

７　平成19年５月１日から平成19年７月31日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年10月31日（メニュー５－１における品目が100Mb/sのものであって、通信の態様による細目がプラン１のもの又はプラン２のもののうち保守の態様による細目がタイプ２のもの及びメニュー５－２のものについては平成20年１月31日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

８　削除

９　削除

10　削除

11　削除

12　削除

13　削除

附　則（平成19年６月29日東経企営第07－57号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成19年７月３日より実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

附　則（平成19年７月27日東経企営第07－74号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成19年８月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

５　平成19年８月１日から平成19年10月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって保守の態様による細目が

タイプ１のもの、メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ１に係るもの又はメニュー５－２の46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年１月31日（メニュー５－２のものについては平成20年４月30日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して２か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については４か月間）の利用料（提供の形態による細目がⅡ型のものにおけるタイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス（メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものを除きます。）若しくはメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ２（プラン・ミニのものにおける契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものを除きます。）に係るもの以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

６　当社は、東経企営第04-150号（平成16年９月30日）の附則第６項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第６項、東経企営第05-26号（平成17年４月28日）の附則第７項、東経企営第05-113号（平成17年７月29日）の附則第６項、東経企営第05-150号（平成17年９月29日）の附則第６項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第６項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第６項、東経企営第06-202号（平成19年１月31日）の附則第６項、東経企営第07-15号（平成19年４月27日）の附則第５項又はこの附則の第５項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、その解除又は解除の通知があったメニューと同一のメニューに係るＩＰ通信網契約の申込みを平成19年８月１日から平成19年10月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第５項の規定を適用しません。

７　平成19年８月１日から平成19年10月31日までの間にメニュー５－１の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ１のものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年１月31日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ１のもの以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの３料金月（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ１のもの以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料（提供の形態に

よる細目がⅡ型のものにおけるタイプ２のものに係る加算料を除きます。)、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスが東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第６項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第６項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

８　平成19年８月１日から平成19年10月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ２のものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年１月31日（メニュー５－１における品目が100Mb/sのものであって通信の態様による細目がプラン１のもの又はプラン２のもののうち保守の態様による細目がタイプ２のもの及びメニュー５－２のものについては平成20年４月30日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

９　当社は、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第８項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第８項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第８項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第８項、東経企営第06-202号（平成19年１月31日）の附則第８項、東経企営第07-15号（平成19年４月27日）の附則第７項又はこの附則の第８項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、その解除又は解除の通知があったメニューと同一のメニューに係るＩＰ通信網契約の申込みを平成19年８月１日から平成19年10月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第８項の規定を適用しません。

10　平成19年８月１日から平成19年10月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ１のもの、メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ１に係るもの又はメニュー５－２の46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年１月31日（メニュー５－２に係るもの（その移転の工事と同時にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ１のものへの変更があるものを除きます。）については平成20年４月30日）までに当社がその契約者回線の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス若しくはメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ２に係るもの以外の品目等への変更があったときを除きます。）は、その契約者回線の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

11　削除

12　削除

13　削除

14　削除

15　削除

16　削除

（その他）
17　東経企営第07－15号（平成19年４月27日）の附則第６項中「、東経企営第06-202号（平成19年１月31日）の附則第６項又はこの附則第５項」を削ります。

附　則（平成19年10月31日東経企営第07－132号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成19年11月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　削除
４　削除
５　平成19年11月１日から平成20年１月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３に係るもの、メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ１に係るもの又はメニュー５－２の46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年４月30日（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ２のもの及びメニュー５－２のものについては平成20年７月31日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して２か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については４か月間）の利用料（提供の形態による細目がⅡ型のものにおけるタイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス（メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものを除きます。）若しくはメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ２（プラン・ミニのものにおける契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものを除きます。）に係るもの以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。
６　当社は、東経企営第04-150号（平成16年９月30日）の附則第６項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第６項、東経企営第05-26号（平成17年４月28日）の附則第７項、東経企営第05-113号（平成17年７月29日）の附則第６項、東経企営第05-150号（平成17年９月29日）の附則第６項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第６項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第６項、東経企営第06-202号（平成19年１月31日）の附則第６項、東経企営第07-15号（平成19年４月27日）の附則第５項、東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第５項、東経企営第07-146号（平成19年11月30日）の附則第３項又はこの附則の第５項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、その解除又は解除の通知があったメニューと同一のメニューに係るＩＰ通信網契約の申込みを平成19年11月１日から平成20年１月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第５項の規定を適用しません。

７　平成19年11月１日から平成20年１月31日までの間にメニュー５－１の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年４月30日（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ２のものへの変更のものについては平成20年７月31日）までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの３料金月（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料（提供の形態による細目がⅡ型のものにおけるタイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

　ただし、そのＩＰ通信網サービスが東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第６項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第６項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

８　平成19年11月１日から平成20年１月31日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年４月30日（メニュー５－１における品目が100Mb/sのものであって保守の態様による細目がタイプ２のもの及びメニュー５－２のものについては平成20年７月31日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

９　当社は、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第８項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第８項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第８項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第８項、東経企営第06-202号（平成19年１月31日）の附則第８項、東経企営第07-15号（平成19年４月27日）の附則第７項、東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第８項又はこの附則の第８項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、その解除又は解除の通知があったメニューと同一のメニューに係るＩＰ通信網契約の申込みを平成19年11月１日から平成20年１月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第８項の規定を適用しません。

10　平成19年11月１日から平成20年１月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの、メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ１に係るもの又はメニュー５－２の46Mb/sの品目のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配

線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。)の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年４月30日（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ２のもの及びメニュー５－２に係るもの（その移転の工事と同時にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ１のものへの変更があるものを除きます。）については平成20年７月31日）までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス（メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものを除きます。）又はメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ２（プラン・ミニのものにおける契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものを除きます。）に係るもの以外の品目等への変更があったときを除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

11　削除

12　削除

13　削除

14　削除

15　削除

16　削除

附　則（平成19年11月30日東経企営第07－146号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成19年12月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　平成19年12月１日から平成20年１月31日までの間にメニュー５（メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ２に係るものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年７月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して２か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については４か月間）の利用料（提供の形態による細目がⅡ型のものにおけるタイプ２のものに係る加算料を除きます。)、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のもの（100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード１―１のものを除きます。）をいいます。）以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑨に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

４　当社は、東経企営第04-150号（平成16年９月30日）の附則第６項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第６項、東経企営第05-26号（平成17年４月28日）の附則第７項、東経企営第05-113号（平成17年７月29日）の附則第６項、東経企営第05-150号（平成17年９月29日）の附則第６項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06-97

号（平成18年７月31日）の附則第６項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第６項、東経企営第06-202号（平成19年１月31日）の附則第６項、東経企営第07-15号（平成19年４月27日）の附則第５項、東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第５項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第５項又はこの附則の第３項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、その解除又は解除の通知があったメニューと同一のメニューに係るＩＰ通信網契約の申込みを平成19年12月１日から平成20年１月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項の規定を適用しません。

５　平成19年12月１日から平成20年１月31日までの間にメニュー５（メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ２に係るものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年７月31日（その移転の工事と同時にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ１のものへの変更があるものについては平成20年４月30日）までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のもの（100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード１―１のものを除きます。）をいいます。）以外の品目等への変更があったときを除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

（その他）

６　東経企営第06-202号（平成19年１月31日）の附則第６項（経過措置）中「割引対象サービス以外の品目等」を「割引対象サービス若しくはメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ２に係るもの以外の品目等」に改めます。

７　東経企営第07-15号（平成19年４月27日）の附則第５項（経過措置）中「割引対象サービス以外の品目等」を「割引対象サービス若しくはメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ２に係るもの以外の品目等」に改めます。

８　東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第５項（経過措置）中「割引対象サービス以外の品目等」を「割引対象サービス若しくはメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ２に係るもの以外の品目等」に改めます。

９　東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第10項（経過措置）中「割引対象サービス以外の品目等」を「割引対象サービス又はメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ２に係るもの以外の品目等」に改めます。

10　東経企営第07－132号（平成19年10月31日）の附則第５項（経過措置）中「割引対象サービス以外の品目等」を「割引対象サービス若しくはメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ２に係るもの以外の品目等」に改めます。

11　東経企営第07－132号（平成19年10月31日）の附則第10項（経過措置）中「割引対象サービス以外の品目等」を「割引対象サービス又はメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ２に係るもの以外の品目等」に改めます。

附　則（平成19年12月17日東経企営第07－154号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成19年12月21日より実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの

料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　東企営第02－35号（平成14年６月12日）の附則第２条（経過措置）を削除します。
４　東経企営第07－57号（平成19年６月29日）の附則第３項（経過措置）を削除します。
附　則（平成20年１月24日東経企営第07－168号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成20年１月25日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであってタイプ１のものに係るＩＰ通信網サービス

（その他）
４　東経企営第06-202号（平成19年１月31日）の附則第６項（経過措置）中「プラン３に係るもの」を「プラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ１のもの」に改めます。
５　東経企営第07-15号（平成19年４月27日）の附則第５項（経過措置）中「プラン３に係るもの」を「プラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ１のもの」に改めます。
６　東経企営第07-15号（平成19年４月27日）の附則第６項（経過措置）中「プラン３－１」を「プラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ１のもの」に改めます。
７　東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第５項（経過措置）中「プラン３に係るもの」を「プラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ１のもの」に改めます。
８　東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第７項（経過措置）中「プラン３－１」を「プラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ１のもの」に改めます。
９　東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第８項（経過措置）中「平成19年８月１日から平成19年10月31日までの間にメニュー５」を「平成19年８月１日から平成19年10月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ２のものを除きます。）」に改めます。
10　東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第10項（経過措置）中「プラン３－１に係るもの」を「プラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ１のもの」に改めます。
11　東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第５項（経過措置）中「メニュー５－２のものについては平成20年７月31日」を「メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ２のもの及びメニュー５－２のものについては平成20年７月31日」に改めます。
12　東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第６項（経過措置）中「東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第５項又はこの附則の第５項」を「東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第５項、東経企営第07-146号（平成19年11月30日）の附則第３項又はこの附則の第５項」に改めます。

13　東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第７項（経過措置）中「平成20年４月30日」を「平成20年４月30日（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ２のものへの変更のものについては平成20年７月31日）」に改めます。

14　東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第８項（経過措置）中「メニュー５－１における品目が100Mb/sのものであって通信の態様による細目がプラン１のもの又はプラン２のもののうち保守の態様による細目がタイプ２のもの及びメニュー５－２のものについては平成20年７月31日」を「メニュー５－１における品目が100Mb/sのものであって保守の態様による細目がタイプ２のもの及びメニュー５－２のものについては平成20年７月31日」に改めます。

15　東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第10項（経過措置）中「メニュー５－２に係るもの（その移転の工事と同時にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものへの変更があるものを除きます。）」を「メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ２のもの及びメニュー５－２に係るもの（その移転の工事と同時にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ１のものへの変更があるものを除きます。）」に改めます。

16　東経企営第07-146号（平成19年11月30日）の附則第５項（経過措置）中「その移転の工事と同時にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものへの変更があるものについては平成20年４月30日」を「その移転の工事と同時にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって保守の態様による細目がタイプ１のものへの変更があるものについては平成20年４月30日」に改めます。

附　則（平成20年１月31日東経企営第07－174号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成20年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

５　平成20年２月１日から平成20年５月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年８月31日（メニュー５－２のものについては平成20年11月30日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して２か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については４か月間）の利用料（提供の形態による細目がⅡ型のものにおけるタイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

　ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス（メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものを除きます。）以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

６　当社は、東経企営第04-150号（平成16年９月30日）の附則第６項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第６項、東経企営第05-26号（平成17年４月28日）の附則第７項、東経企営第05-113号（平成17年７月29日）の附則第６項、東経企営第05-150号（平成17年９月29日）の附則第６項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第６項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第６項、東経企営第06-202号（平成19年１月31日）の附則第６項、東経企営第07-15号（平成19年４月27日）の附則第５項、東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第５項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第５項、東経企営第07-146号（平成19年11月30日）の附則第３項又はこの附則の第５項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成20年２月１日から平成20年５月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第５項の規定を適用しません。

７　平成20年２月１日から平成20年５月31日までの間にメニュー５－１の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年８月31日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの３料金月（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料（提供の形態による細目がⅡ型のものにおけるタイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

　ただし、そのＩＰ通信網サービスが東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第６項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第６項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

８　平成20年２月１日から平成20年５月31日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年８月31日（メニュー５－１における品目が100Mb/sのものであってサービスクラスによる細目がクラス１のもの及びメニュー５－２のものについては平成20年11月30日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

９　当社は、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第８項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第８項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第８項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第８項、東経企営第06-202号（平成19年１月31日）の附則第８項、東経企営第07-15号（平成19年４月27日）の附

則第７項、東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第８項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第８項又はこの附則の第８項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成20年２月１日から平成20年５月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第８項の規定を適用しません。

10　平成20年２月１日から平成20年５月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年８月31日（メニュー５－２に係るもの（その移転の工事と同時にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものへの変更があるものを除きます。）については平成20年11月30日）までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス（メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものを除きます。）以外の品目等への変更があったときを除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

11　削除

12　削除

13　削除

14　削除

15　削除

16　削除

附　則（平成20年２月28日東経企営第07－188号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成20年３月３日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成20年３月13日東経企営第07－196号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成20年３月14日から実施します。

（経過措置）

２　東企営第02－178号（平成15年３月18日）の附則３（経過措置）中「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー５－１のうち品目が10Mb/sのものに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー５－１のうち品目が10Mb/sのものに関する工事費（時刻指定工事費及び割増工事費の適用に限ります。）については料金表第２表第２（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改めます。

３　東経企営第06－168号（平成18年11月30日）の附則３（経過措置）中「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー５－１における品目が100Mb/sのもののうちプラン３－２に係るものの料金その他の提供条件については、な

お従前のとおりとします。」を「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー５－１における品目が100Mb/sのもののうちプラン３－２に係るものに関する工事費（時刻指定工事費の適用に限ります。）については料金表第２表第２（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改めます。

附　則（平成20年３月28日東経企営第07－211号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成20年３月31日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第３条　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー２－１に係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－１－１に係るＩＰ通信網サービス
メニュー２－２に係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－１－２に係るＩＰ通信網サービス
メニュー２－３に係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－１－３に係るＩＰ通信網サービス
メニュー５に係るＩＰ通信網サービス	メニュー５における提供の形態による細目がＩ型のものに係るＩＰ通信網サービス
メニュー６に係るＩＰ通信網サービス	メニュー６－１に係るＩＰ通信網サービス

第４条　ＩＰ通信網契約者は、この改正規定にかかわらず、当分の間、その契約者回線について、音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める第２種サービス（タイプ２のものであって基本機能又は上限チャネル数の態様による区別がメニュー１のものに限ります。）に係る契約（以下この附則において「音声利用ＩＰ通信網契約」といいます。）を当社と締結し、音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能を利用している場合に限り、帯域確保機能を利用することができます。

２　帯域確保機能の提供を受けているＩＰ通信網契約者は、この改正規定にかかわらず、当分の間、その契約者回線において、その帯域確保機能を利用した通信を行っているときは、音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能を利用した通信を行うことができません。

３　当社は、この改正規定にかかわらず、当分の間、帯域確保機能を利用するＩＰ通信網契約者が、次の各号に該当する場合には、その帯域確保機能を廃止します。

⑴　音声利用ＩＰ通信網契約の解除があったとき。

⑵　音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能の廃止があったとき。

４　当社は、この改正規定にかかわらず、当分の間、帯域確保機能を利用するＩＰ通信網契約者が、次の各号に該当する場合には、その帯域確保機能の利用の一時中断を行います。

⑴　音声利用ＩＰ通信網契約の利用の一時中断があったとき。

⑵　音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能の利用の一時中断があったとき。

５　当社は、この改正規定にかかわらず、当分の間、音声利用ＩＰ通信網契約に係る電気通信サービス（帯域確保機能を利用するＩＰ通信網契約者に係るものに限ります。）の利用停止を行ったときは、その帯域確保機能の利用を停止することがあります。
６　当社は、帯域確保機能に係る付加機能利用料については、この改正規定にかかわらず、当分の間、料金表第１表第１類第１の２－９に規定する額を適用しません。
（その他）
第５条　東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第５項及び第７項（経過措置）中「の利用料」を「の利用料（提供の形態による細目がⅡ型のものにおけるタイプ２のものに係る加算料を除きます。）」に改めます。
２　東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第５項及び第７項（経過措置）中「の利用料」を「の利用料（提供の形態による細目がⅡ型のものにおけるタイプ２のものに係る加算料を除きます。）」に改めます。
３　東経企営第07-146号（平成19年11月30日）の附則第３項（経過措置）中「の利用料」を「の利用料（提供の形態による細目がⅡ型のものにおけるタイプ２のものに係る加算料を除きます。）」に改めます。
４　東経企営第07-174号（平成20年１月31日）の附則第５項及び第７項（経過措置）中「の利用料」を「の利用料（提供の形態による細目がⅡ型のものにおけるタイプ２のものに係る加算料を除きます。）」に改めます。
５　東経企営第07-174号（平成20年１月31日）の附則第６項及び第９項（経過措置）中「その解除又は解除の通知があったメニューと同一のメニューに係るＩＰ通信網契約」を「メニュー５に係るＩＰ通信網契約」に改めます。
附　則（平成20年３月26日東経企営第07－209号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成20年４月１日から実施します。
（サービスの終了）
２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているセキュリティファイル供給サービス（フレッツ・セーフティ）を終了することとします。
（経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス及びＩＰ通信網サービスに関する附帯サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

ＩＰ電話機能付ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置（ＩＰ電話対応セキュリティルータ）	ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話ルータ）
無線ＬＡＮ対応型ルータ機能・ＩＰ電話機能付ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置（ＩＰ電話対応セキュリティルータ無線ＬＡＮセット）	無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話ルータ無線ＬＡＮセット）

（その他）
５　東経企営第06-224号（平成19年３月８日）の附則第３項を次のとおり改正します。
「この改正規定の実施の際現に、改正前の規定により提供している回線接続装置（当社が別に定めるものに限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」

６　東経企営第06-224号（平成19年３月８日）の附則第４項を削除します。

附　則（平成20年４月３日東経企営第08－１号）

この改正規定は、平成20年４月４日から実施します。

附　則（平成20年４月７日東経企営第08－５号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成20年４月８日から実施します。

（経過措置）

第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第３条　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー５の映像信号復号化装置	メニュー５の映像信号復号化装置におけるＩ型のもの

附　則（平成20年５月30日東経企営第08－44号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成20年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

５　平成20年６月１日から平成20年９月30日（提供の形態による細目がＩ型のものにおけるタイプ２のものについては平成20年６月30日）までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項及び第６項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年12月31日（メニュー５－２のものについては平成21年３月31日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して２か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については４か月間）の利用料（提供の形態による細目がⅡ型のものにおけるタイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

６　前項の場合において、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日までに、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込みを行った者から、前項に規定する料金額の適用を受けている期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）内にそのＩＰ通信網契約を解除する旨の通知があった場合は、この附則の第５項の規定を適用しません。

ただし、割引対象期間内にそのＩＰ通信網契約の解除が行われなかった場合は、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、そ

の料金を返還します。

７　当社は、東経企営第04-150号（平成16年９月30日）の附則第６項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第６項、東経企営第05-26号（平成17年４月28日）の附則第７項、東経企営第05-113号（平成17年７月29日）の附則第６項、東経企営第05-150号（平成17年９月29日）の附則第６項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第６項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第６項、東経企営第06-202号（平成19年１月31日）の附則第６項、東経企営第07-15号（平成19年４月27日）の附則第５項、東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第５項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第５項、東経企営第07-146号（平成19年11月30日）の附則第３項、東経企営第07-174号（平成20年１月31日）の附則第５項、東経企営第08-78号（平成20年６月30日）の附則第３項又はこの附則の第５項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成20年６月１日から平成20年９月30日（提供の形態による細目がＩ型のものにおけるタイプ２のものについては平成20年６月30日）までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第５項の規定を適用しません。

８　平成20年６月１日から平成20年９月30日（提供の形態による細目がＩ型のものにおけるタイプ２のものへの変更の場合については平成20年６月30日）までの間にメニュー５－１の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年12月31日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの３料金月（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料（提供の形態による細目がⅡ型のものにおけるタイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

　ただし、そのＩＰ通信網サービスが東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第６項又は東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第６項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

９　平成20年６月１日から平成20年９月30日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年12月31日（メニュー５－１における品目が100Mb/sのものであってサービスクラスによる細目がクラス１のもの及びメニュー５－２のものについては平成21年３月31日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始したときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に

代えて、それぞれ０円を適用します。

10　前項の場合において、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日までに、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った者から、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して２か月（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については４か月）以内にそのＩＰ通信網契約を解除する旨の通知があった場合は、この附則の第９項の規定を適用しません。

　ただし、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して２か月（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については４か月）以内にそのＩＰ通信網契約の解除が行われなかった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

11　当社は、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第８項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第８項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第８項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第８項、東経企営第06-202号（平成19年１月31日）の附則第８項、東経企営第07-15号（平成19年４月27日）の附則第７項、東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第８項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第８項、東経企営第07-174号（平成20年１月31日）の附則第８項又はこの附則の第９項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成20年６月１日から平成20年９月30日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第９項の規定を適用しません。

12　平成20年６月１日から平成20年９月30日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年12月31日（メニュー５－２に係るもの（その移転の工事と同時にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものへの変更があるものを除きます。）については平成21年３月31日）までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったときを除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

13　削除

14　削除

15　削除

附　則（平成20年６月19日東経企営第08－61号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成20年６月23日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目がⅠ型のものであってプラン・ミニのものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目がⅠ型のものであってプラン・ミニのものにおける契約者回線の態様による細目がグレード２のものに係るＩＰ通信網サービス
メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目がⅡ型のものであってプラン・ミニのものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目がⅡ型のものであってプラン・ミニのものにおける契約者回線の態様による細目がグレード１－２のものに係るＩＰ通信網サービス

（その他）

４　東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第５項（経過措置）中「割引対象サービス若しくはメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ２」を「割引対象サービス（メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものを除きます。）若しくはメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ２（プラン・ミニのものにおける契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものを除きます。）」に改めます。

５　東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第５項（経過措置）中「割引対象サービス若しくはメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ２」を「割引対象サービス（メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものを除きます。）若しくはメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ２（プラン・ミニのものにおける契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものを除きます。）」に改めます。

６　東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第10項（経過措置）中「割引対象サービス又はメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ２」を「割引対象サービス（メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものを除きます。）又はメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ２（プラン・ミニのものにおける契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものを除きます。）」に改めます。

７　東経企営第07-146号（平成19年11月30日）の附則第３項及び第５項（経過措置）中「メニュー５－２のもの」を「メニュー５－２のもの（100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード１―１のものを除きます。）」に改めます。

８　東経企営第07-174号（平成20年１月31日）の附則第５項及び第10項（経過措置）中「割引対象サービス以外」を「割引対象サービス（メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおけるプラン・ミニのものであって契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものを除きます。）以外」に改めます。

附　則（平成20年６月20日東経企営第08－67号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成20年６月24日から実施します。

（経過措置）

第２条　当社は、この約款の規定にかかわらず、平成22年３月31日までの間で当社が別に定める日までの間、ＩＰ通信網契約者（当社が別に定める契約者回線に係る者に限ります。）からの請求により、ルータ機能付回線接続装置を提供することとし、その料金額は０円とします。

２　当社は、ルータ機能付回線接続装置が提供されている契約者回線が当社が別に定める契約者回線以外のものとなったときは、そのルータ機能付回線接続装置を廃止しま

す。
３　ルータ機能付回線接続装置の提供に関するその他の取扱いについては、この約款の規定によります。

附　則（平成20年６月30日東経企営第08－78号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成20年７月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　平成20年７月１日から平成20年９月30日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものであって提供の形態による細目がＩ型のものにおけるタイプ２のもの又はメニュー５－２のものであって提供の形態による細目がＩ型のものにおけるタイプ２のものに限ります。以下この項及び第４項において同じとします。）に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年12月31日（メニュー５－２のものについては平成21年３月31日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して２か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については４か月間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものをいいます。）以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。
４　前項の場合において、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日までに、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行った者から、前項に規定する料金額の適用を受けている期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）内にそのＩＰ通信網契約を解除する旨の通知があった場合は、この附則の第３項の規定を適用しません。

ただし、割引対象期間内にそのＩＰ通信網契約の解除が行われなかった場合は、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。
５　当社は、東経企営第04-150号（平成16年９月30日）の附則第６項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第６項、東経企営第05-26号（平成17年４月28日）の附則第７項、東経企営第05-113号（平成17年７月29日）の附則第６項、東経企営第05-150号（平成17年９月29日）の附則第６項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第６項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第６項、東経企営第06-202号（平成19年１月31日）の附則第６項、東経企営第07-15号（平成19年４月27日）の附則第５項、東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第５項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第５項、東経企営第07-146号（平成19年11月30日）の附則第３項、東経企営第07-174号（平成20年１月31日）の附則第５項、東経企営第08－44号（平成20年５月30日）の附則第５項又はこの附則の第３項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成20年７月１日から平成20年９月30日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る

契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項の規定を適用しません。

６　平成20年７月１日から平成20年９月30日までの間にメニュー５－１の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものであって提供の形態による細目がＩ型のものにおけるタイプ２のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年12月31日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの３料金月（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスが東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第６項又は東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第６項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

（その他）

７　東経企営第08-44号（平成20年５月30日）の附則第５項（経過措置）中「平成20年９月30日」を「平成20年９月30日（提供の形態による細目がＩ型のものにおけるタイプ２のものについては平成20年６月30日）」に改めます。

８　東経企営第08-44号（平成20年５月30日）の附則第７項（経過措置）中「東経企営第07-174号（平成20年１月31日）の附則第５項又はこの附則の第５項」を「東経企営第07-174号（平成20年１月31日）の附則第５項、東経企営第08-78号（平成20年６月30日）の附則第３項又はこの附則の第５項」に、「平成20年９月30日」を「平成20年９月30日（提供の形態による細目がＩ型のものにおけるタイプ２のものについては平成20年６月30日）」に改めます。

９　東経企営第08-44号（平成20年５月30日）の附則第８項（経過措置）中「平成20年９月30日」を「平成20年９月30日（提供の形態による細目がＩ型のものにおけるタイプ２のものへの変更の場合については平成20年６月30日）」に改めます。

附　則（平成20年７月17日東経企営第08－90号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成20年７月23日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

附　則（平成20年７月29日東経企営第08－95号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成20年７月30日から実施します。

（経過措置）

２　削除

附　則（平成20年８月６日東経企営第08－107号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成20年８月18日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー２－２の100Mb/sの品目のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－２の100Mb/sの品目のものにおける通信が可能な契約者回線等による細目がグレード１のものに係るＩＰ通信網サービス
メニュー２－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－２の１Gb/sの品目のものにおける通信が可能な契約者回線等による細目がグレード１のものに係るＩＰ通信網サービス

（その他）
４　東経企営第04－92号（平成16年７月29日）の附則第７項（経過措置）、東経企営第04－150号（平成16年９月30日）の附則第８項（経過措置）、東経企営第04－217号（平成16年11月29日）の附則第３項（経過措置）、東経企営第04－262号（平成16年12月27日）の附則第８項（経過措置）、東経企営第05－26号（平成17年４月28日）の附則第10項（経過措置）、東経企営第05－113号（平成17年７月29日）の附則第９項（経過措置）、東経企営第05－150号（平成17年９月29日）の附則第９項（経過措置）、東経企営第05－203号（平成17年12月27日）の附則第10項（経過措置）、東経企営第06－24号（平成18年４月27日）の附則第10項及び第13項（経過措置）、東経企営第06－97号（平成18年７月31日）の附則第10項及び第13項（経過措置）、東経企営第06－149号（平成18年10月31日）の附則第10項及び第13項（経過措置）、東経企営第06－202号（平成19年１月31日）の附則第10項及び第13項（経過措置）、東経企営第07－15号（平成19年４月27日）の附則第９項及び第12項（経過措置）、東経企営第07－74号（平成19年７月27日）の附則第12項及び第15項（経過措置）、東経企営第07－132号（平成19年10月31日）の附則第12項及び第15項（経過措置）、東経企営第07－174号（平成20年１月31日）の附則第12項及び第15項（経過措置）、東経企営第07－211号（平成20年３月28日）の附則第４条第６項（経過措置）並びに東経企営第08－44号（平成20年５月30日）の附則第14項（経過措置）中「２－８」を「２－９」に改めます。

附　則（平成20年８月６日東経企営第08－108号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成20年９月18日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

メニュー８に係るＩＰ通信網サービス	メニュー８に係るＩＰ通信網サービス そのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限が30のもの（プラン30）

附　則（平成20年９月29日東経企営第08－137号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成20年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

５　当社は、契約の申込者から、申出があったときは、 次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「基本工事費等の割引」とは、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用することをいいます。

イ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成21年４月30日（メニュー５－１における品目が100Mb/sのものであってサービスクラスによる細目がクラス１のもの及びメニュー５－２のものについては平成21年７月31日）までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ　平成20年10月１日から平成21年１月31日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　ＩＰ通信網契約者は、この割引の適用を受けているＩＰ通信網契約について、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して６か月以内にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、10,000円(税込価格 10,500円）を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ　アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

（ア）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（イ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのＩＰ通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（ウ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー５－２（46Mb/sの品目のものを除きます。以下この項において同じとします。）に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合であって、そのＩＰ通信網契約の解除と同時に、当社に申し出た移

転先において新たにメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みを行う旨の申出があった場合。

ただし、そのＩＰ通信網契約の解除があった後に当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定した場合であって、メニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みが行われず、そのＩＰ通信網サービスの提供が開始されない場合及び当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定しなかった場合であって、当社がその旨を契約の申込者に通知した際にメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みに代わるメニュー５－１に係るＩＰ通信網契約の申込みが行われず、そのＩＰ通信網サービスの提供が開始されない場合を除きます。

６　当社は、東経企営第05－203号（平成17年12月27日）の附則第８項、東経企営第06－24号（平成18年４月27日）の附則第８項、東経企営第06－97号（平成18年７月31日）の附則第８項、東経企営第06－149号（平成18年10月31日）の附則第８項、東経企営第06－202号（平成19年１月31日）の附則第８項、東経企営第07－15号（平成19年４月27日）の附則第７項、東経企営第07－74号（平成19年７月27日）の附則第８項、東経企営第07－132号（平成19年10月31日）の附則第８項、東経企営第07－174号（平成20年１月31日）の附則第８項、東経企営第08－44号（平成20年５月30日）の附則第９項又はこの附則の第５項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成20年10月１日から平成21年１月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第５項の規定を適用しません。

７　平成20年10月１日から平成21年１月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（この附則の第５項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成21年４月30日（メニュー５－２のものについては平成21年７月31日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して２か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については４か月間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス及びメニュー５の200Mb/sのもの以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑨に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

８　当社は、東経企営第04－150号（平成16年９月30日）の附則第６項、東経企営第04－262号（平成16年12月27日）の附則第６項、東経企営第05－26号（平成17年４月28日）の附則第７項、東経企営第05－113号（平成17年７月29日）の附則第６項、東経企営第05－150号（平成17年９月29日）の附則第６項、東経企営第05－203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06－24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06－97号（平成18年７月31日）の附則第６項、東経企営第06－149号（平成18年10月31日）の附則第６項、東経企営第06－202号（平成19年１月31日）の附則第６項、東経企営第07－15号（平成19年４月27日）の附則第５項、東経企営第07－74号（平成19年７月27日）の附則第５項、東経企営第07－132号（平成19年10月31日）の附則第５項、東経企営第07－146号（平成19年11月30日）の附則第３項、東経企営第07－174号（平成20年１月31日）の附則第５項、東経企営第08－44号（平成20年５月30日）の附則第５項、東経企営第08－78号（平成20年６月30日）の附則第３項又はこの附則の

第７項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成20年10月１日から平成21年１月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第７項の規定を適用しません。

９　平成20年10月１日から平成21年１月31日までの間にメニュー５－１の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成21年４月30日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの３料金月（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

　ただし、そのＩＰ通信網サービスが東経企営第05－203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06－24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06－97号（平成18年７月31日）の附則第６項又は東経企営第06－149号（平成18年10月31日）の附則第６項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

10　平成20年10月１日から平成21年１月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成21年４月30日（メニュー５－２に係るもの（その移転の工事と同時にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものへの変更があるものを除きます。）については平成21年７月31日）までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったときを除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

11　削除

12　削除

13　削除

附　則（平成20年９月29日東経企営第08－138号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成20年10月２日から実施します。

（経過措置）

２　当社は、この改正規定にかかわらず、当分の間、メニュー５－１の１Gb/sの品目の

ものについて、帯域確保機能を提供しません。

附　則（平成20年11月18日東経企営第08－162号）

この改正規定は、平成20年11月19日から実施します。

附　則（平成20年12月17日東経企営第08－173号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成20年12月18日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能が提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能が提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

同時通信可能着信先数追加機能	同時通信可能着信先数追加機能 Ⅰ型のもの

附　則（平成21年１月30日東経企営第08－187号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成21年２月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3　当社は、契約の申込者から、申出があったときは、 次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「基本工事費等の割引」とは、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用することをいいます。

イ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成21年８月31日（メニュー５－１における品目が100Mb/sのものであってサービスクラスによる細目がクラス１のもの及びメニュー５－２のものについては平成21年11月30日）までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ　平成21年２月１日から平成21年５月31日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　ＩＰ通信網契約者は、この割引の適用を受けているＩＰ通信網契約について、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して６か月以内にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、10,000円（税込価格 10,500円）を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ　アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

（ア）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（イ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのＩＰ通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（ウ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー５－２（46Mb/sの品目のものを除きます。以下この項において同じとします。）に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合であって、そのＩＰ通信網契約の解除と同時に、当社に申し出た移転先において新たにメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みを行う旨の申出があった場合。

　ただし、そのＩＰ通信網契約の解除があった後に当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定した場合であって、メニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みが行われず、そのＩＰ通信網サービスの提供が開始されない場合及び当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定しなかった場合であって、当社がその旨を契約の申込者に通知した際にメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みに代わるメニュー５－１に係るＩＰ通信網契約の申込みが行われず、そのＩＰ通信網サービスの提供が開始されない場合を除きます。

４　当社は、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第８項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第８項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第８項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第８項、東経企営第06-202号（平成19年１月31日）の附則第８項、東経企営第07-15号（平成19年４月27日）の附則第７項、東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第８項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第８項、東経企営第07-174号（平成20年１月31日）の附則第８項、東経企営第08-44号（平成20年５月30日）の附則第９項、東経企営第08-137号（平成20年９月29日）の附則第５項又はこの附則の第３項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成21年２月１日から平成21年５月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項の規定を適用しません。

５　平成21年２月１日から平成21年５月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（この附則の第５項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成21年８月31日（メニュー５－２のものについては平成21年11月30日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して２か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については４か月間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

　ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス及びメニュー５の200Mb/sのもの以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

６　当社は、東経企営第04-150号（平成16年９月30日）の附則第６項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第６項、東経企営第05-26号（平成17年４月28日）の附則第７項、東経企営第05-113号（平成17年７月29日）の附則第６項、東経企営第05-150号（平成17年９月29日）の附則第６項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第６項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第６項、東経企営第06-202号（平成19年１月31日）の附則第６項、東経企営第07-15号（平成19年４月27日）の附則第５項、東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第５項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第５項、東経企営第07-146号（平成19年11月30日）の附則第３項、東経企営第07-174号（平成20年１月31日）の附則第５項、東経企営第08-44号（平成20年５月30日）の附則第５項、東経企営第08-78号（平成20年６月30日）の附則第３項、東経企営第08-137号（平成20年９月29日）の附則第７項又はこの附則の第５項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成21年２月１日から平成21年５月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第７項の規定を適用しません。

７　平成21年２月１日から平成21年５月31日までの間にメニュー５－１の10Mb/sの品目のもの又は100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成21年８月31日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１及び200Mb/sのもの以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの３料金月（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１及び200Mb/sのもの以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

　ただし、そのＩＰ通信網サービスが東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第６項又は東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第６項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

８　平成21年２月１日から平成21年５月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成21年８月31日（メニュー５－２に係るもの（その移転の工事と同時にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものへの変更があるものを除きます。）については平成21年11月30日）までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったときを除きま

す。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

附　則（平成21年１月30日東経企営第08－188号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成21年２月１日から実施します。

（サービスの終了）

２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している無線通信認証機能及び無線通信環境提供機能を終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

４　東経企営第08-90号（平成20年７月17日）の附則第３項（経過措置）を次のように改めます。

３　削除

附　則（平成21年１月30日東経企営第08－189号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成21年２月３日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能が提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能が提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

無線アクセス機能	無線アクセス機能 Ⅰ型のもの

附　則（平成21年２月３日東経企営第08－192号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成21年２月４日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成21年３月６日東経企営第08－205号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成21年３月10日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

附　則（平成20年11月18日東経企営第08－163号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成21年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成21年３月27日東経企営第08－217号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成21年４月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　削除

附　則（平成21年３月31日東経企営第08－224号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成21年４月１日から実施します。
（経過措置）
２　東経企営第08-67号（平成20年６月20日）の附則第２条（経過措置）中「平成21年３月31日」を「平成22年３月31日」に改めます。

附　則（平成21年４月17日東経企営第09－７号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成21年４月20日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー２－２の10Mb/sの品目のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－２－１の10Mb/sの品目のものに係るＩＰ通信網サービスであってその契約者回線の終端の場所をＩＰ通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるＩＰ通信網サービス取扱所に限ります。）内とするもの
メニュー２－２の100Mb/sの品目のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－２－１の100Mb/sの品目のものに係るＩＰ通信網サービスであってその契約者回線の終端の場所をＩＰ通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるＩＰ通信網サービス取扱所に限ります。）内とするもの
メニュー２－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－２－１の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網サービス

附　則（平成21年５月29日東経企営第09－34号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成21年６月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　当社は、契約の申込者から、申出があったときは、 次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。
⑴　定義等
ア　「基本工事費等の割引」とは、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、

それぞれ０円を適用することをいいます。

イ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成21年12月31日（メニュー５－１における品目が100Mb/sのものであってサービスクラスによる細目がクラス１のもの及びメニュー５－２のものについては平成22年３月31日）までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ　平成21年６月１日から平成21年９月30日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　ＩＰ通信網契約者は、この割引の適用を受けているＩＰ通信網契約について、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して12か月以内にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、10,000円（税込価格 10,500円）を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ　アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

（ア）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（イ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのＩＰ通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（ウ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー５－２（46Mb/sの品目のものを除きます。以下この項において同じとします。）に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合であって、そのＩＰ通信網契約の解除と同時に、当社に申し出た移転先において新たにメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みを行う旨の申出があった場合。

ただし、そのＩＰ通信網契約の解除があった後に当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定した場合であって、メニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みが行われず、そのＩＰ通信網サービスの提供が開始されない場合及び当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定しなかった場合であって、当社がその旨を契約の申込者に通知した際にメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みに代わるメニュー５－１に係るＩＰ通信網契約の申込みが行われず、そのＩＰ通信網サービスの提供が開始されない場合を除きます。

４　当社は、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第８項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第８項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第８項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第８項、東経企営第06-202号（平成19年１月31日）の附則第８項、東経企営第07-15号（平成19年４月27日）の附則第７項、東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第８項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第８項、東経企営第07-174号（平成20年１月31日）の

附則第８項、東経企営第08-44号(平成20年５月30日)の附則第９項、東経企営第08-137（平成20年９月29日）の附則第５項、東経企営第08-187（平成21年１月30日）の附則第３項又はこの附則の第３項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成21年６月１日から平成21年９月30日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項の規定を適用しません。

５　平成21年６月１日から平成21年９月30日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（この附則の第３項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成21年12月31日（メニュー５－２のものについては平成22年３月31日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して２か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については４か月間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

　ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス及びメニュー５の200Mb/sのもの以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

６　当社は、東経企営第04-150号（平成16年９月30日）の附則第６項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第６項、東経企営第05-26号（平成17年４月28日）の附則第７項、東経企営第05-113号（平成17年７月29日）の附則第６項、東経企営第05-150号（平成17年９月29日）の附則第６項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第６項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第６項、東経企営第06-202号（平成19年１月31日）の附則第６項、東経企営第07-15号（平成19年４月27日）の附則第５項、東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第５項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第５項、東経企営第07-146号（平成19年11月30日）の附則第３項、東経企営第07-174号（平成20年１月31日）の附則第５項、東経企営第08-44号(平成20年５月30日)の附則第５項、東経企営第08-78号（平成20年６月30日）の附則第３項、東経企営第08-137号（平成20年９月29日）の附則第７項、東経企営第08-187（平成21年１月30日）の附則第５項又はこの附則の第５項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成21年６月１日から平成21年９月30日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第７項の規定を適用しません。

７　平成21年６月１日から平成21年９月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成21年12月31日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１及び

200Mb/sのもの以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの３料金月（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１及び200Mb/sのもの以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスが東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第６項又は東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第６項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

８　平成21年６月１日から平成21年９月30日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成21年12月31日（メニュー５－２に係るもの（その移転の工事と同時にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものへの変更があるものを除きます。）については平成22年３月31日）までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったときを除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

附　則（平成21年５月29日東経企営第09－35号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成21年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　平成21年６月１日から平成22年６月30日までの間にメニュー５－１の10Mb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１のもの又はメニュー５－２の品目のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの３料金月の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

４　平成21年６月１日から平成22年６月30日までの間にメニュー５－１の10Mb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１のもの又はメニュー５－２の品目のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その契約者回線の品目若しくは細目（保守の態様による細目を除きます。）の変更、品目等の変更後の契約者回線における発信者番号通知機能の利用開始（その品目等の変更の請求があったときに、その契約者回線において現に閉域グループ内通信機能が利用されていた場合に限ります。）又は品目等の変更後の契約者回線における同時通信可能着信先数追加機能の利用開始（その品目等の変更に伴って同時通信可能着信先数追加機能が解除された場合の

ものに限ります。）の基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

５　平成21年６月１日から平成21年９月30日までの間にメニュー５－２の46Mb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の品目のもの又はメニュー５－２の100Mb/sの品目のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの３料金月の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

６　平成21年６月１日から平成21年９月30日までの間にメニュー５－２の46Mb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の品目のもの又はメニュー５－２の100Mb/sの品目のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その契約者回線の品目若しくは細目（保守の態様による細目を除きます。）の変更の基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

７　削除

８　削除

附　則（平成21年９月14日東経企営第09－89号）

この改正規定は、平成21年９月16日から実施します。

附　則（平成21年９月30日東経企営第09－96号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成21年10月１日から実施します。

（サービスの終了）

２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー５－２の46Mb/sの品目のものを終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

４　東企営第02-178号（平成15年３月18日）の附則第３項（経過措置）中「利用料の額については改正前の規定に代えて4,500円を」を「利用料の額については改正前の規定に代えて4,500円を、屋内配線設備の部分の加算額については改正前の規定に代えて200円を」に改めます。

５　東経企営第06-168号（平成18年11月30日）の附則第３項に次のただし書きを加えます。

「ただし、屋内配線設備の部分の加算額については改正前の規定に代えて200円を適用します。」

６　東経企営第08-205号（平成21年３月６日）の附則第３項（経過措置）を次のように改めます。

３　削除

附　則（平成21年９月30日東経企営第09－97号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成21年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　当社は、契約の申込者から、申出があったときは、 次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「基本工事費等の割引」とは、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用することをいいます。

イ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成22年４月30日（メニュー５－１における品目が100Mb/sのものであってサービスクラスによる細目がクラス１のもの及びメニュー５－２のものについては平成22年７月31日）までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ　平成21年10月１日から平成22年１月31日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　ＩＰ通信網契約者は、この割引の適用を受けているＩＰ通信網契約について、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して12か月以内にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、10,000円(税込価格 10,500円)（ただし、平成21年10月26日以降の日に申込みがあった場合であって、割引の適用を受ける前の工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）である場合については、2,000円（税込価格 2,100円)）を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ　アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

（ア）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（イ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのＩＰ通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（ウ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合であって、そのＩＰ通信網契約の解除と同時に、当社に申し出た移転先において新たにメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みを行う旨の申出があった場合。

ただし、そのＩＰ通信網契約の解除があった後に当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定した場合であって、メニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みが行われず、そのＩＰ通信網サービスの提供が開始されない場合及び当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定しなかった場合であって、当社がその旨を契約の申込者に通知した際にメニュー５－２に係るＩＰ通

信網契約の申込みに代わるメニュー５－１に係るＩＰ通信網契約の申込みが行われず、そのＩＰ通信網サービスの提供が開始されない場合を除きます。

４　当社は、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第８項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第８項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第８項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第８項、東経企営第06-202号（平成19年１月31日）の附則第８項、東経企営第07-15号（平成19年４月27日）の附則第７項、東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第８項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第８項、東経企営第07-174号（平成20年１月31日）の附則第８項、東経企営第08－44号（平成20年５月30日）の附則第９項、東経企営第08-137号（平成20年９月29日）の附則第５項、東経企営第08-187号（平成21年１月30日）の附則第３項、東経企営第09-34号（平成21年５月29日）の附則第３項又はこの附則の第３項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成21年10月１日から平成22年１月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項の規定を適用しません。

５　平成21年10月１日から平成22年１月31日までの間にメニュー５（その終端を東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県又は北海道に係る都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（この附則の第３項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成22年４月30日（メニュー５－２のものについては平成22年７月31日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して２か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については３か月間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

　ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

６　平成21年10月１日から平成22年１月31日までの間にメニュー５（その終端をこの附則第５項に規定する都道府県以外の都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（この附則の第３項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成22年４月30日（メニュー５－２のものについては平成22年７月31日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して１か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については２か月間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

　ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変

更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

７　当社は、東経企営第04-150号（平成16年９月30日）の附則第６項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第６項、東経企営第05-26号（平成17年４月28日）の附則第７項、東経企営第05-113号（平成17年７月29日）の附則第６項、東経企営第05-150号（平成17年９月29日）の附則第６項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第６項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第６項、東経企営第06-202号（平成19年１月31日）の附則第６項、東経企営第07-15号（平成19年４月27日）の附則第５項、東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第５項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第５項、東経企営第07-146号（平成19年11月30日）の附則第３項、東経企営第07-174号（平成20年１月31日）の附則第５項、東経企営第08－44号（平成20年５月30日）の附則第５項、東経企営第08-78号（平成20年６月30日）の附則第３項、東経企営第08-137号（平成20年９月29日）の附則第７項、東経企営第08-187号（平成21年１月30日）の附則第５項、東経企営第09-34号（平成21年５月29日）の附則第５項若しくはこの附則の第５項又は第６項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成21年10月１日から平成22年１月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第５項及び第６項の規定を適用しません。

８　平成21年10月１日から平成22年１月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１又は200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成22年４月30日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１又は200Mb/sのもの以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの３料金月（メニュー５－１の100Mb/sの品目のもの又は200Mb/sのものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

　ただし、そのＩＰ通信網サービスが東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第６項又は東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第６項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

９　平成21年10月１日から平成22年１月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）

の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成22年４月30日（メニュー５－２に係るもの（その移転の工事と同時にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの又は200Mb/sのものへの変更があるものを除きます。）については平成22年７月31日）までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったときを除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

10　平成21年10月１日から平成22年１月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ型のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成22年４月30日までにその品目等の変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。）を行うものを除きます。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

11　平成21年10月１日から平成22年１月31日までの間にメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ型のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－２の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成22年７月31日までにその品目等の変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。）を行うものを除きます。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

12　東経企営第08-137号（平成20年９月29日）の附則第７項（経過措置）、東経企営第

08-187号（平成21年１月30日）の附則第５項（経過措置）及び東経企営第09-34号（平成21年５月29日）の附則第５項（経過措置）中「割引対象サービス以外」を「割引対象サービス及びメニュー５の200Mb/sのもの以外」に、東経企営第08-187号（平成21年１月30日）の附則第７項（経過措置）及び東経企営第09-34号（平成21年５月29日）の附則第７項（経過措置）中「(メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１以外の品目」を「(メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１及び200Mb/sのもの以外の品目」に、東経企営第09-35号（平成21年５月29日）の附則第３項及び第４項（経過措置）中「メニュー５－１の100Mb/s若しくは１Gb/sの品目のもの」を「メニュー５－１のもの」に改めます。

附　則（平成21年10月23日東経企営第09－105号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成21年10月26日から実施します。

（その他）

２　東経企営第08-95号（平成20年７月29日）の附則第２項（経過措置）を次のように改めます。

２　削除

３　東経企営第09-97号(平成21年９月30日)の附則第３項中「10,000円(税込価格 10,500円)」を、「10,000円（税込価格 10,500円）（ただし、平成21年10月26日以降の日に申込みがあった場合であって、割引の適用を受ける前の工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）である場合については、2,000円（税込価格 2,100円））」に改めます。

附　則（平成21年12月18日東経企営第09－131号）

この改正規定は、平成21年12月22日から実施します。

附　則（平成22年１月27日東経企営第09－140号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成22年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　当社は、契約の申込者から、申出があったときは、 次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「基本工事費等の割引」とは、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、1,000円（税込価格 1,050円）を適用すること又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用することをいいます。

イ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成22年８月31日（メニュー５－１における品目が100Mb/sのものであってサービスクラスによる細目がクラス１のもの及びメニュー５－２のものについては平成22年11月30日）までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ　平成22年２月１日から平成22年５月31日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　ＩＰ通信網契約者は、この割引の適用を受けているＩＰ通信網契約について、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して12か月以内にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、8,000円（税込価格 8,400円）（割引の適用を受ける前のその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）である場合については、2,000円（税込価格 2,100円））を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ　アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

（ア）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（イ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのＩＰ通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（ウ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合であって、そのＩＰ通信網契約の解除と同時に、当社に申し出た移転先において新たにメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みを行う旨の申出があった場合。

　ただし、そのＩＰ通信網契約の解除があった後に当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定した場合であって、メニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みが行われず、そのＩＰ通信網サービスの提供が開始されない場合及び当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定しなかった場合であって、当社がその旨を契約の申込者に通知した際にメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みに代わるメニュー５－１に係るＩＰ通信網契約の申込みが行われず、そのＩＰ通信網サービスの提供が開始されない場合を除きます。

４　当社は、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第８項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第８項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第８項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第８項、東経企営第06-202号（平成19年１月31日）の附則第８項、東経企営第07-15号（平成19年４月27日）の附則第７項、東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第８項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第８項、東経企営第07-174号（平成20年１月31日）の附則第８項、東経企営第08－44号（平成20年５月30日）の附則第９項、東経企営第08-137（平成20年９月29日）の附則第５項、東経企営第08-187（平成21年１月30日）の附則第３項、東経企営第09-34号（平成21年５月29日）の附則第３項、東経企営第09-97号（平成21年９月30日）の附則第３項又はこの附則の第３項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成22年２月１日から平成22年５月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項の規定を適用しません。

５　平成22年２月１日から平成22年５月31日までの間にメニュー５（その終端を東京都、

神奈川県、千葉県、埼玉県又は北海道に係る都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（この附則の第３項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成22年８月31日（メニュー５－２のものについては平成22年11月30日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して２か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については３か月間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

６　平成22年２月１日から平成22年５月31日までの間にメニュー５（その終端をこの附則第５項に規定する都道府県以外の都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（この附則の第３項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成22年８月31日（メニュー５－２のものについては平成22年11月30日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して１か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については２か月間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

７　当社は、東経企営第04-150号（平成16年９月30日）の附則第６項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第６項、東経企営第05-26号（平成17年４月28日）の附則第７項、東経企営第05-113号（平成17年７月29日）の附則第６項、東経企営第05-150号（平成17年９月29日）の附則第６項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第６項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第６項、東経企営第06-202号（平成19年１月31日）の附則第６項、東経企営第07-15号（平成19年４月27日）の附則第５項、東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第５項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第５項、東経企営第07-146号（平成19年11月30日）の附則第３項、東経企営第07-174号（平成20年１月31日）の附則第５項、東経企営第08-44号（平成20年５月30日）の附則第５項、東経企営第08-78号（平成20年６月30日）の附則第３項、東経企営第08-137号（平成20年９月29日）の附則第７項、東経企営第08-187（平成21年１月30日）の附則第５項、東経企営第09-34号（平成21年５月29日）の附則第５項、東経企営第09-34号（平成21年５月29日）の附

則第５項若しくは第６項又はこの附則の第５項若しくは第６項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成22年２月１日から平成22年５月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第５項及び第６項の規定を適用しません。

８　平成22年２月１日から平成22年５月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１又は200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成22年８月31日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１又は200Mb/sのもの以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの３料金月（メニュー５－１の100Mb/sの品目のもの又は200Mb/sのものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

　ただし、そのＩＰ通信網サービスが東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第６項又は東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第６項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

９　平成22年２月１日から平成22年５月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成22年８月31日（メニュー５－２に係るもの（その移転の工事と同時にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの又は200Mb/sのものへの変更があるものを除きます。）については平成22年11月30日）までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったときを除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

10　平成22年２月１日から平成22年５月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ型のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定

する工事（音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成22年８月31日までにその品目等の変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。）を行うものを除きます。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

11　平成22年２月１日から平成22年５月31日までの間にメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ型のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－２の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成22年８月31日までにその品目等の変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。）を行うものを除きます。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

附　則（平成22年２月９日東経企営第09－147号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成22年２月10日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成22年３月31日東経企営第09－173号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成22年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している閉域グループ内通信機能における閉域グループに属する契約者回線等の数の上限が10のものの料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成22年４月22日東経企営第10－12号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成22年４月26日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー２－２－１の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－２－１の１Gb/sの品目のものにおける保守の態様による細目がクラス１のものに係るＩＰ通信網サービス
メニュー２－２－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－２－２の１Gb/sの品目のものにおける保守の態様による細目がクラス１のものに係るＩＰ通信網サービス
メニュー２－２－２の10Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー２－２－２の10Gb/sの品目のものにおける保守の態様による細目がクラス２のものに係るＩＰ通信網サービス

附　則（平成22年５月28日東経企営第10－34号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成22年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成22年５月31日東経企営第10－35号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成22年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　東経企営第07－211号（平成20年３月28日）の附則第４条第１項中「チャネル数の態様」を「タイプ２のものであって基本機能又は上限チャネル数の態様」に改めます。

４　東経企営第07－211号（平成20年３月28日）の附則第４条中「及び複合通信機能（１のチャネル以外のすべてのチャネルにおいて複合通信機能を利用した通信を行うことができるものを利用している場合に限ります。)」、「及び複合通信機能」及び「又は複合通信機能」を削ります。

附　則（平成22年５月31日東経企営第10－36号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成22年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　当社は、契約の申込者から、申出があったときは、 次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「基本工事費等の割引」とは、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、1,000円（税込価格

1,050円）を適用すること又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用することをいいます。

イ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成22年12月31日（メニュー５－１のものであって平成22年９月１日から平成22年９月30日までの間に申込みがあったもの、メニュー５－１における品目が100Mb/sのものであってサービスクラスによる細目がクラス１のもの及びメニュー５－２のものについては平成23年３月31日）までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ　平成22年６月１日から平成22年９月30日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　ＩＰ通信網契約者は、この割引の適用を受けているＩＰ通信網契約について、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して12か月以内にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、8,000円（税込価格 8,400円）（割引の適用を受ける前のその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）である場合については、2,000円（税込価格 2,100円））を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ　アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

（ア）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（イ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのＩＰ通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（ウ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合であって、そのＩＰ通信網契約の解除と同時に、当社に申し出た移転先において新たにメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みを行う旨の申出があった場合。

ただし、そのＩＰ通信網契約の解除があった後に当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定した場合であって、メニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みが行われず、そのＩＰ通信網サービスの提供が開始されない場合及び当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定しなかった場合であって、当社がその旨を契約の申込者に通知した際にメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みに代わるメニュー５－１に係るＩＰ通信網契約の申込みが行われず、そのＩＰ通信網サービスの提供が開始されない場合を除きます。

４　当社は、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第８項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第８項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第８項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第８項、東経企営第06-202号（平成19年１月31日）の附則第８項、東経企営第07-15号（平成19年４月27日）の附則第７項、東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第８項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第８項、東経企営第07-174号（平成20年１月31日）の附則第８項、東経企営第08－44号（平成20年５月30日）の附則第９項、東経企営第08-137（平成20年９月29日）の附則第５項、東経企営第08-187（平成21年１月30日）の附則第３項、東経企営第09-34号（平成21年５月29日）の附則第３項、東経企営第09-97号（平成21年９月30日）の附則第３項、東経企営第09-140号（平成22年1月31日）の附則第３項又はこの附則の第３項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成22年６月１日から平成22年９月30日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項の規定を適用しません。

５　平成22年６月１日から平成22年８月31日までの間にメニュー５（その終端を東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県又は北海道に係る都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（この附則の第３項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成22年12月31日（メニュー５－２のものについては平成23年３月31日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して２か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については３か月間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

　ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

６　平成22年９月１日から平成22年９月30日までの間にメニュー５（その終端を東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県又は北海道に係る都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（この附則の第３項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年３月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して３か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については４か月間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

　ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適

用を行いません。

７　平成22年６月1日から平成22年９月30日までの間にメニュー５（その終端をこの附則第５項及び第６項に規定する都道府県以外の都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（この附則の第３項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成22年12月31日（メニュー５－１のものであって平成22年９月１日から平成22年９月30日までの間に申込みがあったもの及びメニュー５－２のものについては平成23年３月31日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して１か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については２か月間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

　ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

８　当社は、東経企営第04-150号（平成16年９月30日）の附則第６項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第６項、東経企営第05-26号（平成17年４月28日）の附則第７項、東経企営第05-113号（平成17年７月29日）の附則第６項、東経企営第05-150号（平成17年９月29日）の附則第６項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第６項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第６項、東経企営第06-202号（平成19年１月31日）の附則第６項、東経企営第07-15号（平成19年４月27日）の附則第５項、東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第５項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第５項、東経企営第07-146号（平成19年11月30日）の附則第３項、東経企営第07-174号（平成20年１月31日）の附則第５項、東経企営第08－44号(平成20年５月30日)の附則第５項、東経企営第08-78号（平成20年６月30日）の附則第３項、東経企営第08-137号（平成20年９月29日）の附則第７項、東経企営第08-187（平成21年１月30日）の附則第５項、東経企営第09-34号（平成21年５月29日）の附則第５項、東経企営第09-97号（平成21年９月30日）の附則第５項若しくは第６項、東経企営第09-140号（平成22年1月31日）の附則第５項若しくは第６項又はこの附則の第５項、第６項若しくは第７項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成22年６月１日から平成22年９月30日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第５項、第６項及び第７項の規定を適用しません。

９　平成22年６月１日から平成22年９月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１又は200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成22年12月31日（平成22年９月１日から平成22年９月30日までの間に請求があったものについては平成23年３月31日）までにその変更があった場合（品目等の

変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１又は200Mb/sのもの以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの３料金月（メニュー５－１の100Mb/sの品目のもの又は200Mb/sのものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスが東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第６項又は東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第６項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

10　平成22年６月１日から平成22年９月30日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成22年12月31日（メニュー５－１のものであって平成22年９月１日から平成22年９月30日までの間に請求があったもの及びメニュー５－２に係るもの（その移転の工事と同時にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの又は200Mb/sのものへの変更があるものを除きます。）については平成23年３月31日）までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったときを除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

11　平成22年６月１日から平成22年９月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ型のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成22年12月31日（平成22年９月１日から平成22年９月30日までの間に請求があったものについては平成23年３月31日）までにその品目等の変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。）を行うものを除きます。）を行ったときは、その品

目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

12　平成22年６月１日から平成22年９月30日までの間にメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ型のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－２の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成22年12月31日（平成22年９月１日から平成22年９月30日までの間に請求があったものについては平成23年３月31日）までにその品目等の変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。）を行うものを除きます。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

13　平成22年６月１日から平成22年９月30日までの間にメニュー７に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年３月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－７に規定する額に代えてそれぞれ０円を適用します。

14　平成22年６月１日から平成22年９月30日までの間にＩＰ通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年３月31日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－１、２－４又は２－５に規定する額に代えてそれぞれ０円を適用します。

15　当社は、東経企営第06－24号（平成18年４月27日）の附則第13項、東経企営第06－97号（平成18年７月31日）の附則第13項、東経企営第06－149号（平成18年10月31日）の附則第13項、東経企営第06－202号（平成19年１月31日）の附則第13項、東経企営第07－15号（平成19年４月27日）の附則第12項、東経企営第07－74号（平成19年７月27日）の附則第15項、東経企営第07－132号（平成19年10月31日）の附則第15項、東経企営第07－174号（平成20年１月31日）の附則第15項、東経企営第08－44号（平成20年５月30日）の附則第14項、東経企営第08－137号（平成20年９月29日）の附則第12項又はこの附則の第14項の規定の適用を受けたＩＰ通信網契約者が、平成22年６月１日から平成22年９月30日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年３月31日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第14項の規定を適用しません。

附　則（平成22年６月24日東経企営第10－43号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成22年６月25日から実施します。

ただし、ＶＰＮ対応ルータ装置に関する部分については、平成22年７月15日から実施します。

附　則（平成22年６月30日東企営第10－46号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成22年７月１日から実施します。

（その他）

２　東経企営第02－178号（平成15年３月18日）の附則第３項（経過措置）を次のように改めます。

３　削除

附　則（平成22年７月13日東企営第10－56号）

この改正規定は、平成22年７月15日から実施します。

附　則（平成22年８月20日東企営第10－79号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成22年８月24日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

メニュー８のクラス１に係るＩＰ通信網サービス	メニュー８のクラス１－１に係るＩＰ通信網サービス

附　則（平成22年８月31日東経企営第10－82号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成22年９月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　東経企営第10-36号（平成22年５月31日）の附則第３項（経過措置）中「メニュー５－１における品目が100Mb/sのものであってサービスクラスによる細目がクラス１のもの及びメニュー５－２のものについては平成23年３月31日」を「メニュー５－１のものであって平成22年９月１日から平成22年９月30日までの間に申込みがあったもの、メニュー５－１における品目が100Mb/sのものであってサービスクラスによる細目がクラス１のもの及びメニュー５－２のものについては平成23年３月31日」に改めます。

４　東経企営第10-36号（平成22年５月31日）の附則第５項（経過措置）中「平成22年９月30日」を「平成22年８月31日」に改めます。

５　東経企営第10-36号（平成22年５月31日）の附則第14項（経過措置）中「この附則の第13項」を「この附則の第14項」に改め、同項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第８項（経過措置）、第10項（経過措置）及び第11項（経過措置）中「平成22年12月31日」を「平成22年12月31日（平成22年９月１日から平成22年９月30日までの間に申込みがあったものについては平成23年３月31日）」に改め、第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第９項（経過措置）中「メニュー５－２に係るもの（その移転の工事と同時にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの又は200Mb/sのものへの変更があるものを除きます。）については平成23年３月31日」を「メニュー５－１のものであって平成22年９月１日から平成22年９月30日までの間に申込みがあったもの及びメニュー５－２に係るもの（その移転の工

事と同時にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの又は200Mb/sのものへの変更があるものを除きます。）については平成23年３月31日」に改め、同項を第10項とし、第８項を第９項とし、第７項（経過措置）中「この附則の第５項若しくは第６項」を「この附則の第５項、第６項若しくは第７項」に、「第５項及び第６項」を「第５項、第６項及び第７項」に改め、同項を第８項とし、第６項（経過措置）中「この附則第５項」を「この附則第５項及び第６項」に、「メニュー５－２のものについては平成23年３月31日」を「メニュー５－１のものであって平成22年９月１日から平成22年９月30日までの間に申込みがあったもの及びメニュー５－２のものについては平成23年３月31日」に改め、同項を第７項とし、第５項の次に次の１項を加えます。

「６　平成22年９月１日から平成22年９月30日までの間にメニュー５（その終端を東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県又は北海道に係る都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（当社が別に定めるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年３月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して３か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については４か月間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料については、料金表第１表の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表１⑸に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。」

附　則（平成22年９月30日東経企営第10－102号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成22年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　当社は、契約の申込者から、申出があったときは、 次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「基本工事費等の割引」とは、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、1,000円(税込価格1,050円)を適用すること又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,100円)である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用することをいいます。

イ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成23年７月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ　平成22年10月１日から平成23年１月31日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　ＩＰ通信網契約者は、この割引の適用を受けているＩＰ通信網契約について、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して12か月以内にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、8,000円（税込価格 8,400円）（割引の適用を受ける前のその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）である場合については、2,000円（税込価格 2,100円））を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ　アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

（ア）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（イ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのＩＰ通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（ウ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合であって、そのＩＰ通信網契約の解除と同時に、当社に申し出た移転先において新たにメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みを行う旨の申出があった場合。

　ただし、そのＩＰ通信網契約の解除があった後に当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定した場合であって、メニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みが行われず、そのＩＰ通信網サービスの提供が開始されない場合及び当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定しなかった場合であって、当社がその旨を契約の申込者に通知した際にメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みに代わるメニュー５－１に係るＩＰ通信網契約の申込みが行われず、そのＩＰ通信網サービスの提供が開始されない場合を除きます。

４　当社は、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第８項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第８項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第８項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第８項、東経企営第06-202号（平成19年１月31日）の附則第８項、東経企営第07-15号（平成19年４月27日）の附則第７項、東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第８項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第８項、東経企営第07-174号（平成20年１月31日）の附則第８項、東経企営第08－44号（平成20年５月30日）の附則第９項、東経企営第08-137（平成20年９月29日）の附則第５項、東経企営第08-187（平成21年１月30日）の附則第３項、東経企営第09-34号（平成21年５月29日）の附則第３項、東経企営第09-97号（平成21年９月30日）の附則第３項、東経企営第09-140号（平成22年1月31日）の附則第３項、東経企営第10-36号（平成22年５月31日）の附則第３項又はこの附則の第３項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成22年10月１日から平成23年１月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者

回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項の規定を適用しません。

５　平成22年10月１日から平成23年1月31日までの間にメニュー５（その終端を東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県又は北海道に係る都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（この附則の第３項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年７月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して３か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については４か月間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

　ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

６　平成22年10月1日から平成23年１月31日までの間にメニュー５（その終端をこの附則第５項に規定する都道府県以外の都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（この附則の第３項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年７月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して１か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については２か月間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

　ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

７　当社は、東経企営第04-150号（平成16年９月30日）の附則第６項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第６項、東経企営第05-26号（平成17年４月28日）の附則第７項、東経企営第05-113号（平成17年７月29日）の附則第６項、東経企営第05-150号（平成17年９月29日）の附則第６項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第６項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第６項、東経企営第06-202号（平成19年１月31日）の附則第６項、東経企営第07-15号（平成19年４月27日）の附則第５項、東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第５項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第５項、東経企営第07-146号（平成19年11月30日）の附則第３項、東経企営第07-174号（平成20年１月31日）の附則第５項、東経企営第08－44号（平成20年５月30日）の附則第５項、東経企営第08-78号（平成20年６月30日）の附則第３項、東経企営第08-137号（平成20年９月29日）の附則第７項、東経企営第08-187（平成21年１月30日）の附則第５項、東経企営第09-34

号（平成21年５月29日）の附則第５項、東経企営第09-97号（平成21年９月30日）の附則第５項若しくは第６項、東経企営第09-140号（平成22年1月31日）の附則第５項若しくは第６項、東経企営第10-36号（平成22年５月31日）の附則第５項、第６項若しくは第７項又はこの附則の第５項若しくは第６項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成22年10月１日から平成23年１月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第５項及び第６項の規定を適用しません。

８　平成22年10月１日から平成23年１月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１又は200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年７月31日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日からその日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１又は200Mb/sのもの以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの３料金月（メニュー５－１の100Mb/sの品目のもの又は200Mb/sのものにおけるプラン３－１以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日の前日までの間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスが東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第６項又は東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第６項の適用を受けている場合については、この料金額の適用を行いません。

９　平成22年10月１日から平成23年１月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年７月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったときを除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

10　平成22年10月１日から平成23年１月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ型のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目

等の変更と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年７月31日までにその品目等の変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。）を行うものを除きます。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

11　平成22年10月１日から平成23年１月31日までの間にメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ型のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－２の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年７月31日までにその品目等の変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。）を行うものを除きます。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

12　平成22年10月１日から平成23年１月31日までの間にメニュー７に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年７月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－７に規定する額に代えてそれぞれ０円を適用します。

13　平成22年10月１日から平成23年１月31日までの間にＩＰ通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年７月31日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－１、２－４又は２－５に規定する額に代えてそれぞれ０円を適用します。

14　当社は、東経企営第06－24号（平成18年４月27日）の附則第13項、東経企営第06－97号（平成18年７月31日）の附則第13項、東経企営第06－149号（平成18年10月31日）の附則第13項、東経企営第06－202号（平成19年１月31日）の附則第13項、東経企営第07－15号（平成19年４月27日）の附則第12項、東経企営第07－74号（平成19年７月27日）の附則第15項、東経企営第07－132号（平成19年10月31日）の附則第15項、東経企営第07－174号（平成20年１月31日）の附則第15項、東経企営第08－44号（平成20年５

月30日）の附則第14項、東経企営第08－137号（平成20年９月29日）の附則第12項、東経企営第10－10-36号（平成22年５月31日）の附則第14項又はこの附則の第13項の規定の適用を受けたＩＰ通信網契約者が、平成22年10月１日から平成23年１月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年７月31日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第13項の規定を適用しません。

附　則（平成22年10月12日東経企営第10－106号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成22年10月15日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　平成22年10月15日から平成23年１月31日までの間にメニュー５－１（プラン３－２のものを含み、料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－２のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年７月31日までにその品目等の変更の工事があった場合（その工事と同時にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又は200Mb/sのものに係る契約者回線の移転の工事を行う場合を除きます。）は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

附　則（平成22年11月18日東経企営第10－142号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成22年11月25日から実施します。

（経過措置）

２　平成22年11月25日から平成23年５月31日までの間にＩＰ通信網契約者から待受情報受信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年11月30日までに当社がその待受情報受信機能の提供を開始した場合は、その待受情報受信機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して６か月間の利用料金については料金表第１表第１類第１の２－９に規定する額に代えて０円を適用します。

３　当社は、１の待受情報受信機能対応装置に係る待受情報受信機能の利用料金に限り、この附則の第２項の規定を適用するものとし、この附則の第２項の規定の適用を受けたことがあるＩＰ通信網契約者が、その契約者回線について待受情報受信機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その待受情報受信機能に係る利用料金について、この附則の第２項の規定を適用しません。

４　平成22年11月25日から平成23年５月31日までの間にＩＰ通信網契約者から待受情報受信機能対応装置の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年11月30日までに当社がその待受情報受信機能対応装置の提供を開始した場合は、その待受情報受信機能対応装置に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して６か月間の利用料金については料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

５　当社は、１の待受情報受信機能対応装置に係る利用料金に限り、この附則の第４項の規定を適用するものとし、この附則の第４項の規定の適用を受けたことがあるＩＰ通信網契約者が、その契約者回線について待受情報受信機能対応装置の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その待受情報受信機能対応装置に係る利用料金について、この附則の第４項の規定を適用しません。

附　則（平成23年１月14日東経企営第10－159号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成23年１月19日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　平成23年１月19日から平成24年６月25日までの間に契約者回線着信機能を利用するＩＰ通信網契約者から、その契約者回線着信機能の利用の廃止の請求と同時にメニュー２－２に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその請求及び申込みを承諾した場合は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費（付加機能に係るものを除きます。）及び屋内配線工事費について、料金表第２表第２の２－２に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

４　平成23年１月19日から平成24年６月25日までの間に契約者回線着信機能を利用するＩＰ通信網契約者から、その契約者回線着信機能の利用の廃止の請求と同時にメニュー８（利用回線型サービスのものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約の申込み（当社が別に定める方法によるものを除きます。）があり、当社がその請求及び申込みを承諾した場合は、そのメニュー８及びそのメニュー８に係るＶＰＮグループに属するメニュー８（廃止する契約者回線着信機能において同時に通信を行うことができる相手先の数までの利用回線に係るものであって、その契約者回線着信機能の利用の廃止と同時に申込みがあったものに限ります。）の提供の開始に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費（付加機能に係るものを除きます。）について、料金表第２表第２の２－８に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

５　平成23年１月19日から平成24年６月25日までの間に契約者回線着信機能を利用するＩＰ通信網契約者から、その契約者回線着信機能の利用の廃止の請求と同時にメニュー８（利用回線型サービスのものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約の申込み及びそのメニュー８に係る利用回線の端末設備の設置の請求があり、当社がその請求及び申込みを承諾した場合は、そのメニュー８及びそのメニュー８に係るＶＰＮグループに属するメニュー８（廃止する契約者回線着信機能において同時に通信を行うことができる相手先の数までの利用回線に係るものに限ります。）の利用回線の端末設備の設置（ＶＰＮ対応ルータ装置に係るものであって、その契約者回線着信機能の利用の廃止と同時に請求があったものに限ります。）に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－１、２－４又は２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

附　則（平成23年１月28日東経企営第10－165号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成23年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　当社は、契約の申込者から、申出があったときは、 次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「基本工事費等の割引」とは、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、1,000円（税込価格1,050円）を適用すること又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用することをいいます。

イ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成23年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ　平成23年２月１日から平成23年５月31日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　ＩＰ通信網契約者は、この割引の適用を受けているＩＰ通信網契約について、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して12か月（メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２型のものについては24か月）以内にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、8,000円（税込価格 8,400円）（割引の適用を受ける前のその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）である場合については、2,000円（税込価格 2,100円））を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ　アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

（ア）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（イ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのＩＰ通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（ウ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合であって、そのＩＰ通信網契約の解除と同時に、当社に申し出た移転先において新たにメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みを行う旨の申出があった場合。

ただし、そのＩＰ通信網契約の解除があった後に当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定した場合であって、メニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みが行われず、そのＩＰ通信網サービスの提供が開始されない場合及び当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定しなかった場合であって、当社がその旨を契約の申込者に通知した際にメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約の申込みに代わるメニュー５－１に係るＩＰ通信網契約の申込みが行われず、そのＩＰ通信網サービスの提供が開始されない場合を除きます。

４　当社は、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第８項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第８項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第８項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第８項、東経企営第06-202号（平成19年１月31日）の附則第８項、東経企営第07-15号（平成19年４月27日）の附則第７項、東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第８項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第８項、東経企営第07-174号（平成20年１月31日）の

附則第８項、東経企営第08－44号（平成20年５月30日）の附則第９項、東経企営第08-137（平成20年９月29日）の附則第５項、東経企営第08-187（平成21年１月30日）の附則第３項、東経企営第09-34号（平成21年５月29日）の附則第３項、東経企営第09-97号（平成21年９月30日）の附則第３項、東経企営第09-140号（平成22年1月31日）の附則第３項、東経企営第10-36号（平成22年５月31日）の附則第３項、東経企営第10-102号（平成22年９月30日）の附則第３項又はこの附則の第３項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成23年２月１日から平成23年５月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項の規定を適用しません。

５　平成23年２月１日から平成23年５月31日までの間にメニュー５（その終端を東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県又は北海道に係る都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（この附則の第３項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年11月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して３か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については４か月間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

　ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

６　平成23年２月１日から平成23年５月31日までの間にメニュー５（その終端をこの附則第５項に規定する都道府県以外の都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（この附則の第３項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年11月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して１か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については２か月間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

　ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

７　当社は、東経企営第04-150号（平成16年９月30日）の附則第６項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第６項、東経企営第05-26号（平成17年４月28日）の附則第７項、東経企営第05-113号（平成17年７月29日）の附則第６項、東経企営第05-150号（平成17年９月29日）の附則第６項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の

附則第６項、東経企営第06-24号（平成18年４月27日）の附則第６項、東経企営第06-97号（平成18年７月31日）の附則第６項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第６項、東経企営第06-202号（平成19年１月31日）の附則第６項、東経企営第07-15号（平成19年４月27日）の附則第５項、東経企営第07-74号（平成19年７月27日）の附則第５項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第５項、東経企営第07-146号（平成19年11月30日）の附則第３項、東経企営第07-174号（平成20年１月31日）の附則第５項、東経企営第08－44号(平成20年５月30日)の附則第５項、東経企営第08-78号（平成20年６月30日）の附則第３項、東経企営第08-137号（平成20年９月29日）の附則第７項、東経企営第08-187（平成21年１月30日）の附則第５項、東経企営第09-34号（平成21年５月29日）の附則第５項、東経企営第09-97号（平成21年９月30日）の附則第５項若しくは第６項、東経企営第09-140号（平成22年1月31日）の附則第５項若しくは第６項、東経企営第10-36号（平成22年５月31日）の附則第５項、第６項若しくは第７項、東経企営第10-102号（平成22年９月30日）の附則第５項若しくは第６項又はこの附則の第５項若しくは第６項の規定の適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成23年２月１日から平成23年５月31日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第５項及び第６項の規定を適用しません。

８　削除

９　平成23年２月１日から平成23年５月31日までの間にメニュー５－１（プラン３－２のものを含み、料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－２（提供の形態による細目がⅡ－２型のものを除きます。）のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年11月30日までにその品目等の変更の工事があった場合（その工事と同時にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又は200Mb/sのものに係る契約者回線の移転の工事を行う場合を除きます。）は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

10　平成23年２月１日から平成23年５月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年11月30日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったときを除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

11　平成23年２月１日から平成23年５月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時

に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年11月30日までにその品目等の変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を行うものを除きます。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

12　平成23年２月１日から平成23年５月31日までの間にメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－２の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年11月30日までにその品目等の変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。）を行うものを除きます。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

13　平成23年２月１日から平成23年５月31日までの間にメニュー７に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年11月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－７に規定する額に代えてそれぞれ０円を適用します。

14　平成23年２月１日から平成23年５月31日までの間にＩＰ通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年11月30日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－１、２－４又は２－５に規定する額に代えてそれぞれ０円を適用します。

15　当社は、東経企営第06－24号（平成18年４月27日）の附則第13項、東経企営第06－97号（平成18年７月31日）の附則第13項、東経企営第06－149号（平成18年10月31日）の附則第13項、東経企営第06－202号（平成19年１月31日）の附則第13項、東経企営第07－15号（平成19年４月27日）の附則第12項、東経企営第07－74号（平成19年７月27日）の附則第15項、東経企営第07－132号（平成19年10月31日）の附則第15項、東経企営第07－174号（平成20年１月31日）の附則第15項、東経企営第08－44号（平成20年５月30日）の附則第14項、東経企営第08－137号（平成20年９月29日）の附則第12項、東経企営第10-36号（平成22年５月31日）の附則第14項、東経企営第10-102号（平成22年９月30日）の附則第13項又はこの附則の第14項の規定の適用を受けたＩＰ通信網契

約者が、平成23年２月１日から平成23年５月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年11月30日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第13項の規定を適用しません。

附　則（平成23年３月31日東経企営第10－204号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成23年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　東経企営第06-168号（平成18年11月30日）の附則第３項を次のように改めます。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー５－１における品目が100Mb/sのもののうちプラン３－２に係るものの料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。ただし、次に規定するものについては、メニュー５－１における品目が100Mb/sのもののうちプラン３－１に係るもの（Ⅰ型のものに限ります。）の場合に準ずるものとします。

⑴　利用料金のうち屋内配線設備の部分の加算額

⑵　工事費のうち時刻指定工事費

⑶　料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用及び料金表第２表第２の１⑻に規定する学校に限定した工事費の割引の適用に係るもの

⑷　その他当社が別に定めるもの

附　則（平成23年３月31日東経企営第10－205号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成23年４月１日から実施します。

（サービスの終了）

２　当社は、平成24年10月31日において、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２に係るもの（取扱所交換設備と契約者回線の終端との間の電気通信回線設備をそのＩＰ通信網契約者が専有する設備構成（以下、この附則において「芯線直結方式」といいます。）のものに限ります。）を終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　平成23年４月１日から平成24年10月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２（芯線直結方式のものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年４月30日までにその変更があった場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの３料金月の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

５　平成23年４月１日から平成23年５月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２（芯線直結方式のものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年11月30日までにその変更があった場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金につ

いて、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月からの３料金月の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。)、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

６　平成23年４月１日から平成24年10月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２(芯線直結方式のものに限ります。)に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年４月30日までにその変更があった場合は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

（その他）

７　東経企営第10－165号（平成23年１月28日）の附則第８項（経過措置）を次のように改めます。

８　削除

附　則（平成23年５月11日東経企営第11－18号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成23年５月16日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー５における提供の形態による細目がⅡ型のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービス

４　削除

５　削除

（その他）

６　東経企営第10-165号（平成23年１月28日）の附則第３項（経過措置）中「12か月以内」を「12か月（メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２型のものについては24か月）以内」に改めます。

７　東経企営第10-165号（平成23年１月28日）の附則第９項（経過措置）中「メニュー５－２のもの」を「メニュー５－２（提供の形態による細目がⅡ－２型のものを除きます。）のもの」に改めます。

８　東経企営第10-165号（平成23年１月28日）の附則第11項（経過措置）中「Ⅱ型のもの」を「Ⅱ－１型のもの」に改めます。

９　東経企営第10-165号（平成23年１月28日）の附則第12項（経過措置）中「Ⅱ型のもの」を「Ⅱ－１型のもの」に改めます。

附　則（平成23年5月31日東経企営第11－33号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成23年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　当社は、契約の申込者から、申出があったときは、 次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「基本工事費等の割引」とは、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、1,000円（税込価格1,050円）を適用すること又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用することをいいます。

イ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成24年３月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ　平成23年６月１日から平成23年９月30日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　ＩＰ通信網契約者は、この割引の適用を受けているＩＰ通信網契約について、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して24か月以内にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、8,000円（税込価格 8,400円）（割引の適用を受ける前のその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）である場合については、2,000円（税込価格 2,100円））を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ　アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

（ア）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（イ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのＩＰ通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（ウ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

４　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成23年６月１日から平成23年９月30日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項の規定を適用しません。

５　平成23年６月１日から平成23年９月30日までの間にメニュー５（その終端を東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県又は北海道に係る都道府県の区域内とする契約者回線であ

って、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（この附則の第３項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成24年３月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して３か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については４か月間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

６　平成23年６月１日から平成23年９月30日までの間にメニュー５（その終端をこの附則第５項に規定する都道府県以外の都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（この附則の第３項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成24年３月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して１か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については２か月間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

７　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除又は解除の通知があった後に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを平成23年６月１日から平成23年９月30日までの間に行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除等に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第５項及び第６項の規定を適用しません。

８　平成23年６月１日から平成23年９月30日までの間にメニュー５－１（提供の形態による細目がⅡ－２型のもの及び料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－２（提供の形態による細目がⅡ－２型のものを除きます。）のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年３月31日までにその品目等の変更の工事があった場合（その工事と同時にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又は200Mb/sのものに係る契約者回線の移転の工事を行う場合を除きます。）は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

９　平成23年６月１日から平成23年９月30日までの間にメニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２型のＩＰ通信網サービスに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１における提供の形態による細目がⅡ－１型のもの又はメニュー５－２のものへの品目等の変更の請求（契約者回線の移転を伴うものを除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年３月31日までにその変更があった場合は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

10　削除

11　削除

12　平成23年６月１日から平成23年９月30日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年３月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったときを除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

13　平成23年６月１日から平成23年９月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年３月31日までにその品目等の変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を行うものを除きます。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

14　平成23年６月１日から平成23年９月30日までの間にメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－２の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きま

す。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年３月31日までにその品目等の変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める端末設備に係るもの及びＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事であって、基本工事費の額が1,000円となる場合を除きます。）を行うものを除きます。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

15　平成23年６月１日から平成23年９月30日までの間にメニュー７に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成24年３月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－７に規定する額に代えてそれぞれ０円を適用します。

16　平成23年６月１日から平成23年９月30日までの間にＩＰ通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年３月31日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－１、２－４又は２－５に規定する額に代えてそれぞれ０円を適用します。

17　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成23年６月１日から平成23年９月30日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第16項の規定を適用しません。

18　平成23年６月１日から平成23年９月30日までの間にＩＰ通信網契約者から待受情報受信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年３月31日までに当社がその待受情報受信機能の提供を開始した場合は、その待受情報受信機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して２か月間の利用料金については料金表第１表第１類第１の２－９に規定する額に代えて０円を適用します。

19　当社は、１の待受情報受信機能対応装置に係る待受情報受信機能の利用料金に限り、この附則の第18項の規定を適用するものとし、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、その契約者回線について待受情報受信機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その待受情報受信機能に係る利用料金について、この附則の第18項の規定を適用しません。

20　平成23年６月１日から平成23年９月30日までの間にＩＰ通信網契約者から待受情報受信機能対応装置の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年３月31日までに当社がその待受情報受信機能対応装置の提供を開始した場合は、その待受情報受信機能対応装置に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して２か月間の利用料金については料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

21　当社は、１の待受情報受信機能対応装置に係る利用料金に限り、この附則の第20項の規定を適用するものとし、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、その契約者回線について待受情報受信機能対応装置の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その待受情報受信機能対応装置に係る利用料金について、この附則の第20項の規定を適用しません。

附　則（平成23年６月30日東経企営第11－66号）
この改正規定は、平成23年６月30日から実施します。
附　則（平成23年７月11日東経企営第11－70号）
この改正規定は、平成23年７月11日から実施します。
附　則（平成23年７月20日東経企営第11－75号）
この改正規定は、平成23年７月21日から実施します。
附　則（平成23年８月１日東経企営第11－86号）
この改正規定は、平成23年８月２日から実施します。
附　則（平成23年９月29日東経企営第11－117号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成23年10月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（メニュー５の設置に係る工事費の割引等）
３　当社は、契約の申込者から、申出があったときは、 次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。
⑴　定義等
ア　「基本工事費等の割引」とは、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、1,000円（税込価格 1,050円）を適用すること又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用することをいいます。
イ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。
ウ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成24年８月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。
⑵　承諾
当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。
ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの
イ　平成23年10月１日から平成24年２月29日までの間に申込みがあったもの
⑶　割引の適用
ア　ＩＰ通信網契約者は、この割引の適用を受けているＩＰ通信網契約について、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して24か月以内にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、8,000円（税込価格 8,400円）（割引の適用を受ける前のその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）である場合については、2,000円（税込価格 2,100円））を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
イ　アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。
（ア）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。
（イ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域

内に移転する旨の請求があり、そのＩＰ通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（ウ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

４　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項の規定を適用しません。

（メニュー５に係る利用料金の割引等）

５　平成23年10月１日から平成24年２月29日までの間にメニュー５（その終端を東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県又は北海道に係る都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（この附則の第３項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成24年８月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して３か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については４か月間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

６　平成23年10月１日から平成24年２月29日までの間にメニュー５（その終端をこの附則第５項に規定する都道府県以外の都道府県の区域内とする契約者回線であって、メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（この附則の第３項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成24年８月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して１か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については２か月間）の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適

用を行いません。

７　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第５項及び第６項の規定を適用しません。

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

８　平成23年10月１日から平成24年２月29日までの間にメニュー５－１（提供の形態による細目がⅡ－２型のもの及び料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－２（提供の形態による細目がⅡ－２型のものを除きます。）のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年８月31日までにその品目等の変更の工事があった場合（その工事と同時にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又は200Mb/sのものに係る契約者回線の移転の工事を行う場合を除きます。）は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

９　平成23年10月１日から平成24年２月29日までの間にメニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２型のＩＰ通信網サービスに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１における提供の形態による細目がⅡ－１型のもの又はメニュー５－２のものへの品目等の変更の請求（契約者回線の移転を伴うものを除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年８月31日までにその変更があった場合は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

10　削除

11　削除

（メニュー５の移転に係る工事費の割引）

12　平成23年10月１日から平成24年２月29日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年８月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったときを除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

（メニュー５－１の品目等の変更に係る工事費の割引）

13　平成23年10月１日から平成24年２月29日までの間にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時

に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年８月31日までにその品目等の変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を行うものを除きます。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

（メニュー５－２の品目等の変更に係る工事費の割引）

14　平成23年10月１日から平成24年２月29日までの間にメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－２の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年８月31日までにその品目等の変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

（メニュー７の提供の開始に係る工事費の割引）

15　平成23年10月１日から平成24年５月31日までの間にメニュー７に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成24年11月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－７に規定する額に代えてそれぞれ０円を適用します。

（無線アクセス機能の提供の開始に係る工事費の割引）

16　平成23年10月１日から平成24年５月31日までの間にＩＰ通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年11月30日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－１、２－４又は２－５に規定する額に代えてそれぞれ０円を適用します。

17　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成23年10月１日から平成24年５月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第16項の規定を適用しません。

（待受情報受信機能に係る利用料金の割引）

18　平成23年10月１日から平成24年１月31日までの間にＩＰ通信網契約者から待受情報受信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年７月31日までに当社がその待受情報受信機能の提供を開始した場合は、その待受情報受信機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して２か月間

の利用料金については料金表第１表第１類第１の２－９に規定する額に代えて０円を適用します。

19　当社は、１の待受情報受信機能対応装置に係る待受情報受信機能の利用料金に限り、この附則の第18項の規定を適用するものとし、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、その契約者回線について待受情報受信機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その待受情報受信機能に係る利用料金について、この附則の第18項の規定を適用しません。

（待受情報受信機能対応装置（Ｉ型のものに限ります。）に係る利用料金の割引）

20　平成23年10月１日から平成24年１月31日までの間にＩＰ通信網契約者から待受情報受信機能対応装置（Ｉ型のものに限ります。）の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年７月31日までに当社がその待受情報受信機能対応装置（Ｉ型のものに限ります。）の提供を開始した場合は、その待受情報受信機能対応装置（Ｉ型のものに限ります。）に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して２か月間の利用料金については料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

21　当社は、１の待受情報受信機能対応装置（Ｉ型のものに限ります。）に係る利用料金に限り、この附則の第20項の規定を適用するものとし、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、その契約者回線について待受情報受信機能対応装置（Ｉ型のものに限ります。）の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その待受情報受信機能対応装置（Ｉ型のものに限ります。）に係る利用料金について、この附則の第20項の規定を適用しません。

附　則（平成23年11月16日東経企営第11－142号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成23年11月18日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置のタイプＢが提供されている契約者回線については、この改正規定実施の日において、携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置が提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

（無線アクセス機能に係る利用料金の割引）

４　平成23年11月18日から平成24年５月31日までの間にＩＰ通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年11月30日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して３か月間の利用料金については、料金表第１表第１類第１の２－９に規定する額に代えて０円を適用します。

５　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、その契約者回線について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、この附則の第５項の規定を適用しません。

（携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置に係る利用料金の割引）

６　平成23年11月18日から平成24年５月31日までの間にＩＰ通信網契約者から携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年11月30日までに当社がその携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置の提供を開始した場合は、その携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装

置に係る利用料金について、その携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置の提供を開始した日から起算して３か月間の利用料金については料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

７　当社は、１の携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置に係る利用料金に限り、この附則の第６項の規定を適用するものとし、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であってこの附則の第６項の適用を受けた者及び平成23年11月18日から平成24年５月31日までの間に携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置（付加装置を除きます。）の廃止を行った者が、その契約者回線について携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置に係る利用料金について、この附則の第７項の規定を適用しません。

（その他）

８　東経企営第11-117号（平成23年10月１日）の附則第15項、第16項及び第17項（経過措置）中「平成24年１月31日」を「平成24年３月31日」に、東経企営第11-117（平成23年10月１日）の附則第15項及び第16項（経過措置）中「平成24年７月31日」を「平成24年９月30日」に改めます。

附　則（平成23年11月21日東経企営第11－144号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成23年11月22日から実施します。

（一部提供区域におけるサービスの終了）

２　当社は、当社が別にＩＰ通信網契約者に通知する日（「サービス終了日」と言います。以下この附則において同じとします。）において、東日本大震災により移転するＩＰ通信網サービス取扱所（岩手県及び宮城県にあるものであって、当社が別に定めるものに限ります。）の取扱所交換設備に収容される契約者回線に係るＩＰ通信網サービス（メニュー５における提供の形態による細目がＩ型のものに限ります。以下この附則において「移行対象回線」といいます。）を終了することとします。

この場合において、当社は、サービス終了日の１か月前までに、そのＩＰ通信網契約者に係るサービス終了日をＩＰ通信網契約者に通知します。

３　サービス終了日の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、サービス終了日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目がＩ型のものであって通信の態様による細目がプラン１のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおける提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービス
メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目がＩ型のものであって通信の態様による細目がプラン２のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－１の200Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって通信の態様による細目がプラン３－１のものに係るＩＰ通信網サービス
メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目がＩ型のものであって通信の態様による細目がプラン３－１のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－１の200Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって通信の態様による細目がプラン３－１のものに係るＩＰ通信網サービス
メニュー５－２の100Mb/sの品目のも	メニュー５－２の200Mb/sの品目のもの

のにおける提供の形態による細目がⅠ型のものであって契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものに係るＩＰ通信網サービス	における提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものに係るＩＰ通信網サービス
メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目がⅠ型のものであって契約者回線の態様による細目がグレード２のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって契約者回線の態様による細目がグレード１－２のものに係るＩＰ通信網サービス
メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目がⅠ型のものであって契約者回線の態様による細目がグレード１－２のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって契約者回線の態様による細目がグレード１－２のものに係るＩＰ通信網サービス

（経過措置）

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（移行対象回線からメニュー５への移行に係る工事費の割引）

５　サービス終了日までの間に移行対象回線に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５のⅡ型のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

６　削除

（閉域グループ内通信機能からメニュー８への移行に係る工事費の割引）

７　サービス終了日までの間に、移行対象回線と同一の閉域グループに属する契約者回線等に係るＩＰ通信網契約者（移行対象回線を含みます。）から、その閉域グループ内通信機能の廃止と同時にメニュー８（利用回線型サービスのものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約の申込み及び発信者番号通知機能の利用の請求（当社が別に定めるものに限ります。）があり、当社がその請求等を承諾した場合は、その提供の開始等に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－１、２－４、２－５及び２－８に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

８　サービス終了日までの間に、移行対象回線と同一の閉域グループに属する契約者回線等（メニュー１に係るものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約者から、その契約者回線等に係るＩＰ通信網契約の解除と同時に、新たにメニュー５のⅡ型のものに係るＩＰ通信網サービスに係るＩＰ通信網契約の申込み（その契約者回線の終端の場所が解除されたＩＰ通信網契約のものと同一の場合に限ります。）及びそのＩＰ通信網契約の申込みに係る契約者回線を利用回線とするメニュー８（クラス１のものに限ります。）のＩＰ通信網サービスに係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その契約者回線の設置に係る契約料については料金表第１表第２類の２に規定する額に代えて、基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

９　サービス終了日までの間に、移行対象回線と同一の閉域グループに属する契約者回線等（移行対象回線以外のものであって、メニュー５のⅠ型に係るものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約者から、その契約者回線の品目等の変更の請求及びその変更の

請求に係る契約者回線を利用回線とするメニュー８（クラス１のものに限ります。）のＩＰ通信網サービスに係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその請求等を承諾した場合は、そのメニュー５に係る契約者回線の品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

（契約者回線等の移行に伴う付加機能に係る工事費の割引）

10　当社は、この附則の第５、６、８及び９項に規定する品目等の変更等の際現に、その品目等の変更等の前の契約者回線等において利用していた付加機能について、ＩＰ通信網契約者より継続した利用の請求等（その契約者回線等の設置又は品目等の変更に係るものと同時に請求があったものであって、当社が別に定めるものに限ります。）があり、当社がその請求を承諾した場合は、その提供の開始等に係る交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

附　則（平成23年12月８日東経企営第11－158号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成23年12月９日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー５の待受情報受信機能対応装置	メニュー５の待受情報受信機能対応装置におけるＩ型のもの

（その他）

４　東経企営第11-117号（平成23年９月29日）の附則第20項及び第21項（経過措置）中「待受情報受信機能対応装置」を「待受情報受信機能対応装置（Ｉ型のものに限ります。）」に、それぞれ改めます。

附　則（平成23年12月20日東経企営第11－163号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成23年12月22日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

３　平成23年12月22日から平成24年５月31日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約者（提供の形態による細目がＩ型ものであって、メニュー５－１のプラン１及びプラン２以外のものに限ります。）から、そのＩＰ通信網サービスについて、無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置の利用の請求と同時にメニュー５における提供の形態による細目がⅡ－１型のもの（１Gb/sの品目のものを除きます。）に係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求（契約者回線の移転を伴うものを除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年11月30日までにその変更があった場合は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

附　則（平成24年１月24日東経企営第11－172号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年１月25日から実施します。

（電力使用量表示機能の利用の開始に係る工事費の割引）
２　平成24年１月25日から平成24年５月31日までの間に電力使用量表示機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年11月30日までに当社がその電力使用量表示機能の提供を開始した場合は、その提供の開始に係る基本工事費（その工事が電力使用量表示機能に係るもののみであった場合に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

附　則（平成24年１月27日東経企営第11－177号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成24年２月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　東経企営第11-117号（平成23年９月29日）の附則第３項、第５項、第６項、第８項、第９項、第10項、第11項、第12項、第13項及び第14項中「平成24年１月31日」を「平成24年２月29日」に、東経企営第11-117（平成23年９月29日）の附則第３項、第５項、第６項、第８項、第９項、第10項、第12項、第13項及び第14項中「平成24年７月31日」を「平成24年８月31日」に改めます。

附　則（平成24年２月20日東経企営第11－188号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成24年２月21日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成24年２月27日東経企営第11－191号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成24年３月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（メニュー５の設置に係る工事費の割引等）
３　当社は、契約の申込者から、申出があったときは、 次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。
⑴　定義等
ア　「基本工事費等の割引」とは、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、1,000円(税込価格1,050円)を適用すること又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,100円)である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用することをいいます。
イ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。
ウ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成24年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限ります。
⑵　承諾
当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ　平成24年３月１日から平成24年５月31日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　ＩＰ通信網契約者は、この割引の適用を受けているＩＰ通信網契約について、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して24か月以内にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、8,000円(税込価格 8,400円)（割引の適用を受ける前のその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,100円)である場合については、2,000円(税込価格 2,100円)）を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ　アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

（ア）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（イ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのＩＰ通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（ウ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

４　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項の規定を適用しません。

（メニュー５に係る利用料金の割引等）

５　平成24年３月１日から平成24年５月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（この附則の第３項に規定する選択制による基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成24年11月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、次に掲げる期間の利用料(タイプ２のものに係る加算料を除きます。)、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

⑴　ＩＰ通信網契約者回線の終端が東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県又は北海道に係る都道府県の区域内であるもの

ア　メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの又は200Mb/sに係るのものは１か月間(そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については２か月間)

イ　メニュー５－２に係るものは、３か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法

が当社が別に定める方法による場合については４か月間）

⑵　⑴以外のものは１か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については２か月間）

ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

６　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第５項の規定を適用しません。

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

７　平成24年３月１日から平成24年５月31日までの間にメニュー５－１（提供の形態による細目がⅡ－２型のもの及び料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－２（提供の形態による細目がⅡ－２型のものを除きます。）のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年11月30日までにその品目等の変更の工事があった場合（その工事と同時にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又は200Mb/sのものに係る契約者回線の移転の工事を行う場合を除きます。）は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

８　平成24年３月１日から平成24年５月31日までの間にメニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２型のＩＰ通信網サービスに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１における提供の形態による細目がⅡ－１型のもの又はメニュー５－２のものへの品目等の変更の請求（契約者回線の移転を伴うものを除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年11月30日までにその変更があった場合は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

９　削除

10　削除

（メニュー５の移転に係る工事費の割引）

11　平成24年３月１日から平成24年５月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年11月30日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

（メニュー５－１の品目等の変更に係る工事費の割引）

12　平成24年３月１日から平成24年５月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年11月30日までにその品目等の変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を行うものを除きます。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

（メニュー５－２の品目等の変更に係る工事費の割引）

13　平成24年３月１日から平成24年５月31日までの間にメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－２の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年11月30日までにその品目等の変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

（その他）

14　東経企営第11-117（平成23年９月29日）の附則第15項、第16項及び第17項（経過措置）中「平成24年３月31日」を「平成24年５月31日」に、東経企営第11-117（平成23年９月29日）の附則第15項及び第16項（経過措置）中「平成24年９月30日」を「平成24年11月30日」に改めます。

15　東経企営第11-142（平成23年11月16日）の附則第４項、第６項及び第７項（経過措置）中「平成24年３月31日」を「平成24年５月31日」に、東経企営第11-142（平成23年11月16日）の附則第４項及び第６項（経過措置）中「平成24年９月30日」を「平成24年11月30日」に改めます。

附　則（平成24年３月23日東経企営第11－204号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年３月27日から実施します。

（サービスの終了）

２　当社は、平成25年３月31日において、メニュー４又はメニュー５の提供の形態による細目がＩ型のものに係るＩＰｖ６通信（通信相手先識別符号を用いるもの、符号蓄

積機能を利用するもの又は当社が設置する電気通信設備からの着信により、符号蓄積装置に蓄積された符号の読み出しを可能とするものに限ります。)、簡易型通信機能及び通信相手先選択機能を終了することとします。

（経過措置）

３　削除

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

５　平成24年３月27日から平成25年３月31日までの間にＩＰ通信網契約者（メニュー５における提供の形態による細目がＩ型のものであって料金表第１表２－５－２加算額⑴のア、イ、ウ若しくはエの適用を受けるもの（料金表第１表２－５－２加算額⑴のアの適用を受けるものについては、通信相手先識別符号を用いるもの又は符号蓄積機能を利用するものに限ります。）又は簡易型通信機能の提供を受けるものに限ります。）から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求（契約者回線の移転を伴うものを除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年４月30日までにそのＩＰ通信網サービスの変更があった場合は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

６　平成24年３月27日から平成25年３月31日までの間にＩＰ通信網契約者（前項の適用を受けるものに限ります。）から、ＩＰｖ６通信（フレッツ・ｖ６オプション）の利用の請求（その請求と同時にメニュー５のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求を行う場合に限ります。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年４月30日までにそのＩＰｖ６通信の提供を開始した場合、その提供の開始に係る交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、０円を適用します。

附　則（平成24年３月29日東経企営第11―210号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　削除

３　削除

４　削除

附　則（平成24年３月29日東経企営第11－211号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、改正前の規定により提供している料金表別表２に規定する学校に限定した利用料金の割引（以下この附則において「学校限定割引」といいます。）の適用を受けていた契約者回線等について、学校限定割引の廃止がなかった場合は、当社は、この改正規定の実施の日において、学校限定割引の適用を受けているものとして取り扱います。

３　この改正規定実施の際現に、学校に限定した割引の適用を受けているメニュー４又はメニュー５（メニュー５－１における100Mb/sのものに限ります。）に係る契約者回線等について、学校限定割引を適用する期間は、次表のとおりとします。

区　　分	期　　間
ア　平成24年４月１日において、学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線等の終端の場所におい	平成26年３月31日までの間

て、当社がメニュー５の提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービスの提供を行うことが可能な場合	
イ　平成24年４月１日において、学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線等の終端の場所において、当社がメニュー５の提供の形態による細目がＩ型のものに係るＩＰ通信網サービスの提供を行うことが可能な場合（アに規定する場合を除きます。）	（ア）　削除 （イ）　メニュー５（メニュー５－１における100Mb/sのものに限ります。）に係る契約者回線等については、その終端の場所において、当社がメニュー５提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービスの提供が可能になった日を含む年度から起算して翌々年度の末日までの間
ウ　ア又はイ以外の場合	その契約者回線等の終端の場所において、当社がメニュー５の提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービスの提供が可能になった日を含む年度の翌々年度の末日までの間

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成24年５月７日東経企営第12－16号）

この改正規定は、平成24年５月10日から実施します。

附　則（平成24年５月28日東経企営第12－26号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年５月29日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー５であって提供の細目のⅡ－１型のものに係る契約者回線については、料金表第１表第１類第１の１（適用）⒀イのただし書きの規定を適用しません。ただし、この改正規定実施後、その契約者回線に関する工事があった場合は、この限りでありません。

附　則（平成24年５月29日東経企営第12－32号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（メニュー５に係る利用料金の割引等）

３　当社は、契約の申込者から、申出があったときは、 次のとおり規定する選択制による利用料金の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、本項のイに規定する期間（以下「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規

定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料に限ります。以下この表において同じとします。）について、次に掲げる額を減額して適用することをいいます。

（ア）　その契約者回線の設置に係る工事において、屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合又は配線設備多重装置の設置を伴うものに係る工事の場合は、1,000円（税込1,080円）

（イ）（ア）以外の場合は、400円（税込432円）

イ　割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日（この附則の第５項の適用を受ける場合は、その適用が終了する日を含む料金月の翌料金月の初日）から起算して、23ヶ月後の料金月の末日までとします。

ただし、割引対象期間中にその契約者回線について、品目若しくは細目の変更（当社が別に定める場合を除きます。）又は移転があった場合は、その変更等を行った日を含む料金月は利用料金の減額を適用しません。この場合において、利用料金の減額の適用を受けなかった料金月数に応じて、料金月を単位に割引対象期間の終了日を延長します。

ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成25年２月28日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）とならないもの

イ　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ　平成24年６月１日から平成24年８月31日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、割引対象期間内に、料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

イ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

（メニュー５の設置に係る工事費の割引等）

４　当社は、契約の申込者から、申出があったときは、 次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「基本工事費等の割引」とは、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用することをいいます。

イ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成25年２月28日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網

契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）となるもの

イ　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ　平成24年６月１日から平成24年８月31日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　ＩＰ通信網契約者は、この割引の適用を受けているＩＰ通信網契約について、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して24か月以内にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、2,000円（税込価格 2,100円）を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ　アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

（ア）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（イ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのＩＰ通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（ウ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

５　平成24年６月１日から平成24年８月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（この附則の第３項又は第４項に規定する割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成25年２月28日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、次に掲げる期間の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

⑴　ＩＰ通信網契約者回線の終端が東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県又は北海道に係る都道府県の区域内であるもの

ア　メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの又は200Mb/sに係るのものは１か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については２か月間）

イ　メニュー５－２に係るものは、３か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については４か月間）

⑵　⑴以外のものは１か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については２か月間）

ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金

額の適用を行いません。

６　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項、第４項及び第５項の規定を適用しません。

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

７　平成24年６月１日から平成24年８月31日までの間にメニュー５－１（提供の形態による細目がⅡ－２型のもの及び料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－２（提供の形態による細目がⅡ－２型のものを除きます。）のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年２月28日までにその品目等の変更の工事があった場合（その工事と同時にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又は200Mb/sのものに係る契約者回線の移転の工事を行う場合を除きます。）は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

８　平成24年６月１日から平成24年８月31日までの間にメニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２型のＩＰ通信網サービスに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１における提供の形態による細目がⅡ－１型のもの又はメニュー５－２のものへの品目等の変更の請求（契約者回線の移転を伴うものを除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年２月28日までにその変更があった場合は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

９　削除

10　削除

（メニュー５の移転に係る工事費の割引）

11　平成24年６月１日から平成24年８月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年２月28日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

（メニュー５－１の品目等の変更に係る工事費の割引）

12　平成24年６月１日から平成24年８月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時

に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年２月28日までにその品目等の変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を行うものを除きます。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

（メニュー５－２の品目等の変更に係る工事費の割引）

13　平成24年６月１日から平成24年８月31日までの間にメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－２の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年２月28日までにその品目等の変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

（メニュー７の提供の開始に係る工事費の割引）

14　平成24年６月１日から平成24年８月31日までの間にメニュー７に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成25年２月28日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－７に規定する額に代えてそれぞれ０円を適用します。

（無線アクセス機能の提供の開始に係る工事費の割引）

15　平成24年６月１日から平成24年８月31日までの間にＩＰ通信網契約者から無線アセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年２月28日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－１、２－４又は２－５に規定する額に代えてそれぞれ０円を適用します。

16　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成24年６月１日から平成24年８月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第15項の規定を適用しません。

（無線アクセス機能に係る利用料金の割引）

17　平成24年６月１日から平成24年８月31日までの間にＩＰ通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年２月28日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して３か月間

の利用料金については、料金表第１表第１類第１の２－９に規定する額に代えて０円を適用します。

18　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成24年６月１日から平成24年８月31日までの間にその契約者回線について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、この附則の第17項の規定を適用しません。

（携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置に係る利用料金の割引）

19　平成24年６月１日から平成24年８月31日までの間にＩＰ通信網契約者から携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置の利用の請求（その請求の方法が当社が別に定める方法による場合に限ります。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年２月28日までに当社がその携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置の提供を開始した場合は、その携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置に係る利用料金について、その携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置の提供を開始した日から起算して３か月間の利用料金については料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

20　当社は、１の携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置に係る利用料金に限り、この附則の第19項の規定を適用するものとし、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者及び平成24年６月１日から平成24年８月31日までの間に携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置（付加装置を除きます。）の廃止を行った者が、その契約者回線について携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置に係る利用料金について、この附則の第19項の規定を適用しません。

21　平成24年６月１日から平成24年８月31日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約者（提供の形態による細目がＩ型ものに限ります。）から、そのＩＰ通信網サービスについて、無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置の利用の請求と同時にメニュー５における提供の形態による細目がⅡ－１型のもの（1Gb/sの品目のものを除きます。）に係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求（契約者回線の移転を伴うものを除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年２月28日までにその変更があった場合は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

22　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成24年６月１日から平成24年８月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第21項の規定を適用しません。

23　平成24年６月１日から平成24年８月31日までの間に電力使用量表示機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年２月28日までに当社がその電力使用量表示機能の提供を開始した場合は、その提供の開始に係る基本工事費（その工事が電力使用量表示機能に係るもののみであった場合に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

附　則（平成24年６月４日東経企営第12－38号）

この改正は、平成24年６月５日から実施します。

附　則（平成24年６月25日東経企営第12－50号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年６月26日から実施します。

（サービスの終了）
２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している契約者回線着信機能を終了することとします。
（経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　東経企営第08－217号（平成21年３月27日）の附則第３項（経過措置）を次のように改めます。
３　削除
附　則（平成24年６月14日東経企営第12－45号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成24年７月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについては、第45条（延滞利息）に係る改正規定を除きなお従前のとおりとします。
附　則（平成24年７月30日東経企営第12－72号）
この改正規定は、平成24年７月30日から実施します。
附　則（平成24年７月30日東経企営第12－74号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成24年７月30日から実施します。ただし、この改正規定中、メニュー８の利用回線型サービスにおける通信の態様による細目に関する部分については平成24年10月１月から実施します。
（メニュー２－１からメニュー２－２への移行に係る工事費の割引）
２　平成24年７月30日から平成26年３月31日までの間にメニュー２－１に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー２－２に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費（付加機能に係るものについては、当社が別に定めるものに限ります。）及び屋内配線工事費について、料金表第２表第２の２－２に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。
（メニュー２－１からメニュー８への移行に係る工事費の割引）
３　平成24年10月１日から平成26年３月31日までの間にメニュー２－１又はその通信の相手先となる契約者回線等（メニュー２－１に係るＩＰ通信網契約者から、あらかじめ申出のあったメニュー１、メニュー４又はメニュー５に係るものであって、当社が別に定める数までの契約者回線等に限ります。）に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー８（利用回線型サービスのものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約の申込み及び発信者番号通知機能の利用の請求（１のメニュー１、メニュー２－１、メニュー４又はメニュー５に係る契約者回線等につき、１のメニュー８に係るＩＰ通信網契約の申込み及びそのＩＰ通信網契約に係る１の発信者番号通知機能の利用の請求に限ります。）があり、当社がその申込み等を承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）は、その提供の開始等に係る基本工事費（基本工事費の額が1,000円（税込価格 1,050円）の場合に限ります。）及び交換機等工事費（発信者番号通知機能以外の付加機能に係るものを除きます。）について、料金表第２表第２の２－８に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。
（閉域グループ内通信機能からメニュー８への移行に係る工事費の割引）
４　平成24年10月１日から平成26年３月31日までの間に閉域グループ内通信機能を利用するＩＰ通信網契約者から、その閉域グループ内通信機能の廃止の請求と同時にメニュー８（利用回線型サービスのものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約の申込み及び発信者番号通知機能の利用の請求（１の閉域グループ内通信機能の廃止につき、１の

メニュー８に係るＩＰ通信網契約の申込み及びそのＩＰ通信網契約に係る１の発信者番号通知機能の利用の請求に限ります。）があり、当社が申込み等を承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）は、その提供の開始等に係る基本工事費（基本工事費の額が1,000円（税込価格 1,050円）の場合に限ります。）及び交換機等工事費（発信者番号通知機能以外の付加機能に係るものを除きます。）について、料金表第２表第２の２－８に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

（ＶＰＮ対応ルータ装置を利用する場合の工事費の割引）

５　前２項の場合において、メニュー８に係るＩＰ通信網契約について、その申込みと同時にその工事費の割引が適用となるメニュー８の利用回線に係るＶＰＮ対応ルータ装置の設置の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、そのＶＰＮ対応ルータ装置の設置（ＶＰＮ対応ルータ装置に係るものに限ります。）に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－１、２－４又は２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

（遠隔診断サービスの利用の開始に係る工事費の割引）

６　平成24年７月30日から平成26年３月31日までの間に遠隔診断サービスの利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その遠隔診断サービスの利用の開始に係る基本工事費（基本工事費の額が1,000円（税込価格 1,050円）の場合に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第３表第５の２に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

（メニュー８における期間を限定した利用料金の割引）

７　平成24年10月１日から平成26年３月31日までの間に閉域グループ内通信機能（その閉域グループに属する契約者回線等の数の上限が10のものに限ります。）を利用するＩＰ通信網契約者から、その閉域グループ内通信機能の廃止の請求と同時にメニュー８（利用回線型サービスのうちそのＶＰＮグループに属する利用回線について、クラス１－２に係る利用回線を含まないものであって、その数の上限が10のものに限ります。）のＩＰ通信網契約（以下、「割引対象契約」といいます。）の申込み（１のＩＰ通信網契約に係る閉域グループ内通信機能の廃止につき、１のメニュー８に係るＩＰ通信網契約の申込みに限ります。）があり、当社がその請求及び申込みを承諾した場合であって、平成26年３月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合（当社が別に定める場合を除きます。）は、次表に規定する期間に限り、その割引対象契約に係るメニュー８の利用料金について、料金表第１類第１の２－８に規定する額に代えて、700円（税込価格 735円）を適用します。

ただし、そのメニュー８に係るＩＰ通信網サービスについて、細目の変更又はそのＶＰＮグループに属する利用回線の数の上限の変更があった場合については、その変更があった日以降の期間については、この料金額を適用しません。

区　　分	期　　間
ア　平成24年12月１日から平成25年９月30日までの間にその割引対象契約に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合	平成24年12月１日から平成26年９月30日までの間
イ　平成25年10月１日から平成26年３月31日までの間にその割引対象契約に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合	平成25年10月１日から平成26年３月31日までの間

附　則（平成24年８月30日東経企営第12－88号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年９月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの

料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（メニュー５に係る利用料金の割引等）

３　当社は、契約の申込者から、申出があったときは、 次のとおり規定する選択制による利用料金の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５（メニュー５－３のものは除きます。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、次に掲げる額を減額して適用することをいいます。

（ア）　その契約者回線の設置に係る工事において、屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合又は配線設備多重装置の設置を伴うものに係る工事の場合は、1,000円（税込1,080円）

（イ）（ア）以外の場合は、400円（税込432円）

イ　割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日（この附則の第５項の適用を受ける場合は、その適用が終了する日を含む料金月の翌料金月の初日）から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ただし、割引対象期間中にその契約者回線について、品目若しくは細目の変更（当社が別に定める場合を除きます。）又は移転があった場合は、その変更等があった日を含む料金月（当社が別に定める場合は、その変更等があった日を含む料金月及びその翌料金月）は利用料金の減額を適用しません。この場合において、利用料金の減額の適用を受けなかった料金月数に応じて、料金月を単位に割引対象期間の終了日を延長します。

ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成25年７月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）とならないもの

イ　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ　平成24年９月１日から平成25年１月31日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、割引対象期間内に、料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの利用料金の減額の適用を行いません。

イ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

（メニュー５の設置に係る工事費の割引等）

４　当社は、契約の申込者から、申出があったときは、 次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「基本工事費等の割引」とは、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用することをいいます。

イ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成25年７月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）となるもの

イ　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ　平成24年９月１日から平成25年１月31日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　ＩＰ通信網契約者は、この割引の適用を受けているＩＰ通信網契約について、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して24か月以内にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、2,000円（税込価格 2,100円）を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ　アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

（ア）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（イ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのＩＰ通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（ウ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

５　平成24年９月１日から平成25年１月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（この附則の第３項又は第４項に規定する割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成25年７月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、１か月間（そのＩＰ通信網契約の申込みの方法が当社が別に定める方法による場合については２か月間）の利用料(タイプ２のものに係る加算料を除きます。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始が

あった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

6　当社は、契約の申込者（この附則の第３項又は第４項に規定する割引の適用を受けるものに限ります。）から、申出があったときは、 次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５（メニュー５－１のもの（１Gb/sの品目のもの又は提供の形態による細目がⅡ－２型のものを除きます。）又はメニュー５－２のもの（提供の形態による細目がⅡ－２型のもの又は通信の態様による細目がプラン２のものは除きます。）に限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。ただし、割引対象期間中にその契約者回線について、品目等の変更があった場合は、変更があった日から変更後の契約者回線の割引額を減額して適用します。この場合、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

（ア）　メニュー５－１のもの（１Gb/sの品目のもの又は提供の形態による細目がⅡ－２型のものを除きます。）は、900円（税込972円）

（イ）　メニュー５－２のものであって、通信の態様による細目がプラン・ミニのものは、1,000円（税込1,080円）

（ウ）　メニュー５－２のものであって、通信の態様による細目がプラン１のものは、400円（税込432円）

イ　割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日（この附則の５項の適用を受ける場合は、その適用が終了する日を含む料金月の翌料金月の初日）から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成25年３月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出を行ったＩＰ通信網契約者が平成24年８月１日から平成24年８月31日の間にメニュー４に係るＩＰ通信網サービスの契約を締結していた場合及びその申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

イ　平成24年９月１日から平成24年11月30日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、割引対象期間内に、その契約者回線について、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更等があった日以降の期間についてはこの利用料金の減額の適用を行いません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更等があった日以降の期間を含むものとします。

イ　アの場合において、当社は、割引対象期間中にＩＰ通信網契約者から、その契約者回線について、割引対象サービスの品目等への変更があった場合は、変更があった日から⑴の規定における利用料金の減額を適用するものとします。

ウ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

７　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項、第４項、第５項及び第６項の規定を適用しません。

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

８　平成24年９月１日から平成25年１月31日までの間にメニュー５－１（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－２のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年７月31日までにその品目等の変更の工事があった場合（その工事と同時にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又は200Mb/sのものに係る契約者回線の移転の工事を行う場合を除きます。）は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

９　平成24年９月１日から平成25年１月31日までの間にメニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２型のＩＰ通信網サービスに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１における提供の形態による細目がⅡ－１型のもの又はメニュー５－２のものへの品目等の変更の請求（契約者回線の移転を伴うものを除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年７月31日までにその変更があった場合は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

10　削除

11　削除

12　削除

13　削除

（メニュー５の移転に係る工事費の割引）

14　平成24年９月１日から平成25年１月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年７月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

（メニュー５－１の品目等の変更に係る工事費の割引）

15　平成24年９月１日から平成25年１月31日までの間にメニュー５－１の100Mb/sの品

目のものにおけるプラン３－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年７月31日までにその品目等の変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を行うものを除きます。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

（メニュー５－２の品目等の変更に係る工事費の割引）

16　平成24年９月１日から平成25年１月31日までの間にメニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－２の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年７月31日までにその品目等の変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

（メニュー７の提供の開始に係る工事費の割引）

17　平成24年９月１日から平成25年１月31日までの間にメニュー７に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成25年７月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－７に規定する額に代えてそれぞれ０円を適用します。

（無線アクセス機能の提供の開始に係る工事費の割引）

18　平成24年９月１日から平成25年１月31日までの間にＩＰ通信網契約者から無線アセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年７月31日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－１、２－４又は２－５に規定する額に代えてそれぞれ０円を適用します。

19　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成24年９月１日から平成25年１月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第18項の規定を適用しません。

（無線アクセス機能に係る利用料金の割引）

20　平成24年９月１日から平成25年１月31日までの間にＩＰ通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年７月31日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して３か月間の利用料金については、料金表第１表第１類第１の２－９に規定する額に代えて０円を適用します。

21　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成24年９月１日から平成25年１月31日までの間にその契約者回線について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、この附則の第20項の規定を適用しません。

（携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置に係る利用料金の割引）

22　平成24年９月１日から平成25年１月31日までの間にＩＰ通信網契約者から携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置の利用の請求（その請求の方法が当社が別に定める方法による場合に限ります。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年７月31日までに当社がその携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置の提供を開始した場合は、その携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置に係る利用料金について、その携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置の提供を開始した日から起算して３か月間の利用料金については料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

23　当社は、１の携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置に係る利用料金に限り、この附則の第22項の規定を適用するものとし、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者及び平成24年９月１日から平成25年１月31日までの間に携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置（付加装置を除きます。）の廃止を行った者が、その契約者回線について携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置に係る利用料金について、この附則の第22項の規定を適用しません。

24　平成24年９月１日から平成25年１月31日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約者（提供の形態による細目がＩ型ものに限ります。）から、そのＩＰ通信網サービスについて、無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置の利用の請求と同時にメニュー５における提供の形態による細目がⅡ－１型のもの（1Gb/sの品目のものを除きます。）に係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求（契約者回線の移転を伴うものを除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年７月31日までにその変更があった場合は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

25　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成24年９月１日から平成25年１月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第24項の規定を適用しません。

26　平成24年９月１日から平成25年１月31日までの間に電力使用量表示機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年７月31日までに当社がその電力使用量表示機能の提供を開始した場合は、その提供の開始に係る基本工事費（その工事が電力使用量表示機能に係るもののみであった場合に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

附　則（平成24年10月30日東経企営第12－119号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年11月１日から実施します。

（その他）

２　東経企営第12－88号（平成24年８月30日）の附則第３項⑴のア中の「メニュー５（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）」を「メニュー５（メニュー５－３のものは除きます。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）」に改めます。

附　則（平成24年11月30日東経企営第12－137号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年12月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（メニュー５に係る利用料金の割引）

３　当社は、契約の申込者（東経企営第12－88号（平成24年８月30日）の附則第３項若しくは第４項又は東経企営第12－159号（平成25年１月31日）の附則第４項若しくは第５項に規定する割引の適用を受けるものに限ります。）から、申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５（メニュー５－１のもの（１Gb/sの品目のもの、提供の形態による細目がⅡ－２型のもの又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）又はメニュー５－２のもの（提供の形態による細目がⅡ－２型のものを除きます。）に限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

（ア）　メニュー５－１のもの（１Gb/sの品目のもの、提供の形態による細目がⅡ－２型のもの又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）は、900円（税込972円）

（イ）　メニュー５－２のものであって、通信の態様による細目がプラン・ミニのものは、1,110円（税込1,198.8円）

（ウ）　メニュー５－２のものであって、通信の態様による細目がプラン１のものは、510円（税込550.8円）

（エ）　メニュー５－２のものであって、通信の態様による細目がプラン２のものは、110円（税込118.8円）

イ　割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日（東経企営第12－88号（平成24年８月30日）の附則第５項の適用を受ける場合は、その適用が終了する日を含む料金月の翌料金月の初日）から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成25年10月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　平成24年12月１日から平成25年４月30日までの間に申込みがあったもの

イ　メニュー５－１のものの場合は、料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの（平成24年12月１日から平成24年12月31日までの間にこの割引を選択する申出があった場合であって、その申出を行ったＩＰ通信網契約者が平成24年８月１日から平成24年８月31日の間にメニュー４に係るＩＰ通信網サービスの契約を締結していたものを除きます。）

⑶　割引の適用

ア　当社は、割引対象期間内にその契約者回線について、割引対象サービス相互間で品目等の変更があった場合は、変更があった日から変更後の契約者回線の割引額を減額して適用します。

イ　当社は、割引対象期間内にその契約者回線について、割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

ウ　イの場合において、当社は、割引対象期間内にＩＰ通信網契約者から、その契約者回線について、割引対象サービスの品目等への変更があった場合は、変更があった日から変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

エ　ア又はウの場合において、割引対象期間内にメニュー５－１のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更があった場合であって、料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けないときは、ア又はウの規定にかかわらず、割引額の減額を適用しません。

オ　当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

カ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

（その他）

４　東経企営第12－88号（平成24年８月30日）の附則第６項⑵のイ中「平成24年12月31日まで」を「平成24年11月30日まで」に改めます。

附　則（平成24年12月26日東経企営第12－149号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年12月28日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している待受情報受信機能対応装置（Ｉ型のものに限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成24年12月28日東経企営第12－153号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成25年１月７日から実施します。

（サービスの終了）

２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー３を終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの

料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成25年１月31日東経企営第12－159号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成25年２月１日から実施します。

ただし、料金表別表３（長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用）に規定するメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスの利用料の減額の適用に関する部分については、平成25年３月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、料金表別表３（長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用）に規定する長期継続利用期間中のＩＰ通信網契約者であって、利用しているＩＰ通信網サービスがメニュー５－２に係るもの（提供の形態による細目がⅡ－２型のものを除きます。）である場合は、その長期継続利用期間の満了する日までの間に、満了する日の翌日からの長期継続利用の申出がない限り、料金表別表３（長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用）第４項の規定を適用しません。

（メニュー５に係る利用料金の割引等）

４　当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による利用料金の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、次に掲げる額を減額して適用することをいいます。

（ア）　その契約者回線の設置に係る工事において、屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合又は配線設備多重装置の設置を伴うものに係る工事の場合は、1,000円（税込1,080円）

（イ）（ア）以外の場合は、400円（税込432円）

イ　割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ただし、割引対象期間中にその契約者回線について、品目若しくは細目の変更（当社が別に定める場合を除きます。）又は移転があった場合は、その変更等があった日を含む料金月は利用料金の減額を適用しません。この場合において、利用料金の減額の適用を受けなかった料金月数に応じて、料金月を単位に割引対象期間の終了日を延長します。

ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成25年10月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）とならないもの

イ　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に

規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ　平成25年２月１日から平成25年４月30日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、割引対象期間内に、料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの利用料金の減額の適用を行いません。

イ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

（メニュー５の設置に係る工事費の割引等）

５　当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「基本工事費等の割引」とは、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用することをいいます。

イ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成25年10月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）となるもの

イ　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ　平成25年２月１日から平成25年４月30日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　ＩＰ通信網契約者は、この割引の適用を受けているＩＰ通信網契約について、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して24か月以内にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、2,000円（税込価格 2,100円）を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ　アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

（ア）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（イ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのＩＰ通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（ウ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の

解除があった場合。

６　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第４項及び第５項の規定を適用しません。

（メニュー５の移転に係る工事費の割引）

７　平成25年２月１日から平成25年４月30日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年10月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

８　平成25年２月１日から平成25年４月30日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年10月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

⑴　メニュー５－１（提供の形態による細目がⅡ－２型のもの及び料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２（提供の形態による細目がⅡ－２型のものを除きます。）のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更

⑵　メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２型のＩＰ通信網サービスから、メニュー５－１における提供の形態による細目がⅡ－１型のもの又はメニュー５－２（提供の形態による細目がⅡ－２型のものを除きます。）のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更

⑶　削除

⑷　無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置の利用の請求と同時に申出があったメニュー５（提供の形態による細目がⅠ型ものに限ります。）に係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－１型のもの（1Gb/sの品目のものを除きます。）に係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更

９　削除

10　平成25年２月１日から平成25年４月30日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年10月31日までにその変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約

款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を行うものを除きます。）があった場合は、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

⑴　メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－１の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更

⑵　メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更

（その他の工事費の割引）

11　平成25年２月１日から平成25年４月30日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの申込み又は利用の請求があり、当社がその申込み又は請求を承諾した場合であって、平成25年10月31日までにそのＩＰ通信網サービスの提供又は利用を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供又は利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－１、２－４、２－５又は２－７に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

⑴　メニュー７に係るＩＰ通信網サービス

⑵　無線アクセス機能

⑶　電力使用量表示機能（利用の開始に係る工事が電力使用量表示機能に係るもののみであった場合に限ります。）

12　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成25年２月１日から平成25年４月30日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第11項の規定を適用しません。

（その他の利用料金の割引等）

13　平成25年２月１日から平成25年４月30日までの間に無線アクセス機能又は携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置の利用の請求（携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置については、利用の請求の方法が当社が別に定める方法による場合に限ります。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年10月31日までにその機能又は端末設備の提供を開始した場合は、その利用料金に代えて、次に掲げる額を適用します。

⑴　無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その機能の提供を開始した日から起算して３か月間の利用料金（無線アクセス機能に係るものに限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－９に規定する額に代えて０円

⑵　携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置の提供を開始した場合は、その端末設備の提供を開始した日から起算して３か月間の利用料金（１の携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて０円

14　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成25年２月１日から平成25年４月30日までの間にその契約者回線について無線アクセス機能及び携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その利用料金について、この附則の第13項の規定を適用しません。

（その他）
15　東経企営第12－137号（平成24年11月30日）の附則第３項中「東経企営第12－88号（平成24年８月30日）の附則第３項又は第４項に規定する」を「東経企営第12－88号（平成24年８月30日）の附則第３項若しくは第４項又は東経企営第12－159号（平成25年１月31日）の附則第４項若しくは第５項に規定する」に改めます。

附　則（平成25年２月28日東経企営第12－184号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成25年３月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成25年３月14日東経企営第12―189号）

この改正規定は、平成25年３月18日から実施します。

附　則（平成25年４月30日東経企営第13－13号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成25年５月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（メニュー５に係る利用料金の割引等）
３　当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による利用料金の割引を適用します。
⑴　定義等
ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５（メニュー５－３のものを除きます。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、次に掲げる額を減額して適用することをいいます。
（ア）　その契約者回線の設置に係る工事において、屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合又は配線設備多重装置の設置を伴うものに係る工事の場合は、1,000円（税込1,080円）
（イ）（ア）以外の場合は、400円（税込432円）
イ　割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。
ただし、割引対象期間中にその契約者回線について、品目若しくは細目の変更（当社が別に定める場合を除きます。）又は移転があった場合は、その変更等があった日を含む料金月は利用料金の減額を適用しません。この場合において、利用料金の減額の適用を受けなかった料金月数に応じて、料金月を単位に割引対象期間の終了日を延長します。
ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。
エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成26年３月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。
⑵　承諾
当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）とならないもの
イ　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの
ウ　平成25年５月１日から平成25年９月30日までの間に申込みがあったもの
⑶　割引の適用
ア　当社は、割引対象期間内に、料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの利用料金の減額の適用を行いません。
イ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
（メニュー５の設置に係る工事費の割引等）
４　当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。
⑴　定義等
ア　「基本工事費等の割引」とは、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用することをいいます。
イ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。
ウ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成26年３月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。
⑵　承諾
当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。
ア　その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,100円）となるもの
イ　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの
ウ　平成25年５月１日から平成25年９月30日までの間に申込みがあったもの
⑶　割引の適用
ア　ＩＰ通信網契約者は、この割引の適用を受けているＩＰ通信網契約について、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して24か月以内にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、2,000円（税込価格 2,100円）を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
イ　アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。
（ア）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。
（イ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのＩＰ通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。
（ウ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域

内であって、当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（メニュー５に係る利用料金の割引）

５　当社は、契約の申込者（この附則の第３項又は第４項に規定する割引の適用を受けるものに限ります。）から、申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５（メニュー５－１のもの（１Gb/sの品目のもの、提供の形態による細目がⅡ－２型のもの又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）又はメニュー５－２のもの（提供の形態による細目がⅡ－２型のものを除きます。）に限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

（ア）　メニュー５－１のもの（１Gb/sの品目のもの、提供の形態による細目がⅡ－２型のもの又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）は、900円（税込972円）

（イ）　メニュー５－２のものであって、通信の態様による細目がプラン・ミニのものは、1,110円（税込1,198.8円）

（ウ）　メニュー５－２のものであって、通信の態様による細目がプラン１のものは、510円（税込550.8円）

（エ）　メニュー５－２のものであって、通信の態様による細目がプラン２のものは、110円（税込118.8円）

イ　割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成26年３月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　平成25年５月１日から平成25年９月30日までの間に申込みがあったもの

イ　料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、割引対象期間内にその契約者回線について、割引対象サービス相互間で品目等の変更があった場合は、変更があった日から変更後の契約者回線の割引額を減額して適用します。

イ　当社は、割引対象期間内にその契約者回線について、割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの

割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

ウ　イの場合において、当社は、割引対象期間内にＩＰ通信網契約者から、その契約者回線について、割引対象サービスの品目等への変更があった場合は、変更があった日から変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

エ　ア又はウの場合において、料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けないときは、ア又はウの規定にかかわらず、割引額の減額を適用しません。

オ　当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

カ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

６　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項、第４項及び第５項の規定を適用しません。

（メニュー５の移転に係る工事費の割引）

７　平成25年５月１日から平成25年９月30日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年３月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

８　平成25年５月１日から平成25年９月30日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年３月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

⑴　メニュー５－１（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更

⑵　メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２型のＩＰ通信網サービスから、メニュー５－１における提供の形態による細目がⅡ－１型のもの又はメニュー５－２（提供の形態による細目がⅡ－２型のものを除きます。）のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更

⑶　削除

⑷　無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置の利用の請求と同時に申出があったメニュー５（提供の形態による細目がⅠ型ものに限ります。）に係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－１型のもの（1Gb/sの品目のものを除きます。）に係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更

９　削除

10　平成25年５月１日から平成25年９月30日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年３月31日までにその変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を行うものを除きます。）があった場合は、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

⑴　メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－１の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更

⑵　メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更

（その他の工事費の割引）

11　平成25年５月１日から平成25年９月30日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの申込み又は利用の請求があり、当社がその申込み又は請求を承諾した場合であって、平成26年３月31日までにそのＩＰ通信網サービスの提供又は利用を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供又は利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－１、２－４、２－５又は２－７に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

⑴　メニュー７に係るＩＰ通信網サービス

⑵　無線アクセス機能

⑶　電力使用量表示機能（利用の開始に係る工事が電力使用量表示機能に係るもののみであった場合に限ります。）

12　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成25年５月１日から平成25年９月30日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第11項の規定を適用しません。

（その他の利用料金の割引等）

13　平成25年５月１日から平成25年９月30日までの間に無線アクセス機能又は携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置の利用の請求（携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置については、利用の請求の方法が当社が別に定める方法による場合に限ります。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年３月31日までにその機能又は端末設備の提供を開始した場合は、その利用料金に代えて、次に掲げる額を適用します。

⑴　無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その機能の提供を開始した日から起算して３か月間の利用料金（無線アクセス機能に係るものに限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－９に規定する額に代えて０円

⑵　携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置の提供を開始した場合は、その端末

設備の提供を開始した日から起算して３か月間の利用料金（１の携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて０円

14　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成25年５月１日から平成25年９月30日までの間にその契約者回線について無線アクセス機能及び携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その利用料金について、この附則の第13項の規定を適用しません。

附　則（平成25年５月30日東経企営第13－27号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成25年６月１日から実施します。ただし、符号蓄積機能の利用は、平成25年７月29日から開始します。

附　則（平成25年６月27日東経企営第13－55号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成25年６月28日から実施します。

（サービスの終了）

２　当社は、平成25年12月27日において、メニュー４又はメニュー５の提供の形態による細目がＩ型のものに係るＩＰｖ６通信を終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー４又はメニュー５の提供の形態による細目がＩ型のものに係るＩＰｖ６通信の料金その他の提供条件については、サービスの終了までの間は、なお従前の通りとします。

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

５　東企営第11－204号（平成24年３月23日）の附則第３条（経過措置）を削除します。

附　則（平成25年９月30日東経企営第13－96号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成25年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（メニュー５に係る利用料金の割引等）

３　当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による利用料金の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、次に掲げる額を減額して適用することをいいます。

（ア）　その契約者回線の設置に係る工事において、屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合又は配線設備多重装置の設置を伴うものに係る工事の場合は、700円（税込価格 756円）

（イ）（ア）以外の場合は、220円（税込価格 237.6円）

イ　割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の

翌料金月の初日から起算して、29か月後の料金月の末日までとします。
ただし、割引対象期間中にその契約者回線について、品目若しくは細目の変更（当社が別に定める場合を除きます。）又は移転があった場合は、その変更等があった日を含む料金月は利用料金の減額を適用しません。この場合において、利用料金の減額の適用を受けなかった料金月数に応じて、料金月を単位に割引対象期間の終了日を延長します。

ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成26年７月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）とならないもの

イ　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ　平成25年10月１日から平成26年１月31日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、割引対象期間内に、料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの利用料金の減額の適用を行いません。

イ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

（メニュー５の設置に係る工事費の割引等）

４　当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「基本工事費等の割引」とは、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用することをいいます。

イ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成26年７月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）となるもの

イ　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ　平成25年10月１日から平成26年１月31日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　ＩＰ通信網契約者は、この割引の適用を受けているＩＰ通信網契約について、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して24か月以内にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、2,000円（税込価格 2,160円）を一括して当社

が定める期日までに支払っていただきます。

イ　アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

（ア）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（イ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのＩＰ通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（ウ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（メニュー５に係る利用料金の割引）

５　当社は、契約の申込者（この附則の第３項又は第４項に規定する割引の適用を受けるものに限ります。）から、申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５（メニュー５－１のもの（１Gb/sの品目のもの、提供の形態による細目が料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）又はメニュー５－２のもの（提供の形態による細目がⅡ－２型のものを除きます。）に限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

（ア）　メニュー５－１のもの（１Gb/sの品目のもの、料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）は、900円（税込価格 972円）

（イ）　メニュー５－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－２型のものは、500円（税込価格 540円）

（ウ）　メニュー５－２のものであって、通信の態様による細目がプラン・ミニのものは、1,110円（税込価格 1,198.8円）

（エ）　メニュー５－２のものであって、通信の態様による細目がプラン１のものは、510円（税込価格 550.8円）

（オ）　メニュー５－２のものであって、通信の態様による細目がプラン２のものは、110円（税込価格 118.8円）

イ　割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成26年７月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　平成25年10月１日から平成26年１月31日までの間に申込みがあったもの

イ　料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの（メニュー５のものであって、提供の形態による細目がⅡ－２型のものを除きます。）

⑶　割引の適用

ア　当社は、割引対象期間内にその契約者回線について、割引対象サービス相互間で品目等の変更があった場合は、変更があった日から変更後の契約者回線の割引額を減額して適用します。

イ　当社は、割引対象期間内にその契約者回線について、割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

ウ　イの場合において、当社は、割引対象期間内にＩＰ通信網契約者から、その契約者回線について、割引対象サービスの品目等への変更があった場合は、変更があった日から変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

エ　ア又はウの場合において、料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けないときは、ア又はウの規定にかかわらず、割引額の減額を適用しません。

オ　当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

カ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

６　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項、第４項及び第５項の規定を適用しません。

（メニュー５の移転に係る工事費の割引）

７　平成25年10月１日から平成26年１月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年７月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

８　平成25年10月１日から平成26年１月31日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年７

月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

⑴　メニュー５－１（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更

⑵　メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２型のＩＰ通信網サービスから、メニュー５－１における提供の形態による細目がⅡ－１型のもの又はメニュー５－２（提供の形態による細目がⅡ－２型のものを除きます。）のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更

⑶　削除

⑷　無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置の利用の請求と同時に申出があったメニュー５（提供の形態による細目がＩ型ものに限ります。）に係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－１型のもの（1Gb/sの品目のものを除きます。）に係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更

９　削除

10　平成25年10月１日から平成26年１月31日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年７月31日までにその変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を行うものを除きます。）があった場合は、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

⑴　メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－１の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更

⑵　メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更

（その他の工事費の割引）

11　平成25年10月１日から平成26年１月31日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの申込み又は利用の請求があり、当社がその申込み又は請求を承諾した場合であって、平成26年７月31日までにそのＩＰ通信網サービスの提供又は利用を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供又は利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－１、２－４、２－５又は２－７に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

⑴　メニュー７に係るＩＰ通信網サービス

⑵　無線アクセス機能

⑶　電力使用量表示機能（利用の開始に係る工事が電力使用量表示機能に係るもののみであった場合に限ります。）

12　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成25年10月１日から平成26年１月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第11項の規定を適用しません。

（その他の利用料金の割引等）

13　平成25年10月１日から平成26年１月31日までの間に無線アクセス機能又は携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置の利用の請求（携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置については、利用の請求の方法が当社が別に定める方法による場合に限ります。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年７月31日までにその機能又は端末設備の提供を開始した場合は、その利用料金に代えて、次に掲げる額を適用します。

⑴　無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その機能の提供を開始した日から起算して３か月間の利用料金（無線アクセス機能に係るものに限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－９に規定する額に代えて０円

⑵　携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置の提供を開始した場合は、その端末設備の提供を開始した日から起算して３か月間の利用料金（１の携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて０円

14　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成25年10月１日から平成26年１月31日までの間にその契約者回線について無線アクセス機能及び携帯式無線ＬＡＮ対応ルータ装置の基本装置の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その利用料金について、この附則の第13項の規定を適用しません。

15　削除

（その他）

16　東経企営第11－18号（平成23年５月11日）の附則第４項を「４　削除」に改めます。

附　則（平成25年10月31日東経企営第13－111号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成25年11月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　当社は、契約の申込者から、改正前の規定に定めるメニュー５－３に係るＩＰ通信網契約の申込みがあった場合（その申込者の住所又は居所が、この改正規定実施の際現に、当社が無線アクセス契約者グループを設定している共同住宅等である場合に限ります。）又はこの改正規定実施の際現に、改正前の規定によりメニュー５－３に係るＩＰ通信網サービスを提供している場合のＩＰ通信網サービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（その他）

４　東経企営第13－96号（平成25年９月30日）の附則第３項⑴のア中の「メニュー５（メニュー５－３のものは除きます。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）」を「メニュー５（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）」に、東経企営第13－96号（平成25年９月30日）の附則第８項⑶の「メニュー５（提供の形態による細目がⅡ－２型及びⅡ－３型のものを除きます。）」を「メニュー５（提供の形態による細目がⅡ－２型のものを除きます。）」に改めます。

附　則（平成26年１月31日東経企営第13－153号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成26年２月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（メニュー５に係る利用料金の割引等）
３　当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による利用料金の割引を適用します。
⑴　定義等
ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、次に掲げる額を減額して適用することをいいます。
（ア）　その契約者回線の設置に係る工事において、屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合又は配線設備多重装置の設置を伴うものに係る工事の場合は、700円（税込価格 756円）
（イ）（ア)以外の場合は、220円（税込価格 237.6円）
イ　割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日（この附則の第５項の適用を受ける場合は、その適用が終了する日を含む料金月の翌料金月の初日）から起算して、29か月後の料金月の末日までとします。
ただし、割引対象期間中にその契約者回線について、品目若しくは細目の変更（当社が別に定める場合を除きます。）又は移転があった場合は、その変更等があった日を含む料金月は利用料金の減額を適用しません。この場合において、利用料金の減額の適用を受けなかった料金月数に応じて、料金月を単位に割引対象期間の終了日を延長します。
ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。
エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成26年12月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。
⑵　承諾
当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。
ア　その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）とならないもの
イ　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの
ウ　平成26年２月１日から平成26年６月30日までの間に申込みがあったもの
⑶　割引の適用
ア　当社は、割引対象期間内に、料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの利用料金の減額の適用を行いません。
イ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
（メニュー５の設置に係る工事費の割引等）
４　当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。
⑴　定義等

ア　「基本工事費等の割引」とは、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用することをいいます。

イ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成26年12月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）となるもの

イ　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ　平成26年２月１日から平成26年６月30日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　ＩＰ通信網契約者は、この割引の適用を受けているＩＰ通信網契約について、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して24か月以内にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、2,000円（税込価格 2,160円）を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ　アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

（ア）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（イ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのＩＰ通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（ウ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

５　平成26年２月１日から平成26年６月30日までの間にメニュー５（メニュー５－１のもの（１Gb/sの品目のもの、提供の形態による細目がⅡ－２型のもの又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）又はメニュー５－２のもの（提供の形態による細目がⅡ－２型のものを除きます。）に限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（この附則の第３項又は第４項に規定する割引の適用を受けるものであって、料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成26年12月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、２か月間の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

６　削除

７　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項、第４項、第５項及び第６項の規定を適用しません。

（メニュー５の移転に係る工事費の割引）

８　平成26年２月１日から平成26年６月30日までの間にメニュー５（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの若しくは200Mb/sのもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年12月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

９　平成26年２月１日から平成26年６月30日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年12月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

⑴　メニュー５－１（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更

⑵　メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２型のＩＰ通信網サービスから、メニュー５－１における提供の形態による細目がⅡ－１型のもの又はメニュー５－２（提供の形態による細目がⅡ－２型のものを除きます。）のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更

⑶　削除

⑷　無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置の利用の請求と同時に申出があったメニュー５（提供の形態による細目がⅠ型ものに限ります。）に係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－１型のもの（1Gb/sの品目のものを除きます。）に係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更

10　削除

11　平成26年２月１日から平成26年６月30日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求

を承諾した場合であって、平成26年12月31日までにその変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を行うものを除きます。）があった場合は、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、1,000円を適用します。

⑴　メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－１の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更

⑵　メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更

（その他の工事費の割引）

12　平成26年２月１日から平成26年６月30日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの申込み又は利用の請求があり、当社がその申込み又は請求を承諾した場合であって、平成26年12月31日までにそのＩＰ通信網サービスの提供又は利用を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供又は利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－１、２－４、２－５又は２－７に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

⑴　メニュー７に係るＩＰ通信網サービス

⑵　無線アクセス機能

13　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成26年２月１日から平成26年６月30日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第12項の規定を適用しません。

（その他の利用料金の割引等）

14　平成26年２月１日から平成26年６月30日までの間に無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年12月31日までにその機能の提供を開始した場合は、その機能の提供を開始した日から起算して２か月間の利用料金（無線アクセス機能に係るものに限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－９に規定する額に代えて０円を適用します。

15　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成26年２月１日から平成26年６月30日までの間にその契約者回線について無線アクセス機能の請求を行ったと当社が認める場合は、その利用料金について、この附則の第14項の規定を適用しません。

附　則（平成26年２月24日東経企営第13－163号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成26年２月25日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

附　則（平成26年３月10日東経企営第13－0171号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成26年３月11日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー７におけるタイプ１又はタイプ２のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー７に係るＩＰ通信網サービス

４　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能が提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能が提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

無線アクセス機能におけるタイプ１又はタイプ２のもの	無線アクセス機能

附　則（平成26年３月20日東経企営第13－180号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成26年３月24日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおける提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおける提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって通信の態様による細目がプラン５のものに係るＩＰ通信網サービス

附　則（平成26年３月27日東経企営第13－183号）

（実施期日）

この改正規定は、平成26年３月31日から実施します。

附　則（平成26年１月24日東経企営第13－143号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成26年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　東経企営第12-32号（平成24年５月30日）の附則第３項第１号ア(ア)中「1,000円（税込価格 1,050円)」を「1,000円（税込価格 1,080円)」に、同号ア(イ)中「400円（税込価格 420円)」を「400円（税込価格 432円)」に改めます。

４　東経企営第12-88号（平成24年８月30日）の附則第３項第１号ア(ア)中「1,000円（税込価格 1,050円)」を「1,000円（税込価格 1,080円)」に、同号ア(イ)中「400円（税

込価格 420円)」を「400円（税込価格 432円)」に改めます。

５　東経企営第12-88号（平成24年８月30日）の附則第６項第１号ア(ア)中「900円（税込価格 945円)」を「900円（税込価格 972円)」に、同号ア(イ)中「1,000円（税込価格 1,050円)」を「1,000円（税込価格 1,080円)」に、同号ア(ウ)中「400円（税込価格 420円)」を「400円（税込価格 432円)」に改めます。

６　東経企営第12-137号（平成24年11月30日）の附則第３項第１号ア(ア)中「900円（税込価格 945円)」を「900円（税込価格 972円)」に、同号ア(イ)中「1,110円（税込価格 1,165.5円)」を「1,110円（税込価格 1,198.8円)」に、同号ア(ウ)中「510円（税込価格 535.5円)」を「510円（税込価格 550.8円)」に、同号ア(エ)中「110円（税込価格 115.5円)」を「110円（税込価格 118.8円)」に改めます。

７　東経企営第12-159号（平成25年１月31日）の附則第４項第１号ア(ア)中「1,000円（税込価格 1,050円)」を「1,000円（税込価格 1,080円)」に、同号ア(イ)中「400円（税込価格 420円)」を「400円（税込価格 432円)」に、同項第２号ア中「2,000円（税込価格 2,100円)」を「2,000円（税込価格 2,160円)」に改めます。

８　東経企営第13-13号（平成25年４月30日）の附則第３項第１号ア(ア)中「1,000円（税込価格 1,050円)」を「1,000円（税込価格 1,080円)」に、同号ア(イ)中「400円（税込価格 420円)」を「400円（税込価格 432円)」に改めます。

９　東経企営第13-13号（平成25年４月30日）の附則第５項第１号ア(ア)中「900円（税込価格 945円)」を「900円（税込価格 972円)」に、同号ア(イ)中「1,110円（税込価格 1,165.5円)」を「1,110円（税込価格 1,198.8円)」に、同号ア(ウ)中「510円（税込価格 535.5円)」を「510円（税込価格 550.8円)」に、同号ア(エ)中「110円（税込価格 115.5円)」を「110円（税込価格 118.8円)」に改めます。

10　東経企営第13-96号（平成25年９月30日）の附則第３項第１号ア(ア)中「700円（税込価格 735円)」を「700円（税込価格 756円)」に、同号ア(イ)中「220円（税込価格 231円)」を「220円（税込価格 237.6円)」に、同項第２号ア中「2,000円（税込価格 2,100円)」を「2,000円（税込価格 2,160円)」に改めます。

11　東経企営第13-96号（平成25年９月30日）の附則第４項第１号ア中「2,000円（税込価格 2,100円)」を「2,000円（税込価格 2,160円)」に、同項第２号ア中「2,000円（税込価格 2,100円)」を「2,000円（税込価格 2,160円)」に、同項第３号ア中「2,000円（税込価格 2,100円)」を「2,000円（税込価格 2,160円)」に改めます。

12　東経企営第13-96号（平成25年９月30日）の附則第５項第１号ア(ア)中「900円（税込価格 945円)」を「900円（税込価格 972円)」に、同号ア(イ)中「500円（税込価格 525円)」を「500円（税込価格 540円)」に、同号ア(ウ)中「1,110円（税込価格 1,165.5円)」を「1,110円（税込価格 1,198.8円)」に、同号ア(エ)中「510円（税込価格 535.5円)」を「510円（税込価格 550.8円)」に、同号ア(オ)中「110円（税込価格 115.5円)」を「110円（税込価格 118.8円)」に改めます。

13　東経企営第13-153号（平成26年１月31日）の附則第３項第１号ア(ア)中「700円（税込価格 735円)」を「700円（税込価格 756円)」に、同号ア(イ)中「220円（税込価格 231円)」を「220円（税込価格 237.6円)」に、同項第２号ア中「2,000円（税込価格 2,100円)」を「2,000円（税込価格 2,160円)」に改めます。

14　東経企営第13-153号（平成26年１月31日）の附則第４項第１号ア中「2,000円（税込価格 2,100円)」を「2,000円（税込価格 2,160円)」に、同項第２号ア中「2,000円（税込価格 2,100円)」を「2,000円（税込価格 2,160円)」に、同項第３号ア中「2,000円（税込価格 2,100円)」を「2,000円（税込価格 2,160円)」に改めます。

15　東経企営第13-153号（平成26年１月31日）の附則第５項第１号ア中「500円（税込価格 525円)」を「500円（税込価格 540円)」に改めます。

附　則（平成26年３月27日東経企営第13－186号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成26年４月１日から実施します。

（サービスの終了）
２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー２－１、閉域グループ内通信機能、グループ設定機能及び端末監視機能を終了することとします。
（経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成26年３月31日東経企営第13－191号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成26年４月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成26年４月21日東経企営第14－９号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成26年４月22日から実施します。
（経過措置）
２　当社は、この改正規定実施前に提供していた電気通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いについても、改正後の規定を適用します。

附　則（平成26年５月30日東経企営第14－25号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成26年６月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　東経企営第13-153号（平成26年１月31日）の附則第３項、第４項、第５項、第６項、第８項、第９項、第10項、第11項、第12項、第13項、第14項及び第15項中「平成26年５月31日」を「平成26年６月30日」に、東経企営第13-153号（平成26年１月31日）の附則第３項、第４項、第５項、第６項、第８項、第９項、第11項、第12項及び第14項中「平成26年11月30日」を「平成26年12月31日」に改めます。

附　則（平成26年６月20日東経企営第14－36号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成26年６月24日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能が提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能が提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

符号蓄積機能	符号蓄積機能におけるタイプ１のもの

（符号蓄積機能に係る利用料金の割引）
４　平成26年６月24日から平成26年９月30日までの間に符号蓄積機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年３月31日までにその機能の提供を開始した場合は、その機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の利用料金について、料金表第１表第１類第１の２－９に規定する額に代えて０円を適用します。

５　当社は、符号蓄積機能におけるタイプ１のものに関する利用料金に関する部分については、前項の規定にかかわらず、平成26年４月１日から平成26年９月30日までの間に符号蓄積機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年３月31日までにその機能の提供を開始した場合は、その機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の利用料金について、料金表第１表第１類第１の２－９に規定する額に代えて０円を適用します。

附　則（平成26年６月30日東経企営第14－47号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成26年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（メニュー５に係る利用料金の割引等）

３　当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による利用料金の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５（メニュー５－１のものであって、通信の態様による細目がプラン４又はプラン５のものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、次に掲げる額を減額して適用することをいいます。

（ア）　その契約者回線の設置に係る工事において、屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合又は配線設備多重装置の設置を伴うものに係る工事の場合は、500円（税込価格 540円）

（イ）（ア）以外の場合は、20円（税込価格 21.6円）

イ　割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日（この附則の第５項の適用を受ける場合は、その適用が終了する日を含む料金月の翌料金月の初日）から起算して、29か月後の料金月の末日までとします。

ただし、割引対象期間中にその契約者回線について、品目若しくは細目の変更（当社が別に定める場合を除きます。）又は移転があった場合は、その変更等があった日を含む料金月は利用料金の減額を適用しません。この場合において、利用料金の減額の適用を受けなかった料金月数に応じて、料金月を単位に割引対象期間の終了日を延長します。

ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成27年３月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）とならないもの

イ　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ　平成26年７月１日から平成26年９月30日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、割引対象期間内に、料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの利用料金の減額の適用を行いません。

イ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

（メニュー５の設置に係る工事費の割引等）

４　当社は、契約（メニュー５－１のものであって、通信の態様による細目がプラン４又はプラン５に係るものを除きます。）の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「基本工事費等の割引」とは、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,160円)である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用することをいいます。

イ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成27年３月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,160円)となるもの

イ　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ　平成26年７月１日から平成26年９月30日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　ＩＰ通信網契約者は、この割引の適用を受けているＩＰ通信網契約について、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して24か月以内にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、2,000円(税込価格 2,160円)を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ　アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

（ア）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（イ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのＩＰ通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（ウ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

５　平成26年７月１日から平成26年９月30日までの間にメニュー５（メニュー５－１ のもの（通信の態様による細目がプラン４若しくはプラン５のもの、提供の形態による細目がⅡ－２型のもの又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）又はメニュー５－２のもの（提供の形態による細目がⅡ－２型のものを除きます。）に限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（この附則の第３項又は第４項に規定する割引の適用を受けるものであって、料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成27年３月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、次に掲げる期間の利用料（タイプ２のものに係る加算料を除きます。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、０円を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの料金額の適用を行いません。

（ア）　割引対象サービスのうち１Gb/sの品目のものは、２か月間

（イ）（ア）以外のものは、１か月間

６　削除

７　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項、第４項、第５項及び第６項の規定を適用しません。

（メニュー５の移転に係る工事費の割引）

８　平成26年７月１日から平成26年９月30日までの間にメニュー５（メニュー５－１のプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年３月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

９　平成26年７月１日から平成26年９月30日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年３月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

⑴　メニュー５－１（通信の態様による細目がプラン３のものであって、料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けていないものに限

ります。）のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更

⑵　メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２型のＩＰ通信網サービスから、メニュー５－１における提供の形態による細目がⅡ－１型（通信の態様による細目がプラン４又はプラン５のものを除きます。）のもの又はメニュー５－２（提供の形態による細目がⅡ－２型のものを除きます。）のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更

⑶　削除

⑷　無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置の利用の請求と同時に申出があったメニュー５－１（提供の形態による細目がⅠ型のものであって、通信の態様による細目がプラン３のものに限ります。）又はメニュー５－２（提供の形態による細目がⅠ型ものに限ります。）に係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－１型のもの（メニュー５－１のものであって、通信の態様による細目がプラン４又はプラン５のものを除きます。）に係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更

10　削除

11　平成26年７月１日から平成26年９月30日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年３月31日までにその変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を行うものを除きます。）があった場合は、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、1,000円を、品目等の変更に係る回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、０円を適用します。

⑴　メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－１の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更

⑵　メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更

（その他の工事費の割引）

12　平成26年７月１日から平成26年９月30日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの申込み又は利用の請求があり、当社がその申込み又は請求を承諾した場合であって、平成27年３月31日までにそのＩＰ通信網サービスの提供又は利用を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供又は利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－１、２－４、２－５又は２－７に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

⑴　メニュー７に係るＩＰ通信網サービス

⑵　無線アクセス機能

13　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であ

って当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成26年７月１日から平成26年９月30日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第12項の規定を適用しません。

（その他の利用料金の割引等）

14　平成26年７月１日から平成26年９月30日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年３月31日までにその機能の提供を開始した場合は、その機能の提供を開始した日から起算して１か月間（メニュー５－１の１Gb/sの品目のものであって、プラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約者からその請求があり、当社がその請求を承諾した場合は２か月間）の利用料金（無線アクセス機能に係るものに限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－９に規定する額に代えて０円を適用します。

15　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成26年７月１日から平成26年９月30日までの間にその契約者回線について無線アクセス機能の請求を行ったと当社が認める場合は、その利用料金について、この附則の第14項の規定を適用しません。

附　則（平成26年７月14日東経企営第14－59号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成26年７月15日から実施します。

（サービスの終了）

２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー５－２における100Mb/sの品目のもの（配線設備多重装置（Ｉ型（ＰＮＡ方式によるもの）のものに限ります。）の提供を受けるものに限ります。）を終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　東経企営第02－107号（平成14年10月17日）の附則第２項（経過措置）を次のように改めます。

２　削除

附　則（平成26年８月６日東経企営第14－79号）

この改正規定は、平成26年８月20日から実施します。

附　則（平成26年９月30日東経企営第14－104号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成26年10月１日から実施します。

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（メニュー５に係る利用料金の割引等）

３　当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による利用料金の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５（メニュー５－１のものであって、通信の態様による細目がプラン４又はプラン５のものを除きます。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）

に限ります。以下この項において同じとします。）について、次に掲げる額を減額して適用することをいいます。

（ア）　その契約者回線の設置に係る工事において、屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合又は配線設備多重装置の設置を伴うものに係る工事の場合は、500円(税込価格 540円)

（イ）（ア)以外の場合は、20円(税込価格 21.6円)

イ　割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日（この附則の第７項の適用を受ける場合は、その適用が終了する日を含む料金月の翌料金月の初日）から起算して、29か月後の料金月の末日までとします。

ただし、割引対象期間中にその契約者回線について、品目若しくは細目の変更（当社が別に定める場合を除きます。）又は移転があった場合は、その変更等があった日を含む料金月は利用料金の減額を適用しません。この場合において、利用料金の減額の適用を受けなかった料金月数に応じて、料金月を単位に割引対象期間の終了日を延長します。

ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成27年５月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,160円)とならないもの

イ　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ　メニュー５－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－２型のものにあっては、この附則の第５項に規定する割引の適用を受けるもの

エ　メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものにあっては、この附則の第６項及び第７項に規定する割引の適用を受けるもの

オ　メニュー５－２の１Gb/sの品目のものにあっては、この附則の第７項に規定する割引の適用を受けるもの

カ　平成26年10月１日から平成26年11月30日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの利用料金の減額の適用を行いません。

イ　当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日を含む料金月以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。

ウ　当社は、その契約者回線について、イに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日を含む料金月の翌料金月の初日から、利用料金の減額の適用を受けなかった料金月数に応じて、料金月を単位に割引対象期間の終了日を延長して適用するものとします。

エ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

（メニュー５の設置に係る工事費の割引等）

４　当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「基本工事費等の割引」とは、メニュー５（メニュー５－１のものであって、通信の態様による細目がプラン４又はプラン５に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用することをいいます。

イ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成27年５月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）となるもの

イ　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ　メニュー５－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－２型のものにあっては、この附則の第５項に規定する割引の適用を受けるもの

エ　メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものにあっては、この附則の第６項に規定する割引の適用を受けるもの

オ　メニュー５－２の１Gb/sの品目のものにあっては、この附則の第７項に規定する割引の適用を受けるもの

カ　平成26年10月１日から平成26年11月30日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　ＩＰ通信網契約者は、この割引の適用を受けているＩＰ通信網契約について、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して24か月以内にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、2,000円（税込価格 2,160円）を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ　アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

（ア）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（イ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのＩＰ通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（ウ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

５　削除
６　当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。
⑴　定義等
ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、300円(税込価格324円)（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。
イ　割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（この附則の第７項の適用を受ける場合は、その適用が終了する日の翌日）から起算して、30か月間とします。
ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。
エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成27年５月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。
⑵　承諾
当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。
ア　料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの
イ　この附則の第３項又は第４項に規定する割引の適用を受けるもの
ウ　この附則の第７項に規定する割引の適用を受けるもの
エ　平成26年10月１日から平成26年11月30日までの間に申込みがあったもの
⑶　割引の適用
ア　当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。
イ　当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。
ウ　当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。
エ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
７　当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。
⑴　定義等
ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の申出により、２か月間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）のメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料について、料金表第１表第１類第１（臨時

ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する額（基本料に係る部分に限ります。）に代えて、０円を適用することをいいます。

イ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成27年５月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ　この附則の第３項又は第４項に規定する割引の適用を受けるもの

ウ　メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものにあっては、この附則の第６項に規定する割引の適用を受けるもの

エ　平成26年10月１日から平成26年11月30日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ　当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引を適用するものとします。

ウ　当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

８　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項、第４項、第５項、第６項及び第７項の規定を適用しません。

（メニュー５の移転に係る工事費の割引）

９　平成26年10月１日から平成26年11月30日までの間にメニュー５（メニュー５－１のプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年５月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

10　平成26年10月１日から平成26年11月30日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年５月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

⑴　メニュー５－１（通信の態様による細目がプラン３のものであって、料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けていないものに限ります。）のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更

⑵　メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２型のＩＰ通信網サービスから、メニュー５－１における提供の形態による細目がⅡ－１型（通信の態様による細目がプラン４又はプラン５のものを除きます。）のもの又はメニュー５－２（提供の形態による細目がⅡ－２型のものを除きます。）のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更

⑶　削除

11　削除

12　平成26年10月１日から平成26年11月30日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年５月31日までにその変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を行うものを除きます。）があった場合は、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、1,000円を、品目等の変更に係る回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、０円を適用します。

⑴　メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－１の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更

⑵　メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更

（その他の工事費の割引）

13　平成26年10月１日から平成26年11月30日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの申込み又は利用の請求があり、当社がその申込み又は請求を承諾した場合であって、平成27年５月31日までにそのＩＰ通信網サービスの提供又は利用を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供又は利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５又は２－７に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

⑴　メニュー７に係るＩＰ通信網サービス
⑵　無線アクセス機能

14　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成26年10月１日から平成26年11月30日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第13項の規定を適用しません。

（その他の利用料金の割引等）

15　平成26年10月１日から平成26年11月30日までの間にメニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年５月31日までにその機能の提供を開始した場合は、その機能の提供を開始した日から起算して２か月間の利用料金（無線アクセス機能に係るものに限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－９に規定する額に代えて０円を適用します。

16　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成26年10月１日から平成26年11月30日までの間にその契約者回線について無線アクセス機能の請求を行ったと当社が認める場合は、その利用料金について、この附則の第15項の規定を適用しません。

17　平成26年10月1日から平成26年11月30日までの間に符号蓄積機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年５月31日までにその機能の提供を開始した場合は、その機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の利用料金（加算額を除きます。）について、料金表第１表第１類第１の２－９に規定する額に代えて０円を適用します。

18　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成26年10月１日から平成26年11月30日までの間にその契約者回線について符号蓄積機能の請求を行ったと当社が認める場合は、その利用料金（加算額を除きます。）について、この附則の第17項の規定を適用しません。

附　則（平成26年10月１日東経企営第14－106号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成26年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー５の無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置であってＩＥＥＥ８０２．１１ａｃの無線方式により符号伝送を行うことができるもの	メニュー５の無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置におけるⅡ型のもの
メニュー５の無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置であって上記以外のもの	メニュー５の無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置におけるⅠ型のもの

４　当社は、この改正規定実施の日において、Ⅱ型の無線アクセス認証機能対応型無線

ＬＡＮ対応ルータ装置が提供されている場合、その無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置（基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）に係る利用料金については料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

ただし、平成28年４月１日以降の日にその無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置の故障等によりその無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置の交換があった場合は、交換があった日以降の期間についてはこの限りでありません。

５　当社は、この改正規定実施の日において、メニュー５の無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置におけるⅠ型のものに係る基本装置の受け付けを終了することとします。

６　無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置におけるⅠ型のものについて、平成28年４月１日以降の日に無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置の故障等により利用できない状態となった場合、その無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置の提供を終了することとします。

７　前項の規定にかかわらず、平成26年10月１日から平成28年３月31日までの間に無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置（Ⅰ型のものに限ります。）の故障等により利用できない状態となった場合、その無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置の提供を終了することがあります。この場合において、ＩＰ通信網契約者から無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置におけるⅡ型のもの（基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置に係る利用料金については料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

ただし、平成28年４月１日以降の日にその無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置の故障等によりその無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置の交換があった場合は、交換があった日以降の期間についてはこの限りでありません。

８　平成26年10月1日から平成26年11月31日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約（以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時にＩＰ通信網契約者から無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置におけるⅡ型のもの（基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年５月31日までにその主契約に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、その無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置に係る利用料金については料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

ただし、平成28年４月１日以降の日にその無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置の故障等によりその無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置の交換があった場合は、交換があった日以降の期間についてはこの限りでありません。

附　則（平成26年10月31日東経企営第14－118号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成26年11月１日から実施します。

ただし、当社が別に定めるものについては平成26年12月１日から実施します。

（経過措置）

２　当社は、この改正規定実施前に提供していた電気通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いについても、改正後の規定を適用します。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定にある、東経企営第06－168号（平成18年11月30日）の附則第３項、東経企営第11－210号（平成24年３月29日）の附則第３項

及び東経企営第13－111号（平成25年10月31日）の附則第３項の規定にかかわらず、改正後の規定を適用します。

附　則（平成26年11月28日東経企営第14－133号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成26年12月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービス及び端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー５－１の１Gbpsの品目におけるプラン３－１に係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－１の１Gbpsの品目におけるプラン３－１に係るＩＰ通信網サービス及びメニュー５の無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置
メニュー５－２の１Gbpsの品目に係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－２の１Gbpsの品目に係るＩＰ通信網サービス及びメニュー５の無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置

４　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー５の無線ＬＡＮルータ機能対応型増設装置（無線ＬＡＮカード）	メニュー５の無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）の増設装置

５　平成26年12月１日から平成27年１月31日までの間にメニュー５の無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）の提供を受けるＩＰ通信網契約者から、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の廃止の請求（品目等の変更を伴うものを除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年３月31日までにその廃止に関する工事があった場合は、平成26年12月１日以降の期間について、そのメニュー５の無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置に係る機器利用料は適用しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。

６　平成26年12月１日から平成27年１月31日までの間にメニュー５の無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）の提供を受けるＩＰ通信網契約者から、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の廃止の請求（品目等の変更又は移転を伴うものを除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年３月31日までにその廃止に関する工事があった場合は、その廃止の工事に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

附　則（平成26年11月28日東経企営第14－134号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成26年12月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（工事の態様に応じた利用料金の割引）

３　当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による利用料金の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５（メニュー５－１のものであって、通信の態様による細目がプラン４又はプラン５のものを除きます。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、その契約者回線の設置に係る工事において、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の設置を伴うものである場合に限り、次に掲げる額を減額して適用することをいいます。

（ア）　メニュー５－１のものは、200円(税込価格 216円)

（イ）　メニュー５－２のものは、300円(税込価格 324円)

イ　割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、29か月後の料金月の末日までとします。

ただし、割引対象期間中にその契約者回線について、品目若しくは細目の変更（当社が別に定める場合を除きます。）又は移転があった場合は、その変更等があった日を含む料金月は利用料金の減額を適用しません。この場合において、利用料金の減額の適用を受けなかった料金月数に応じて、料金月を単位に割引対象期間の終了日を延長します。

ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成27年７月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　その契約者回線の設置に係る工事において、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の設置を伴うもの

イ　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ　メニュー５－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－２型のものについては、この附則の第５項に規定する割引の適用を受けるもの

エ　メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものについては、この附則の第17項に規定する割引の適用を受けるもの

オ　平成26年12月１日から平成27年１月31日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に料金表第１表第１類第１

の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、その変更等があった日以降の期間についてはこの利用料金の減額の適用を行いません。

イ　当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日を含む料金月以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。

ウ　当社は、その契約者回線について、イに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日を含む料金月の翌料金月の初日から、利用料金の減額の適用を受けなかった料金月数に応じて、料金月を単位に割引対象期間の終了日を延長して適用するものとします。

エ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

（メニュー５の設置に係る工事費の割引等）

４　当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による基本工事費等の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「基本工事費等の割引」とは、メニュー５（メニュー５－１のものであって、通信の態様による細目がプラン４又はプラン５に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の選択により、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）である場合に限り、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用することをいいます。

イ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する基本工事費等の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成27年７月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）となるもの

イ　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ　メニュー５－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－２型のものについては、この附則の第５項に規定する割引の適用を受けるもの

エ　メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものについては、この附則の第17項に規定する割引の適用を受けるもの

オ　平成26年12月１日から平成27年１月31日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　ＩＰ通信網契約者は、この割引の適用を受けているＩＰ通信網契約について、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算して24か月以内にそのＩＰ通信網契約の解除があった場合は、2,000円（税込価格 2,160円）を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

イ　アの場合において、次のいずれかに該当する場合には、アの規定を適用しません。

（ア）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域外に移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５に係るＩＰ

通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（イ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内に移転する旨の請求があり、そのＩＰ通信網サービスを提供することが技術上困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があることから、当社がその請求を承諾しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

（ウ）　ＩＰ通信網契約者から、メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内であって、当社がメニュー５－２に係る契約者グループを設定していない構内又は建物内へ移転する旨の意思表示があり、当社がその移転先でメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスを提供しないことによりそのＩＰ通信網契約の解除があった場合。

５　削除

６　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項、第４項、第５項及び第17項の規定を適用しません。

（メニュー５の移転に係る工事費の割引）

７　平成26年12月１日から平成27年１月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１のプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑨に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年７月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

８　平成26年12月１日から平成27年１月31日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年７月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

⑴　メニュー５－１（通信の態様による細目がプラン３のものであって、料金表第１表第１類第１の１⑨に規定する学校に限定した割引の適用を受けていないものに限ります。）のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更

⑵　メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２型のＩＰ通信網サービスから、メニュー５－１における提供の形態による細目がⅡ－１型（通信の態様による細目がプラン４又はプラン５のものを除きます。）のもの又はメニュー５－２（提供の形態による細目がⅡ－２型のものを除きます。）のものに係るＩＰ通信網サービスへの

品目等の変更
⑶　削除
９　削除
10　平成26年12月１日から平成27年１月31日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの品目等の変更のみの請求（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を要する請求がある場合を含み、その品目等の変更と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を要する請求がある場合を除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年７月31日までにその変更のみの工事（その品目等の変更と同時に工事（交換機等工事のみの場合に限ります。）を行う場合を含み、その品目等の変更の工事と同時にＩＰ通信網サービス契約約款以外の当社が定める契約約款等に規定する工事（当社が別に定める場合を除きます。）を行うものを除きます。）があった場合は、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、1,000円を、品目等の変更に係る回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額にかかわらず、０円を適用します。
⑴　メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－１の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。）への品目等の変更
⑵　メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２の200Mb/sのものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更
（その他の工事費の割引）
11　平成26年12月１日から平成27年１月31日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの申込み又は利用の請求があり、当社がその申込み又は請求を承諾した場合であって、平成27年７月31日までにそのＩＰ通信網サービスの提供又は利用を開始した場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供又は利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５又は２－７に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。
⑴　メニュー７に係るＩＰ通信網サービス
⑵　無線アクセス機能
12　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成26年12月１日から平成27年１月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第11項の規定を適用しません。
（その他の利用料金の割引等）
13　平成26年12月１日から平成27年１月31までの間にメニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものであって無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置の提供を受けるもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものであって無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置の提供を受けるものに係るＩＰ通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年７月31日までにその機能の提供を開始した場合は、その機能の提供を開始した日から起算して２か月間の利用料金（無線アクセス機能に係るものに限ります。）について、料金表第１表第１類第１の２－９に規定する額に代え

て０円を適用します。

14　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成26年12月１日から平成27年１月31日までの間にその契約者回線について無線アクセス機能の請求を行ったと当社が認める場合は、その利用料金について、この附則の第13項の規定を適用しません。

15　平成26年12月１日から平成27年１月31日までの間に符号蓄積機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年７月31日までにその機能の提供を開始した場合は、その機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の利用料金（加算額を除きます。）について、料金表第１表第１類第１の２－９に規定する額に代えて０円を適用します。

16　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成26年12月１日から平成27年１月31日までの間にその契約者回線について符号蓄積機能の請求を行ったと当社が認める場合は、その利用料金（加算額を除きます。）について、この附則の第15項の規定を適用しません。

17　平成26年12月１日から平成27年１月31日までの間にメニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約（この附則の第３項又は第４項に規定する割引の適用を受けるものであって、料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みと同時にＩＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（基本装置に限ります。以下この項及び第18項において同じとします。）の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年７月31日までにそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から起算して30か月間（以下この項及び第18項において「割引対象期間」といいます。）における無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置に係る利用料金について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用します。

⑴　メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものは、300円(税込価格 324円)

⑵　メニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 216円)

（注１）当社は、利用日数に応じた日割の計算をする場合は、２－５－１（利用料）⑴に規定するメニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係る基本料に２－５－２（加算額）⑸に規定する端末設備（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置に限ります。）に係る機器利用料を合算した利用料金を日割した額から、本項⑴又は⑵に規定する額を日割した額を減額します。

（注２）当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

18　前項の場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

　この場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

19　平成26年12月１日から平成27年１月31日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約（以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時にＩＰ通信網契約者から無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置におけるⅡ型のもの（基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年７月31日までにその主契約に係るＩＰ通

信網サービスの提供を開始した場合は、その無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置に係る利用料金については料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

ただし、平成28年４月１日以降の日にその無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置の故障等によりその無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置の交換があった場合は、交換があった日以降の期間についてはこの限りでありません。

附　則（平成27年１月28日東経企営第14－166号）

この改正規定は、平成27年２月１日から実施します。

附　則（平成27年１月28日東経企営第14－167号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成27年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

（メニュー５の設置、移転又は品目等の変更に係る工事費の割引）

５　当社は、契約の申込者から、申出があったときは、次のとおり規定する選択制による工事費の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「工事費の割引」とは、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込者又はＩＰ通信網契約者（以下この項において「ＩＰ通信網契約者等」といいます。）の選択により、その契約者回線の設置、移転（当社が別に定める場合を除きます。）、品目等の変更（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（基本装置に限ります。）の設置若しくは廃止（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転に関する工事（以下この項において「割引対象工事」といいます。）の費用について、料金表第２表第２の２－５に規定する工事費の合計額から次に掲げる額を減額して適用することをいいます。

（ア）　メニュー５－１における割引対象工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、6,000円(税込価格 6,480円)

（イ）　メニュー５－２における割引対象工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の設置若しくは移転を伴うものに係る工事の場合は、9,000円(税込価格 9,720円)

（ウ）　(ア)及び(イ)以外の場合は、2,000円(税込価格 2,160円)

イ　ＩＰ通信網契約者等は、割引対象工事を行う日までに、アに規定する工事費の割引を選択する申出を行っていただきます。

ウ　この割引の適用を受けるものは、平成27年９月30日までに割引対象工事を行ったものに限ります。

⑵　承諾

当社は、この割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　その割引対象工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）とならないもの

イ　その契約者回線に係る割引対象工事を行う日に料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けていないもの

ウ　平成27年２月１日から平成27年３月31日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　品目等の変更に関する工事において、この附則の第８項の適用を受ける場合は、この割引を適用しません。

イ　無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の廃止に関する工事において、当社が別に定めるものの適用を受ける場合は、この割引を適用しません。

６　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第５項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引を適用しません。

（メニュー５の移転に係る工事費の割引）

７　平成27年２月１日から平成27年３月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１のプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年９月30日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事費の合計額について、この附則の第５項に規定する割引を適用した額から、次に掲げる額を減額して適用します。

⑴　メニュー５－１のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円（税込価格 9,720円）

⑵　メニュー５－２のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円（税込価格 8,100円）

⑶　⑴及び⑵以外の場合は、1,100円（税込価格 1,188円）

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

８　削除

９　削除

10　平成27年２月１日から平成27年３月31日までの間に符号蓄積機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年９月30日までにその機能の提供を開始した場合は、その機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の利用料金（加算額を除きます。）について、料金表第１表第１類第１の２－９に規定する額に代えて０円を適用します。

11　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、平成27年２月１日から平成27年３月31日までの間にその契約者回線について符号蓄積機能の請求を行ったと当社が認める場合は、その利用料金（加算額を除きます。）について、この附則の第10項の規定を適用しません。

12　平成27年２月１日から平成27年３月31日までの間にメニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約（料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みと同時にＩＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（基本装置に限ります。以下この項及び第13項において同じとします。）の利用の請求があり、当社がその請求を承諾し

た場合であって、平成27年９月30日までにそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から起算して30か月間（以下この項及び第13項において「割引対象期間」といいます。）における無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置に係る利用料金について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用します。

⑴　メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものは、300円（税込価格 324円）

⑵　メニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るものは、200円（税込価格 216円）

（注１）当社は、割引額の計算において、２－５－１（利用料）⑴に規定する基本料に２－５－２（加算額）⑸に規定する端末設備（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置に限ります。）に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項⑴又は⑵に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

（注２）当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

13　前項の場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

14　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第12項の規定を適用しません。

附　則（平成27年１月28日東経企営第14－168号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成27年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　平成27年２月１日から平成27年３月31日までの間にメニュー５の無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）の提供を受けるＩＰ通信網契約者（平成26年11月30日までにその無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置を提供したものに限ります。）から、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の廃止の請求（品目等の変更又は移転を伴うものを除きます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年９月30日までにその廃止に関する工事があった場合は、その廃止の工事に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

附　則（平成27年３月26日東経企営第14－212号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成27年３月27日から実施します。

（契約に関する経過措置）

２　当社は、この改正規定実施の日において、この約款の改正前の規定により提供している販売時点管理機能を終了することとします。

ただし、当社は、この改正規定実施の際現に、この約款の改正前の規定により提供

している販売時点管理機能は、この改正規定実施の日において、この改正規定の規定により当社が別に定める契約を締結したものとみなして取り扱います。

（料金等の支払い等に関する経過措置）

３　この改正規定実施前に、この約款の改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

４　この改正規定実施前に、この約款の改正前の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

（この改正規定実施前に行った手続きの効力等）

５　この改正規定実施前に、この約款の改正前の規定により行った手続きその他の行為は、改正前のこの約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

附　則（平成27年３月30日東経企営第14－222号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成27年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　当社は、この改正規定実施前にメニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みがあったときは、この改正規定実施前の工事費の額を適用します。

附　則（平成27年３月31日東経企営第14－225号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成27年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

（メニュー５の移転に係る工事費の割引）

５　平成27年４月１日から平成27年７月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１のプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年１月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第２表第２の２－５に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。

⑴　メニュー５－１のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円（税込価格 9,720円）

⑵　メニュー５－２のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円（税込価格 8,100円）

⑶　⑴及び⑵以外の場合は、1,100円（税込価格 1,188円）

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

６　削除

７　削除

８　平成27年４月１日から平成27年７月31日までの間にメニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約（料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みと同時にＩＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（基本装置に限ります。以下この項及び第９項において同じとします。）の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年１月31日までにそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から起算して30か月間（以下この項及び第９項において「割引対象期間」といいます。）における無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置に係る利用料金について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用します。

⑴　メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものは、300円（税込価格　324円）

⑵　メニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るものは、200円（税込価格　216円）

（注１）当社は、割引額の計算において、２－５－１（利用料）⑴に規定する基本料に２－５－２（加算額）⑸に規定する端末設備（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置に限ります。）に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項⑴又は⑵に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

（注２）当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

９　前項の場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

10　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第８項の規定を適用しません。

附　則（平成27年４月14日東経企営第15－005号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成27年４月15日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　東経企営第14-104号（平成26年９月30日）の附則第17項及び第18項（その他の利用料金の割引等）中「の利用料金」を「の利用料金（加算額を除きます。）」に改めます。

４　東経企営第14-134号（平成26年11月28日）の附則第15項及び第16項（その他の利用料金の割引等）中「の利用料金」を「の利用料金（加算額を除きます。）」に改めます。

５　東経企営第14-167号（平成27年１月28日）の附則第10項及び第11項（その他の利用料金の割引等）中「の利用料金」を「の利用料金（加算額を除きます。）」に改めます。

附　則（平成27年４月17日東経企営第15－010号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成27年４月20日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成27年５月11日東経企営第15－018号）

この改正規定は、平成27年５月12日から実施します。

附　則（平成27年６月18日東経企営第15－055号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成27年７月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務（延滞利息を除きます。）については、第45条（延滞利息）に係る改正規定を除きなお従前のとおりとし、この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの延滞利息については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施の際現に、この約款の附則に定めるところによりなお従前のとおり提供することとしている電気通信サービスの延滞利息に係る取り扱いについては、改正前の規定にかかわらず、改正後の第45条（延滞利息）の規定を適用します。

附　則（平成27年６月18日東経企営第15－056号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成27年７月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成27年７月22日東経企営第15－77号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成27年８月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　削除
４　削除
（メニュー５の移転に係る工事費の割引）
５　平成27年８月１日から平成27年９月30日までの間にメニュー５（メニュー５－１のプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年３月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第２表第２の２－５に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。
⑴　メニュー５－１のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円（税込価格 9,720円）
⑵　メニュー５－２のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円（税込価格 8,100円）
⑶　⑴及び⑵以外の場合は、1,100円（税込価格 1,188円）

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）
６　削除
７　削除
８　平成27年８月１日から平成27年９月30日までの間にメニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約（料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みと同時にＩＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（基本装置に限ります。以下この項及び第９項において同じとします。）の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年３月31日までにそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から起算して30か月間（以下この項及び第９項において「割引対象期間」といいます。）における無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置に係る利用料金について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用します。
⑴　メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものは、300円（税込価格 324円）
⑵　メニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るものは、200円（税込価格 216円）
（注１）当社は、割引額の計算において、２－５－１（利用料）⑴に規定する基本料に２－５－２（加算額）⑸に規定する端末設備（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置に限ります。）に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項⑴又は⑵に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。
（注２）当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
９　前項の場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。
　この場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。
10　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第８項の規定を適用しません。

附　則（平成27年８月27日東経企営第15－106号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成27年９月１日から実施します。
（経過措置）
２　当社は、この改正規定実施の日において、この約款の改正前の規定により提供している電子公告表示機能を終了することとします。
　ただし、当社は、この改正規定実施の際現に、この約款の改正前の規定により電子公告表示機能が提供されている契約者回線に係るＩＰ通信網契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、当社が別に定める契約を締結したものとみなします。
３　この改正規定実施前に、この約款の改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成27年９月30日東経企営第15－125号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成27年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

（メニュー５の移転に係る工事費の割引）

５　平成27年10月１日から平成27年12月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１のプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑨に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年６月30日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,160円)となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第２表第２の２－５に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。

⑴　メニュー５－１のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円(税込価格 9,720円)

⑵　メニュー５－２のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円(税込価格 8,100円)

⑶　⑴及び⑵以外の場合は、1,100円(税込価格 1,188円)

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

６　削除

７　削除

８　平成27年10月１日から平成27年12月31日までの間にメニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約（料金表第１表第１類第１の１⑩に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みと同時にＩＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（基本装置に限ります。以下この項及び第９項において同じとします。）の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年６月30日までにそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から起算して30か月間（以下この項及び第９項において「割引対象期間」といいます。）における無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置に係る利用料金について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用します。

⑴　メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものは、300円(税込価格 324円)

⑵　メニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 216円)

（注１）当社は、割引額の計算において、２－５－１（利用料）⑴に規定する基本料に２－５－２（加算額）⑸に規定する端末設備（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置に限ります。）に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項⑴又は⑵に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

（注２）当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合

は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
９　前項の場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。
　この場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。
10　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第８項の規定を適用しません。

附　則（平成27年10月14日東経企営第15－131号）

この改正規定は、平成27年10月15日から実施します。

附　則（平成27年11月12日東経企営第15－150号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成27年11月13日から実施します。
（サービスの終了）
２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー６－６並びにユニキャスト通信機能、インターネット配信機能及び蓄積符号暗号化機能を終了することとします。
（経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成27年11月30日東経企営第15－156号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成27年12月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　東経企営第13－163号（平成26年２月24日）の附則第３項を削除します。
４　東経企営第14－225号（平成27年３月31日）の附則第６項中「Ⅰ型又はⅡ－１型のもの」を「Ⅱ－１型のもの」に改めます。
５　東経企営第15－77号（平成27年７月22日）の附則第６項中「Ⅰ型又はⅡ－１型のもの」を「Ⅱ－１型のもの」に改めます。
６　東経企営第15－125号（平成27年９月30日）の附則第６項中「Ⅰ型又はⅡ－１型のもの」を「Ⅱ－１型のもの」に改めます。

附　則（平成27年12月７日東経企営第15－159号）

この改正規定は、平成27年12月８日から実施します。

附　則（平成27年12月15日東経企営第15－166号）

（実施期日）
この改正規定は、平成27年12月16日から実施します。

附　則（平成27年12月24日東経企営第15－164号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成28年１月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの

料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　削除
４　削除
（メニュー５の移転に係る工事費の割引）
５　平成28年１月１日から平成28年２月29日までの間にメニュー５（メニュー５－１のプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年８月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,160円)となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第２表第２の２－５に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。
⑴　メニュー５－１のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円(税込価格 9,720円)
⑵　メニュー５－２のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円(税込価格 8,100円)
⑶　⑴及び⑵以外の場合は、1,100円(税込価格 1,188円)
（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）
６　削除
７　削除
８　平成28年１月１日から平成28年２月29日までの間にメニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約（料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みと同時にＩＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（基本装置に限ります。以下この項及び第９項において同じとします。）の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年８月31日までにそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から起算して30か月間（以下この項及び第９項において「割引対象期間」といいます。）における無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置に係る利用料金について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用します。
⑴　メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものは、300円(税込価格 324円)
⑵　メニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 216円)
（注１）当社は、割引額の計算において、２－５－１（利用料）⑴に規定する基本料に２－５－２（加算額）⑸に規定する端末設備（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置に限ります。）に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項⑴又は⑵に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。
（注２）当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
９　前項の場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。
この場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の再

設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

10　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第８項の規定を適用しません。

附　則（平成28年１月28日東経企営第15－190号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成28年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（蓄積符号閲覧編集機能に係る利用料金の割引）

３　平成28年２月１日から平成28年５月31日までの間に符号蓄積機能の基本機能に係るものの利用の請求と同時に蓄積符号閲覧編集機能に係るものの利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年11月30日までに蓄積符号閲覧編集機能の提供を開始したとき（その機能の提供を開始した日の属する料金月が、符号蓄積機能の基本機能の提供を開始した日の属する料金月であるときに限ります。）は、その機能の提供を開始した日を含む料金月及び翌料金月の蓄積符号閲覧編集機能に係る利用料金について、料金表第１表第１類第１の２－９に規定する額に代えて０円を適用します。

４　当社は、この附則の第３項に規定する割引の適用を受けた者が、平成28年２月１日から平成28年５月31日までの間に蓄積符号閲覧編集機能に係るものの利用の請求を行ったと当社が認める場合は、この附則の第３項の規定を適用しません。

附　則（平成28年２月29日東経企営第15－224号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成28年３月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

（その他）

５　東経企営第13－96号（平成25年９月30日）の附則第15項を「15　削除」に改めます。

６　東経企営第15－77号（平成27年７月22日）の附則第３項、第６項及び第７項中「Ⅱ－２型」を「Ⅱ－２－１型」に改めます。

７　東経企営第15－125号（平成27年９月30日）の附則第３項、第６項及び第７項中「Ⅱ－２型」を「Ⅱ－２－１型」に改めます。

８　東経企営第15－164号（平成27年12月24日）の附則第３項、第６項及び第７項中「Ⅱ－２型」を「Ⅱ－２－１型」に改めます。

附　則（平成28年２月29日東経企営第15－226号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成28年３月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

（メニュー５の移転に係る工事費の割引）

５　平成28年３月１日から平成28年５月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１のプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年11月30日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,160円)となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第２表第２の２－５に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。

⑴　メニュー５－１のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円(税込価格 9,720円)

⑵　メニュー５－２のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円(税込価格 8,100円)

⑶　⑴及び⑵以外の場合は、1,100円(税込価格 1,188円)

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

６　削除

７　削除

８　平成28年３月１日から平成28年５月31日までの間にメニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約（料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるものに限ります。）の申込みと同時にＩＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ｉ型の基本装置に限ります。以下この項及び第９項において同じとします。）の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年11月30日までにそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から起算して30か月間（以下この項及び第９項において「割引対象期間」といいます。）における無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置に係る利用料金について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用します。

⑴　メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものは、300円(税込価格 324円)

⑵　メニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 216円)

（注１）当社は、割引額の計算において、２－５－１（利用料）⑴に規定する基本料に２－５－２（加算額）⑸に規定する端末設備（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置に限ります。）に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項⑴又は⑵に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

（注２）当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

９　前項の場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

10　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第８項の規定を適用しません。

附　則（平成28年２月29日東経企営第15－227号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成28年３月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　前項の規定に関わらず、料金表別表３に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用を開始した日が平成26年２月１日であるＩＰ通信網契約者については、平成28年２月１日から平成28年３月31日までの間に長期継続利用の廃止があった場合、料金表別表３第９項に規定する額の支払いを要しないものとします。

附　則（平成28年３月29日東経企営第15－248号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成28年４月１日から実施します。

（サービスの終了）

２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー５－１の100Mb/sの品目におけるサービスクラスによる細目がクラス１に係るものを終了することとします。

ただし、当社が別に定めるＩＰ通信網契約者については、平成28年４月11日に、改正前の規定により提供しているＩＰ通信網サービスを終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

４　東経企営第11－210号（平成24年３月29日）の附則第３項を次のとおり改正します。

「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している電気通信サービス（メニュー５－１の100Mb/sの品目におけるサービスクラスによる細目がクラス１に係るものを除きます。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」

附　則（平成28年４月５日東経企営第16－003号）

（実施期日）

この改正規定は、平成28年４月６日から実施します。

附　則（平成28年４月28日東経企営第16－019号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成28年４月29日から実施します。

（経過措置）

２　削除

３　削除

附　則（平成28年５月20日東経企営第16－032号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成28年５月21日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成28年５月19日東経企営第16－033号）

この改正規定は、平成28年５月23日から実施します。

附　則（平成28年５月31日東経企営第16－044号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成28年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

（メニュー５の移転に係る工事費の割引）

５　平成28年６月１日から平成28年９月30日までの間にメニュー５（メニュー５－１のプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成29年３月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,160円)となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第２表第２の２－５に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。

⑴　メニュー５－１のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円(税込価格 9,720円)

⑵　メニュー５－２のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円(税込価格 8,100円)

⑶　⑴及び⑵以外の場合は、1,100円(税込価格 1,188円)

６　削除

７　削除

（メニュー５の回線接続装置に係る利用料金の割引）

８　当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約の申込みと同時にＩＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ｉ型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）の利用の請求があった場合に、そのＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）における無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る利用料について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

（ア）　メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものは、300円(税込価格 324円)

（イ）　メニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 216円)

イ　割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成29年３月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ　平成28年６月１日から平成28年９月30日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ　当社は、割引額の計算において、２－５－１（利用料）⑴に規定する基本料に２－５－２（加算額）⑸に規定する端末設備（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置に限ります。）に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項⑴又は⑵に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

９　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第８項の規定を適用しません。

附　則（平成28年５月31日東経企営第16－045号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成28年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　当社は、この改正規定実施の日において、この約款の改正前の規定により提供している料金表に規定するメニュー６－３を終了することとします。

ただし、当社は、この改正規定実施の際現に、この約款の改正前の規定により料金表に規定するメニュー６－３に係るＩＰ通信網契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、当社が別に定める契約を締結したものとみなします。

３　この改正規定実施前に、この約款の改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成28年６月29日東経企営第16－067号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成28年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

附　則（平成28年７月28日東経企営第16－098号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成28年８月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

ただし、この改正規定実施の日以降に待受情報受信機能対応装置の廃止があった場合における、改正前の料金表第１表第１類第１の２（料金額）の２－５－２⑸の備考の10の規定の適用についてはこの限りでありません。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー６－４、待受情報受信機能対応装置、待受情報受信機能及び蓄積符号容量拡張機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成28年８月31日東経企営第16－00118号）

この改正規定は、平成28年９月１日から実施します。

附　則（平成28年９月29日東経企営第16－131号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成28年９月30日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー５の無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）	メニュー５の無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）のうちＩ型のもの

（その他）

４　東経企営第15－226号（平成28年２月29日）の附則第８項中「無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（基本装置に限ります。以下この項及び第９項において同じとします。）」を「無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ｉ型の基本装置に限ります。以下この項及び第９項において同じとします。）」に改めます。

５　東経企営第16－044号（平成28年５月31日）の附則第８項中「無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）」を「無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ｉ型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）」に改めます。

附　則（平成28年９月29日東経企営第16－132号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成28年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

（メニュー５の移転に係る工事費の割引）

５　平成28年10月１日から平成29年１月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１のプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料

金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成29年７月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,160円)となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第２表第２の２－５に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。

⑴　メニュー５－１のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円(税込価格 9,720円)

⑵　メニュー５－２のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円(税込価格 8,100円)

⑶　⑴及び⑵以外の場合は、1,100円(税込価格 1,188円)

６　削除

７　削除

（メニュー５の回線接続装置に係る利用料金の割引）

８　当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約の申込みと同時にＩＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ｉ型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）の利用の請求があった場合に、そのＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）における無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る利用料について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

（ア）　メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものは、300円(税込価格 324円)

（イ）　メニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 216円)

イ　割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成29年７月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ　平成28年10月１日から平成29年１月31日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を

含むものとします。

この場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ　当社は、割引額の計算において、２－５－１（利用料）⑴に規定する基本料に２－５－２（加算額）⑸に規定する端末設備（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置のＩ型の基本装置に限ります。）に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項⑴又は⑵に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

９　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第８項の規定を適用しません。

附　則（平成28年９月29日東経企営第16－130号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成28年10月３日から実施します。

（経過措置）

２　当社はこの改正規定実施の日において、この約款の改正前の規定により提供している符号蓄積機能の基本機能におけるタイプ２のもの及び追加機能（タイプ２に係るものに限ります。）を終了することとします。

ただし、当社はこの改正の際現に、この約款の改正前の規定により符号蓄積機能の基本機能におけるタイプ２のもの及び追加機能（タイプ２に係るものに限ります。）が提供されている契約者回線にかかるＩＰ通信網契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、当社が別に定める契約を締結したものとみなします。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能が提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能が提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

符号蓄積機能におけるタイプ１のもの	符号蓄積機能

附　則（平成28年10月７日東経企営第16－148号）

この改正規定は、平成28年10月11日から実施します。

附　則（平成28年10月27日東経企営第16－149号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成28年11月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成28年12月５日東経企営第16－171号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成28年12月10日から実施します。

（経過措置）

２　削除

３　削除

附　則（平成28年12月27日東経企営第16－193号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成29年１月４日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー６－２に係るＩＰ通信網サービス	メニュー６－２のプラン１に係るＩＰ通信網サービス

附　則（平成28年１月26日東経企営第16－208号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成29年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

（メニュー５の移転に係る工事費の割引）

５　平成29年２月１日から平成29年５月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１のプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成29年11月30日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第２表第２の２－５に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。

⑴　メニュー５－１のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円（税込価格 9,720円）

⑵　メニュー５－２のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円（税込価格 8,100円）

⑶　⑴及び⑵以外の場合は、1,100円（税込価格 1,188円）

６　削除

７　削除

（メニュー５の回線接続装置に係る利用料金の割引）

８　当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約の申込みと同時にＩＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ｉ型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）の利用の請求があった場合に、そのＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）における無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る利用料について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

（ア）　メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものは、300円(税込価格 324円)

（イ）　メニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 216円)

イ　割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成29年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ　平成29年２月１日から平成29年５月31日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ　当社は、割引額の計算において、２－５－１（利用料）⑴に規定する基本料に２－５－２（加算額）⑸に規定する端末設備（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置のＩ型の基本装置に限ります。）に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項⑴又は⑵に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

９　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第８項の規定を適用しません。

附　則（平成29年２月28日東経企営第16－234号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成29年３月１日から実施します。

（サービスの終了）

２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー５－３を終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　東経企営第13－111号（平成25年10月31日）の附則第３項及び第４項（経過措置）を削除します。

附　則（平成29年２月28日東経企営第16－235号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成29年３月１日から実施します。

（サービスの終了）

２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー６－４、待受情報受信機能対応装置（Ⅰ型）、待受情報受信機能対応装置（Ⅱ型）、待受情報受信機能及び蓄積符号容量拡張機能を終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　東経企営第16－098号（平成28年７月28日）の附則第２項及び第３項（経過措置）を削除します。

附　則（平成29年５月30日東経企営第17－36号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成29年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

（メニュー５の移転に係る工事費の割引）

５　平成29年６月１日から平成29年９月30日までの間にメニュー５（メニュー５－１のプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成30年３月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第２表第２の２－５に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。

⑴　メニュー５－１のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円（税込価格 9,720円）

⑵　メニュー５－２のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円（税込

価格 8,100円）
⑶ ⑴及び⑵以外の場合は、1,100円（税込価格 1,188円）
６ 削除
７ 削除
（メニュー５の回線接続装置に係る利用料金の割引）
８ 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。
⑴ 定義等
ア 「利用料金の割引」とは、メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約の申込みと同時にＩＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ｉ型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）の利用の請求があった場合に、そのＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）における無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る利用料について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。
（ア） メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものは、300円（税込価格 324円）
（イ） メニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 216円）
イ 割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。
ウ 契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。
エ この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成30年３月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。
⑵ 承諾
当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。
ア そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの
イ 平成29年６月１日から平成29年９月30日までの間に申込みがあったもの
⑶ 割引の適用
ア 当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。
この場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。
イ 当社は、割引額の計算において、２－５－１（利用料）⑴に規定する基本料に２－５－２（加算額）⑸に規定する端末設備（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置のＩ型の基本装置に限ります。）に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項⑴又は⑵に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。
ウ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
９ 当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契

約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第８項の規定を適用しません。

附　則（平成29年５月30日東経企営第17－39号）

（実施期日）

この改正規定は、平成29年６月１日より実施します。

附　則（平成29年９月28日 東経企営第17－119号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成29年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

（メニュー５の移転に係る工事費の割引）

５　平成29年10月１日から平成30年１月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１のプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成30年７月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,160円)となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第２表第２の２－５に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。

⑴　メニュー５－１のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円(税込価格 9,720円)

⑵　メニュー５－２のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円(税込価格 8,100円)

⑶　⑴及び⑵以外の場合は、1,100円(税込価格 1,188円)

６　削除

７　削除

（メニュー５の回線接続装置に係る利用料金の割引）

８　当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約の申込みと同時にＩＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ｉ型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）の利用の請求があった場合に、そのＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）における無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る利用料について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

（ア）　メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものは、300円（税込価格　324円）

（イ）　メニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 216円）

イ　割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成30年７月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ　平成29年10月１日から平成30年１月31日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ　当社は、割引額の計算において、２－５－１（利用料）⑴に規定する基本料に２－５－２（加算額）⑸に規定する端末設備（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置のＩ型の基本装置に限ります。）に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項⑴又は⑵に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

９　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第８項の規定を適用しません。

附　則（平成29年10月４日東経企営第17－120号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成29年10月５日から実施します。

ただし、この改正規定中、メニュー２－３のものに係る通信を行う設備の数に応じた加算料の部分については、平成29年10月11日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の加算料を適用されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の加算料を適用されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー２－３のものに係る通信を行う設備の数に応じた加算料	メニュー２－３のものに係る通信を行う設備の数に応じた加算料のうち当社が別に定めるグループＡに区分される設備との間において通信を行うことが可能なもの

４　平成29年10月５日から平成30年１月31日までの間にメニュー２－３に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー２－３のものに係る当社が別に定めるグループＢに区分される設備の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成30年２月28日までにその工事を行ったときは、当社が別に定めるグループＢに区分される設備との間において通信を行うことが可能なものに係る加算料に代えて、当社が別に定めるグループＡに区分される設備との間において通信を行うことが可能なものに係る加算料を適用します。

附　則（平成29年11月30日東経企営第17－142号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成29年12月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（メニュー５の設置に係る工事費の割引）

３　当社は、平成29年12月１日から平成30年５月31日までの間にメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者又は当社が別に定める者から、メニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者又は当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。）があった場合（当社が別に定める場合を除きます。）、平成30年11月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額を適用しません。

４　当社は、この附則第３項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

５　当社は、附則第３項の適用を受けたメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第３項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引を適用しません。

附　則（平成29年12月１日東経企営第17－144号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成29年12月１日から実施します。

（経過措置）

２　当社は、この改正規定実施前にメニュー２－３に係るＩＰ通信網契約の申込みがあったときは、この改正規定実施前の工事費の額を適用します。

附　則（平成29年12月28日東企営第17－160号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成30年１月１日から実施します。

（サービスの終了）

２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している映像信号復号化装置及び無線ＬＡＮ対応型映像信号復号化装置を終了することとします。

（経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　東経企営第16－171号（平成28年12月５日）の附則第２項及び第３項（経過措置）を削除します。

附　則（平成30年１月30日 東営企営第17－168号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成30年１月31日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成30年１月30日 東営企営第17－169号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成30年２月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　削除
４　削除
（メニュー５の移転に係る工事費の割引）
５　平成30年２月１日から平成30年５月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１のプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成30年11月30日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第２表第２の２－５に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。
⑴　メニュー５－１のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円（税込価格 9,720円）
⑵　メニュー５－２のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円（税込価格 8,100円）
⑶　⑴及び⑵以外の場合は、1,100円（税込価格 1,188円）
６　削除
７　削除
（メニュー５の回線接続装置に係る利用料金の割引）
８　当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。
⑴　定義等
ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約の申込みと同時にＩＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ｉ型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）の利用の請求があった場合に、そのＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規

定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）における無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る利用料について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

（ア）　メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものは、300円(税込価格 324円)

（イ）　メニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 216円)

イ　割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成30年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ　平成30年２月１日から平成30年５月31日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ　当社は、割引額の計算において、２－５－１（利用料）⑴に規定する基本料に２－５－２（加算額）⑸に規定する端末設備（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置のＩ型の基本装置に限ります。）に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項⑴又は⑵に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

９　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第８項の規定を適用しません。

附　則（平成30年２月23日 東経企営第17－192号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成30年２月26日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している遠隔診断サービス（メニュー８に係るＩＰ通信網サービス用のものに限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成30年２月28日東経企営第17－200号）
（実施期日）
この改正規定は、平成30年３月１日から実施します。
附　則（平成30年３月１日東経企営第17－199号）
（実施期日）
この改正規定は、平成30年３月２日から実施します。
附　則（平成30年３月２日東経企営第17－201号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成30年３月５日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
附　則（平成30年３月30日東経企営第17－216号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成30年３月30日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
附　則（平成30年３月30日東経企営第17－217号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成30年３月31日から実施します。
（経過措置）
２　削除
附　則（平成30年４月９日東経企営第18－４号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成30年４月10日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　当社は、平成30年４月10日から平成32年１月31日までの間にこの改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２に係るＩＰ通信網契約者から、メニュー５－１のⅡ－１型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係る品目等の変更の申込み又はそのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－２に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、平成32年７月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。
４　当社は、平成30年４月10日から平成33年１月31日までの間にこの改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン２に係るＩＰ通信網契約者から、メニュー５－１のⅡ－１型のものに係る品目等の変更の申込み又はそのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあ

ったメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン２に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、平成33年７月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

５　当社は、平成30年４月10日から平成33年１月31日までの間にこの改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン１に係るＩＰ通信網契約者から、メニュー５－１のⅡ－１型における品目が1Gb/sのもののうちプラン４－２又はプラン５のものに係る品目等の変更の申込み又はそのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン１に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、平成33年７月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

６　当社は、同時通信可能着信先数追加機能を利用するＩＰ通信網契約者（この附則の第３項、第４項又は第５項に規定する基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。）から、その契約者回線に係る同時通信可能着信先数追加機能（そのＩＰ通信網契約者が利用していた場合に限ります。）の利用の請求（その契約者回線の設置又は品目等の変更に係るものと同時に請求があったものに限ります。）があり、当社がその請求を承諾した場合、その同時通信可能着信先数追加機能の利用の開始に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

７　当社は、メニュー８に係るＩＰ通信網契約を締結している者（この附則の第３項、第４項又は第５項に規定する基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。）から、その契約者回線に係るメニュー８の提供の開始、ＶＰＮ相互接続通信機能（そのＩＰ通信網契約者が利用していた場合に限ります。）の利用開始、遠隔診断サービス（メニュー８に係るＩＰ通信網サービス用のものであって、そのＩＰ通信網契約者が利用していた場合に限ります。）の利用開始又はＶＰＮグループに係る契約内容の変更の請求（その契約者回線の設置又は品目等の変更に係るものと同時に請求があったものに限ります。）があり、当社がその請求を承諾した場合、その工事に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－８及び料金表第３表第５の２に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

８　当社は、メニュー８におけるクラス１に係るＩＰ通信網契約者（この附則の第３項、第４項又は第５項に規定する基本工事費等の割引の適用を受けるものに限ります。）から、その契約者回線に係るメニュー２－３の契約者回線の設置の請求（その契約者回線の設置又は品目等の変更に係るものと同時に請求があったものに限ります。）があり、当社がその請求を承諾した場合、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－２に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

９　当社は、この附則の第３項、第４項又は第５項に規定するメニュー５の品目等の変更又は設置に係る工事費の割引を適用する場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

10　当社は、この附則の第３項、第４項、第５項、第６項又は第７項の適用を受けたメニュー５に係るＩＰ通信網契約者から再びメニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則の第３項、第４項、第５項、第６項又は第７項に規定する工事費の割引を適用しません。

附　則（平成30年５月30日東経企営第18－33号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成30年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

（メニュー５の設置に係る工事費の割引）

５　当社は、平成30年６月１日から平成30年９月30日までの間にメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者又は当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）又は当社が別に定める者から、メニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者又は当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、平成31年3月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

６　当社は、この附則第５項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

７　当社は、附則第５項の適用を受けたメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第５項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引を適用しません。

（メニュー５の移転に係る工事費の割引）

８　平成30年６月１日から平成30年９月30日までの間にメニュー５（メニュー５－１のプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑨に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成31年3月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第２

表第２の２－５に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。

⑴　メニュー５－１のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円(税込価格 9,720円)

⑵　メニュー５－２のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円(税込価格 8,100円)

⑶　⑴及び⑵以外の場合は、1,100円(税込価格 1,188円)

９　削除

10　削除

（メニュー５の回線接続装置に係る利用料金の割引）

11　当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約の申込みと同時にＩＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ｉ型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）の利用の請求があった場合に、そのＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）における無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る利用料について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

（ア）　メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものは、300円(税込価格 324円)

（イ）　メニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 216円)

イ　割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成31年３月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ　平成30年６月１日から平成30年９月30日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ　当社は、割引額の計算において、２－５－１（利用料）⑴に規定する基本料に２－５－２（加算額）⑸に規定する端末設備（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置のＩ型の基本装置に限ります。）に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項⑴又は⑵に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用

します。
ウ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
12　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第11項の規定を適用しません。

附　則（平成30年６月29日東経企営第18－56号）

この改正規定は、平成30年７月２日から実施します。

附　則（平成30年８月31日東経企営第18－92号）

この改正規定は、平成30年９月１日から実施します。

附　則（平成30年９月12日東経企営第18－96号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成30年９月18日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成30年９月28日東経企営第18－110号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成30年10月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　削除
４　削除
（メニュー５の設置に係る工事費の割引）
５　当社は、平成30年10月１日から平成31年１月31日までの間にメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）又は当社が別に定める者から、メニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、平成32年１月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。
６　当社は、この附則第５項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。
７　当社は、附則第５項の適用を受けたメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込み

があり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第５項を適用しません。
８　この附則第５項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用しているメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
９　当社は、平成30年10月１日から平成31年１月31日までの間に総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者から、その第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成32年1月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。
10　当社は、この附則第９項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。
11　当社は、１の総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約ごとに、１のＩＰ通信網契約に対して、この附則第９項を適用します。
12　この附則第９項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用している総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
（メニュー５の移転に係る工事費の割引）
13　平成30年10月１日から平成31年１月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１のプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成31年７月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第２表第２の２－５に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。
⑴　メニュー５－１のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円（税込価格 9,720円）
⑵　メニュー５－２のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円（税込価格 8,100円）
⑶　⑴及び⑵以外の場合は、1,100円（税込価格 1,188円）
14　削除
15　削除
（メニュー５の回線接続装置に係る利用料金の割引）
16　当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約の申込みと同時にＩＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ｉ型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）の利用の請求があった場合に、そのＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）における無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る利用料について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

（ア）　メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものは、300円(税込価格 324円)

（イ）　メニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 216円)

イ　割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成31年3月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ　平成30年10月１日から平成31年１月31日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ　当社は、割引額の計算において、２－５－１（利用料）⑴に規定する基本料に２－５－２（加算額）⑸に規定する端末設備（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置のＩ型の基本装置に限ります。）に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項⑴又は⑵に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

17　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第16項の規定を適用しません。

附　則（平成30年11月30日東経企営第18－142号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成30年12月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　削除
附　則（平成30年11月28日東経企営第18－143号）
（実施期日）
この改正規定は、平成30年12月３日から実施します。
附　則（平成31年１月29日東経企営第18－173号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成31年２月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　削除
４　削除
（メニュー５の設置に係る工事費の割引）
５　当社は、平成31年２月１日から平成31年５月31日までの間にメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）又は当社が別に定める者から、メニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、平成32年５月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。
６　当社は、この附則第５項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。
７　当社は、附則第５項の適用を受けたメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第５項を適用しません。
８　この附則第５項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用しているメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
９　当社は、平成31年２月１日から平成31年５月31日までの間に総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者から、その第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である

場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成32年５月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

10　当社は、この附則第９項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

11　当社は、１の総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約ごとに、１のＩＰ通信網契約に対して、この附則第９項を適用します。

12　この附則第９項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用している総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

（メニュー５の移転に係る工事費の割引）

13　平成31年２月１日から平成31年５月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１のプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑨に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成31年11月30日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,200円)となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第２表第２の２－５に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。

⑴　メニュー５－１のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円(税込価格 9,900円)

⑵　メニュー５－２のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円(税込価格 8,250円)

⑶　⑴及び⑵以外の場合は、1,100円(税込価格 1,210円)

14　削除

15　削除

（メニュー５の回線接続装置に係る利用料金の割引）

16　当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約の申込みと同時にＩＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ｉ型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）の利用の請求があった場合に、そのＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）における無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る利用料について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

（ア）　メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものは、300円(税込価格 330円)

（イ）　メニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 220円)

イ　割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成31年11月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ　平成31年２月１日から平成31年５月31日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ　当社は、割引額の計算において、２－５－１（利用料）⑴に規定する基本料に２－５－２（加算額）⑸に規定する端末設備（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置のＩ型の基本装置に限ります。）に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項⑴又は⑵に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

17　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第16項の規定を適用しません。

附　則（平成31年３月28日東経企営第18－222号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成31年４月１日から実施します。

（サービスの終了）

２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー７及び無線アクセス機能を終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　東経企営第16－19号（平成28年４月28日）の附則第２項及び第３項（経過措置）を次のように改めます。

２　削除

３　削除

附　則（令和元年５月29日東経企営第19－22号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和元年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

（メニュー５の設置に係る工事費の割引）

５　当社は、令和元年６月１日から令和元年９月30日までの間にメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）又は当社が別に定める者から、メニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和２年９月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

６　当社は、この附則第５項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

７　当社は、附則第５項の適用を受けたメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第５項を適用しません。

８　この附則第５項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用しているメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

９　当社は、令和元年６月１日から令和元年９月30日までの間に総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者から、その第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和２年９月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

10　当社は、この附則第９項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

11　当社は、１の総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約ごとに、１のＩＰ通信網契約に対して、この附則第９項を適用します。
12　この附則第９項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用している総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
（メニュー５の移転に係る工事費の割引）
13　令和元年６月１日から令和元年９月30日までの間にメニュー５（メニュー５－１のプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和２年３月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,200円)となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第２表第２の２－５に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。
⑴　メニュー５－１のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円(税込価格 9,900円)
⑵　メニュー５－２のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円(税込価格 8,250円)
⑶　⑴及び⑵以外の場合は、1,100円(税込価格 1,210円)
14　削除
15　削除
（メニュー５の回線接続装置に係る利用料金の割引）
16　当社は、契約（そのＩＰ通信網サービスの事業者変更を伴うものを除きます。）の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。
⑴　定義等
ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約の申込みと同時にＩＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ｉ型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）の利用の請求があった場合に、そのＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）における無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る利用料について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。
（ア）　メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものは、300円(税込価格 330円)
（イ）　メニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るものは、200円（税込価格 220円）
イ　割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。
ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。
ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、

アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和２年３月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ　令和元年６月１日から令和元年９月30日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ　当社は、割引額の計算において、２－５－１（利用料）⑴に規定する基本料に２－５－２（加算額）⑸に規定する端末設備（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置のＩ型の基本装置に限ります。）に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項⑴又は⑵に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

17　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第16項の規定を適用しません。

附　則（令和元年５月29日東経企営第19－23号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和元年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している電子電話帳閲覧編集機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和元年６月27日東経企営第19－63号）

（実施期日）

この改正規定は、令和元年６月28日から実施します。

附　則（令和元年６月28日東経企営第19－71号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和元年７月１日から実施します。

（その他）

２　東経企営第19－22号（令和元年５月29日）の附則第16項を次のように改めます。

16　当社は、契約（そのＩＰ通信網サービスの事業者変更を伴うものを除きます。）の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

附　則（令和元年９月30日東経企営第19－81号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和元年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　東経企営第16-132号（平成28年９月29日）の附則第８項第１号ア(ア)中「300円(税込価格 324円)」を「300円(税込価格 330円)」に、同号ア(イ)中「200円(税込価格 216円)」を「200円(税込価格 220円)」に改めます。

４　東経企営第16-208号（平成29年１月26日）の附則第３項第１号ア中「500円(税込価格 540円)」を「500円(税込価格 550円)」に改めます。

５　東経企営第16-208号（平成29年１月26日）の附則第８項第１号ア(ア)中「300円(税込価格 324円)」を「300円(税込価格 330円)」に、同号ア(イ)中「200円(税込価格 216円)」を「200円(税込価格 220円)」に改めます。

６　東経企営第17-36号（平成29年５月30日）の附則第３項第１号ア中「500円(税込価格 540円)」を「500円(税込価格 550円)」に改めます。

７　東経企営第17-36号（平成29年５月30日）の附則第８項第１号ア(ア)中「300円(税込価格 324円)」を「300円(税込価格 330円)」に、同号ア(イ)中「200円(税込価格 216円)」を「200円(税込価格 220円)」に改めます。

８　東経企営第17-119号（平成29年９月28日）の附則第３項第１号ア中「500円(税込価格 540円)」を「500円(税込価格 550円)」に改めます。

９　東経企営第17-119号（平成29年９月28日）の附則第８項第１号ア(ア)中「300円(税込価格 324円)」を「300円(税込価格 330円)」に、同号ア(イ)中「200円(税込価格 216円)」を「200円(税込価格 220円)」に改めます。

10　東経企営第17-169号（平成30年１月30日）の附則第３項第１号ア中「500円(税込価格 540円)」を「500円(税込価格 550円)」に改めます。

11　東経企営第17-169号（平成30年１月30日）の附則第８項第１号ア(ア)中「300円(税込価格 324円)」を「300円(税込価格 330円)」に、同号ア(イ)中「200円(税込価格 216円)」を「200円(税込価格 220円)」に改めます。

12　東経企営第18-33号（平成30年５月30日）の附則第３項第１号ア中「500円(税込価格 540円)」を「500円(税込価格 550円)」に改めます。

13　東経企営第18-33号（平成30年５月30日）の附則第11項第１号ア(ア)中「300円(税込価格 324円)」を「300円(税込価格 330円)」に、同号ア(イ)中「200円(税込価格 216円)」を「200円(税込価格 220円)」に改めます。

14　東経企営第18-110号（平成30年９月28日）の附則第３項第１号ア中「500円(税込価格 540円)」を「500円(税込価格 550円)」に改めます。

15　東経企営第18-110号（平成30年９月28日）の附則第16項第１号ア(ア)中「300円(税込価格 324円)」を「300円(税込価格 330円)」に、同号ア(イ)中「200円(税込価格 216円)」を「200円(税込価格 220円)」に改めます。

16　東経企営第18-173号（平成31年１月29日）の附則第３項第１号ア中「500円(税込価格 540円)」を「500円(税込価格 550円)」に、同号イ(ア)中「9,000円(税込価格 9,720円)」を「9,000円(税込価格 9,900円)」に、同号イ(イ)中「2,000円(税込価格 2,160円)」を「2,000円(税込価格 2,200円)」に改めます。

17　東経企営第18-173号（平成31年１月29日）の附則第13項中「2,000円(税込価格 2,160円)」を「2,000円(税込価格 2,200円)」に、同項第１号中「9,000円(税込価格 9,720円)」を「9,000円(税込価格 9,900円)」に、同項第２号中「7,500円(税込価格 8,100円)」を「7,500円(税込価格 8,250円)」に、同項第３号中「1,100円(税込価格 1,188円)」を「1,100円(税込価格 1,210円)」に改めます。

18　東経企営第18-173号（平成31年１月29日）の附則第16項第１号ア(ア)中「300円(税

込価格 324円)」を「300円(税込価格 330円)」に、同号ア(イ)中「200円(税込価格 216円)」を「200円(税込価格 220円)」に改めます。

19　東経企営第19-22号（令和元年５月29日）の附則第３項第１号ア中「500円(税込価格 540円)」を「500円(税込価格 550円)」に、同号イ(ア)中「9,000円(税込価格 9,720円)」を「9,000円(税込価格 9,900円)」に、同号イ(イ)中「2,000円(税込価格 2,160円)」を「2,000円(税込価格 2,200円)」に改めます。

20　東経企営第19-22号（令和元年５月29日）の附則第13項中「2,000円(税込価格 2,160円)」を「2,000円(税込価格 2,200円)」に、同項第１号中「9,000円(税込価格 9,720円)」を「9,000円(税込価格 9,900円)」に、同項第２号中「7,500円(税込価格 8,100円)」を「7,500円(税込価格 8,250円)」に、同項第３号中「1,100円(税込価格 1,188円)」を「1,100円(税込価格 1,210円)」に改めます。

21　東経企営第19-22号（令和元年５月29日）の附則第16項第１号ア(ア)中「300円(税込価格 324円)」を「300円(税込価格 330円)」に、同号ア(イ)中「200円(税込価格 216円)」を「200円(税込価格 220円)」に改めます。

附　則（令和元年９月30日東企営第19－123号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和元年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

（メニュー５の設置に係る工事費の割引）

５　当社は、令和元年10月１日から令和２年１月31日までの間にメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和３年１月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき又は当社が別に定める者から、メニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和２年７月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

６　当社は、この附則第５項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

７　当社は、附則第５項の適用を受けたメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第５項を適用しません。

８　この附則第５項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用しているメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていた

だきます。

９　当社は、令和元年10月１日から令和２年１月31日までの間に総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者から、その第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和３年１月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

10　当社は、この附則第９項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

11　当社は、１の総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約ごとに、１のＩＰ通信網契約に対して、この附則第９項を適用します。

12　この附則第９項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用している総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

（メニュー５の移転に係る工事費の割引）

13　令和元年10月１日から令和２年１月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１のプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和２年７月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,200円）となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第２表第２の２－５に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。

⑴　メニュー５－１のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円（税込価格 9,900円）

⑵　メニュー５－２のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円（税込価格 8,250円）

⑶　⑴及び⑵以外の場合は、1,100円（税込価格 1,210円）

14　削除

15　削除

（メニュー５の回線接続装置に係る利用料金の割引）

16　当社は、契約（そのＩＰ通信網サービスの事業者変更を伴うものを除きます。）の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約の申込みと同時にＩＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続

装置（Ⅰ型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）の利用の請求があった場合に、そのＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）における無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る利用料について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

（ア） メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものは、300円(税込価格 330円)

（イ） メニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 220円)

イ　割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。

ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和２年７月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ　令和元年10月１日から令和２年１月31日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ　当社は、割引額の計算において、２－５－１（利用料）⑴に規定する基本料に２－５－２（加算額）⑸に規定する端末設備（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置のⅠ型の基本装置に限ります。）に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項⑴又は⑵に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

17　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第16項の規定を適用しません。

附　則（令和２年１月29日東企営第19－195号）

（実施期日）

この改正規定は、令和２年１月31日から実施します。

附　則（令和２年１月29日東企営第19－193号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和２年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

（メニュー５の設置に係る工事費の割引）

５　当社は、令和２年２月１日から令和２年５月31日までの間にメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和３年５月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき又は当社が別に定める者から、メニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和２年11月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

６　当社は、この附則第５項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

７　当社は、附則第５項の適用を受けたメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第５項を適用しません。

８　この附則第５項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用しているメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

９　当社は、令和２年２月１日から令和２年５月31日までの間に総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者から、その第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和３年５月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

10　当社は、この附則第９項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の

申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

11　当社は、１の総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約ごとに、１のＩＰ通信網契約に対して、この附則第９項を適用します。

12　この附則第９項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用している総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

（メニュー５の移転に係る工事費の割引）

13　令和２年２月１日から令和２年５月31日までの間にメニュー５（メニュー５－１のプラン３－１に係るもの又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和２年11月30日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,200円)となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第２表第２の２－５に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。

⑴　メニュー５－１のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円(税込価格 9,900円)

⑵　メニュー５－２のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円(税込価格 8,250円)

⑶　⑴及び⑵以外の場合は、1,100円(税込価格 1,210円)

14　削除

15　削除

（メニュー５の回線接続装置に係る利用料金の割引）

16　当社は、契約（そのＩＰ通信網サービスの事業者変更を伴うものを除きます。）の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約の申込みと同時にＩＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ｉ型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）の利用の請求があった場合に、そのＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）における無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る利用料について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

（ア）　メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものは、300円(税込価格 330円)

（イ）　メニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 220円)

イ　割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。

ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和２年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ　令和２年２月１日から令和２年５月31日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ　当社は、割引額の計算において、２－５－１（利用料）⑴に規定する基本料に２－５－２（加算額）⑸に規定する端末設備（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置のＩ型の基本装置に限ります。）に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項⑴又は⑵に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

17　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第16項の規定を適用しません。

附　則（令和２年１月29日東経企営第19－194号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和２年２月１日から実施します。

（サービスの終了）

２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー５－１における品目が100Mb/sのもののうちプラン３－２に係るものを終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　東経企営第06－168号（平成18年11月30日）の附則第２項及び第３項（経過措置）を次のように改めます。

２　削除

３　削除

附　則（令和２年２月21日東経企営第19－217号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和２年３月１日から実施します。

（サービスの終了）
２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している電子電話帳閲覧編集機能を終了することとします。
（経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　東経企営第19－23号（令和元年５月29日）の附則第２項及び第３項（経過措置）を次のように改めます。
２　削除
３　削除
附　則（令和２年３月13日東経企営第19－232号）
（実施期日）
１　この改正規定は、令和２年３月16日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（メニュー５に係る利用料金の割引）
３　当社は、令和２年３月16日から令和２年５月31日までの間に契約（そのＩＰ通信網サービスの事業者変更を伴うものを除きます。）の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する割引を適用します。
⑴　定義等
ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５－１の10Gb/sのもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（２－５－１⑴に規定する基本料の部分に限ります。）について、1,200円（税込価格1,320円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。
イ　割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。
ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。
ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。
エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和２年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限ります。
⑵　割引の適用
ア　当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。
イ　当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。
ウ　当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。
エ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
４　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契

約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項の規定を適用しません。

（メニュー５の設置に係る工事費の割引）

５　当社は、令和２年３月16日から令和２年５月31日までの間にメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー５－１の10Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和３年５月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき又は当社が別に定める者から、メニュー５－１の10Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和２年11月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

６　当社は、附則第５項の適用を受けたメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第５項を適用しません。

７　この附則第５項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用しているメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

８　当社は、令和２年２月１日から令和２年５月31日までの間に総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者から、その第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー５－１の10Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和３年５月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

９　当社は、１の総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約ごとに、１のＩＰ通信網契約に対して、この附則第９項を適用します。

10　この附則第９項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用している総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

附　則（令和２年３月13日東経企営第19－233号）

この改正規定は、令和２年４月１日から実施します。

附　則（令和２年５月25日東経企営第20－25号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和２年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（メニュー５に係る利用料金の割引）

３　削除

４　削除

５　当社は、契約（そのＩＰ通信網サービスの事業者変更を伴うものを除きます。）の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５－１の10Gb/sのもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（２－５－１⑴に規定する基本料の部分に限ります。）について、1,200円(税込価格 1,320円)（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

イ　割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。

ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和３年３月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が令和２年６月１日から令和２年９月30日までの間に申込みがあったものである場合に限り、これを承諾します。

⑶　割引の適用

ア　当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ　当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ　当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

６　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第５項の規定を適用しません。

（メニュー５の設置に係る工事費の割引）

７　当社は、令和２年６月１日から令和２年９月30日までの間にメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和３年９月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき又は当社が別に定める者から、メニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和３年３月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

８　当社は、この附則第７項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

９　当社は、附則第７項の適用を受けたメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第７項を適用しません。

10　この附則第７項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用しているメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

11　当社は、令和２年６月１日から令和２年９月30日までの間に総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者から、その第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和３年９月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

12　当社は、この附則第11項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

13　当社は、１の総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約ごとに、１のＩＰ通信網契約に対して、この附則第11項を適用します。

14　この附則第11項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用している総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

（メニュー５の移転に係る工事費の割引）

15　令和２年６月１日から令和２年９月30日までの間にメニュー５（メニュー５－１のプラン３－１に係るもの（10Gb/sのものを除きます。）又はメニュー５－２のものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約者からその契約者回線（料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線を除きます。）又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。以下この項において同じとします。）の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和３年３月31日までに当社がその契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転の工事を行ったとき（その工事と同時に割引対象サービス以外の品目等への変更があったとき、その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,200円)となる場合又は当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線又は当社が提供する端末設備の移転に係る工事の費用について、料金表第２表第２の２－５に規定する工事費の合計額から、次に掲げる額を減額して適用します。

⑴　メニュー５－１のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うものに係る工事の場合は、9,000円(税込価格 9,900円)

⑵　メニュー５－２のものに係る工事について、屋内配線設備の部分に係る工事を伴うもの又は配線設備多重装置の移転を伴うものに係る工事の場合は、7,500円(税込価格 8,250円)

⑶　⑴及び⑵以外の場合は、1,100円(税込価格 1,210円)

16　削除

17　削除

（メニュー５の回線接続装置に係る利用料金の割引）

18　当社は、契約（そのＩＰ通信網サービスの事業者変更を伴うものを除きます。）の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約の申込みと同時にＩＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ｉ型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）の利用の請求があった場合に、そのＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）における無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る利用料について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

（ア）　メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものは、300円(税込価格 330円)

（イ）　メニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 220円)

イ　割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。

ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和３年３月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択す

る申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ　令和２年６月１日から令和２年９月30日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

　この場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ　当社は、割引額の計算において、２－５－１（利用料）⑴に規定する基本料に２－５－２（加算額）⑸に規定する端末設備（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置のＩ型の基本装置に限ります。）に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項⑴又は⑵に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

19　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第18項の規定を適用しません。

附　則（令和２年６月16日東経企営第20－51号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和２年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

３　令和２年７月１日から令和３年１月31日までの間にメニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード１－２型及びグレード２のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード１－１型のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和３年７月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

附　則（令和２年９月９日東経企営第20－93号）

（実施期日）

この改正規定は、令和２年９月11日から実施します。

附　則（令和２年９月30日東経企営第20－104号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和２年10月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（メニュー５に係る利用料金の割引）
３　削除
４　削除
５　当社は、契約（そのＩＰ通信網サービスの事業者変更を伴うものを除きます。）の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する割引を適用します。
⑴　定義等
ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５－１の10Gb/sのもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（２－５－１⑴に規定する基本料の部分に限ります。）について、1,200円（税込価格 1,320円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。
イ　割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。
ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。
ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。
エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和３年７月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。
⑵　承諾
当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が令和２年10月１日から令和３年１月31日までの間に申込みがあったものである場合に限り、これを承諾します。
⑶　割引の適用
ア　当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。
イ　当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。
ウ　当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。
エ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
６　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第５項の規定を適用しません。
（メニュー５の設置に係る工事費の割引）
７　当社は、令和２年10月１日から令和３年１月31日までの間にメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメ

ニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和４年１月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき又は当社が別に定める者から、メニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和３年７月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

８　当社は、この附則第７項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

９　当社は、附則第７項の適用を受けたメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第７項を適用しません。

10　この附則第７項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用しているメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

11　当社は、令和２年10月１日から令和３年１月31日までの間に総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者から、その第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和４年１月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

12　当社は、この附則第11項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

13　当社は、１の総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約ごとに、１のＩＰ通信網契約に対して、この附則第11項を適用します。

14　この附則第11項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用している総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

15　削除

16　削除

（メニュー５の回線接続装置に係る利用料金の割引）

17　当社は、契約（そのＩＰ通信網サービスの事業者変更を伴うものを除きます。）の申

込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約の申込みと同時にＩＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ｉ型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）の利用の請求があった場合に、そのＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）における無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る利用料について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

（ア）　メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものは、300円(税込価格 330円)

（イ）　メニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 220円)

イ　割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。

ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和３年７月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ　令和２年10月１日から令和３年１月31日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ　当社は、割引額の計算において、２－５－１（利用料）⑴に規定する基本料に２－５－２（加算額）⑸に規定する端末設備（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置のＩ型の基本装置に限ります。）に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項⑴又は⑵に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

18　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の

第18項の規定を適用しません。

附　則（令和２年10月28日東経企営第20－117号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和２年10月30日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和３年１月22日東経企営第20－145号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和３年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（メニュー５に係る利用料金の割引）

３　削除

４　削除

５　当社は、契約（そのＩＰ通信網サービスの事業者変更を伴うものを除きます。）の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５－１の10Gb/sのもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（２－５－１⑴に規定する基本料の部分に限ります。）について、1,200円(税込価格 1,320円)（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

イ　割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。

ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和３年12月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が令和３年２月１日から令和３年６月30日までの間に申込みがあったものである場合に限り、これを承諾します。

⑶　割引の適用

ア　当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ　当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。

ウ　当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合

は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

６　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第５項の規定を適用しません。

（メニュー５の設置に係る工事費の割引）

７　当社は、令和３年２月１日から令和３年５月31日までの間にメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和４年５月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき又は当社が別に定める者から、メニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和３年11月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

８　当社は、この附則第７項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

９　当社は、附則第７項の適用を受けたメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第７項を適用しません。

10　この附則第７項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用しているメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

11　当社は、令和３年２月１日から令和３年５月31日までの間に総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者から、その第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和４年５月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

12　当社は、この附則第11項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

13　当社は、１の総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約ごとに、１のＩＰ通信網契約に対して、この附則第11項を適用します。

14　この附則第11項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用している総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

15　削除

16　削除

17　令和３年２月１日から令和３年５月31日までの間にメニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード１－２型及びグレード２のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード１－１型のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和３年11月30日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

（メニュー５の回線接続装置に係る利用料金の割引）

18　当社は、契約（そのＩＰ通信網サービスの事業者変更を伴うものを除きます。）の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約の申込みと同時にＩＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ｉ型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）の利用の請求があった場合に、そのＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）における無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る利用料について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

（ア）　メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものは、300円(税込価格 330円)

（イ）　メニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るものは、200円(税込価格 220円)

イ　割引対象期間は、提供を開始した日から起算して30か月間とします。

ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。

ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和３年12月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑽に

規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ　令和３年２月１日から令和３年６月30日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ　当社は、割引額の計算において、２－５－１（利用料）⑴に規定する基本料に２－５－２（加算額）⑸に規定する端末設備（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置のＩ型の基本装置に限ります。）に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項⑴又は⑵に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

19　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第18項の規定を適用しません。

附　則（令和３年１月22日東経企営第20－146号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和３年２月１日から実施します。

（サービスの終了）

２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー５－１における品目が100Mb/sのもののうちプラン１及びプラン２に係るものを終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　東経企営第11－210号（平成24年３月29日）の附則第２項、第３項及び第４項（経過措置）を次のように改めます。

２　削除

３　削除

４　削除

附　則（令和３年３月26日東経企営第20－181号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和３年３月26日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和３年５月28日東経企営第21－32号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和３年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除
４　削除
（メニュー５の設置に係る工事費の割引）
５　当社は、令和３年６月１日から令和３年９月30日までの間にメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和４年９月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき又は当社が別に定める者から、メニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和４年３月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。
６　当社は、この附則第５項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。
７　当社は、附則第５項の適用を受けたメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第５項を適用しません。
８　この附則第５項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用しているメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
９　当社は、令和３年６月１日から令和３年９月30日までの間に総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者から、その第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和４年９月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。
10　当社は、この附則第９項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。
11　当社は、１の総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約ごとに、１のＩＰ通信網契約に対して、この附則第９項を適用します。
12　この附則第９項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用している総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社

が定める期日までに支払っていただきます。
（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）
13　削除
14　削除
15　令和３年６月１日から令和３年９月30日までの間にメニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード１－２型及びグレード２のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード１－１型のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和４年３月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

附　則（令和３年６月29日東企営第21－50号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和３年７月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和３年６月17日東経企営第21－51号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和３年７月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（メニュー５の回線接続装置に係る利用料金の割引）
３　当社は、契約（そのＩＰ通信網サービスの事業者変更を伴うものを除きます。）の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。
⑴　定義等
ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約の申込みと同時にＩＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ⅰ型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）の利用の請求があった場合に、そのＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）における無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る利用料について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。
（ア）　メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものは、375円(税込価格 412.5円)
（イ）　メニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るものは、250円(税込価格 275円)
イ　割引対象期間は、提供を開始した日から起算して24か月間とします。
ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。
ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和４年３月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ　令和３年７月１日から令和３年９月30日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ　当社は、割引額の計算において、２－５－１（利用料）⑴に規定する基本料に２－５－２（加算額）⑸に規定する端末設備（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置のＩ型の基本装置に限ります。）に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項⑴又は⑵に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

４　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項の規定を適用しません。

附　則（令和３年９月29日東経企営第21－106号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和３年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

（メニュー５の設置に係る工事費の割引）

５　当社は、令和３年10月１日から令和４年１月31日までの間にメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和５年１月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき又は当社が別に定める者から、メニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が

指定する者とします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和４年７月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

６　当社は、この附則第５項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

７　当社は、附則第５項の適用を受けたメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第５項を適用しません。

８　この附則第５項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用しているメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

９　当社は、令和３年10月１日から令和４年１月31日までの間に総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者から、その第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和５年１月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

10　当社は、この附則第９項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

11　当社は、１の総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約ごとに、１のＩＰ通信網契約に対して、この附則第９項を適用します。

12　この附則第９項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用している総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

13　令和３年10月１日から令和４年１月31日までの間にメニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード１－２型及びグレード２のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード１－１型のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和４年７月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

（メニュー５の回線接続装置に係る利用料金の割引）

14　当社は、契約（そのＩＰ通信網サービスの事業者変更を伴うものを除きます。）の申

込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。

⑴　定義等

ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの又はメニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るＩＰ通信網契約の申込みと同時にＩＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ｉ型の基本装置に限ります。以下この項において同じとします。）の利用の請求があった場合に、そのＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）における無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る利用料について、次に掲げる額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

（ア）　メニュー５－１の１Gb/sの品目のものにおけるプラン３－１に係るものは、375円(税込価格 412.5円)

（イ）　メニュー５－２の１Gb/sの品目のものに係るものは、250円(税込価格 275円)

イ　割引対象期間は、提供を開始した日から起算して24か月間とします。

ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。

ウ　契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。

エ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和４年７月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１⑽に規定する長期継続利用の申出に係る利用料金の割引の適用を受けるもの

イ　令和３年10月１日から令和４年１月31日までの間に申込みがあったもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の割引対象期間について、割引対象期間内に廃止があった場合は、その廃止があった日以降の期間を含むものとします。

この場合において、当社は、その無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の再設置があった場合は、再設置があった日から前項に規定する無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の利用料金を適用するものとします。

イ　当社は、割引額の計算において、２－５－１（利用料）⑴に規定する基本料に２－５－２（加算額）⑸に規定する端末設備（無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置のＩ型の基本装置に限ります。）に係る機器利用料を合算した利用料金から、本項⑴又は⑵に規定する額を利用日数に応じて日割した額を減額して適用します。

ウ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

15　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の

第14項の規定を適用しません。

附　則（令和３年10月22日東経企営第21－122号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和３年10月25日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和４年１月31日東経企営第21－178号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和４年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

（メニュー５の設置に係る工事費の割引）

５　当社は、令和４年２月１日から令和４年５月31日までの間にメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和５年５月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき又は当社が別に定める者から、メニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和４年11月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

６　当社は、この附則第５項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

７　当社は、附則第５項の適用を受けたメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第５項を適用しません。

８　この附則第５項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用しているメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

９　当社は、令和４年２月１日から令和４年５月31日までの間に総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者から、その第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジ

タル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和５年５月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

10　当社は、この附則第９項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

11　当社は、１の総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約ごとに、１のＩＰ通信網契約に対して、この附則第９項を適用します。

12　この附則第９項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用している総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

13　令和４年２月１日から令和４年５月31日までの間にメニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード１－２型及びグレード２のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード１－１型のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和４年11月30日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

附　則（令和４年３月25日東経企営第21－220号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和４年３月31日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和４年４月25日東経企営第22－12号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和４年４月27日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和４年５月30日東経企営第22－32号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和４年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　削除

４　削除

（メニュー５の設置に係る工事費の割引）

５　当社は、令和４年６月１日から令和４年９月30日までの間にメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の

申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和５年９月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき又は当社が別に定める者から、メニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和５年３月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

６　当社は、この附則第５項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

７　当社は、附則第５項の適用を受けたメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第５項を適用しません。

８　この附則第５項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用しているメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

９　当社は、令和４年６月１日から令和４年９月30日までの間に総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者から、その第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和５年９月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて０円を適用します。

10　当社は、この附則第９項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

11　当社は、１の総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約ごとに、１のＩＰ通信網契約に対して、この附則第９項を適用します。

12　この附則第９項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用している総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

13　令和４年６月１日から令和４年９月30日までの間にメニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード１－２型及びグレード２のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって、契約者回線の態様による細目

がグレード１－１型のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和５年３月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

附　則（令和４年６月30日東経企営第22－54号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和４年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　令和４年６月末日までに当社がその提供を開始した契約について、ＩＰ通信網契約者が料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について令和４年７月31日までに支払っていただいた場合は、その延滞利息について、第45条（延滞利息）に規定する額に代えて、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5％の割合で計算して得た額を適用します。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

（その他）

４　東経企営第19-22号（令和元年５月27日）の附則第16項⑴のイ、東経企営第19-123号（令和元年９月30日）の附則第16項⑴のイ、東経企営第19-193号（令和２年１月29日）の附則第３項⑴のウ及び第16項⑴のイ、東経企営第19-232号（令和２年３月13日）の附則第３項⑴のイ、東経企営第20-25号（令和２年５月25日）の附則第３項⑴のウ、第５項⑴のイ及び第18項⑴のイ、東経企営第20-104号（令和２年９月30日）の附則第３項⑴のウ、第５項⑴のイ及び第17項⑴のイ、東経企営第20-145号（令和３年１月22日）の附則第３項⑴のウ、第５項⑴のイ及び第18項⑴のイ、東経企営第21-32号（令和３年５月28日）の附則第３項⑴のウ、東経企営第21-51号（令和３年６月17日）の附則第３項⑴のイ、東経企営第21-106号（令和３年９月29日）の附則第３項⑴のウ及び第14項⑴のイ、東経企営第21-178号（令和４年１月31日）の附則第３項⑴のウ並びに東経企営第22-32号（令和４年５月30日）の附則第３項⑴のイの規定について、次のただし書きを加えます。

「ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします 。」

５　東経企営第22－32号（令和４年５月30日）の附則第３項⑵イ中「申込みがあったもの」を「申込み（移転を伴うものを除きます。）があったもの」に改めます。

附　則（令和４年８月31日東経企営第22－87号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和４年９月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和４年９月30日東経企営第22－99号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和４年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（メニュー５の設置に係る工事費の割引）

３　当社は、令和４年10月１日から令和５年１月31日までの間にメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和６年１月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき又は当社が別に定める者から、メニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和５年７月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

４　当社は、この附則第３項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

５　当社は、附則第３項の適用を受けたメニュー１若しくはメニュー４に係るＩＰ通信網契約者又は当社が別に定める者から再びメニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この附則第３項を適用しません。

６　この附則第３項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用しているメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約の解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

７　当社は、令和４年10月１日から令和５年１月31日までの間に総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者から、その第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和６年１月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

８　当社は、この附則第７項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

９　当社は、１の総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約ごとに、１のＩＰ通信網契約に対して、この附則第７項を適用します。

10　この附則第７項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用している総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

11　令和４年10月１日から令和５年１月31日までの間にメニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード１－２型及びグレード２のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード１－１型のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和５年７月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

附　則（令和５年１月31日東経企営第22－160号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和５年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（メニュー５の品目等の変更に係る利用料金の割引）

３　当社は、メニュー５に係る提供の形態による細目がⅡ－２型のものから、Ⅱ－１型のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾し、ＩＰ通信網契約者から申し出があったときは、次のとおり規定する「利用料金の割引」を適用します。

⑴　定義等

ア　「利用料金の割引」とは、メニュー５に係る提供の形態による細目がⅡ－２型のものからⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービス（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）への品目等の変更の請求により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるその割引対象サービスに係る利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、次表に規定する額（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

１契約者回線ごとに月額

割引対象サービス		割　引　額
10Gb/sの品目のもの		800円（税込価格 880円）
10Gb/s以外の品目のもの	メニュー５－１に係るもの	300円（税込価格 330円）
	メニュー５－２に係るもの	100円（税込価格 110円）

イ　割引対象期間は、その品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、11か月後の料金月の末日までとします。

ウ　割引対象期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

エ　ＩＰ通信網契約者は、当社がその割引対象サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引に係る申出を行っていただきます。

オ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和５年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約者からこの利用料金の割引に係る申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　令和５年２月１日から令和５年５月31日までの間に申込みがあったもの

イ　料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ　過去においてこの利用料金の割引の適用を受けていないもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に他の割引対象サービスへの品目等の変更があった場合は、その変更があった日から⑴の規定における利用料金の減額を適用するものとします。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ　当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。

ウ　イの規定によりこの割引の適用を受けなくなった契約者回線について、割引対象サービスへの品目等の変更の申出があった場合は、割引対象期間内に限りこの割引額の減額の適用を受けることができます。この場合において、⑴の規定における利用料金の減額はその変更があった日から適用するものとし、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

エ　当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

オ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

４　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、この附則第３項に規定する利用料金の割引に係る申出を行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則第３項の規定を適用しません。

（メニュー５の設置に係る工事費の割引）

５　当社は、次のいずれかに該当するときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ア　令和５年２月１日から令和５年５月31日までの間にメニュー１に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ－１型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー１に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和６年５月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき。

イ　令和５年２月１日から令和７年１月31日までの間にメニュー４に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ－１型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出の

あったメニュー４に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和８年１月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき。

ウ　令和５年２月１日から令和５年５月31日までの間に当社が別に定める者から、メニュー５－１のⅡ－１型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和５年11月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき。

エ　令和５年２月１日から令和５年５月31日までの間に総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者から、その第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ－１型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和６年５月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき。

６　この附則第５項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引は、１の解除又は利用休止する電気通信サービスに係る契約に対して１のメニュー５に係るＩＰ通信網契約について適用します。

７　当社は、この附則第５項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

８　この附則第５項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用しているメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約の解除の通知を取消した場合又は現に利用している総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

９　当社は、令和５年２月１日から令和５年５月31日までの間にＩＰ通信網契約者から品目等の変更の請求があって、次のいずれかに該当するときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ア　メニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって契約者回線の態様による細目がグレード１－２型及びグレード２のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって契約者回線の態様による細目がグレード１－１型のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和５年11月30日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったとき。

イ　メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２型のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和５年11月30日までにその変更の工事を行ったとき。

（その他）
10　この附則第５項及び第９項に定める場合において、ＩＰ通信網契約者から料金表第２表第１⑹に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額はＩＰ通信網契約者に負担していただきます。

附　則（令和５年１月31日東経企営第22－161号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和５年２月１日から実施します。
（サービスの終了）
２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定によりメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域内で提供しているメニュー４を終了することとします。
　ただし、そのメニュー４に係る利用回線又は契約者回線の終端の場所が令和４年２月１日から令和５年１月31日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供区域となったものについては、令和７年１月31日にサービスを終了することとします。
（経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　削除
（その他）
５　東経企営第16-067号（平成28年６月29日）の附則第３項を「３　削除」に改めます。

附　則（令和５年３月10日東経企営第22－185号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和５年３月13日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー５―１のタイプ１のものに係るＩＰ通信網契約	メニュー５―１のタイプ１－１のものに係るＩＰ通信網契約
メニュー５―２のタイプ１のものに係るＩＰ通信網契約	メニュー５―２のタイプ１－１のものに係るＩＰ通信網契約
メニュー５―４のタイプ１のものに係るＩＰ通信網契約	メニュー５―４のタイプ１－１のものに係るＩＰ通信網契約

附　則（令和５年３月30日東経企営第22－207号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和５年３月31日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和５年３月31日東経企営第22－210号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和５年４月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　削除
４　東経企営第15－224号（平成28年２月29日）の附則第４項を「４　削除」に改めます。

附　則（令和５年４月25日東経営第000200000014号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和５年５月１日から実施します。

２　削除

３　削除

附　則（令和５年５月29日東経営第000200000040号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和５年５月31日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和５年５月29日東経営000200000038号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和５年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー６－２の100Mb/sの品目のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー６－２の100Mb/sの品目のものにおける保守の態様による細目がクラス１のものに係るＩＰ通信網サービス
メニュー６－２の200Mb/sの品目のものにおける保守の態様による細目がクラス２のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー６－２の100Mb/sの品目のものにおける保守の態様による細目がクラス２のものに係るＩＰ通信網サービス
メニュー６－２の400Mb/sの品目のものにおける保守の態様による細目がクラス２のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー６－２の200Mb/sの品目のものにおける保守の態様による細目がクラス２のものに係るＩＰ通信網サービス
メニュー６－２の600Mb/sの品目のものにおける保守の態様による細目がクラス２のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー６－２の300Mb/sの品目のものにおける保守の態様による細目がクラス２のものに係るＩＰ通信網サービス
メニュー６－２の２Gb/sの品目のものにおける保守の態様による細目がクラス２のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー６－２の１Gb/sの品目のものにおける保守の態様による細目がクラス２のものに係るＩＰ通信網サービス
メニュー６－２の提供の形態による細目がプラン１のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー６－２のプラン１に係る通信の態様による細目がプラン１－１のものに係るＩＰ通信網サービス

附　則（令和５年５月29日東経営第000200000039号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和５年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（メニュー５の申込みに係る利用料金の割引）

３　当社は、メニュー５の10Gb/sの品目のものについての申込みがあり、当社がその申込みを承諾し、ＩＰ通信網契約者から申出があったときは、次のとおり規定する「メニュー５の申込みに係る利用料金の割引」を適用します。

⑴　定義等

ア　「メニュー５の申込みに係る利用料金の割引」とは、メニュー５の10Gb/sの品目のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）の申込みにより、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるその割引対象サービスに係る利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、次表に規定する割引額（以下この項において「メニュー５の申込みに係る割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

１契約者回線ごとに月額

割引対象サービス	メニュー５の申込みに係る割引額
10Gb/sの品目のもの	700円（税込価格 770円）

イ　割引対象期間は、当社がその割引対象サービスの提供を開始する日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、11か月後の料金月の末日までとします。

ウ　割引対象期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

エ　ＩＰ通信網契約者は、当社がその割引対象サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引に係る申出を行っていただきます。

オ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和６年３月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約者からこの利用料金の割引に係る申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　令和５年６月１日から令和５年９月30日までの間に申込みがあったもの

イ　料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ　過去においてこの利用料金の割引の適用を受けていないもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。

イ　アの規定によりこの割引の適用を受けなくなった契約者回線について、割引対象サービスへの品目等の変更の申出があった場合は、割引対象期間内に限りこの割引額の減額の適用を受けることができます。この場合において、⑴の規定における利用料金の減額はその変更があった日から適用するものとし、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

ウ　当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

（メニュー５の品目等の変更に係る利用料金の割引）

４　当社は、メニュー５に係る提供の形態による細目がⅡ－２型のものから、Ⅱ－１型のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾し、ＩＰ通信網契約者から申出があったときは、次のとおり規定する「メニュー５の品目等の変更に係る利用料金の割引」を適用します。

⑴　定義等

ア　「メニュー５の品目等の変更に係る利用料金の割引」とは、メニュー５に係る提供の形態による細目がⅡ－２型のものからⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービス（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）への品目等の変更の請求により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるその割引対象サービスに係る利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、次表に規定する割引額（以下この項において「メニュー５の品目等の変更に係る割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

１契約者回線ごとに月額

割引対象サービス		メニュー５の品目等の変更に係る割引額
10Gb/sの品目のもの		800円(税込価格 880円)
10Gb/s以外の品目のもの	メニュー５－１に係るもの	300円(税込価格 330円)
	メニュー５－２に係るもの	100円(税込価格 110円)

イ　割引対象期間は、その品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、11か月後の料金月の末日までとします。

ウ　割引対象期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

エ　ＩＰ通信網契約者は、当社がその割引対象サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引に係る申出を行っていただきます。

オ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和６年３月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約者からこの利用料金の割引に係る申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　令和５年６月１日から令和５年９月30日までの間に申込みがあったもの

イ　料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ　過去においてこの利用料金の割引の適用を受けていないもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に他の割引対象サービスへの品目等の変更があった場合は、その変更があった日から⑴の規定における利用料金の減額を適用するものとします。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

イ　当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。

ウ　イの規定によりこの割引の適用を受けなくなった契約者回線について、割引対象サービスへの品目等の変更の申出があった場合は、割引対象期間内に限りこの割引額の減額の適用を受けることができます。この場合において、⑴の規定における利用料金の減額はその変更があった日から適用するものとし、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

エ　当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

オ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

５　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、この附則第３項又は第４項に規定する利用料金の割引に係る申出を行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則第３項及び第４項の規定を適用しません。

（メニュー５の設置に係る工事費の割引）

６　当社は、次のいずれかに該当するときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ア　令和５年６月１日から令和５年９月30日までの間にメニュー１に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ－１型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー１に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和６年９月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき。

イ　令和５年６月１日から令和５年９月30日までの間に当社が別に定める者から、メニュー５－１のⅡ－１型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和６年３月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき。

ウ　令和５年６月１日から令和５年９月30日までの間に総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者から、その第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ－１型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和６年９月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき。

７　この附則第６項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引は、１の解除又は利用休止する電気通信サービスに係る契約に対して１のメニュー５に係るＩＰ通信網

契約について適用します。
８　当社は、この附則第６項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。
９　この附則第６項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用しているメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約の解除の通知を取消した場合又は現に利用している総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）
10　当社は、ＩＰ通信網契約者から品目等の変更の請求があって、次のいずれかに該当するときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。
ア　令和５年６月１日から令和５年９月30日までの間にメニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって契約者回線の態様による細目がグレード１－２型及びグレード２のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって契約者回線の態様による細目がグレード１－１型のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和６年３月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったとき。
イ　令和５年６月１日から令和７年３月31日までの間にメニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２型のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和７年３月31日までにその変更の工事を行ったとき。
（その他）
11　この附則第６項及び第10項に定める場合において、ＩＰ通信網契約者から料金表第２表第１⑹に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額はＩＰ通信網契約者に負担していただきます。

附　則（令和５年７月27日東経営第000200000086号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和５年８月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　削除
（サービスの終了）
４　当社は、この改正規定実施の際限に、改正前の規定により提供しているメニュー４について、令和７年１月31日にサービスを終了することとします。
（その他）
５　東経企営第22-161号（令和５年１月31日）の附則第４項を「４　削除」に改めます。

附　則（令和５年９月27日東経営第000200000129号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和５年10月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前に長期継続利用申出に係る利用料金の割引の申出があった場合は、割引対象サービスの提供が令和６年３月31日までに開始された場合に限り、その

割引を適用します。

附　則（令和５年９月28日東経営第000200000132号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和５年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（メニュー５の申込みに係る利用料金の割引）

３　当社は、メニュー５の10Gb/sの品目のものについての申込みがあり、当社がその申込みを承諾し、ＩＰ通信網契約者から申出があったときは、次のとおり規定する「メニュー５の申込みに係る利用料金の割引」を適用します。

⑴　定義等

ア　「メニュー５の申込みに係る利用料金の割引」とは、メニュー５の10Gb/sの品目のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）の申込みにより、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるその割引対象サービスに係る利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、次表に規定する割引額（以下この項において「メニュー５の申込みに係る割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

１契約者回線ごとに月額

割引対象サービス	メニュー５の申込みに係る割引額
10Gb/sの品目のもの	700円（税込価格 770円）

イ　割引対象期間は、当社がその割引対象サービスの提供を開始する日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、11か月後の料金月の末日までとします。

ウ　割引対象期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

エ　ＩＰ通信網契約者は、当社がその割引対象サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引に係る申出を行っていただきます。

オ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和６年７月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約者からこの利用料金の割引に係る申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　令和５年10月１日から令和６年１月31日までの間に申込みがあったもの

イ　料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ　過去においてこの利用料金の割引の適用を受けていないもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。

イ　アの規定によりこの割引の適用を受けなくなった契約者回線について、割引対象サービスへの品目等の変更の申出があった場合は、割引対象期間内に限りこの

割引額の減額の適用を受けることができます。この場合において、⑴の規定における利用料金の減額はその変更があった日から適用するものとし、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

ウ　当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

４　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、この附則第３項に規定する利用料金の割引に係る申出を行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則第３項の規定を適用しません。

（メニュー５の設置に係る工事費の割引）

５　当社は、次のいずれかに該当するときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ア　令和５年10月１日から令和６年１月31日までの間にメニュー１に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ－１型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー１に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和７年１月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき。

イ　令和５年10月１日から令和６年１月31日までの間に当社が別に定める者から、メニュー５－１のⅡ－１型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和６年７月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき。

ウ　令和５年10月１日から令和６年１月31日までの間に総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者から、その第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ－１型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和７年１月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき。

６　この附則第５項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引は、１の解除又は利用休止する電気通信サービスに係る契約に対して１のメニュー５に係るＩＰ通信網契約について適用します。

７　当社は、この附則第５項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

８　この附則第５項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用しているメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約の解除の通知を取消した場合又は現に利用

している総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

９　令和５年10月１日から令和６年１月31日までの間にメニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって契約者回線の態様による細目がグレード１－２型及びグレード２のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって契約者回線の態様による細目がグレード１－１型のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和６年７月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

（その他）

10　この附則第５項及び第９項に定める場合において、ＩＰ通信網契約者から料金表第２表第１⑹に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額はＩＰ通信網契約者に負担していただきます。

附　則（令和５年９月29日東経営第000200000138号）

この改正規定は、令和５年10月１日から実施します。

附　則（令和５年11月30日東経営第000200000174号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和５年12月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー６－８に関する料金その他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

ただし、メニュー６－８に係る基本工事費の額については、料金表第２表第１類第２の２－６（メニュー６に関するもの）に規定する額に準じて適用します。

（メニュー２－３の設置に係る工事費の割引）

４　当社は、令和５年12月１日から令和６年６月22日までの間にメニュー６－８に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー２－３に係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者とその申出のあったメニュー６－８に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和６年６月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費、交換機等工事費について、料金表第２表第１類第２の２－２（メニュー２に関するもの）に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

５　前項に定める工事費の割引を適用したメニュー２－３に係るＩＰ通信網サービスは、１年間の基本契約期間（基本契約期間の起算日は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日とします。）があり、基本契約期間内にＩＰ通信網契約の解除等があった場合の料金の適用については、料金表第１表第１類第１⑶の規定を準用します。

附　則（令和５年11月30日東経営第000200000175号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和５年12月１日から実施します。

ただし、改正後の請求書等の発行に関する料金の額については、令和５年12月20日以後を支払期日とする請求から適用します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　東経企営第22－210号（令和５年３月31日）の附則第３項に次の規定を加えます。
工事費
メニュー５の提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係る工事費の取扱いに準じます。

附　則（令和５年12月５日東経営第000200000181号）

この改正規定は、令和５年12月７日から実施します。

附　則（令和５年12月22日東経営第000200000198号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和６年１月１日から実施します。
（優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の終了）
２　当社はこの改正規定実施の日において、改正前の規定により適用している優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を終了することとします。
（経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引が適用されているメニュー１に関する利用料金については、当分の間、次に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引に相当する割引を適用します。
⑴　適用
ア　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約について、利用回線の移転があったときは、移転のあった日を含む料金月の初日からサービスが再び利用できる状態とした日の前日までは、この割引を適用しません。
イ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約について、次の場合は、この割引の適用を廃止します。この場合において契約の解除等があった日を含む料金月については、この割引を適用しません。
①　ＩＰ通信網契約の解除があったとき。
②　削除
③　料金表第１表第１類第１の１（適用）⑼に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるとき。
⑵　割引額

１利用回線ごとに月額

割引対象メニュー	割　引　額
メニュー１	料金表第１表第１類第１の２（料金額）２－１－１に規定する利用料金の額に0.1を乗じて得た額

（注１）割引の対象となる利用料金について、料金表通則に規定する料金の計算方法等及び端数処理の適用を受ける場合は、その適用を受けた後の額とします。
（注２）当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

附　則（令和６年１月25日東経営第000200000214号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和６年２月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（メニュー５の申込みに係る利用料金の割引）

３　当社は、メニュー５の10Gb/sの品目のものについての申込みがあり、当社がその申込みを承諾し、ＩＰ通信網契約者から申出があったときは、次のとおり規定する「メニュー５の申込みに係る利用料金の割引」を適用します。

⑴　定義等

ア　「メニュー５の申込みに係る利用料金の割引」とは、メニュー５の10Gb/sの品目のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）の申込みにより、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるその割引対象サービスに係る利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料のうち基本料に係る部分に限ります。以下この項において同じとします。）について、次表に規定する割引額（以下この項において「メニュー５の申込みに係る割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

１契約者回線ごとに月額

割引対象サービス	メニュー５の申込みに係る割引額
10Gb/sの品目のもの	700円(税込価格 770円)

イ　割引対象期間は、当社がその割引対象サービスの提供を開始する日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、11か月後の料金月の末日までとします。

ウ　割引対象期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

エ　ＩＰ通信網契約者は、当社がその割引対象サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引に係る申出を行っていただきます。

オ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和６年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約者からこの利用料金の割引に係る申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　令和６年２月１日から令和６年５月31日までの間に申込みがあったもの

イ　料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ　過去においてこの利用料金の割引の適用を受けていないもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。

イ　アの規定によりこの割引の適用を受けなくなった契約者回線について、割引対象サービスへの品目等の変更の申出があった場合は、割引対象期間内に限りこの割引額の減額の適用を受けることができます。この場合において、⑴の規定における利用料金の減額はその変更があった日から適用するものとし、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

ウ　当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

４　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、この附則第３項に規定する利用料金の割引に係る申出を行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則第３項の規定を適用しません。

（メニュー５の設置に係る工事費の割引）

５　当社は、次のいずれかに該当するときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ア　令和６年２月１日から令和６年５月31日までの間にメニュー１に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ－１型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー１に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和７年５月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき。

イ　令和６年２月１日から令和６年５月31日までの間に当社が別に定める者から、メニュー５－１のⅡ－１型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）であって、令和６年11月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき。

ウ　令和６年２月１日から令和６年５月31日までの間に総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者から、その第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知と同時にメニュー５－１のⅡ－１型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和７年５月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったとき。

６　この附則第５項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引は、１の解除又は利用休止する電気通信サービスに係る契約に対して１のメニュー５に係るＩＰ通信網契約について適用します。

７　当社は、この附則第５項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

８　この附則第５項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、現に利用しているメニュー１又はメニュー４に係るＩＰ通信網契約の解除の通知を取消した場合又は現に利用している総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

９　令和６年２月１日から令和６年５月31日までの間にメニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって契約者回線の態様による細目がグレード１－２型及びグレード２のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２におけ

る提供の形態による細目がⅡ－１型のものであって契約者回線の態様による細目がグレード１－１型のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和６年11月30日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

（その他）

10　この附則第５項及び第９項に定める場合において、ＩＰ通信網契約者から料金表第２表第１⑹に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額はＩＰ通信網契約者に負担していただきます。

附　則（令和６年３月12日東経営第000200000250号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和６年３月16日から実施します。

（サービスの終了）

２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している電力使用量表示機能及び電力使用量表示機能対応装置の提供を終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　東経営第000200000014号（令和５年４月25日）の附則第２項及び第３項（経過措置）を次のように改めます。

２　削除

３　削除

附　則（令和６年３月25日東経営第000200000260号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和６年４月１日から実施します。

（Ⅱ－２型に係る情報量に応じた加算料の廃止）

２　東経企営第22-210号（令和５年３月31日）の附則第３項の利用料⑵情報量に応じた加算料について、ア及びイを削除し、「当社は、令和６年４月１日以降、情報量の測定を行わず、情報量に応じた加算料を適用しません」に改めます。

（サービスの終了）

３　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２型のものについては、令和７年３月31日に提供を終了することとします。

（契約に関する経過措置）

４　この附則第３項に規定するⅡ－２型のものの提供終了の際現に、次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、令和７年４月１日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目がⅡ－２－１型（フレッツ光ライト）のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目がⅡ－１型（フレッツ光ネクスト）であって、通信の態様による細目がプラン３－１のものに係るＩＰ通信網サービス
メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目がⅡ－２－２型（フレッツ光ライトプラス）のものに係るＩＰ通信網サ	メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目がⅡ－１型（フレッツ光ネクスト）であって、通信の態様による細目がプラン３－１のものに係

ービス	るＩＰ通信網サービス
メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目がⅡ－２－１型（フレッツ光ライト）のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目がⅡ－１型（フレッツ光ネクスト）であって、通信の態様による細目がグレード１－１のものに係るＩＰ通信網サービス

５　この附則第４項の規定により移行したＩＰ通信網サービスは、それらのサービスを対象に協定事業者等が提供する電気通信サービスについて、当分の間、利用できない場合があります。

（利用料金に関する経過措置）

６　この附則第４項の規定により移行したＩＰ通信網サービスにおける利用料金は、料金表第１表第１類の２（料金額）２－５の２－５－１⑴（基本料）の規定にかかわらず、次表に定める期間については、同表に定める料金額を適用します。

移行後のＩＰ通信網サービス		基本料の適用期間及び料金額（月額）	
		令和７年４月１日から令和７年６月30日までの間	令和７年７月１日から令和７年９月30日までの間
メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目がⅡ－１型（フレッツ光ネクスト）であってプラン３－１のものに係るＩＰ通信網サービス（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目がⅡ－２－１型（フレッツ光ライト）のものに係るＩＰ通信網サービスより移行したもの）		3,600円 （税込価格 3,960円）	4,400円 （税込価格 4,840円）
メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目がⅡ－１型（フレッツ光ネクスト）であってプラン３－１のものに係るＩＰ通信網サービス（メニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目がⅡ－２－２型（フレッツ光ライトプラス）のものに係るＩＰ通信網サービスより移行したもの）		4,250円 （税込価格 4,675円）	4,700円 （税込価格 5,170円）
メニュー５－２の100Mb/sの品目のものにおける提供の形態による細目がⅡ－１型（フレッツ光ネクスト）であってグレード１－１のものに係るＩＰ通信網サービス	プラン・ミニに係るもの	2,600円 （税込価格 2,860円）	3,200円 （税込価格 3,520円）
	プラン１に係るもの	2,400円 （税込価格 2,640円）	2,800円 （税込価格 3,080円）
	プラン２に係るもの	2,250円 （税込価格 2,475円）	2,500円 （税込価格 2,750円）

（経過措置期間における工事費の割引）
７　当社は、令和７年４月１日から令和７年９月30日までの間にこの附則第４項の規定により移行したＩＰ通信網サービスに係るＩＰ通信網契約者から、メニュー５－１の200Mb/s、１Gb/s若しくは10Gb/sのもの又はメニュー５－２の200Mb/s、１Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約への品目の変更の請求（通信の態様による細目又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（Ｉ型の基本装置に限ります。）の設置を伴うものを含みます。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和８年３月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、その品目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。
８　この附則第７項に定める場合において、ＩＰ通信網契約者から料金表第２表第２⑹に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額はＩＰ通信網契約者に負担していただきます。
（経過措置）
９　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和６年３月28日東経営第000200000270号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和６年４月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（サービスの終了）
３　当社は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー１については、令和８年１月31日にサービスを終了することとします。
（その他）
４　東経企営第18－142号（平成30年11月30日）の附則第３項を「３　削除」に改めます。

附　則（令和６年３月29日東経営第000200000277号）

この改正規定は、令和６年４月１日から実施します。

附　則（令和６年４月26日東経営第000200000295号）

この改正規定は、令和６年４月26日から実施します。

附　則（令和６年５月23日東経営第000200000311号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和６年６月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（メニュー５の申込みに係る利用料金の割引）
３　当社は、メニュー５の10Gb/sの品目のものについての申込みがあり、当社がその申込みを承諾し、ＩＰ通信網契約者から申出があったときは、次のとおり規定する「メニュー５の申込みに係る利用料金の割引」を適用します。
⑴　定義等
ア　「メニュー５の申込みに係る利用料金の割引」とは、メニュー５の10Gb/sの品目のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）の申込みにより、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるその割引対象サービスに係る利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料のうち基本料に係る部分に限ります。以下こ

の項において同じとします。）について、次表に規定する割引額（以下この項において「メニュー５の申込みに係る割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

１契約者回線ごとに月額

割引対象サービス	メニュー５の申込みに係る割引額
10Gb/sの品目のもの	700円(税込価格 770円)

イ　割引対象期間は、当社がその割引対象サービスの提供を開始する日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、11か月後の料金月の末日までとします。

ウ　割引対象期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

エ　ＩＰ通信網契約者は、当社がその割引対象サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引に係る申出を行っていただきます。

オ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和７年３月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約者からこの利用料金の割引に係る申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　令和６年６月１日から令和６年９月30日までの間に申込みがあったもの

イ　料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ　過去においてこの利用料金の割引の適用を受けていないもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。

イ　アの規定によりこの割引の適用を受けなくなった契約者回線について、割引対象サービスへの品目等の変更の申出があった場合は、割引対象期間内に限りこの割引額の減額の適用を受けることができます。この場合において、⑴の規定における利用料金の減額はその変更があった日から適用するものとし、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

ウ　当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

４　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、この附則第３項に規定する利用料金の割引に係る申出を行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則第３項の規定を適用しません。

（メニュー５の設置に係る工事費の割引）

５　当社は、令和６年６月１日から令和６年９月30日までの間に、次のいずれかに該当するメニュー５－１のⅡ－１型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に

係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ア　メニュー１に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時に行われる申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー１に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）であって、令和７年９月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったもの。

イ　総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者から、その第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知と同時に行われる申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）であって、令和７年９月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったもの。

ウ　音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款における第１種サービスの契約者から、その第１種契約の解除の通知と同時に行われる申込み（10Gb/sの品目に係るものであって、そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその解除の通知があった音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款における第１種サービスの契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和７年３月31日までに当社がその契約者回線（その終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）の設置の工事を行ったもの。

エ　当社が別に定める者から行われる申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。）であって、令和７年３月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったもの。

６　この附則第５項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引は、１の解除又は利用休止する電気通信サービスに係る契約に対して１のメニュー５に係るＩＰ通信網契約について適用します。

７　当社は、この附則第５項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

８　この附則第５項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、次の場合には、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

ア　現に利用しているメニュー１に係るＩＰ通信網契約の解除の通知を取消したとき。

イ　現に利用している総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知を取消したとき。

ウ　現に利用している音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款における第１種契約の解除の通知を取消したとき。

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

９　当社は、令和６年６月１日から令和６年９月30日までの間に、次のいずれかに該当する品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和７年３月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ア　メニュー５－１又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約における10Gb/sの品目以外のものから10Gb/sの品目のものへの品目等の変更
イ　メニュー５－２に係るＩＰ通信網契約における契約者回線の態様による細目がグレード１－２又はグレード２のものからグレード１－１のものへの品目等の変更
（その他）
10　この附則第５項及び第９項に定める場合において、ＩＰ通信網契約者から料金表第２表第１⑹に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額はＩＰ通信網契約者に負担していただきます。

附　則（令和６年６月24日東経営第000200000334号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和６年７月１日から実施します。
（サービスの終了）
２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー６－８（クラウドゲートウェイ　アプリパッケージ）を終了することとします。
（経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和６年９月24日東経営第000200000393号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和６年10月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（メニュー５の申込みに係る利用料金の割引）
３　当社は、メニュー５の10Gb/sの品目のものについての申込みがあり、当社がその申込みを承諾し、ＩＰ通信網契約者から申出があったときは、次のとおり規定する「メニュー５の申込みに係る利用料金の割引」を適用します。
⑴　定義等
ア　「メニュー５の申込みに係る利用料金の割引」とは、メニュー５の10Gb/sの品目のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）の申込みにより、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるその割引対象サービスに係る利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料のうち基本料に係る部分に限ります。以下この項において同じとします。）について、次表に規定する割引額（以下この項において「メニュー５の申込みに係る割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

１契約者回線ごとに月額

割引対象サービス	メニュー５の申込みに係る割引額
10Gb/sの品目のもの	700円(税込価格 770円)

イ　割引対象期間は、当社がその割引対象サービスの提供を開始する日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、11か月後の料金月の末日までとします。
ウ　割引対象期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。
エ　ＩＰ通信網契約者は、当社がその割引対象サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引に係る申出を行っていただきます。
オ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和７年７月31

日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約者からこの利用料金の割引に係る申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　令和６年10月１日から令和７年１月31日までの間に申込みがあったもの

イ　料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ　過去においてこの利用料金の割引の適用を受けていないもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。

イ　アの規定によりこの割引の適用を受けなくなった契約者回線について、割引対象サービスへの品目等の変更の申出があった場合は、割引対象期間内に限りこの割引額の減額の適用を受けることができます。この場合において、⑴の規定における利用料金の減額はその変更があった日から適用するものとし、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

ウ　当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

４　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、この附則第３項に規定する利用料金の割引に係る申出を行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則第３項の規定を適用しません。

（メニュー５の設置に係る工事費の割引）

５　当社は、令和６年10月１日から令和７年１月31日までの間に、次のいずれかに該当するメニュー５－１のⅡ－１型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ア　メニュー１に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時に行われる申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー１に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）であって、令和８年１月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったもの。

イ　総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者から、その第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知と同時に行われる申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）であって、令和８年１月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったもの。

ウ　音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款における第１種サービスの契約者から、その第１種契約の解除の通知と同時に行われる申込み（10Gb/sの品目に係るものであって、そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその解除の通知があった音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款における第１種サービスの契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和７年７月31日までに当社がその契約者回線（その終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）の設置の工事を行ったもの。

エ　当社が別に定める者から行われる申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。）であって、令和７年７月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったもの。

６　この附則第５項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引は、１の解除又は利用休止する電気通信サービスに係る契約に対して１のメニュー５に係るＩＰ通信網契約について適用します。

７　当社は、この附則第５項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

８　この附則第５項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、次の場合には、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

ア　現に利用しているメニュー１に係るＩＰ通信網契約の解除の通知を取消したとき。

イ　現に利用している総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知を取消したとき。

ウ　現に利用している音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款における第１種契約の解除の通知を取消したとき。

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

９　当社は、令和６年10月１日から令和７年１月31日までの間に、次のいずれかに該当する品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和７年７月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ア　メニュー５－１又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約における10Gb/sの品目以外のものから10Gb/sの品目のものへの品目等の変更

イ　メニュー５－２に係るＩＰ通信網契約における契約者回線の態様による細目がグレード１－２又はグレード２のものからグレード１－１のものへの品目等の変更

（その他）

10　この附則第５項及び第９項に定める場合において、ＩＰ通信網契約者から料金表第２表第１⑹に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額はＩＰ通信網契約者に負担していただきます。

附　則（令和６年９月25日東経営第000200000395号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和６年10月１日から実施します。

（サービス等の終了）

２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している無線アクセス認証機能及び無線アクセス認証機能対応型無線ＬＡＮ対応ルータ装置（光ステーションＷｉ－Ｆｉルータ）の提供を終了することとします。

（経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
４　東経企営第17‐217号（平成30年３月30日）の附則第２項を削除します。

附　則（令和６年10月22日東経営第000200000411号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和６年11月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　削除

附　則（令和６年12月24日東経営第000200000455号）

この改正規定は、令和７年１月１日から実施します。

附　則（令和６年12月24日東経営第000200000456号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和７年１月１日から実施します。
（サービス提供の終了）
２　当社は、当社が別に定める日において、メニュー５－２の契約者回線の態様による細目がグレード１－２及びグレード２のものに係るＩＰ通信網サービスについて、その契約者回線の終端と同一の構内又は建物内がメニュー５－２のグレード１－１のものに係るＩＰ通信網サービスの提供区域である場合であって、当社が別に定める建物等に該当するときは、そのメニュー５－２のグレード１－２及びグレード２のものに係るＩＰ通信網サービスの提供を終了するものとします。この場合において、当社はそのＩＰ通信網契約者に事前に通知を行います。
（経過措置）
３　前項の規定において、グレード１－２若しくはグレード２のものに係るＩＰ通信網サービスのＩＰ通信網契約者から、グレード１－１のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合又はグレード１－２若しくはグレード２のものに係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時に音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款におけるグレード１のものに係る第１種契約（その第１種契約者（その第１種契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその第１種契約者が指定する者とします。）と解除の通知があったメニュー５－２ のグレード１－２若しくはグレード２のものに係るＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）が同一の者である場合に限ります。）の申込み（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となるものに限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、グレード１－１のものに係るＩＰ通信網サービス又は音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款におけるグレード１のものに係る第１種サービスの提供開始日が当社が別に定める日以降となるときは、当社はグレード１－２又はグレード２のものに係るＩＰ通信網サービスを、当社が別に定める日から起算して最大６か月の間提供します。この場合において、ＩＰ通信網契約者は、当社が提供を継続した期間について利用料金の支払いを要します。
４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和７年１月24日東経営第000200000482号）

（実施期日）
１　この改正規定は、令和７年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（メニュー５の申込みに係る利用料金の割引）

３　当社は、メニュー５の10Gb/sの品目のものについての申込みがあり、当社がその申込みを承諾し、ＩＰ通信網契約者から申出があったときは、次のとおり規定する「メニュー５の申込みに係る利用料金の割引」を適用します。

⑴　定義等

ア　「メニュー５の申込みに係る利用料金の割引」とは、メニュー５の10Gb/sの品目のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）の申込みにより、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるその割引対象サービスに係る利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料のうち基本料に係る部分に限ります。以下この項において同じとします。）について、次表に規定する割引額（以下この項において「メニュー５の申込みに係る割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

１契約者回線ごとに月額

割引対象サービス	メニュー５の申込みに係る割引額
10Gb/sの品目のもの	700円(税込価格 770円)

イ　割引対象期間は、当社がその割引対象サービスの提供を開始する日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、11か月後の料金月の末日までとします。

ウ　割引対象期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

エ　ＩＰ通信網契約者は、当社がその割引対象サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引に係る申出を行っていただきます。

オ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和７年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約者からこの利用料金の割引に係る申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

ア　令和７年２月１日から令和７年５月31日までの間に申込みがあったもの

イ　料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ　過去においてこの利用料金の割引の適用を受けていないもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。

イ　アの規定によりこの割引の適用を受けなくなった契約者回線について、割引対象サービスへの品目等の変更の申出があった場合は、割引対象期間内に限りこの割引額の減額の適用を受けることができます。この場合において、⑴の規定における利用料金の減額はその変更があった日から適用するものとし、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

ウ　当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

４　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、この附則第３項に規定する利用料金の割引に係る申出を行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則第３項の規定を適用しません。

（メニュー５の設置に係る工事費の割引）

５　当社は、令和７年２月１日から令和７年５月31日までの間に、次のいずれかに該当するメニュー５－１のⅡ－１型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ア　メニュー１に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時に行われる申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー１に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）であって、令和８年５月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったもの。

イ　総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者から、その第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知と同時に行われる申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）であって、令和８年５月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったもの。

ウ　音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款における第１種サービスの契約者から、その第１種契約の解除の通知と同時に行われる申込み（10Gb/sの品目に係るものであって、そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその解除の通知があった音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款における第１種サービスの契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和７年11月30日までに当社がその契約者回線（その終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）の設置の工事を行ったもの。

エ　当社が別に定める者から行われる申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。）であって、令和７年11月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったもの。

６　この附則第５項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引は、１の解除又は利用休止する電気通信サービスに係る契約に対して１のメニュー５に係るＩＰ通信網契約について適用します。

７　当社は、この附則第５項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

８　この附則第５項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、次の場合には、料金表第

２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

ア　現に利用しているメニュー１に係るＩＰ通信網契約の解除の通知を取消したとき。

イ　現に利用している総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知を取消したとき。

ウ　現に利用している音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款における第１種契約の解除の通知を取消したとき。

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

９　当社は、次のいずれかに該当する品目等の変更（契約者回線の移転を伴うものを除きます。以下同じとします。）の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ア　令和７年２月１日から令和７年５月31日までの間に、メニュー５－１又はメニュー５－２（契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約における10Gb/sの品目以外のものから10Gb/sの品目のものへの品目等の変更の請求があり、令和７年11月30日までにその変更の工事を行ったとき。

イ　令和７年２月１日から令和８年３月31日までの間に、メニュー５－１又はメニュー５－２に係るＩＰ通信網契約における100Mb/s又は200Mb/sのものから１Gb/sのものへの品目等の変更の請求があり、令和８年９月30日までにその変更の工事を行ったとき。

ウ　令和７年２月１日から令和８年１月31日までの間に、メニュー５－２に係るＩＰ通信網契約における契約者回線の態様による細目がグレード１－２又はグレード２のものからグレード１－１のもの（１Gb/sに係るものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、令和８年７月31日までにその変更の工事を行ったとき。

（その他）

10　この附則第５項及び第９項に定める場合において、ＩＰ通信網契約者から料金表第２表第１⑹に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額はＩＰ通信網契約者に負担していただきます。

附　則（令和７年１月24日東経営第000200000483号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和７年２月１日から実施します。

（サービスの終了）

２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー４（フレッツ・ＡＤＳＬ）を終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

４　改正前のこの約款の附則中、この附則第２項の規定により終了するサービス等に関する各規定を削除します。

附　則（令和７年３月24日東経営第000200000531号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和７年４月１日から実施します。

（サービスの終了）

２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー５－１及びメニュー５－２に係る提供形態による細目がⅡ―２型（フレッツ 光ライト・フレッツ光ライトプラス）のものを終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

４　改正前のこの約款の附則中、この附則第２項の規定により終了するサービス等に関する各規定を削除します。

附　則（令和７年３月24日東経営第000200000532号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和７年４月１日から実施します。

（複数回線同時利用申出に係る利用料金の割引の終了）

２　当社はこの改正規定実施の日において、改正前の規定により適用している複数回線同時利用申出に係る利用料金の割引の適用を終了することとします。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

４　改正前のこの約款の附則中、この附則第２項の規定により終了する利用料金の割引の適用に関する各規定を削除します。

附　則（令和７年３月26日東経営第000200000535号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和７年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー６－２のプラン１に係る通信の態様による細目がプラン１－１のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー６－２のプラン１に係る通信の態様による細目がプラン１－１のもであって、プラン１－１に係る契約者回線の終端の場所による細目がプラン１－１－１のものに係るＩＰ通信網サービス
メニュー６－２のプラン１に係る通信の態様による細目がプラン１－２のものに係るＩＰ通信網サービス	メニュー６－２のプラン１に係る通信の態様による細目がプラン１－２のもであって、プラン１－２に係る契約者回線の終端の場所による細目がプラン１－２－１のものに係るＩＰ通信網サービス

附　則（令和７年３月28日東経営第000200000540号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和７年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している又は契約の申込者から申込みがあったメニュー６－７－１に係るＩＰ通信網契約の利用料については、料金表第１表第１類第１の２（料金額）２－６⑺アの規定にかかわらず、次表に定める額を適用します。

月額

料　金　種　別	単　　位	料　　金　　額
利用料	１閉域グループ内回線ごとに	7,000円 （税込価格 7,700円）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和７年４月23日東経営第000200000566号）

この改正規定は、令和７年４月28日から実施します。

附　則（令和７年５月30日東経営第000200000595号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和７年６月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、メニュー５の申込みに係る利用料金の割引に関する部分については、令和７年６月２日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（メニュー５の申込みに係る利用料金の割引）

３　当社は、メニュー５の10Gb/sの品目のものについての申込みがあり、当社がその申込みを承諾し、ＩＰ通信網契約者から申出があったときは、次のとおり規定する「メニュー５の申込みに係る利用料金の割引」を適用します。

⑴　定義等

ア　「メニュー５の申込みに係る利用料金の割引」とは、メニュー５の10Gb/sの品目のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）の申込みにより、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるその割引対象サービスに係る利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料のうち基本料に係る部分に限ります。以下この項において同じとします。）について、次表に規定する割引額（以下この項において「メニュー５の申込みに係る割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

１契約者回線ごとに月額

割引対象サービス	メニュー５の申込みに係る割引額
10Gb/sの品目のもの	700円(税込価格 770円)

イ　割引対象期間は、当社がその割引対象サービスの提供を開始する日から、その日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、11か月後の料金月の末日までとします。

ウ　割引対象期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

エ　ＩＰ通信網契約者は、当社がその割引対象サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引に係る申出を行っていただきます。

オ　この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和８年３月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。

⑵　承諾

当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約者からこの利用料金の割引に係る申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するも

のである場合に限り、これを承諾します。

ア　令和７年６月１日から令和７年９月30日までの間に申込みがあったもの

イ　料金表第１表第１類第１の１⑼に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの

ウ　過去においてこの利用料金の割引の適用を受けていないもの

⑶　割引の適用

ア　当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。

イ　アの規定によりこの割引の適用を受けなくなった契約者回線について、割引対象サービスへの品目等の変更の申出があった場合は、割引対象期間内に限りこの割引額の減額の適用を受けることができます。この場合において、⑴の規定における利用料金の減額はその変更があった日から適用するものとし、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。

ウ　当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。

エ　当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

４　当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、この附則第３項に規定する利用料金の割引に係る申出を行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則第３項の規定を適用しません。

（メニュー５の設置に係る工事費の割引）

５　当社は、令和７年６月１日から令和７年９月30日までの間に、次のいずれかに該当するメニュー５－１のⅡ－１型のもの又はメニュー５－２のⅡ－１型のものに係るＩＰ通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（当社が別に定める場合を除きます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

ア　メニュー１に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網契約の解除の通知と同時に行われる申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあったメニュー１に係るＩＰ通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）であって、令和８年５月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったもの。

イ　総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者から、その第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知と同時に行われる申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約者又は第２種契約者が同一の者である場合に限ります。）であって、令和８年９月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったもの。

ウ　音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款における第１種サービスの契約者から、その第１種契約の解除の通知と同時に行われる申込み（10Gb/sの品目に係るものであって、そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその解除の

通知があった音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款における第１種サービスの契約者が同一の者である場合に限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和８年３月31日までに当社がその契約者回線（その終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）の設置の工事を行ったもの。

エ　当社が別に定める者から行われる申込み（そのＩＰ通信網契約者（そのＩＰ通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのＩＰ通信網契約者が指定する者とします。）とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。）であって、令和８年３月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったもの。

６　この附則第５項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引は、１の解除又は利用休止する電気通信サービスに係る契約に対して１のメニュー５に係るＩＰ通信網契約について適用します。

７　当社は、この附則第５項に規定するメニュー５の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。

８　この附則第５項の適用を受けたＩＰ通信網契約について、次の場合には、料金表第２表第２の２－５に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

ア　現に利用しているメニュー１に係るＩＰ通信網契約の解除の通知を取消したとき。

イ　現に利用している総合ディジタル通信サービス契約約款における第１種契約又は第２種契約の利用休止又は解除の通知を取消したとき。

ウ　現に利用している音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款における第１種契約の解除の通知を取消したとき。

（メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

９　当社は、令和７年６月１日から令和７年９月30日までの間にメニュー５－１又はメニュー５－２（契約者回線の態様による細目がグレード１－１のものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約における10Gb/sの品目以外のものから10Gb/sの品目のものへの品目等の変更（契約者回線の移転を伴うものを除きます。）の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和８年３月31日までにその変更の工事を行ったときは、基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

（その他）

10　この附則第５項及び第９項に定める場合において、ＩＰ通信網契約者から料金表第２表第１⑹に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額はＩＰ通信網契約者に負担していただきます。

附　則（令和７年６月23日東経営第000200000612号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和７年６月30日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

基本的な技術的事項

１　メニュー２

⑴　メニュー２－２に係るもの

品　　目	インタフェース種別	物理的条件	電気的／光学的条件	
			送出電圧／光出力	その他
10Mb/s	10BASE-T	８端子コネクタ（ISO/IEC 8877準拠）	6.2Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100 Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2005準拠
100Mb/s	100BASE-FX	SCコネクタ（IEC 標準60874-14準拠）	-14dBm（平均値）以下	IEEE802.3-2005準拠
	100BASE-TX	８端子コネクタ（ISO/IEC 8877準拠）	2.1Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100 Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2005準拠
１Gb/s	1000BASE-LX	SCコネクタ（IEC 標準60874-14準拠）	-3dBm（平均値）以下	IEEE802.3-2005準拠
		LCコネクタ（IEC 標準61754-20準拠）	-3dBm（平均値）以下	IEEE802.3-2005準拠
	1000BASE-SX	LCコネクタ（IEC 標準61754-20準拠）	0dBm（平均値）以下	IEEE802.3-2005準拠
	1000BASE-T	８端子コネクタ（ISO/IEC8877準拠）	3.1Ｖ（０-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100 Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2005準拠
10Gb/s	10GBASE-LR	SCコネクタ（IEC 標準60874-14準拠）	0.5dBm（平均値）以下	IEEE802.3-2005準拠

	10GBASE-LR	LCコネクタ（IEC標準61754-20準拠）	-8.2dB（平均値）以上 0.5dBm（平均値）以下	IEEE802.3-2005準拠
	10GBASE-SR	LCコネクタ（IEC標準61754-20準拠）	-8.2dB（平均値）以上 0.5dBm（平均値）以下	IEEE802.3-2005準拠

⑵　メニュー２－３にかかるもの

品　　目	インタフェース種別	物理的条件	電気的／光学的条件	
			送出電圧等／光出力	その他
100Mb/sのもの又は１Gb/sのものであって当社が別に定めるもの	1000BASE-SX	SCコネクタ（IEC 標準60874-14準拠）又はLCコネクタ（IEC 標準61754-20準拠）	-3dBm（平均値）以下	IEEE802.3-2005準拠

２　削除
３　削除

４　メニュー５

区　別	品　目	インタフェース種別	物理的条件	電気的条件	
				送出電圧等	その他
メニュー５－１	100Mb/sのもの	100BASE-TX	８端子コネクタ（ISO/IEC8877準拠）	2.1Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3u準拠
		10BASE-T	８端子コネクタ（ISO/IEC8877準拠）	6.2Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・ISO/IEC8802-3準拠
	200Mb/sのもの	1000BASE-T	８端子コネクタ（ISO/IEC8877準拠）	3.1Ｖ（０-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3準拠
		1000BASE-X SFF-8431 Rev4.1 APPENDIX F	SFP+（SFF8432準拠）	1.2Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・SFF8431準拠
	１Gb/sのもの	1000BASE-T	８端子コネクタ（ISO/IEC8877準拠）	3.1Ｖ（０-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3準拠
		1000BASE-X SFF-8431 Rev4.1 APPENDIX F	SFP+（SFF8432準拠）	1.2Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・SFF8431準拠
	10Gb/sのもの	10GBASE-T	８端子コネクタ（ISO/IEC8877準拠）	3.1Ｖ（０-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3 準拠

メニュー５－２	100Mb/sのもの	100BASE-TX	８端子コネクタ（ISO/IEC8877準拠）	2.1Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3u準拠
		10BASE-T	８端子コネクタ（ISO/IEC8877準拠）	6.2Ｖ（Ｐ-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・ISO/IEC8802-3準拠
	200Mb/sのもの	1000BASE-T	８端子コネクタ（ISO/IEC8877準拠）	3.1Ｖ（０-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3準拠
		1000BASE-X SFF-8431 Rev4.1 APPENDIX F	SFP+（SFF8432準拠）	1.2Ｖ（Ｐ－Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・SFF8431準拠
	１Gb/sのもの	1000BASE-T	８端子コネクタ（ISO/IEC8877準拠）	3.1Ｖ（０-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3準拠
		1000BASE-X SFF-8431 Rev4.1 APPENDIX F	SFP+（SFF8432準拠）	1.2Ｖ（Ｐ－Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・SFF8431準拠
	10Gb/sのもの	10GBASE-T	８端子コネクタ（ISO/IEC8877準拠）	3.1Ｖ（０-Ｐ値）以下	・送出電圧は、100 Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3 準拠

５　メニュー６

⑴　削除

⑵　メニュー６－２に係るもの

品　　目	インタフェース種別	物理的条件	電気的／光学的条件	
			送出電圧等／光出力	その他
100Mb/s、200Mb/s、300Mb/s及び１Gb/sのもの	1000BASE-LX（回線終端装置なし）	SCコネクタ（IEC標準60874-14準拠）	－３dBm（平均値）以下	IEEE802.3-2005準拠
	100BASE-TX（回線終端装置あり）	８端子コネクタ（ISO/IEC8877準拠）	2.1Ｖ（Ｐ－Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・ISO/IEC8802-3準拠
	1000BASE-LX（回線終端装置あり）	LCコネクタ（IEC標準61754-20準拠	-3dBm（平均値）以下	IEEE802.3-2005準拠
	1000BASE-SX（回線終端装置あり）	LCコネクタ（IEC標準61754-20準拠	0dBm（平均値）以下	IEEE802.3-2005準拠
	1000BASE-T（回線終端装置あり）	８端子コネクタ（ISO/IEC8877準拠）	3.1Ｖ（０－Ｐ値）以下	・送出電流は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2005準拠
10Gb/sのもの	10GBASE-LR	SCコネクタ（IEC標準60874-14準拠）	+0.5dBm（平均値）以下	IEEE802.3-2005準拠
		LCコネクタ（IEC標準61754-20準拠）	-8.2dB（平均値）以上 0.5dBm（平均値）以下	IEEE802.3-2005準拠
	10GBASE-SR（回線終端装置あり）	LCコネクタ（IEC標準61754-20準拠）	-8.2dB（平均値）以上 0.5dBm（平均値）以下	IEEE802.3-2005準拠

⑶　メニュー６－７に係るもの

品　　目	インタフェース種別	物理的条件	電気的／光学的条件	
			送出電圧等／光出力	その他
１Mb/s	10BASE-T	８端子コネクタ（ISO/IEC8877準拠）	6.2Ｖ（Ｐ－Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2005準拠
10Mb/s	10BASE-T	８端子コネクタ（ISO/IEC8877準拠）	6.2Ｖ（Ｐ－Ｐ値）以下	・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2005準拠

６　削除

７　メニュー８

品目及び細目		インタフェース種別	物理的条件	電気的／光学的条件	
				送出電圧／光出力	その他
10Mb/s		10BASE-T	８端子コネクタ（ISO/IEC 8877準拠）	6.2Ｖ（Ｐ－Ｐ値）以下	・送出電圧は、100 Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2005準拠
100Mb/s	タイプ１のもの	100BASE-FX	SCコネクタ（IEC 標準60874-14準拠）	-14dBm（平均値）以下	IEEE802.3-2005準拠
		100BASE-TX	８端子コネクタ（ISO/IEC 8877準拠）	2.1Ｖ（Ｐ－Ｐ値）以下	・送出電圧は、100 Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2005準拠
	タイプ２のもの	1000BASE-LX	SCコネクタ（IEC 標準60874-14準拠）	-3dBm（平均値）以下	IEEE802.3-2005準拠